

平成 1 9 年

## 第 3 回北杜市議会定例会会議録

平成 1 9 年 9 月 1 9 日開会  
平成 1 9 年 1 0 月 3 日閉会

山梨県北杜市議会

平成 1 9 年

第 3 回北杜市議会定例会会議録

9 月 1 9 日

## 1. 議事日程

平成19年第3回北杜市議会定例会(1日目)

平成19年9月19日  
午前10時00分開議  
於 議 場

日程第1 会期の決定について

日程第2 会議録署名議員の指名について

(日程第9 議案第82号 郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整備  
に関する条例の制定について

日程第10 認定第1号 平成18年度北杜市一般会計歳入歳出決算の  
認定

日程第11 認定第2号 平成18年度北杜市国民健康保険特別会計歳  
入歳出決算の認定

日程第12 認定第3号 平成18年度北杜市老人保健特別会計歳入歳  
出決算の認定

日程第13 認定第4号 平成18年度北杜市介護保険特別会計歳入歳  
出決算の認定

日程第14 認定第5号 平成18年度北杜市居宅介護支援事業特別会  
計歳入歳出決算の認定

日程第15 認定第6号 平成18年度北杜市簡易水道事業特別会計歳  
入歳出決算の認定

日程第16 認定第7号 平成18年度北杜市下水道事業特別会計歳入  
歳出決算の認定

日程第17 認定第8号 平成18年度北杜市農業集落排水事業特別会  
計歳入歳出決算の認定

日程第18 認定第9号 平成18年度北杜市甲陵中・高等学校特別会  
計歳入歳出決算の認定

日程第19 認定第10号 平成18年度北杜市辺見診療所特別会計歳入  
歳出決算の認定

日程第20 認定第11号 平成18年度北杜市白州診療所特別会計歳入  
歳出決算の認定

日程第21 認定第12号 平成18年度北杜市ケーブルテレビ特別会計  
歳入歳出決算の認定

日程第22 認定第13号 平成18年度北杜市土地開発事業特別会計歳  
入歳出決算の認定

- 日程第 2 3 認定第 1 4 号 平成 1 8 年度北杜市明野財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 2 4 認定第 1 5 号 平成 1 8 年度北杜市須玉財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 2 5 認定第 1 6 号 平成 1 8 年度北杜市高根財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 2 6 認定第 1 7 号 平成 1 8 年度北杜市長坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 2 7 認定第 1 8 号 平成 1 8 年度北杜市大泉財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 2 8 認定第 1 9 号 平成 1 8 年度北杜市小淵沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 2 9 認定第 2 0 号 平成 1 8 年度北杜市白州財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 3 0 認定第 2 1 号 平成 1 8 年度北杜市武川財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 3 1 認定第 2 2 号 平成 1 8 年度北杜市浅尾原財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 3 2 認定第 2 3 号 平成 1 8 年度北杜市病院事業特別会計決算の認定
- 日程第 3 3 議案第 8 3 号 北杜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 4 議案第 8 4 号 北杜市立甲陵高等学校授業料、入学料及び入学審査料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 5 議案第 8 5 号 平成 1 9 年度北杜市一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 6 議案第 8 6 号 平成 1 9 年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 7 議案第 8 7 号 平成 1 9 年度北杜市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 3 8 議案第 8 8 号 平成 1 9 年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 3 9 議案第 8 9 号 平成 1 9 年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 4 0 議案第 9 0 号 平成 1 9 年度北杜市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 4 1 議案第 9 1 号 平成 1 9 年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）

- 日程第42 議案第92号 平成19年度北杜市白州診療所特別会計補正予算(第1号)
- 日程第43 議案第93号 平成19年度北杜市ケーブルテレビ特別会計補正予算(第1号)
- 日程第44 議案第94号 平成19年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計補正予算(第1号)
- 日程第45 議案第95号 平成19年度北杜市浅尾原財産区特別会計補正予算(第1号)
- 日程第46 議案第96号 工事請負契約の締結について  
までの38案件を一括議題として上程)
- 日程第3 市長行政報告および提出議案の説明
- 日程第10 認定第1号 平成18年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定
- 日程第11 認定第2号 平成18年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第12 認定第3号 平成18年度北杜市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第13 認定第4号 平成18年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第14 認定第5号 平成18年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第15 認定第6号 平成18年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第16 認定第7号 平成18年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第17 認定第8号 平成18年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第18 認定第9号 平成18年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第19 認定第10号 平成18年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第20 認定第11号 平成18年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第21 認定第12号 平成18年度北杜市ケーブルテレビ特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第22 認定第13号 平成18年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第23 認定第14号 平成18年度北杜市明野財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第24 認定第15号 平成18年度北杜市須玉財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第25 認定第16号 平成18年度北杜市高根財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第26 認定第17号 平成18年度北杜市長坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第27 認定第18号 平成18年度北杜市大泉財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第28 認定第19号 平成18年度北杜市小淵沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第29 認定第20号 平成18年度北杜市白州財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第30 認定第21号 平成18年度北杜市武川財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第31 認定第22号 平成18年度北杜市浅尾原財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第32 認定第23号 平成18年度北杜市病院事業特別会計決算の認定
- 日程第4 決算特別委員会の設置について

- 日程第5 決算特別委員会委員の選任について  
 ( 常任委員会付託 )
- 追加日程第1 議会運営委員長不信任の件
- 追加日程第2 議会運営委員長信任の件
- 日程第6 請願第2号 請願の件「後期高齢者医療制度に関する請願」
- 日程第7 請願第3号 請願の件「日豪EPA交渉に関する請願」
- 日程第8 選挙第5号 牛ヶ馬場恩賜具有財産保護組合議会議員の選挙について
- 日程第9 議案第82号 郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

## 2.出席議員 (41人)

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 野中真理子  | 2番 岡野 淳   |
| 3番 小澤 宜夫  | 4番 篠原 眞清  |
| 5番 五味 良一  | 6番 小野喜一郎  |
| 7番 鈴木今朝和  | 8番 風間 利子  |
| 9番 坂本重夫   | 10番 植松 一雄 |
| 11番 坂本 静  | 12番 小林 忠雄 |
| 13番 中嶋 新  | 14番 保坂多枝子 |
| 15番 利根川昇  | 16番 中村勝一  |
| 17番 宮坂 清  | 18番 坂本 保  |
| 19番 千野 秀一 | 20番 小尾直知  |
| 21番 渡邊 英子 | 22番 小林元久  |
| 23番 林 泰彦  | 24番 内田俊彦  |
| 25番 篠原 珍彦 | 26番 内藤 昭  |
| 27番 小林 保壽 | 28番 坂本 治年 |
| 29番 古屋 富藏 | 30番 茅野光一郎 |
| 31番 浅川富士夫 | 32番 田中勝海  |
| 33番 秋山 九一 | 34番 中村隆一  |
| 35番 清水 壽昌 | 36番 秋山 俊和 |
| 37番 細田 哲郎 | 38番 渡邊 陽一 |
| 39番 小澤 寛  | 40番 鈴木 孝男 |
| 41番 浅川 哲男 |           |

## 3.欠席議員 (なし)

4. 会議録署名議員

31番 浅川富士夫  
33番 秋山九一

32番 田中勝海

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(26人)

市長	白倉政司	副市長	曾雌源興
総務部長	坂本伴和	企画部長	福井俊克
保健福祉部長	藤原良一	生活環境部長	柴井英記
産業観光部長	植松忠	建設部長	相吉正一
教育長	小清水淳三	教育次長	小沢孝文
監査委員事務局長	藤原宝	農業委員会事務局長	新海敏生
明野総合支所長	八代忠夫	須玉総合支所長	内藤歳雄
高根総合支所長	白倉民雄	長坂総合支所長	植松本
大泉総合支所長	小池光和	小淵沢総合支所長	進藤幸夫
白州総合支所長	原哲也	武川総合支所長	三枝基治
総務部参事	中澤卓夫	総務課長	赤岡繁生
財政課長	平井敏男	政策秘書課長	細川清美
会計管理者	堀内誠	代表監査委員	清水喜一

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3人)

議会事務局長 小松正壽  
議会書記 岩波信司  
" 浅川輝夫

開会 午前10時00分

○議長（小澤寛君）

改めまして、おはようございます。

ただいまから、平成19年第3回北杜市議会定例会を開会いたします。

開会にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

実りの秋を迎え、頭を下げた黄金色の稲穂が一面に広がり、市内に黄色いじゅうたんを敷き詰めたような広大な田園風景となっております。今年も豊作であることを願うものであります。

今議会で審議したことが、翌年度の予算に反映されることから、9月議会が決算議会といわれている所以であります。どうか議員各位におかれましては、十分にご審議をいただき、円滑な議会運営をお願い申し上げます、開会のあいさつといたします。

本日の出席議員数は41人であります。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

諸報告を行います。

本定例会に提出する議案につき、市長から通知がありました提出議案は認定23件、議案15件、同意2件、諮問1件であります。

次に今定例会において、受理した請願はお手元に配布のとおりであります。

次に、監査委員から平成19年5月分および6月分の例月出納検査および定期監査について、結果報告がありました。

8月27日には、リニア中央エクスプレス建設促進山梨県市議会議員連盟会での要望活動に私と副議長が出席し、リニア中央エクスプレスの早期実現と山梨リニア実験線全線の早期完成の要望を行いました。訪問先は県選出の国会議員、それから関係国会議員であります。国土交通省、JR東海等であります。

なお、報道関係者から本日、議会の撮影の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご承知願います。

次に閉会中に開催されました、山梨県後期高齢者医療広域連合議会および峡北地域広域水道企業団議会からご報告がございます。

はじめに山梨県後期高齢者医療広域連合議会、内藤昭議員、報告をお願いいたします。

○26番議員（内藤昭君）

山梨県後期高齢者医療広域連合の議会報告をさせていただきます。

山梨県後期高齢者医療広域連合議会の7月臨時会が、7月4日に山梨県自治会館の講堂において開催され、私が出席いたしました。議案の審議に先立ち、正副議長の選挙が行われ、議長に甲府市の斉藤憲二氏、副議長に市川三郷町の秋山詔樹氏が就任されました。また、監査委員には市川三郷町の中澤尚氏、甲府市の武藤雅美氏が選任されました。

提出された議案は広域連合が設立され、最初の議会でありますので、専決処分報告および承認を求める件についての承認案件29件、予算案件および広域連合広域計画策定、ならびに人事案件等であります。

なお、平成19年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算総額は、3億5,539万6千円であります。

以上、承認案件29件、議案2案件、人事案件等については、いずれも原案どおり認定および議決、ならびに同意されました。

以上で、山梨県後期高齢者医療広域連合議会の報告を終わります。

○議長（小澤寛君）

次に峡北地域広域水道企業団議会、利根川昇議員、報告をお願いいたします。

利根川昇君。

○15番議員（利根川昇君）

峡北地域広域水道企業団の議会報告をさせていただきます。

平成19年第2回峡北地域広域水道企業団議会定例会が、9月4日に開催されました。鈴木今朝和議員、小林忠雄議員、保坂多枝子議員、宮坂清議員、清水壽昌議員、私の6名が出席いたしました。

一般質問には斐崎市議会選出の小林恵理子議員が、塩川系給水料金の90円から100円への引き上げについて、水質問題について、この2つの質問を行いました。

提出された議案は条例案件2件、認定案件1件、予算案件1件であります。

議案の概要について、説明いたします。

まず条例案件についてであります。最初に峡北地域広域水道企業団水道用水供給条例の一部を改正する条例につきましては、塩川系の給水料金1立方メートル当たり90円を100円に改正するものであります。

今回の料金改定につきましては、平成10年の塩川系給水開始時に計画されました80円を5年、平成15年から90円を5年、平成20年から100円とする、正副企業長会議および議会での決定事項であり、今後予想される塩川系の設備更新に対する財源確保でもあります。今回の給水料金の改定は、平成20年4月1日からの施行となります。

次に峡北地域広域水道企業団管理事務所建設事業基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例につきましては、すでに企業団管理事務所はすべて完成しており、基金の処分も済んでいることから、この条例を廃止するものであります。

続いて、認定案件の平成18年度峡北地域広域水道企業団水道用水供給事業会計決算につきましては、水道事業収益が決算額11億940万円余であります。

その主なものは営業収益、給水収益であり、年間総供給量740万434立方メートルを供給し、10億1,235万円余りであります。

ちなみに北杜市では大門系、塩川系を合わせた年間給水量410万9,239立方メートルを供給し、年間の給水料金は6億5,870万円余となりました。

次に水道事業費用は、決算額8億1,815万円余であります。その主なものは営業費用が6億535万円余であり、このうち大門浄水場および塩川浄水場の運営費である原水及び浄水費が4億2,973万円余であります。また資本的収入は5,151万円余となり、資本的支出が2億5,181万円余となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額については、減債積立金および当年度分損益勘定留保資金等で補てんしております。

次に損益計算による平成18年度の経営利益は2億7,559万円余であり、特別利益の過年度損益修正益を加えた当年度純利益は2億7,718万円余であります。

次に予算案件は、平成19年度峡北地域広域水道企業団水道用水供給事業会計補正予算（第1号）であります。

補正予算の内容は収益的収支であります。水道事業収益の営業外収益を2,990万円増

額し、総額10億4,909万9千円とし、水道事業費用の営業費用を208万6千円増額し、総額8億9,668万円とするものであります。

また、資本的収支であります。資本的収入を1,320万1千円減額し、総額7,020万5千円とし、資本的支出を1億1,209万6千円増額し、総額3億6,241万8千円とするものであります。

資本的支出の増額補正につきましては、大門系施設の耐震診断委託料、大門上水道中央監視制御装置更新工事費および塩川系の送水管敷設替え工事費であります。

以上4議案については、いずれも原案のとおり、認定可決されました。

以上で、峡北地域広域水道企業団議会の報告を終わります。

○議長（小澤寛君）

報告が終わりました。

大変、ご苦労さまでした。

以上で、諸報告を終わります。

これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（小澤寛君）

日程第1 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日9月19日から10月3日まで15日間といたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から10月3日までの15日間に決定いたしました。

なお、定例会でありますので追加案件もあろうかと思っておりますが、ご承知おき願いたいと思っております。

○議長（小澤寛君）

日程第2 会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

会議規則第79条の規定により、議長が指名いたします。

31番議員 浅川富士夫君

32番議員 田中勝海君

33番議員 秋山九一君

以上、3人を本定例会の会議録署名議員に指名いたします。

○議長（小澤寛君）

日程第9 議案第82号 郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてから日程第46 議案第96号 工事請負契約の締結についてまでの38案件を一括議題といたします。

○議長（小澤寛君）

日程第3 市長から行政報告および提出議案に対する説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

本日、ここに平成19年第3回北杜市議会定例会の開会にあたり、私の市政に対する所信の一端を申し述べるとともに、提出いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げ、議員各位ならびに市民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

安倍晋三総理大臣が過日、辞任を表明されました。政治の停滞がないよう、また地方に活力のある国家づくりが推進されるよう、願うものであります。

さて、山梨中央銀行は、7月から8月の県内経済情勢動向調査をまとめ、「緩やかな回復傾向にある」と前回の評価を据え置いた判断を示しました。安倍総理辞任表明の衝撃の中で、経済政策の停滞も懸念されますが、市政を預かる者として北杜市の将来のため、しっかりと舵取りをしてまいる所存であります。

この夏は全国的に猛暑日が続き、地球規模での環境が憂慮されます。このような中で、市内観光地への人出が心配されたところではありますが、明野町で開催しましたサンフラワーフェスには、太陽に向かって咲き誇るヒマワリをひと目見ようと、昨年を上回る18万7千人が訪れ、また風林火山館は、当初の目標としておりました入館者40万人を、今月11日に突破したところでもあります。

そのほか、民間でのイベントではありますが、清里フィールドバレエや北杜国際音楽祭、八ヶ岳音楽祭などにも、県内外から大勢の皆さまが訪れました。

ふるさとにいながらにして、一流の芸術や文化に接することができることは、大変喜ばしいことであり、今後もこのような取り組みが増えることを期待するものであります。

9月2日、明野中学校校庭において陸上自衛隊や峡北消防本部、各種団体などの協力を得て、多数の市民の皆さまのご参加の下、大規模な災害を想定した北杜市総合防災訓練を実施いたしました。

今後も国、県、関係機関や市民と一体となって、防災対策に取り組み、安全・安心な地域づくりに努めてまいる考えであります。

また、関東地方に上陸した先の台風9号は、幸い北杜市では被害がありませんでしたが、各地の被害を見るにつけ、災害に対する日頃の備えと訓練が重要であると、改めて痛感したところでもあります。

去る7月12日に村井長野県知事を訪問し、中部横断自動車道の北杜市から佐久穂町間の整備計画区間への格上げについて、連携して行動できるようお願いしてまいりました。

8月28日には、佐久市で開催された中部横断自動車道建設促進連盟総会で、整備計画区間への格上げや全線の早期完成に向け、積極的に取り組んでいくことを確認したところでもあります。

また、7月25日には国土交通省に対し、大武川流路工のお礼と、引き続いて尾白川河川整備等について、要望してまいりました。

さらに8月24日には、JR東日本八王子支社を訪問し、まちづくり交付金事業での小淵沢駅舎整備について、JRとしても整備内容や費用負担を検討していただけるよう、要望してま

いりました。

次に、市政の状況について申し上げます。

最初に仮称、北杜市環境保全基金の創設についてであります。

北杜市は、森林と水に恵まれた地域であり、それを適切に保全し、良好な状態で次世代に引き継いでいくことは、次世代から一時的に自然環境を預かっている、今を生きる世代の共通の責務であり、環境保全を図るための諸施策を講じていくことが必要であると考えております。

山梨県において検討されてきた、ミネラルウォーターに関する税につきましては、昨年7月に専門家による検討会から、ミネラルウォーター税の導入は、積極的に評価することが難しい旨の報告がされ、誠に残念でありました。

これを受け、市では昨年8月にミネラルウォーター税等導入のための庁内研究会を設置し、環境保全を目的とした費用負担の方法について、研究を重ねてまいりました。

研究会からは、森林および地下水の保全を目的とした費用負担の方法としては、割当的寄付金等の禁止を定めた地方財政法などに留意する必要があることから、強制力を伴わない協力金という形が、現段階においては適当であるとの報告がされたところであります。

北杜市は、環境省が選定した全国名水百選に2カ所が選ばれており、水を守り、森林を守り育てることは、大切な施策であると考えております。

このため、市といたしましては、森林および地下水の保全などを図るための基金を設置し、趣旨に賛同される皆さまから協力をいただき、環境保全のための事業を進めてまいりたいと考えております。

今後は（仮称）北杜市環境保全基金設置のための準備を進め、12月の市議会定例会に条例案を提出し、平成20年度から導入したいと考えております。

次に、北杜市空き家情報登録制度についてであります。

市では、市内の空き家の有効活用を通して、都市住民との交流拡大および定住促進による地域の活性化を図るため、先般、北杜市空き家情報登録制度、空き家バンクを設置いたしました。

本年4月に、各地区の地域委員の皆さまに空き家の調査を依頼したところであり、提供していただいた88棟の情報に基づいて、現地調査や所有者に貸し出し、または売却の希望などについてのアンケート調査を行っており、希望者には空き家バンクへ登録をしていただくこととしております。

来月からは、受け入れ地区にも理解を求めるとともに、借り手、貸し手の交渉がスムーズにいくよう、社団法人 山梨県宅地建物取引業協会と協定を結び、連携を図る中で、地域の活性化に結びつけられるよう、努めてまいりたいと考えております。

次に、北杜市民バスについてであります。

市民の足を確保することは、大切な施策であります。このため、北杜市地域公共交通再編計画の実施に向けて準備を進めてまいりました市民バスにつきましては、現在、市内を運行しております市営バスの運行形態や料金、ダイヤを見直し、利用者に公平で分かりやすく、通学・通院や乗り継ぎに配慮した利用しやすいものとするため、10月1日から12路線に再編成し、市民により身近な北杜市民バスとして、運行を開始いたします。

次に、北杜24景の選定についてであります。

北杜市の素晴らしい自然環境や豊かな文化を再認識するとともに、市民のふるさと意識の高揚と市のまちづくりに活用するため、市の代表的な景観を定めることとし、先般、北杜24景

選定委員会を設置したところであります。

市民の皆さまの意向を調査した上で、選定委員会で審査・選定していただき、11月に予定しております市制施行3周年記念式典の中で、発表したいと考えております。さらに、北杜市24景を冊子にまとめ、市内外の皆さまに情報発信することにより、北杜市のイメージアップや観光振興につなげてまいりたいと考えております。

次に、市長と語る集いについてであります。

昨年度は、各町単位に各種団体の皆さまを対象に、市長と語る集いを開催いたしました。市民の皆さまから寄せられた要望・意見等を取り入れ、本年度はテーマ設定をした中で、対象者を限定せず、自由に参加していただく方法で行うこととし、8月下旬に市内4カ所において開催したところであります。

その結果、出席者数などについて、今後の課題も残されましたが、出席者からは北杜市の将来を見据えた建設的なご意見・ご提案が多く出されました。皆さまから寄せられました貴重なご意見・ご提案等につきましては、今後の市政運営にできるだけ反映させてまいりたいと考えております。

次に、実質公債費比率についてであります。

昨年度から、自治体財政の健全度を示す新たな指標として導入された実質公債費比率が、今年度は19.4%となり、昨年度はご承知のとおり18.0%でありました。引き続き、公債費負担適正化計画を策定しなければならない状況にあります。

このため、市債の発行額や償還額、公営企業会計への繰出金などを直近のものに置き換え、昨年度策定した公債費負担適正化計画を見直したところ、6年後の平成25年度に、実質公債費比率を18%未満とする目標の達成は可能でありましたので、計画を一部変更し、県に提出したところであります。

計画の達成には公営企業の経営改善をはじめ、各般にわたる行財政改革の一層の推進が不可欠であり、痛みを伴いますが、議員各位ならびに市民の皆さまのご理解をいただく中で、着実に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、肝炎保健指導推進モデル事業についてであります。

山梨県におけるC型肝炎の感染率は1.77%であり、全国平均の約2倍となっております。また、これと関連性が高いと言われる肝ガンによる死亡率も東日本では最も高く、全国でも7番目となっております。このため、県においては、重点的に取り組むべき市町村を指定し、保健指導の体制を整えて肝疾患の重症化を防止することとし、本年8月、北杜市が指定を受けたところであります。

肝炎保健指導推進モデル事業として、C型肝炎と診断された方に肝炎手帳を交付するとともに、要診療者に保健指導を行い、さらに保険者と医療機関の連携体制の構築を図り、要診療者の重症化が軽減できるよう、県と協力する中で鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

また、市内にはC型肝炎と診断された患者および家族、また趣旨の賛同者により、昨年8月に北杜肝友会が設立されております。この会員の方々をはじめ、広く市民の皆さまにC型肝炎についての正しい知識と、治療への情報提供を行ってまいりたいと考えております。

次に、北杜市立白州診療所の改修についてであります。

白州診療所につきましては、老朽化が進むとともに、治療室の不足やバリアフリーへの対応などが課題となっております。

このため、同一敷地内にある白州保健センターを改修し、新たな白州診療所としての機能の充実を図ることとし、今回の補正予算に設計委託費を計上しております。

平成20年度には保健センターを改修し、診療所を移転後、現診療所は解体して駐車場として整備する考えであります。

次に、大規模電力供給用太陽光発電系統安定化等実証研究についてであります。

昨年9月に事業が採択されてから、1年余りの期間が経過しましたが、多くの皆さまにご協力をいただく中で、去る8月29日に長坂町夏秋の現地において造成工事、太陽光パネル設置工事の起工式を執り行うことができました。今後は工事を着実に実施し、来年1月下旬に予定されている実証研究の開始に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

またJR小海線では、世界初のハイブリット列車の運行が始まりました。歴史的な事業で大きな一ページであると思えます。

次に、名水サミットについてであります。

10月5日、6日の2日間にわたり、北杜市大泉町で開催いたします第21回全国水環境保全市町村連絡協議会は、名水サミット・イン・北杜と銘打って県内外から約500人を迎え、全国大会やシンポジウムなどを行うこととしております。

この名水サミットを通じて、ミネラルウォーター生産量日本一、日照時間日本一など、北杜市が人と自然と文化が躍動する環境創造都市であることを全国にアピールしてまいりたいと考えております。

当日は、議員各位をはじめ、市民の皆さまにも広く参加していただきたいと思えます。

次に、明野廃棄物最終処分場安全管理委員会についてであります。

昨年6月に締結された、公害防止協定に基づいて設置された第1回安全管理委員会が、去る8月29日に開催されました。

安全委員会は、地元旧朝神8地区の区長や県、学識経験者など21名で構成されており、工事が適切に行われているかの確認、廃棄物の搬入管理や水質調査など、処分場の安全性をチェックする役割を担っております。最終処分場が安全・安心な施設として機能するためには、安全管理委員会が、その役割を十分果たすことが必要であります。

市といたしましても、地元の皆さまのご理解をいただける処分場となるよう、安全性等をしっかり注視してまいりる考えであります。

次に、北杜市企業ガイダンスの開催についてであります。

雇用の確保や定住人口の増加を図るため、企業の誘致活動と地域産業の振興に努めてまいりました結果、6社の企業誘致を実現することができました。しかしながら、さらなる企業の誘致活動や地域産業の振興を図っていくためには、就業者の確保が重要な課題であります。また、北杜市における雇用対策、若者定住促進対策としても、市内外からの就業者を確保する取り組みが必要であると考えております。

そこで、新規学卒者はもとより、都会などで生活している方がふるさとに戻ってくるUターン、北杜市の魅力に惹かれて転入してくるIターンなどをターゲットにした北杜市就職ガイダンスを11月7日に、須玉ふれあい館において開催することといたしました。

現在、農業生産法人などの誘致が期待できる状況の中で、若年層からシニア層までの幅広い雇用につながる場となることを期待するとともに、団塊世代の皆さまがもうひと花咲かせるためにも、市内企業との良縁を願って取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、給食センター建設に伴う旧穂足保育所跡地の整備についてであります。

(仮称)北杜市学校給食センターにつきましては、造成等にかかる経費や喫食までの時間などを勘案し、旧穂足保育所の跡地に建設することとしたところであります。

現在、基本・実施設計を行っているところでありますが、建設を進めるために必要な保育所施設の解体と併せて、プールの撤去費を今回の補正予算に計上しております。

なお、今後のスケジュールは、基本・実施設計を完了した上で、12月の市議会定例会に建設費の予算をお願いし、平成21年4月から供用を開始してまいりたいと考えているところであります。

次に提出案件の内容につきまして、ご説明申し上げます。

提出いたしました案件は認定案件23件、条例案件3件、補正予算案11件、契約案件1件、その他の案件3件となっております。

はじめに認定第1号の平成18年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定から、認定第23号の平成18年度北杜市病院事業特別会計決算の認定までの23案件につきましては、地方自治法第233条および地方公営企業法第30条の規定により、監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会の認定をお願いするものであります。

次に議案第82号の、郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては郵政民営化法等の施行に伴い、関係する6条例について、所要の改正をするものであります。

議案第83号の北杜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、北杜市職員が長期間にわたり、公共的施設において学習、調査、研究等に従事する期間を対象に無給休暇制度を新設するものであります。

議案第84号の北杜市立甲陵高等学校授業料、入学料及び入学審査料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきましては、授業料の額の改正に伴う在校生にかかる経過措置を規定するため、所要の改正をするものであります。

続きまして、補正予算につきまして、ご説明申し上げます。

まず、議案第85号の平成19年度北杜市一般会計補正予算(第3号)についてであります。

はじめに企画関係であります。市民が利用しやすいように市営バスの運行路線を再編することに伴う経費を計上いたしております。

次に民生関係であります。障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、情報支援機器等の整備と、日常生活用具の給付に要する経費を計上いたしております。

次に衛生関係であります。下水道認可区域外への合併浄化槽設置費補助金等を計上いたしております。

次に労働関係であります。市内企業の労働力を確保するとともに、就職希望者の就業支援のため、企業ガイダンス開催経費を計上いたしております。

次に農業関係であります。武川地区の用排水路改修工事に必要な経費を計上いたしております。

次に林業関係であります。サル追い払いのための機器整備等、ニホンジカ等の管理・捕獲を実施する経費を計上いたしております。

次に商工関係であります。リトリートの杜推進のためのシンポジウムの開催、コンソーシアムの設立等の経費を計上いたしております。

次に土木関係であります。市営住宅使用料の滞納解消のため、これまで電話や催告書による督促をはじめ、職員による訪問徴収など納入指導の強化に努めてまいりましたが、誠意の見られない高額滞納者に対し、住宅明け渡しおよび滞納家賃支払いの請求訴訟を行うため、その所要額を計上いたしております。

次に消防関係であります。自動体外式除細動機の正しい操作を習得するため、訓練用の機器を購入する経費を計上いたしております。

次に教育関係であります。学校給食センター建設予定地の旧穂足保育所解体工事および公民館分館へ、下水道の宅内配管を行う経費を計上いたしております。

以上の内容をもって、編成いたしました結果、補正額は4億2,251万5千円となり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ281億5,129万5千円とするものであります。

次に特別会計補正予算についてであります。

議案第86号の、平成19年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてありますが、老人保健医療費の社会保険診療報酬支払い基金への納付金額の確定に伴うもので、補正額を1億9,568万円とし、歳入歳出予算の総額を55億771万2千円とするものであります。

議案第87号の平成19年度北杜市老人保健特別会計補正予算(第1号)であります。過年度の医療費の精算に伴う一般会計への繰出金が主なもので、補正額を5,093万5千円とし、歳入歳出予算の総額を55億1,108万5千円とするものであります。

議案第88号の平成19年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第1号)であります。医療法人 燦生会が実施する地域密着型サービス事業所の整備に助成する経費等で、補正額を1億1,030万8千円とし、歳入歳出予算の総額を31億8,922万2千円とするものであります。

議案第89号の平成19年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)であります。5地区で実施する簡易水道改修工事に要する経費が主なもので、補正額を1億2,060万3千円とし、歳入歳出予算の総額を31億3,504万6千円とするものであります。

議案第90号の平成19年度北杜市下水道事業特別会計補正予算(第1号)であります。大泉処理場汚泥処理施設増設工事等に要する経費で、補正額を5,090万円とし、歳入歳出予算の総額を34億9,543万9千円とするものであります。

議案第91号の、平成19年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)であります。消費税の申告に伴う公課費で補正額を450万円とし、歳入歳出予算の総額を10億3,841万4千円とするものであります。

議案第92号の平成19年度北杜市白州診療所特別会計補正予算(第1号)であります。白州保健センターを改修し、診療所として整備するための設計委託料の追加と院外処方の実施に伴う医薬材料費の減額で3,510万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億880万4千円とするものであります。

議案第93号の、平成19年度北杜市ケーブルテレビ特別会計補正予算(第1号)であります。指定管理者制度への移行や料金の改定について、利用者に周知するための経費で、補正額を97万6千円とし、歳入歳出予算の総額を2億5,293万4千円とするものであります。

議案第94号の、平成19年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計補正予算(第1号)であります。授業料の増額分で補正額を31万6千円とし、歳入歳出予算の総額を4億6,028万

3千円とするものであります。

議案第95号の平成19年度北杜市浅尾原財産区特別会計補正予算(第1号)であります。民間企業の寄附金によるシーズの森整備に必要な経費で、補正額を106万4千円とし、歳入歳出予算の総額を3,190万4千円とするものであります。

次に議案第96号の工事請負契約の締結につきまして、ご説明申し上げます。

武川上団地建設工事の施工にあたり、工事請負契約を締結したいので、北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分の範囲を定める条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、私の所信の一端と提案いたしました案件につきまして、ご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

なお、定例会でありますので、追加議案もあろうかと思いますが、よろしくご理解をお願い申し上げます。

○議長(小澤寛君)

市長の説明が終わりました。

ここで、暫時休憩といたします。

15分間、休憩をとりまして、再開は11時といたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前11時00分

○議長(小澤寛君)

会議を開きます。

○議長(小澤寛君)

日程第10 認定第1号から日程第32 認定第23号までの一般会計及び特別会計の23案件の決算の認定について、補足説明を求めます。

堀内会計管理者。

○会計管理者(堀内誠君)

それでは、今議会に提出されました平成18年度の北杜市における各会計の決算に関する議案につきまして、ご説明申し上げます。

北杜市における各会計の決算については地方自治法、地方公営企業法、北杜市財務規則の規定に基づきまして、処理を行いました。決算の調整につきましては、各会計とも平成18年4月1日から平成19年3月31日までに実施されました諸事業および収入・支出につきまして、2カ月の出納整理期間を経て、平成19年5月31日に各会計を閉鎖し、決算の調整を行ったところでございます。

したがいまして、市長への決算書の提出は出納閉鎖後3カ月以内であります。平成19年7月20日に行い、また監査委員会による決算審査は7月25日、8月1日、2日、8日、10日の5日間にわたり実施され、決算に対する意見書をいただいたところであります。

今回、認定をいただく案件の数は平成18年度の一般会計をはじめ特別会計、病院事業特別会計を含め23案件であります。

まず認定第1号 平成18年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

当初の歳入歳出予算額 286億3,900万円に10回の補正を行い、17年度からの繰越事業を加えた予算の総額は、310億8,318万9,600円となりました。

歳入面では市税の69億4,100万円余をはじめ、総額で304億5,081万2,832円となり、収納率は98.0%であります。

一方、歳出面では高根東小学校耐震補強、小淵沢中学校改修工事などの義務教育施設整備事業、また高根、長坂、小淵沢地区のまちづくり交付金事業、中小水力発電開発事業など大規模な事業を実施し、総額で292億3,894万9,196円となり、執行率は94.1%でありました。

歳入歳出差し引き残高は12億1,186万3,636円となりますが、19年度へ繰り越す事業8億4,515万2,500円の財源とし、1億1,702万900円を差し引きますと、実質繰越額は10億9,484万2,736円となるものであります。

次に認定第2号 平成18年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

当初の歳入歳出予算額 48億5,265万4千円に3回の補正を行いまして、予算の総額は50億2,483万1千円となりました。

歳入面では国民健康保険税の17億800万円余をはじめ、総額で53億4,315万1,123円となり、収納率は93.8%であります。

一方、歳出面は保険給付費をはじめとし、48億1,657万6,830円で、執行率は95.9%であります。

歳入歳出差引残高5億2,657万4,293円となりますが、19年度へ繰り越す事業費915万6千円の財源とし、615万6千円を差し引きますと、実質繰越額は5億2,041万8,293円となるものであります。

次に認定第3号 平成18年度北杜市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

当初の歳入歳出予算額 50億744万5千円に1回の補正を行いまして、予算の総額は55億7,931万3千円となりました。

歳入面では、支払い基金の交付金29億1,900万円余をはじめ、総額で54億7,574万1,404円となり、収納率は98.1%であります。

一方、歳出面では医療給付費をはじめとし、54億7,479万505円で、執行率は98.1%でありました。

歳入歳出差し引き残高95万899円となり、全額、19年度へ繰り越すものであります。

次に認定第4号 平成18年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

当初の歳入歳出予算額 30億8,772万1千円に3回の補正を行い、予算の総額は30億7,655万4千円となりました。

歳入面では介護保険料の4億9,200万円余をはじめ、総額で31億2,019万9,857円となり、収納率は101.4%であります。

一方、歳出面では保険給付費をはじめ、30億1,909万1,471円で、執行率は98.1%でありました。

歳入歳出差し引き残高は1億110万8,386円となり、全額、19年度へ繰り越すもの

であります。

次に認定第5号 平成18年度北杜市介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

当初の歳入歳出予算額2,076万8千円に1回の補正を行い、予算の総額は1,579万8千円となりました。

歳入面ではサービス収入の1千万円余をはじめ、総額で1,475万1,949円となり、収納率は93.4%であります。

一方、歳出面では一般管理費として1,463万6,108円で、執行率は92.7%であります。

歳入歳出差し引き残高11万5,841円となり、全額、19年度へ繰り越すものであります。

次に認定第6号 平成18年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

当初の歳入歳出予算額34億1,369万1千円に3回の補正を行い、17年度からの繰越事業を加えた予算の総額は、36億4,783万4,850円となりました。

歳入面では水道使用料の11億1,400万円余をはじめ、総額で33億6,925万54円となり、収納率は92.4%であります。

一方、歳出面では水道維持管理費および水道施設整備費など33億1,702万4,751円で、執行率は90.9%でありました。

歳入歳出差し引き残高は5,222万5,303円となりますが、19年度へ繰り越す事業費2億6,991万8千円の財源として、2,264万1千円を差し引きますと、実質繰越額は2,958万4,303円となるものでございます。

次に認定第7号 平成18年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

当初の歳入歳出予算額34億9,923万9千円に3回の補正を行い、17年度からの繰越事業を加えた予算の総額は、43億7,732万3千円となりました。

歳入面では、一般会計からの繰入金14億5千万円余をはじめ、総額で37億4,972万9,147円となり、収納率は85.7%でありました。

一方、歳出面では下水道整備事業費および公債費など、37億1,859万1,963円で、執行率は85%でありました。

歳入歳出差し引き残高は3,113万7,184円となりますが、19年度へ繰り越す事業費5億8,168万3千円の財源とし、1,457万8千円を差し引きますと、実質繰越額は1,655万9,184円となりますのであります。

次に認定第8号 平成18年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

当初の歳入歳出予算額13億2,779万5千円に3回の補正を行い、17年度からの繰越事業を加えた予算の総額は13億4,561万9千円となりました。

歳入面では一般会計からの繰入金6億8,400万円余をはじめ、総額で12億8,311万2,197円となり、収納率は95.4%であります。

一方、歳出面では公債費および施設整備費など12億6,991万6,993円で、執行率

は94.4%でありました。

歳入歳出差し引き残高は1,319万5,204円となりますが、19年度へ繰り越す事業費4千万円の財源とし、180万2千円を差し引きますと、実質繰越額は1,139万3,204円となるものであります。

次に認定第9号 平成18年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

当初の歳入歳出予算額4億8,807万7千円に2回の補正を行い、予算の総額は4億9,912万2千円となりました。

歳入面では一般会計からの繰入金3億8,500万円余をはじめ、総額で4億9,833万6,132円となり、収納率は99.8%でありました。

一方、歳出面では4億8,503万9,247円で、執行率は97.2%でありました。

歳入歳出差し引き残額は1,329万6,885円となり、全額、19年度へ繰り越すものであります。

次に認定第10号 平成18年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

当初の歳入歳出予算額1億44万5千円に1回の補正を行い、予算の総額は1億5,137万1千円となりました。

歳入面では診療収入の1億1,700万円余をはじめ、総額で1億6,590万7,338円となり、収納率は109.6%であります。

一方、歳出面では1億4,052万3,180円で、執行率は92.8%であります。

歳入歳出差引残高2,538万4,158円となります。19年度へ全額繰り越すものであります。

次に認定第11号 平成18年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

当初の歳入歳出予算額1億1,357万4千円に2回の補正を行い、予算の総額は1億4,192万円となりました。

歳入面では診療収入の1億2,500万円余をはじめ、総額で1億5,314万8,674円となり、収納率は107.9%であります。

一方、歳出面では1億3,066万4,357円で、執行率は92.1%でありました。

歳入歳出残高は2,248万4,317円となり、全額、19年度へ繰り越すものであります。

次に認定第12号 平成18年度北杜市ケーブルテレビ特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

当初の歳入歳出予算額2億5,439万5千円に4回の補正を行い、予算の総額は2億9,480万円となりました。

歳入面ではテレビの使用料の1億4,900万円余をはじめ、総額で2億9,440万8,736円となり、収納率は99.9%であります。

一方、歳出面では2億8,918万749円で、執行率は98.1%でありました。

歳入歳出差し引き残額は522万7,987円となり、全額、19年度へ繰り越すものであります。

次に認定第13号 平成18年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

当初の歳入歳出予算額65万6千円に1回の補正を行い、予算の総額は1,850万6千円となりました。

歳入面では土地売却収入1,700万円余をはじめ、総額で2,007万6,013円となり、収納率は108.5%であります。

一方、歳出面では一般会計繰出金など1,840万296円で、執行率は99.4%でありました。

歳入歳出差し引き残額は167万5,717円となり、全額、19年度へ繰り越すものであります。

次に認定第14号 平成18年度北杜市明野財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

当初の歳入歳出予算額1,162万3千円に2回の補正を行い、予算の総額は3,131万7千円となりました。

歳入面では、基金などの繰入金2千万円余をはじめ、総額で3,141万8,010円となります。収納率は100.3%であります。

一方、歳出面では4つの財産区管理会の経費など、2,964万590円で、執行率は94.7%でありました。

歳入歳出差し引き残額は177万7,420円となり、全額、19年度へ繰り越すものであります。

次に認定第15号 平成18年度北杜市須玉財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

当初の歳入歳出予算額3,247万4千円に3回の補正を行い、予算の総額は2,741万2千円となりました。

歳入面では基金などの繰入金800万円余をはじめ、総額で2,768万9,923円となり、収納率は101.0%であります。

一方、歳出面では8つの財産区管理会の経費など1,279万7,354円で、執行率は46.7%でありました。

歳入歳出差し引き残額は1,489万2,569円となり、全額、19年度へ繰り越すものであります。

次に認定第16号 平成18年度北杜市高根財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

当初の歳入歳出予算額1億2,827万円は、補正を行いませんでしたので、予算の総額は1億2,827万円であります。

歳入面では県からの補助金5,200万円余をはじめ、総額で1億3,687万5,738円となり、収納率は106.7%であります。

一方、歳出面では8つの財産区管理会の経費など、9,559万2,924円で、執行率は74.5%でありました。

歳入歳出差し引き残高は4,128万2,814円となり、全額、19年度へ繰り越すものであります。

次に認定第17号 平成18年度北杜市長坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

当初の歳入歳出予算額1,065万6千円は、補正を行いませんでしたので、予算の総額は1,065万6千円であります。

歳入面では土地の貸付料270万円余をはじめ、総額で1,266万531円となり、収納率は118.8%であります。

一方、歳出面では3つの財産区管理会の経費など、293万281円で執行率は27.5%でありました。

歳入歳出差し引き残額は973万250円となり、全額、19年度へ繰り越すものであります。

次に認定第18号 平成18年度北杜市大泉財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

当初の歳入歳出予算額227万9千円は、補正を行いませんでしたので、予算の総額は227万9千円であります。

歳入面では県からの補助金140万円余をはじめ、総額で277万2,879円となり、収納率は121.1%であります。

一方、歳出面では2つの財産区管理会の経費など、139万4,977円で、執行率は61.2%でありました。

歳入歳出差し引き残額は137万7,902円となり、全額、19年度へ繰り越すものであります。

次に認定第19号 平成18年度北杜市小淵沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

当初の歳入歳出予算額622万3千円は、補正を行いませんでしたので、予算の総額は622万3千円であります。

歳入面では県からの交付金300万円余をはじめ、総額で836万5,608円となり、収納率は134.4%であります。

一方、歳出面では3つの財産区管理会の経費など、299万2,447円で執行率は47.0%であります。

歳入歳出差し引き残高は544万3,161円となり、全額、19年度へ繰り越すものであります。

次に認定第20号 平成18年度北杜市白州財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

当初の歳入歳出予算額190万円は補正を行いませんでしたので、予算の総額は190万円であります。

歳入面では、県からの交付金140万円をはじめ、総額で212万444円となり、収納率は111.6%であります。

一方、歳出面では5つの財産区管理会の経費など148万8,628円で、執行率は78.4%でありました。

歳入歳出差し引き残高63万1,816円となり、全額、19年度へ繰り越すものであります。

次に認定第21号 平成18年度北杜市武川財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

当初の歳入歳出予算額643万9千円に1回の補正を行い、予算の総額は937万2千円となりました。

歳入面では基金の利子など、300万円余をはじめ総額で904万9,238円となり、収納率は96.6%であります。

一方、歳出面では5つの財産区管理会の経費など465万1,977円で、執行率は49.7%でありました。

歳入歳出差し引き残額は439万7,261円となり、全額、19年度へ繰り越すものであります。

次に認定第22号 平成18年度北杜市浅尾原財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

当初の歳入歳出予算額3,275万6千円に2回の補正を行い、予算の総額は3,544万2千円となりました。

歳入面では不動産貸付収入など、2,200万円余をはじめ総額で3,885万7,970円となり、収納率は109.6%であります。

一方、歳出面では一般管理経費など3,296万989円で、執行率は93.0%でありました。

歳入歳出差し引き残額は589万6,981円となり、全額、19年度へ繰り越すものであります。

最後に認定第23号 平成18年度北杜市病院事業特別会計決算の認定に関する件であります。

決算は塩川病院、甲陽病院、介護老人保健施設 塩川ふじの里、訪問看護ステーション つくしんぼおよび八ヶ岳訪問看護ステーションの、5つの事業所の決算となります。

予算の執行状況のうち収益的収入及び支出については、収入予算現額40億3,623万2千円に対し、決算額は33億4,544万3,931円であり、収入予算執行率は82.9%であります。

内訳としまして、病院事業収益30億1,078万3,406円、介護老人保健事業収益2億8,218万3,031円、訪問看護事業収益5,247万7,494円となっております。

一方、支出は予算現額41億1,590万4千円に対し、決算額35億9,987万271円であります。支出予算執行率は87.5%であります。

内訳として、病院事業32億4,588万4,892円。介護老人保健事業費用3億980万248円。訪問看護事業費用4,418万5,131円となっております。

また、資本的収入及び支出については、収入予算現額1億6,971万7千円に対し、決算額4億36万1,952円であり、収入予算執行率は235.9%であります。

一方、支出は予算現額4億3,302万6千円に対し、決算額4億1,611万952円であり、支出予算執行率は96.1%であります。

以上、平成18年度各会計の歳入歳出決算についての概要を説明いたしました。

よろしくご審議のほどを賜り、認定いただきますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

○議長（小澤寛君）

以上で、堀内会計管理者の説明が終わりました。

次に代表監査委員から、認定第1号から認定第23号までの23案件の決算審査結果について、意見書の報告を求めます。

清水代表監査委員。

○代表監査委員（清水喜一君）

平成18年度北杜市一般会計、特別会計歳入歳出決算および基金運用状況を審査した結果について、ご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項および同法第241条第5項、ならびに地方公営企業法第30条第2項の規定により、決算審査に付された会計については、

平成18年度北杜市一般会計歳入歳出決算

平成18年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

平成18年度北杜市老人保健特別会計歳入歳出決算

平成18年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算

平成18年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算

平成18年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算

平成18年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算

平成18年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

平成18年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計歳入歳出決算

平成18年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算

平成18年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算

平成18年度北杜市ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算

平成18年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算

平成18年度北杜市明野財産区特別会計歳入歳出決算

平成18年度北杜市須玉財産区特別会計歳入歳出決算

平成18年度北杜市高根財産区特別会計歳入歳出決算

平成18年度北杜市長坂財産区特別会計歳入歳出決算

平成18年度北杜市大泉財産区特別会計歳入歳出決算

平成18年度北杜市小淵沢財産区特別会計歳入歳出決算

平成18年度北杜市白州財産区特別会計歳入歳出決算

平成18年度北杜市武川財産区特別会計歳入歳出決算

平成18年度北杜市浅尾原財産区特別会計歳入歳出決算

平成18年度北杜市病院事業特別会計歳入歳出決算

の23会計の決算でございます。

この23会計の決算について、平成19年7月25日から8月23日の間、北杜市役所において、審査のために提出されました決算書類について帳簿と証書類等に基づき、入江薫監査委員、浅川哲男監査委員、そして私の3名で決算審査を実施いたしました。

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書および財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているかどうかを確認し、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿、その他証書類等の照合など、通常実施すべき審査手続

きを実施したほか、必要と認められた項目の審査手続きを実施いたしました。

一般会計・特別会計および歳入歳出内現金、ならびに基金運用状況を審査した結果、決算はその計数に誤りはなく、諸帳簿・証拠書類も整備され、決算計数は正確でありました。

なお、各会計の決算については、お手元に配布されております決算書添付の意見書のとおりでございます。

国の三位一体の改革による行財政改革は、財政健全化の視点から自立した地域社会の実現のために地方の行財政改革に向け、急速に推進されており、本市においても行財政を取り巻く環境は依然として厳しく、自主財源の確保などが課題となっております。

また、本市における自治体の財政健全度を示す実質公債費比率は、19.4%と高い状況にあり、財政の健全化に向けた取り組みは急務であります。

こうした中で、歳入においては緩やかな景気回復や税制改正等により、市税の増収が見込まれるものの歳出においては、投資的経費がやや減少しながらも、義務的経費や他会計への繰り出しが増加傾向にあるなど、今後も厳しい財政運営が予想されるところであります。

財政状態を長期的に見通す中で、計画的な事務事業の取り組み、また他会計においては、受益者負担の適正化等を図り、独立した運営ができるよう積極的な取り組みが望まれます。

こうした財政状況ではありますが、本市においては第1次北杜市総合計画が策定され、市の基本理念である人と自然と文化が躍動する環境創造都市、8つの品格高い感動の杜づくりの実現に向けた施策は、市民の期待するところでもあります。

事業施策の執行にあたっては、厳しい財政状況を市民にもご理解をいただく中で、行政と市民が協働しながら、事業の必要性や事業効果等を十分に精査し、限られた財源を効率的・効果的に配分するなど、創意工夫を重ねながら、厳しい状況を乗り越え、北杜市の健全な発展と行政運営が、確実に推進されることを望むところであります。

以上、申し上げ、平成18年度の決算審査の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小澤寛君）

以上で、代表監査委員の報告が終わりました。

○議長（小澤寛君）

日程第4 決算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

北杜市議会委員会条例第6条の規定により、今期定例会に上程されております認定第1号から認定第23号までを審査するため、41人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、41人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置することに決定いたしました。

○議長（小澤寛君）

日程第5 決算特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が決算特別委員会の委員を、41人の全議員を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました41人の諸君を決算特別委員会委員に選任することに決定しました。

ただいま選任されました決算特別委員会委員は、本会議休憩中に委員会を開催し、速やかに正副委員長との互選をされるよう、ここに招集いたします。

場所につきましては、議員協議会室で開催いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は55分といたします。

休憩 午前11時37分

再開 午前11時56分

○議長(小澤寛君)

再開いたします。

休憩中に決算特別委員会を開催いたしまして、委員長、副委員長が決まりました。

決算特別委員会から正副委員長の氏名が議長のもとに届いておりますので、ご報告いたします。

委員長に渡邊陽一君、副委員長に中村勝一君。

以上のとおり、決算特別委員会の正副委員長が決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題になっております認定第1号から認定第23号までの23案件および議案第83号、議案第84号の2案件につきましては、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、決算特別委員会および所管の常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第23号までの23案件を決算特別委員会に付託し、議案第83号、議案第84号の2案件については、各常任委員会に付託することに決しました。

ここで昼食のため・・・。

(「議長、動議。」の声)

坂本治年君。

○28番議員(坂本治年君)

議会運営委員長の不信任案を提案いたします。

○議長(小澤寛君)

篠原珍彦君。

○25番議員(篠原珍彦君)

今の動議、議会運営委員長の不信任案に賛成します。

○議長（小澤寛君）

（「議長。」の声）

ちょっと待ってください、順序がございますので。

ただいま、坂本治年君から議会運営委員長の不信任の動議が提出されました。

所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

内田俊彦君。

○24番議員（内田俊彦君）

ただいまの議会運営委員長の不信任案に対しまして、信任案を提案いたします。

○議長（小澤寛君）

ただいまの信任案に賛成の方ございますか・・・はい・・・。

ただいま内田俊彦君から動議が出ました、議会運営委員長信任の動議につきましては、所定の賛成者がありましたので、動議は成立いたしました。

小林保壽君。

○27番議員（小林保壽君）

今、不信任と、それから信任の動議が出されたわけですね。これは動議が競合していますから、直ちに議長判断をもって裁定をしなければいけないです。

○議長（小澤寛君）

それは・・・ちょっと待ってください。時間的な問題がありますので、動議は成立しておりますから・・・賛成者がありましたよ。あって、両方の動議が成立しております。

動議が不信任と信任が出ておりますが、それを日程に追加しなければなりません。

篠原眞清君。

○4番議員（篠原眞清君）

先ほどの、内田議員の議運委員長の信任の動議に対する賛成発言はないですよ。そうしますと、動議として成立していないと思いますが。

○議長（小澤寛君）

挙手して、賛成者はありますかとしたら、1名の挙手がありました、賛成が。ですので、両方の動議が成立しているわけでございます。

このあと、どちらを先決動議にするかということは原則で決まっておりますから、いかがいたしましょうか。ここで、昼食が遅れても、このまま進めますか。

暫時休憩して、1時半から再開をし、継続していきたいと思えます。

休憩 午後12時01分

再開 午後 1時30分

○議長（小澤寛君）

休憩前に引き続き、再開いたします。

議会運営委員長の不信任動議と信任の動議が提出され、いずれの動議も成立いたしました。

お諮りいたします。

議会運営委員長不信任の動議および議会運営委員長信任の動議を日程に追加し、議会運営委員長不信任の件を追加日程第1、議会運営委員長信任の件を追加日程第2とし、日程の順序を変更し、直ちに議題にすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長不信任の動議および議会運営委員長信任の動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

○議長(小澤寛君)

追加日程第1 議会運営委員長不信任の件および追加日程第2 議会運営委員長信任の件を一括議題といたします。

議会運営委員長の一身上に関する問題でありますので、地方自治法第117条の規定により、議会運営委員長、細田哲郎君の退席を求めます。

(退席)

提出者の説明を求めます。

はじめに議会運営委員長不信任の件について、坂本治年君。

坂本治年君、議会運営委員長不信任について、提案理由の説明をお願いいたします。

○18番議員(坂本治年君)

提案理由を申し上げます。

発議案としまして、平成19年の第3回定例会本会議において、議会運営委員会委員長の不信任を動議として発議いたします。

議題として取り上げた不信任をいただきますよう、お取り計らいをお願いします。

提案理由としまして、平成19年9月10日、議会に対し新会派、市民フォーラムの会派結成届が提出され、受理されました。

本来であれば、新会派誕生に伴い、平成18年8月3日の全員協議会で決定した新会派誕生時は、議会運営委員会および全員協議会にて協議するに基づき、速やかに所定の会議を開き、新会派に議会運営委員会の委員を割り当て、異動になった会派の割り当て委員の増減等を行うべきところ、今日まで、なんの対応もなされていません。さらに議会運営委員会および全員協議会の開催要請が市民フォーラム所属議員により、議長に提出されているにもかかわらず、対応がないと。これらから議会運営委員会委員長の委員会運営は、甚だ妥当性を欠いたものとなっており、本定例会の議運にも支障を来たす状況となっております。

よって、議会運営委員長に対し、不信任の動議を発議して、提出するものであります。

平成19年9月19日

北杜市議会運営委員会委員 坂本治年

北杜市議会議長 小澤寛殿

○議長(小澤寛君)

次に議会運営委員長信任の件について、内田俊彦君。

内田俊彦君、議会運営委員長信任について、提案理由の説明をお願いします。

○24番議員(内田俊彦君)

今、議長より議会運営委員長信任案の提案の理由について求められましたので、提案の理由を述べさせていただきます。

まず第1に、議会運営委員会は2年という任期がございます、ただいま任期中でございます。それから今、盛んに問題になっているのは、会派間の異動の問題でございます。この異動

が速やかに行われていないがために、いろいろと問題が起きてきたわけであります。

ですから、議会運営委員長としても、この会派間の届け出、また、その調整が終わり次第、これはしっかりと、然るべき措置をとるべきだというふうなことを考えていたと、私は思うわけであります。

私ども、私、そして小尾議員、そして細田議員も当然、小林代表のほうに議会の異動届の願いも出しておりますし、新会派の結成の届け出も出しております。そういった経緯から、これは議会内の中で、会派間、また協議をしなければならない問題が、まだあるわけでありまして、それらを加味しながら、本日、議会運営委員会も開かれるようなことも、私も聞きましたが、それはこの後、それが開かれながら進んでいくものと思います。

よって、なんら議会運営委員長に落ち度はないというふうに、私は思っております。

これは、発端は市民クラブの一時的な解散があったり、市民クラブの総会が成立していないのに、成立を理由に種々の届があったことから、発端があるというふうに私は思っております。私どもの会派なり、議会の中の紳士的な行為の中で、いろいろな溝が生じたところから、今日までできてしまったわけであるというふうに、私は解釈しております。要するに議会運営委員長としては、その旨、私はなんら問題なく、今まで運営してきたというふうに私も思っておりますし、任期もあるというふうに考えております。

ここに北杜市の顧問弁護士の見解がありまして、市民クラブの規約の解釈について、あります。総会は成立しない。規約の一部に不備があるが、9人出席しないと成立しない。5分の4は有効で、総会にならない。解散は、総会の承認がないとできない。

規約の不備、脱会について。見解。市民クラブ規約は、構成員が決めた自主ルールである。うまくいっているときのルールであるため、構成員の主義・主張が違えば、拘束するには無理があり、本会の承認を得なくても退会の自由を認めなければならないということになっておりますが、であるならば、私どもも会派届をしておりますので、当然、その会派届が受理され、その中で進めていくのが、私は本来であると思います。

というように、今は、会派間の構成の問題でもかなり問題がある時期でありまして、坂本議員が言われたように、それは、そこがひとたび落ち着いてからの話し合いになるんじゃないかなというふうに、順序を踏んでいくのが賢明であるというふうに、私も思っております。

また会派結成についても、北杜市市議会会派および各会派代表者会議規定によると、市政に関する主義および主張を同じくし、調査・研究・政策立案を目的として、2人以上をもって会派を結成することができることとしていることから、正しいと言わざるを得ないため、市議会派届は受理しなければならないということで、市民フォーラムの会派の届け出は受理されたわけであります。ということでありまして、私どもの出した会派届も当然受理されながら、会派が認められなければ、これはおかしいというふうに、私は思うわけであります。

また小澤議長が、個人的に法律事務所に尋ねたところの、清田事務所の見解によりますと、市民クラブ規約は、構成員が政治信条を共通にする同志的集合体としての会派の運営にあつての内部的・紳士の協定としての意味を有するに留まり、会派の前提を欠くに至ったとき、すなわち政治信条等を異にする構成員が出現したときには、その拘束力が失われるべきと解するべきである。会派の構成員であることを徹しないという者において、退会する自由を認めない同規約は上記地方自治法の趣旨に悞るものであり、無効なものというべきである。

したがって、同規約に違反したからといって脱会の効力は、いささかも影響を受けない。議

会議員において、会派をみずからの意思のみで退会し、その旨を議長に届け出を、さらに新会派を結成し、その旨を届けることはなんら違法の問題は生じないということとなっております。

つまり、私どもは自由に会派を退会、または届け出をする権利があるということが、これで認められたわけで、解釈すべきでありますから、それはそういうことが行ったときに、きちっと整理をしながら、その後に議会を円満に運営していくのは、私は本来であります。

ですから、今の段階で議会運営委員長の不信任というのは、私はあってはいけないものだというふうに思うわけであります。

以上をもって、信任の理由といたします。

○議長（小澤寛君）

提案理由の説明が終わりました。

本件に対する質疑は省略し、これから討論に入ります。

討論はありませんか。

この順序は不信任賛成討論から、先に行います。

小林保壽議員・・・ちょっとすみません、逆です。

不信任賛成討論者から、討論を行います。

不信任賛成です・・・。

清水壽昌君。

○35番議員（清水壽昌君）

今、討論の順序を議長のほうから話がございました。今、提案されている案件は、まず今、協議しているのは、議会運営委員長の不信任ということで協議されているわけでございます。これに対する反対の討論から入るべきであろうと思います。反対、賛成、反対、賛成というふうな、交互の討論というふうなことになるかと思えます。

議長の取り計らいをお願いいたします。

○議長（小澤寛君）

分かりました。

私の発言が間違っておりました。

いわゆる、議会運営委員長不信任に対する賛成討論ですから。いわゆる討論ですから、反対からで。

では、小林保壽議員。

○27番議員（小林保壽君）

反対討論です。よろしいでしょうか。

議会運営委員会というものは、議会で選出して議場で議決をとって委員会として出された委員会でございます。これは地方自治法に基づいたものであり、例え前回に会派同士の申し合わせがあっても、それよりは自治法が先になります。会派が分裂、解散のたびに議会運営委員会、広域の議会を常に変動していたら、これはいい笑いものになります。こんな議会では、いけません。私は、議会運営委員長の不信任案に反対をいたします。

○議長（小澤寛君）

ほかに討論はありますか。

岡野淳議員。

○2番議員（岡野淳君）

賛成の立場から、討論をさせていただきます。

先ほど、坂本議員のほうからもお話がありましたように、このたび私どもは市民フォーラムという会派を公式に立ち上げました。会派ができたときには、議運の構成を変えようという、私たちは自分たちで取り決めたルールに則って、ここはきちんと、私どもは議運に参加するということを求めてまいりました。これは当然の権利でありまして、また議会を円満に運営するために、あるいは私どもが議会の中で、正当に発言していくために与えられた場だと確信しておりますので、ぜひ、そういうふうに進めていくべきであるというふうに思っておりますので、私は不信任案に賛成をいたします。

○議長（小澤寛君）

ほかに討論はございませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これから、採決いたします。

採決の方法・・・。

小澤宜夫君。

○3番議員（小澤宜夫君）

採決の投票方法について、無記名投票でお願いしたいと思います。

○議長（小澤寛君）

分かりました。その次に、そういうことをあれしますから。

採決の方法であります。現状を否定することよりも現状を肯定するもののほうが先決になっていること、採決の方法も問題を可とする者を起立せしめて先にとるように規定されていることに基づき、議会運営委員長の信任案を先決と判断し、それによって進めることといたします。

議会運営委員長信任の採決を行います。

この採決は、起立によって行いたいと思いますが・・・。

小澤宜夫君。

○3番議員（小澤宜夫君）

採決につきましては、無記名投票でお願いします。

○議長（小澤寛君）

賛成の方の起立を求めます。

議会運営委員長信任の採決につきましては異議がありますので、この異議に賛成する方の起立を求めます。いわゆる起立でなくて、無記名投票という異議が出てきました。それに対する賛成・・・小澤宜夫君の異議に賛成する方がございましたら、起立を願います。

投票しろということですから、無記名投票することに賛成の方は起立を願います。

（ 起 立 多 数 ）

はい、ありがとうございました。

会議規則第69条第1項の規定により、4人以上の賛成があれば、これによることとされておりますので、この採決は投票により行います。

この採決は、投票により行います。  
この投票は、無記名投票により行います。  
投票準備のため、暫時休憩します。

休憩 午後 1時47分

再開 午後 1時55分

○議長（小澤寛君）

再開いたします。

議場を閉鎖します。

（ 議 場 閉 鎖 ）

ただいまの出席議員数は、39人であります。ということは、本人と議長は投票に加わりません。

お諮りいたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に3番 小澤宜夫君、4番 篠原眞清君を指名いたします。

これから、投票用紙を配布いたします。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。

議会運営委員長の信任を可とするものは賛成と、否とするものは反対と記載願います。

なお、白票の取り扱いであります。会議規則第71条の規定により、賛否を表さない投票は否とみなします。

投票用紙を配布します。

（ 投 票 用 紙 ・ 配 布 ）

投票用紙が配布されましたが、配布漏れはありませんか。

（ な し ）

配布漏れがないようですので、投票箱をあらためさせます。

（ 投 票 箱 ・ 点 検 ）

異常なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

事務局長から点呼をさせますので、点呼に応じて順次、投票を願います。

それでは、点呼いたします。

（ 投 票 ）

投票漏れはありませんか。

（ な し ）

なしと認めます。

投票を終了いたします。

これより、開票を行います。

会議規則第31条第1項の規定により、小澤宜夫君、篠原眞清君の立会いを願います。

議場の閉鎖を解きます。

（ 議 場 開 放 ）

では、開票をお願いします。

( 開 票 )

それでは、投票の結果を報告いたします。

投票総数 39 票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち有効投票 38 票、無効投票 1 票でございます。

有効投票中、賛成 17 票、反対 21 票となります。

議会運営委員長の信任案が否決されました。

議会運営委員長不信任について、採決をいたします・・・。

失礼しました。

以上のとおり、反対が多数であります。

したがって、議会運営委員長の信任の動議は否決されました。

次に不信任について、採決をいたします。

議会運営委員長不信任の採決を行います。

この採決は、投票により行います。

この投票は、無記名投票により行います。

議場を閉鎖します。

( 議 場 閉 鎖 )

ただいまの出席議員数は、39 人であります。

これから、投票用紙を配布いたします。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。

議会運営委員長の不信任を可とするものは賛成と、否とするものは反対と記載願います。

なお、白票の取り扱いであります。会議規則第 71 条の規定により、賛否を表さない投票は否とみなします。

( 投票用紙・配布 )

投票用紙の配布漏れはありませんか。

( な し )

なしと認めます。

配布漏れがないようですので、投票箱をあらためさせます。

( 投票箱・点検 )

異常なしと認めます。

これから、投票に移ります。

事務局長から点呼をさせますので、点呼に応じて順次、投票を願います。

それでは、点呼いたします。

( 投 票 )

投票漏れはありませんか。

( な し )

ないようですので、投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

( 議 場 開 放 )

開票を行います。

会議規則第31条第1項の規定により、小澤宜夫君、篠原眞清君の立会いを願います。

( 開 票 )

投票の結果を報告いたします。

投票総数39票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち有効投票39票。

有効投票中、賛成21票、反対18票であります。

以上のとおり、賛成が多数であります。

したがって、議会運営委員長の不信任の動議は可決されました。

議会運営委員長の入場を許可します。

( 入 場 )

ここで、暫時休憩いたします。

再開は2時35分といたします。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時35分

○議長(小澤寛君)

会議を開きます。

○議長(小澤寛君)

日程第6 請願第2号 請願の件「後期高齢者医療制度に関する請願」についてを議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

34番、中村隆一君。

○34番議員(中村隆一君)

請願第2号

北杜市議会議長 小澤寛様

請願人

山梨県社会保障推進協議会会長 上所 洋

連絡先 甲府市丸の内2丁目9-28

紹介議員 中村隆一

後期高齢者医療制度に関する請願

請願趣旨

75歳以上の高齢者を対象とした、後期高齢者医療制度の実施が近づいています。別立ての診療報酬で医療内容が差別される。保険料は国の政省令でほとんど決められ、すべての後期高齢者から保険料が徴収される。保険料滞納者からは保険証が取り上げられる。高齢者が増えるに従い、保険料が上がっていくなどの問題が次第に明らかになり、年寄りや死ねというのかという不安の声が広がっています。

つきましては、後期高齢者の生命と健康を守り、人間としての尊厳を守り得る医療制度とするために、以下の事項につき関係機関に意見書を提出していただきますよう、お願い申し上げます。

ます。

請願事項 1、国に対して以下の事項を要請してください。

- 1．別立ての診療報酬によって、後期高齢者の医療を制限しないこと。
  - 2．医療費に対する後期高齢者が負担する保険料の割合を引き上げないこと。
  - 3．70歳から74歳の医療費窓口負担を2割に引き上げないこと。
  - 4．75歳以上の現役なみ所得者の窓口負担も1割とすること。
  - 5．各都道府県の実情に応じて、保険料を各広域連合が決めることができるように政令を定めること。
  - 6．特定検診の実施率や達成率による、後期高齢者支援金の調整は行わないこと。
- 2番目として、広域連合に対して以下の事項を要請してください。
- 1．広域連合の運営に県民の意見を反映させるため、運営協議会を設置すること。
  - 2．保険料滞納者から保険証を取り上げないこと。
  - 3．保険料は所得割を中心とし、負担能力に応じた保険料とすること。
  - 4．お金がなくて医療が受けられないという事態が生じないよう、保険料および窓口一部負担の減額、免除、猶予等の措置をすること。
  - 5．市町村と協力し、後期高齢者の健康診断を実施すること。

以上です。

○議長（小澤寛君）

請願の趣旨説明が終わりました。

お諮りいたします。

本件につきましては、所管である文教厚生常任委員会に付託し、審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、請願第2号 請願の件「後期高齢者医療制度に関する請願」については、文教厚生常任委員会に付託し、審査することに決定いたしました。

○議長（小澤寛君）

日程第7 請願第3号 請願の件「日豪EPA交渉に関する請願」についてを議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

14番議員、保坂多枝子君。

○14番議員（保坂多枝子君）

請願第3号 日豪EPA交渉に関する請願について朗読をもって説明とさせていただきます。

北杜市議会議長 小澤寛殿

日豪EPA交渉に関する請願書

請願者

甲府市丸の内3 - 5 - 9  
食と緑、水を守る山梨県民会議  
議長 竹川和彦  
紹介議員 保坂多枝子

4月から開始された日豪EPA経済連携協定交渉に対し、オーストラリア政府は農産物も含む関税撤廃を強く主張するとみられています。

オーストラリア政府の要求どおり、農産物の輸入関税が全面的に撤廃されるようなことになれば、農林水産省の試算でも牛肉で約2,500億円、乳製品で約2,900億円、小麦で約1,200億円、砂糖で約1,300億円など、主要4分野で約8千億円もの打撃を受け、関連産業や地域経済への影響は甚大なものになるとされています。また、食料自給率は低下するなど、日本の農業と食料は壊滅的な打撃を受けることになり、農林業の多面的機能が失われ、農山村の崩壊、国土の荒廃、環境の悪化を招くこととなります。

さらに昨年、干ばつによって大減産となったように、オーストラリアの農業生産条件は極めて不安定であり、これに安易に依存することは世界的な食料不足、危機が心配される中で、日本の食料安全保障を危うくする結果を招きかねません。

私たちは日豪EPA交渉にあたり、日本農業に多大な影響を与える重要品目を交渉から除外するなどの対策を求めます。

つきましては、貴議会におかれまして、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を政府関係機関に提出していただくとともに、請願内容の実現に向けて、強力な働きかけをお願いいたします。

#### 請願事項

1. 日豪EPA交渉にあたっては米、小麦、牛肉、乳製品、砂糖などの農林水産物の重要品目を除外するとともに、交渉の状況によっては交渉を中断するなど、期限を定めず、わが国の主張の実現に向けて、厳しい姿勢をもって交渉に臨むことを求めます。
2. 農業の多面的機能の発揮と多様な農業の共存等の観点から、十分な数の重要品目の確保および、その柔軟な取り扱い等を求めてきた従来のWTO、農業交渉におけるわが国の主張に基づいた対応を確保することを求めます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小澤寛君）

請願の趣旨説明が終わりました。

お諮りいたします。

本件につきましては、所管である建設経済常任委員会に付託し、審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、請願第3号 請願の件「日豪EPA交渉に関する請願」については、建設経済常任委員会に付託し、審査することに決しました。

○議長（小澤寛君）

日程第8 選挙第5号 牛ヶ馬場恩賜県有財産保護組合議員の選挙についてを議題といたします。

本件につきましては、牛ヶ馬場恩賜県有財産保護組合議員の旧明野村の議員が平成19年9月30日、任期満了となるため、同組合から議長宛てに選任依頼通知を受けましたので、同組合規約第6条の規定に基づき、選挙を行います。

選挙を要する議員数は、2人でございます。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

続いて、お諮りいたします。

指名の方法は、議長が指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

よって、議長が指名することに決定いたしました。

牛ヶ馬場恩賜県有財産保護組合議員に小泉源紀君、小泉昇君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました、小泉源紀君、小泉昇君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました小泉源紀君、小泉昇君が牛ヶ馬場恩賜県有財産保護組合議員に当選されました。

ただいま当選されました小泉源紀君、小泉昇君につきましては、会議規則第32条第2項の規定により、文書による当選告知をいたします。

○議長(小澤寛君)

日程第9 議案第82号 郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

補足説明を求めます。

坂本総務部長。

○総務部長(坂本伴和君)

それでは続きまして、郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきまして、ご説明をさせていただきます。

郵政民営化法ほか4法が、平成19年10月1日から施行されることに伴いまして、関係条例6条例の一部の改正をお願いするものでございます。

新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

まず最初に、政治倫理の確立のための北杜市長の資産等の公開に関する条例の一部改正でございますが、3ページの新旧対象表をご覧いただきたいと思います。

第2条の資産報告書等の作成についてでございますが、市長が保有する土地、建物、預金等について、報告書を作成することが義務付けられております。

4号の改正は郵便貯金法が廃止されることから、10月からは通常郵便貯金は郵貯銀行へ引き継がれ、銀行預金等々と同等の扱いとなります。定期性の定額貯金、積立貯金等は独立行政

法人 郵便貯金・簡易生命保険管理機構に引き継がれ、貯金とはみなされないこととなります。

改正によりまして、貯金は農協、漁協に預けるものを指すこととなりますので、独立行政法人に引き継がれる定期性の郵便貯金は、附則の経過措置によりまして、預金とみなされ、資産等、報告書に記載することとなります。

次に北杜市情報公開条例の一部改正についてですが、4ページ、新旧対照表の別表の下ですが、写しの送付に要する費用の欄をご覧いただきたいと思います。

郵便料金の額を送付に要する額に改めるものでございます。これにつきましては、民間事業者による信書の送達に関する法律によりまして、総務大臣の許可を受けますと、民間事業者にも信書の取り扱いが許可されるということのための改正でございます。

また、5ページ。北杜市手数料条例の一部改正についてでございますが、第6条の「郵送料」を「送付に要する費用」に改め、「郵送する」を「郵便、または民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者、もしくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による、同条第2項に規定する信書便によって送付する」に改めまして、「郵送料」を「その送付に要する費用」というふうに改めるものでございます。

次に6ページでございますが、北杜市国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

第15条の財産管理の方法につきまして、北杜市国民健康保険特別会計に属する財産は北杜市財務規則の定めるところにより、これを管理するための改正でございます。改正によりまして、歳計現金は会計管理者が市名義により、指定金融機関に預金することとなります。

また、指定金融機関以外の金融機関にも預金し、または貯金以外の確実、かつ有利な方法で補完することができます。

次に7ページ。北杜市道路法施行条例の一部改正でございますが、第8条第2号の占用料の減免につきまして、郵便ポスト等につき減免する規定を、民営化となることから削除いたしまして、各号を繰り上げるものでございます。

次に8から9ページの北杜市個人情報保護条例の一部改正ですが、第14条第3号、ウは個人情報開示義務の例外規定でありまして、日本郵政公社の役員につきましては、公務員と同様に個人情報を開示するというようになっておりましたが、民営化となりますことから削除するものでございます。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第82号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第82号は委員会付託を省略することに決しました。

ただいまから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

これから、議案第82号に対する採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第82号 郵政民間化法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

次の会議は10月1日、午前10時に開会いたしますので、全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変、ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時54分

平成 1 9 年

第 3 回北杜市議会定例会会議録

1 0 月 1 日

## 1. 議事日程

平成19年第3回北杜市議会定例会(2日目)

平成19年10月1日  
午前10時00分開議  
於 議 場

### 日程第1 会派代表一般質問

北清クラブ 中嶋 新君  
政経会 浅川哲男君  
市民フォーラム 小野喜一郎君  
北杜クラブ 清水壽昌君

## 2. 出席議員 (41人)

1番 野中真理子	2番 岡野 淳
3番 小澤宜夫	4番 篠原眞清
5番 五味良一	6番 小野喜一郎
7番 鈴木今朝和	8番 風間利子
9番 坂本重夫	10番 植松一雄
11番 坂本 静	12番 小林忠雄
13番 中嶋 新	14番 保坂多枝子
15番 利根川昇	16番 中村勝一
17番 宮坂 清	18番 坂本 保
19番 千野秀一	20番 小尾直知
21番 渡邊英子	22番 小林元久
23番 林 泰彦	24番 内田俊彦
25番 篠原珍彦	26番 内藤 昭
27番 小林保壽	28番 坂本治年
29番 古屋富藏	30番 茅野光一郎
31番 浅川富士夫	32番 田中勝海
33番 秋山九一	34番 中村隆一
35番 清水壽昌	36番 秋山俊和
37番 細田哲郎	38番 渡邊陽一
39番 小澤 寛	40番 鈴木孝男
41番 浅川哲男	

3. 欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（25人）

市長	白倉政司	副市長	曾雌源興
総務部長	坂本伴和	企画部長	福井俊克
保健福祉部長	藤原良一	生活環境部長	柴井英記
産業観光部長	植松忠	建設部長	相吉正一
教育長	小清水淳三	教育次長	小沢孝文
監査委員事務局長	藤原宝	農業委員会事務局長	新海敏生
明野総合支所長	八代忠夫	須玉総合支所長	内藤歳雄
高根総合支所長	白倉民雄	長坂総合支所長	植松本
大泉総合支所長	小池光和	小淵沢総合支所長	進藤幸夫
白州総合支所長	原哲也	武川総合支所長	三枝基治
総務部参事	中澤卓夫	総務課長	赤岡繁生
財政課長	平井敏男	政策秘書課長	細川清美
会計管理者	堀内誠		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

議会事務局長	小松正壽
議会書記	岩波信司
〃	浅川輝夫

再開 午前10時00分

○議長（小澤寛君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は41人です。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

諸報告をいたします。

今回、新たに会派が結成されました。市民フォーラムと公明クラブの2会派であります。

なお、市民クラブから会派解散届が提出されました。

また、報道関係者から撮影の申し入れがあり、これを許可いたしましたので、ご承知願います。

なお、11月14日に女性議会が開催されますので、多数の女性団体の皆さまが本日、傍聴にお見えになっております。

議会運営等について、みずからの目で見えていただき、参考としていただけたところがありましたら幸甚でございます。

本日は、本当にご苦労さまでございます。

○議長（小澤寛君）

日程第1 会派代表質問を行います。

ここで、各会派の質問順位および代表質問、一般質問の割り当て時間をお知らせいたします。

1番 北清クラブ、60分。2番 政経会、60分。3番 市民フォーラム、80分。4番 北杜クラブ、140分となります。

それでは順次、質問を許します。

はじめに、北清クラブの会派代表質問を許します。

北清クラブ、13番議員、中嶋新君。

中嶋新君。

○13番議員（中嶋新君）

平成19年度第3回定例会において、トップバッターで質問をいたします。

その前に会派、北清クラブでは定例会終了後、毎回、市民に報告と会派の考えを新聞折り込みではありますが、お伝えさせていただいております。

今回も質問に入る前に、ほんの少しですが、北清クラブとしての発足当時から定例会の審議をとおしての思いを述べさせていただきます。

改めて、質問に入ります。よろしくお願いいたします。

北杜市誕生までの過去の自治体合併の歴史を振り返れば、戦後の日本は国民主権のもと、驚異的な復興を成し遂げました。産業構造は急速な工業化が進み、高度成長期を迎え、経済力も拡大されました。生活スタイルも変わり始めた昭和30年代の初頭から、北杜市の大泉村を除く旧7町村が、先の自治体となる昭和の合併が行われました。

旧町村における新しいまちづくりは、今回の合併、平成16年を境と考えると、約50年という半世紀もの長い時間をかけて、先人である住民と地域を知り、共に生かしてきた行政とで、身近で起こる多くの課題を抱えては解決し、発展してきました。

その過程で、多種多様な住民の需要に応じて、生活環境の整備はもとより、芸術・文化・スポーツなどの振興策を積極的に行い、社会資本の整備や施設の充実など、住民とともに取り組んできました結果、たゆまなく住民福祉の向上が図られてきたと思います。

そして今、平成の大合併による北杜市が平成16年11月に誕生して、3年が経過しようとしています。市長は、市長就任直後の所信表明で、今回、経験する合併は明治・昭和時代のそれとは明らかに異なる、経済が右肩下がりから横ばいの状態で、過去に類のない少子高齢化が増幅する社会である。この状況下で地方分権が自己決定・自己責任を求め、推進されていく。何より、市独自の地方政治と自治体経営が不可欠であり、本市の特色を最大限に生かし、育てたいとの見地から、独自の8つの杜づくり構想により、新市建設の実現に向け、努力すると決意を述べられました。

そこで、本定例会初日に18年度決算認定の提案説明があり、代表監査委員から事業は適正に執行され、会計処理されているとの監査結果の報告がありました。また、意見として、本市を取り巻く財政状況は、少なからず厳しさを増すとの見通しや、この貴重な財源を的確に運用し対応すべきなど、執行当局はもとより、市民と議会との三者が現状認識を深められ、努力されることが肝要であるなど、いくつかの留意点を拝聴しました。

今定例会は、18年度事業が滞りなく執行され、どのように市民生活に寄与したのかを問われている議会でもあります。さらに18年度からは、時代の懸案である行財政改革に取り組み、示された目標を市民の理解と協働で達成すべく、当局では各部、各課において、みずから汗をかき、実践してきました。特に、行政と市民との役割分担を明確にした補助金の大胆な見直しや民間の活力により経費縮減と効率的な行政を構築するために、指定管理者制度を導入しました。

行政課題は複雑化してきます。一方で、財源確保や行政改革といった一朝一夕では、解決とはいかない困難を抱えている時代でもあります。この避けて通れない道のみずから進んでいる北杜市は、施策の方針をさらに具体化することで、確かな明るい方向性を求めている市民との力強い協働を得て、日々、確かな歩みを形にして成長し続けていけると感じています。

そこで、私は北清クラブを代表して市制3周年を間近に控え、市民に密着した3つの項目について、代表質問いたします。

最初に18年度決算にみる財政健全化の成果について、伺います。次に行政組織改革に伴う市民の窓口、総合支所のあり方を。そして最後に喫緊の課題であり、市民との合意形成に向け、必要な時間をかけ、慎重審議かつ迅速に検討されたい学校および保育園の適正規模と配置について、執行当局の見解を伺います。

最初に、平成18年度決算にみる財政健全化の成果についてであります。

1点目として、18年度は一般会計当初予算286億3,900万円を計上し、10回の補正を重ね、歳入総額304億5千万円、歳出総額292億3,800万円の決算報告がされております。

そこで、昨年度と比べて、歳入について、市民税をはじめとする税金、地方交付税など国および県からの交付金や補助金の動向、また合併特例債の活用など、市債はどのような状況だったのでしょうか。また、歳出においては、事業目的別の執行状況と人件費、扶助費等の義務的経費や建設事業費など、投資的経費と性質別状況はどのように変わりましたか。財政力指数などの指標となる数値結果についても、併せて伺います。

2点として、一般会計の財政負担と硬直化の一因といわれています病院、上下水道事業への一般会計からの繰出金の推移と発行額を元金償還額範囲内とした市債現在高については、どの程度、削減ができましたか。また、貴重な各種基金の運用に苦慮していませんか。実態を伺います。

3点目として、本市の特徴でもある22もの特別会計の総予算が単純に一般会計の総額と比較しても約80%と、市民1人当たりの行政コストが非常に高負担であります。中でも保健事業以外で、総額、約70億円のライフライン、簡易水道、下水、農業集落排水の3事業の事業進捗率を伺います。また、事業が終結に近い下水道の見通しと課題について、上水併せてお聞きます。

4点目として、本年の実質公債費比率の状況と対策について、伺います。

財政状況を的確に判断して、危機回避と早期安定のため、新しい指標として、昨年より導入されました。昨年の比率は18.0%であり、公債費負担適正化計画を県との協議の中で作成・提出されました。健全化に向けて、1年間取り組んできました結果、本年、19年の比率が一部予想していたとはいえ、1.4ポイントも上昇して19.4%となったことを、市長は所信で公表されました。早速、県には平成25年度までに18%未満を可能とする計画を、昨年度計画に一部変更して提出したとの報告を受けました。

そこで、変更には今年度事業の延期・縮減など、影響があるのですか。また、市財政運営の規範である公債費負担適正化計画の具体的な変更点を伺います。

最後に昨年度の行財政アクションプランの進捗状況を、各項目ごとに達成、終了、未達成、また翌年度以降に分類し、取り組んだ総数に対する実質的な比率も含めた詳細な資料の提示を受けました。

そこで、行財政改革推進本部の部長でも市長は、その立場から、今回の結果をどのように分析しているのか伺い、最初の質問事項を終わります。

次に、行政組織機構の改革と深く関係する総合支所のあり方について、伺います。

市長は先の定例会で、適切な住民サービスを提供するためには、恒常的な行政組織改革と同時に、行政機能の効率化が必要であるとの認識から、現在の8総合支所および1出張所の縮小、廃止を含む検討と実施は避けて通れない課題であり、調査に入っていると述べられました。

市民の身近な行政サービスの窓口である旧役場、総合支所のあり方が変わることは、等しく市民に大きな影響を与えるとの思いから、今後の方向性を伺います。

縮小とは規模のことか、また数か。また廃止とは一部の廃止なのか、全廃なのか。取り組み期間が平成22年度までとした基本計画には、この実施時期さえ、明確に示されておりません。改めて明文化した縮小・廃止だけでは、この先、具体性に欠けます。このままの状態では、時間の経過とともに、市民および職員にまで戸惑いが生じないかと危惧いたします。

現在の組織体制は各支所とも支所長以下、4課体制だと思いましたが、教育センターを含む職員数の違いはあるのですか。あるとすれば、その明確な理由をお聞かせください。

また、一般市民から見たときに、隣の支所までの距離が近く利用しやすいなど、ほかの地域の支所でサービスを受ける場合があると思いますが、支所ごとの申請手続き件数など、事務量をデータ化して、支所ごとの違いを把握しておりますか。さらに施設規模は支所ごとに違い、機能性を確保するため、市民が利用しやすく、また職員も対処しやすい形態等について、意見の聴取など、調査をしたことがありますか。

庁内では、行政組織機構改革を検討する委員会を組織しているとお聞きしております。そこでデータの収集、類似団体との比較などの取り組み状況や検討した内容、また完了する時期について、お考えがあれば伺います。特に建設計画が予算化できずに、平成23年度以降に先送りされている武川地域交流プラザは、先の支所のあり方に深く関係すると思いますし、ほかの2施設との機能性の確保は、将来にわたり必要かつ喫緊の課題ではありませんか。

また、合併時の新市建設計画には、複数の地区に交流プラザとして新築や改修を計画し、将来も行政拠点の機能を持たせて、存続・整備していくともありました。しかし、市の第1次総合計画においては、財政的要因からか取り組みの内容が慎重であり、本庁舎の建設も白紙状態であります。現在の財政状況の遂行や長期の事業計画をする難しさは、前例がないと思います。何より難局の打開には、当局からの積極的な説明と改革の熱意を持って当たれば、今にも増して市民との相互理解が深まり、協働を加速させる力で好転すると期待します。

以上、利用者であり、納税者であり、また市政の協力者でもある市民の窓口サービス充実策を、市長は現在も地域の行政拠点として機能している総合支所をどのように考えて、進展させていくのか伺います。

最後の項目になります。

本県も例外なく全国的な少子化に伴い、一昨年から多くの市で小中学校の統廃合についての検討や具体的な方針、さらに統合の時期や決定など、取り組みの状況が多くの新聞紙上に報道されております。

このような状況下、本市の児童および生徒数が年を追うごとに減少していることは、学校関係者をはじめ保護者、また多くの市民が知るところであり、注視しているのではないかと思います。

4月には教育委員会の付属機関として、小中学校の適正な規模や配置および通学区域に関して、必要に応じて諮問した事項に関して答申していただく、審議会の設置条例が施行されました。当局からは、委員選考を完了する11月中には、正式に審議会を設置する予定である旨、お聞きしました。まずは、第1回の審議会開催の予定はいつになるのか、伺います。

また、審議の予算は市の単独で予算化しておりますが、市内には15の小学校と甲陵中学校を含む9つの中学校、すべてが検討対象であるのですか。本年度、県で創設した助成制度を活用すべきと思いますが、予定はありますか。県の示す適正規模は1学級20人以上で、複数学級をとの認識ではありますが、この件に関して、県からの指導や通達はありましたか、併せて伺います。

学校教育法施行令に基づけば、市町村教育委員会は公立小中学校の通学区を指定できるようになっております。そこで区域を変更して、新たに指定する過程には、ほかに必要な法的手続き要件があるのか、伺います。もちろん、これからの取り組み次第であり、拙速に結論づけるべきではないと思いますが、しかし一般論として、所掌事項の3にある通学区の検討が早急の現実的対応策であり、第一義かと推考します。何より、当局の具体的な取り組み方法とタイムスケジュールについて、考えを伺います。

次に長期的な課題として、大型公共施設である緊急災害発生時には、市民の一時避難や宿泊場所にも指定・利用される学校施設は、現在、整備計画により積極的に耐震・改築が進められています。しかし、最初に質問した財政健全化の必要性から、今後の学校施設整備にブレーキがかからないか。また、経費の緩和策として、統廃合を示す適正配置が無意味に進まないか。

まず、当局はデータや資料から長期的見地に立った試算や可能性を現在、どの程度検討し、選考しているのか、教育長および市長に所見を伺います。

併せて、市内15の小学校の通学区内には、それぞれに寄り添うように保育園が設置されております。通園区はありませんが、定員制から40人前後の少数運営の保育園が複数あります。地域の議員として、学校と同様に多くの保護者や地域の方々から、市当局の保育園運営についても現状の認識、将来の設計がありましたら、早急にお聞きしたいとの要請を受けます。市内には200人規模の保育園もあります。そこで保育園の現状の認識と課題を伺い、北杜市の理想的な将来の保育園の形態と運営方法など、先の長い話ではありますが、元気が出る考えはあるかを伺いまして、北清クラブの代表質問を終わります。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

中嶋新議員の北清クラブの代表質問にお答えいたします。

冒頭、北清クラブの思いを披瀝しながら市政推進にご理解をいただき、大変ありがたく思います。

合併した北杜市、住民の福祉向上の必要性を述べられたわけでありますけども、私も弱者救済が戦後の民主主義の原点だと思っているわけであります。そんな思いで、北杜市のしっかりとした礎を築きたいと思っておりますので、なお一層、ご理解・ご支援を賜りたいと思っております。

平成18年度決算に見る財政健全化の成果についてのうち、実質公債費比率の状況についてであります。昨年度から自治体財政の健全化を示す、新たな指標として導入された実質公債費比率が昨年度の18.0%から、本年度は19.4%となり、引き続き公債費負担適正化計画を策定しなければならない状況にあります。起債償還のピークが平成21年度であるため、数値は悪化するものと考えていましたが、想定を上回っていたため、昨年度策定した適正化計画を検証したところ、その主な要因は実質公債費比率の算定方法が一部変更され、それにより各年度の数値が、おおむね0.5ポイントほど悪化していることが分かりました。

一方、来年度以降の数値は0.4、0.1ポイントと算定方法の変更による悪化の度合いが徐々に改善されており、計画に基づき実施した繰上償還や資本費平準化債の発行などの対応策が効果を発揮したものと考えられます。さらに、6年後の平成25年度に実質公債費比率を18.0%未満とする目標の達成は可能でありましたので、平成18年度の決算数値を反映するなど計画を一部修正し、県に提出したところであります。計画の達成には、引き続き公共事業の抑制を図るほか、公営企業の経営改善をはじめ、各般にわたる行財政改革の一層の推進が不可欠であり、痛みを伴いますが、議員ならびに市民の皆さんのご理解とご協力を賜りながら、今後とも着実に取り組んでまいりたいと考えております。

次に行政組織改革と総合支所のあり方についてのうち、行政組織についてであります。定員管理計画では、平成22年度までに65名の職員を削減することとしており、将来の北杜市において、できる限り住民サービスの水準を維持しながら簡素で合理的な行政組織のあり方について、検討していかなければなりません。これらに対応するためには、現在の各庁舎、既存の他の施設の活用、また新たな施設など財政面ともに検討する必要があります。

ご質問の縮小・廃止につきましては、その方法や中身についても併せて検討していく考えで

あります。

次に庁舎における取り組み状況であります。現在、類似団体における職員数や他市の組織機構などの資料を収集しながら課題の整理を行うなど、関係課長等で構成する組織で検討を行っております。今後、素案づくりに取り組み、さらに部局長等で組織する北杜市行政組織機構改革検討委員会で、検討してまいりたいと考えております。

なお、検討完了時期につきましては、財政状況、社会情勢、市民の意向など、総合的に、かつ慎重に検討していく必要がありますので、時間を要するものと考えております。また、武川地域交流プラザにつきましては、既存の武川会館、武川教育センターの機能も備えた地域交流プラザを平成22年度以降に建設することを考えておりますが、この地域交流プラザに総合支所機能を含めることは、総合支所等の縮小・廃止の検討の中で、併せて考えてまいります。

次に小中学校および保育園の適正規模と配置についてのうち、保育園の運営状況と課題解決策についてであります。市内保育園で保育している児童数は平成18年3月が定員1,475人に対し1,324人。平成19年3月が定員1,460人に対し1,311人で、充足率を見ますと、両年とも89.8%で横ばいとなっております。年度途中の入園児童数は、平成18年度末で見ますと、全体で52人が増え、そのうち3歳未満児が41名と、産後まもない母親の再就労が目立つ現状であります。また、現行の中では保護者のニーズに応じ、自閉症等の軽度な発達障害のある児童の保育、時間外保育も実施しております。施設につきましては、建築後、約20年となる園舎が10園です。修繕や補修等は、年々増加している状況であります。

これらの現状を踏まえ、保育園は身近で、未満児保育・障害児保育など保護者のニーズに応えられることが理想であります。少子化傾向や多様化するニーズを勘案すると、保育園の再編を検討しなければならないと考えておりますので、市内保育園の適正規模、配置等を協議・検討する組織を本年度中に設置してまいりたいと考えております。

その他につきましては、教育長および担当部長から答弁いたします。

○議長（小澤寛君）

小清水教育長。

○教育長（小清水淳三君）

中嶋新議員の、北清クラブの代表質問にお答えいたします。

小中学校の適正規模と配置について、いくつかご質問をいただいております。

最初に審議会設置の進捗状況であります。北杜市の小中学校では、近年の少子化の進展に伴って、小規模化が進んでおります。学校は集団生活を通じて、学習したり、友情を育んだり、社会生活を身に付ける場でもあります。規模が小さくなると、集団教育のよさが生かされないことにもなり兼ねません。

こうした問題意識のもとに市内の小中学校適正規模、適正配置等について、検討・審議する組織として、北杜市立小中学校適正規模等審議会を設置することとし、本年、第1回市議会定例会において、その設置条例をご議決いただいたところであります。

審議会には、一般の市民の方にも参加していただくため、委員2名を市民から公募したところであります。また、地区代表区長にも委員として出席いただけるよう、お願いしておりますので、11月上旬には審議会を立ち上げたいと考えております。

また、甲陵中学校につきましては、中高一貫教育校でありますので、対象外にしたいと考え

ているところであります。

なお、審議会組織に対する県の助成制度は、活用をしております。

次に県の示す適正規模と学級規模の認識についてであります。県教育委員会が少子化に伴う小規模学校増加への対応を検討するため、昨年度設置した適正規模の検討委員会の報告では、学級規模を最低40人で1学年2クラス以上、クラス規模は最低でも20人程度以上とすることが望ましい学校であるとしております。

昨年度、国で実施した学校基本調査によると、学級数では報告書の適正規模を満たさない小規模の小学校が6割強、中学校でも3割強という結果が発表されました。北杜市教育委員会としても、小規模校では細やかな指導ができるとの評価がある一方、一定の規模の生活集団がなければ、社会性を身に付けることが難しいなどの指摘もあり、今後、審議会の中で検討してまいりたいと考えているところであります。

なお、通学区域の変更手続きの法的要件ではありますが、それぞれ2校以上の小中学校がある場合は、通学する区域は規則で定められております。変更する場合は、教育委員会に諮って規則の改正が必要となります。

次に具体的な取り組み方法とスケジュールについてであります。審議会は学識経験者や地域代表区長、公募委員、PTA代表者など20名以内で組織し、小中学校の適正規模、適正配置、また通学区域等に関して検討していただくこととしております。11月上旬に立ち上げ、北杜市内の小中学校の現況、地域との話し合い、先進地の視察などを進めながら、平成21年度中の答申を予定しているところであります。

次に学校施設の長期的な整備計画と統廃合についてであります。平成17年11月に策定しました北杜市公立学校施設耐震補強計画および学校施設整備計画により、順調に耐震補強工事や改築工事が進んできたところであります。

今後は長坂小学校、日野春小学校、小泉小学校および高根清里小学校の校舎および明野小学校屋内運動場の耐震補強工事が計画されておりますが、小中学校の適正規模と配置について、北杜市立小中学校適正規模等審議会で、検討していただくこととなっております。小中学校の統廃合と施設整備計画については、審議会の意見を尊重し、新たに施設整備計画を策定してまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小澤寛君）

坂本総務部長。

○総務部長（坂本伴和君）

中嶋新議員の、北清クラブの代表質問にお答えをさせていただきます。

行政組織改革と総合支所のあり方につきまして、いくつかご質問をいただいております。

最初に各総合支所における職員数の違いについてであります。7町村の合併時に各所属の事務量の調査を行いまして、総合支所につきましては、人口や面積も考慮いたしまして、職員を配置いたしました。

また合併当初、総合支所で行ってまいりました、上下水道事業や道路整備事業などの事務を平成17年度から本庁業務としたことから、総合支所の職員は減少となり、現在の各総合支所における職員数は16名から22名で、143名を配置しております。

なお教育センターにつきましては、職員は2から3名で、18名の職員を配置しております。

次に総合支所ごとの申請件数などの事務量についてであります。住民票、印鑑証明および戸籍関係などの交付状況につきましては、総合支所ごとに集計をしておりますが、全体の事務量は正確には把握しておりませんので、総合支所ごとの事務量を調査したいと考えております。

次に総合支所ごとの市民が利用しやすい形態や機能性と、職員が対処しやすい形の意見聴取や調査につきましては実施したことがございませんが、市民の皆さまからいろいろなご意見をいただいております。いずれにいたしましても、行政組織機構の見直しを行う中で、効率的な組織を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

福井企画部長。

○企画部長（福井俊克君）

それでは、中嶋新議員の北清クラブの代表質問について、お答えいたします。

平成18年度決算に見る財政健全化の成果について、いくつかご質問をいただいております。

最初に一般会計の歳入歳出の状況についてであります。平成18年度決算は歳入304億5千万円、歳出292億3,800万円で、繰越財源を除いた実質収支につきましては10億9,400万円の黒字となり、前年度に比べて4億1,400万円増加しております。

平成17年度の決算には、合併前の旧小淵沢町分が含まれていないため、これらを加え比較すると、特徴的なものとしては、歳入で地方債が29億7,100万円と、17年度に比べ36.5%減り、性質別の歳出では普通建設事業費が47億600万円と、31.7%減っております。これらは財政健全化のために歳出を抑制したためで、その結果が実質収支の増加となって表れたものと考えております。

他方、こうした中であって、公債費が4億5,700万円増加していることは憂慮されます。

なお、財政力指数は0.441、経常収支比率につきましては82.6であります。

次に、繰出金と市債の現在高および基金の状況についてであります。

平成18年度の一般会計から他会計への繰出金は、合計で47億7,600万円で、簡易水道事業特別会計や医療費の増加に伴う、国民健康保険特別会計への繰出金が増えています。これは高根町水道裁判に伴う基本料金の返還など、特別な要素も含まれますが、本来、使用料等で賄うべき経費に対する補てんが増している状況であります。

次に市債の平成18年度末の現在高であります。歳出を抑制するとともに、5億円を超える繰上償還などを行いました。前年度末に比べ26億円余り減りまして、982億円となりました。ようやく増加に歯止めがかかったわけですが、他の市に比べ、依然として高い水準にあります。

次に基金についてでございますが、基金は財源不足を補うため、当初予算で大幅な取り崩しを計上し、公債費負担適正化のため、減債基金を繰上償還に活用するなど、減少いたしました。が、年度末に歳計剰金を基金に積み戻すなどをした結果、平成18年度末では前年度に比べ4億8千万円減りまして、61億円余りとなりました。

次に、行財政改革アクションプランの進捗状況と達成度についてであります。

北州市における行政改革につきましては、3つの基本目標、財政の健全化、それから施策の再構築と市民との協働、また市役所の構造改革とスリム化ですが、この3つの基本目標の中で、110の具体的な項目を掲げて取り組んでいるところであります。

実施期間におきましては、平成18年度から平成22年度までの5カ年間としており、年次目標に定めた昨年度の具体的な取り組み目標につきましては、84項目でありました。このうち7項目が終了いたしまして、予定どおり進行しているものが、61項目となっております。5カ年計画の初年度としては、職員が高い改革意識を持って取り組んでいることが伺えますが、上下水道の使用料の統一や市に事務局を置いている団体の自立促進、窓口サービスの充実・改善などの課題もあるため、計画どおり実施されていない項目も16項目あります。特に上下水道の使用料につきましては、統一の方向で検討を重ねておりますが、市民の皆さまのご理解が必要であり、慎重に検討していく必要があります。

これらの項目や翌年度以降、取り組む26項目につきましても、計画年度中の達成を目指して、さらに努力をしてまいり所存でございます。

○議長（小澤寛君）

柴井生活環境部長。

○生活環境部長（柴井英記君）

中嶋新議員の、北清クラブの代表質問にお答えいたします。

平成18年度決算にみる財政健全化の成果についてのうち、上下水道の事業執行状況と見通しについてであります。

上下水道事業は、生活環境の改善および公衆衛生等の確保に配慮した整備を計画的に進めております。

はじめに上水道事業についてであります。現在12地区において、水道法の規定に基づき、簡易水道事業として事業認可を受け、年次計画により配水池の築造、小容量施設の改築、さらには老朽管、石綿管等の敷設替えを鋭意行っているところであります。

平成18年度の水道施設整備費14億4,297万2千円を事業費とし、施設等の設計業務委託および配水池の築造、排水管の施設替え工事等を実施したところでありますが、翌年度への繰越事業もあることから執行率は82.7%であり、現在、認可を受けている全体事業費ベースでの進捗率は、昨年度末で76%であります。

次に下水道事業についてであります。昨年度の特定環境保全公共下水道事業の執行状況は、全体事業費の75%であり、事業費は17億8,900万1千円となっております。

また、農業集落排水事業においても、全体事業費の執行状況は90%で、事業費は4億8,033万9千円であります。特に下水道事業を進める上で、処理場建設および管路敷設工事の見直しを行いながら、コスト削減に努めてまいりました。

特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業合わせて、現在、認可を受けている全体事業費ベースで、進捗率は昨年度92%となっております。

今後の見通しであります。上下水道事業とも現在、認可を受けている計画については、平成23年度を目処に、事業を進めてまいりたいと考えております。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（小澤寛君）

当局の答弁が終わりました。

中嶋新君の再質問を許します。

○13番議員（中嶋新君）

再質問をさせていただきます。

項目別に、まず最初に財政健全化の成果について、3点伺います。

先ほど、答弁にありましたが、一般会計から上下水道事業の特別会計に繰り出す金額には、法的な限度額があると聞いております。その上限と本市の実態は、どのようなものでしょうか。また料金の、上下水道にも関わりますが、料金の統一についても長期的には考えているという答弁でしたので、そのへんのことをもう一度、具体的にお聞きいたします。

あと企画部長に、みずから課した目標が今回、達成率も発表され、初年度としてはなかなかよくできたという感想でしたが、この行財政の安定化と本市の今後、総合計画にある課題を事業展開していくのには、やはり達成していないというか、遅れというものは、非常に今後、影響が大きいと思います。ですので、18年度も始まってはおりますが、必要な推進策等、どのように考えているか、お聞きいたします。

また、市税の収納にも関わりますが、滞納整理の強化策として、積極的に徴収専門員の設置を、昨年同期の会派代表質問として提案いたしました。現在、総務部として国保税担当に嘱託職員を2名配置されているとお聞きしておりますが、本年12月には建設部住宅課で法的措置を実施予定と聞いておりますが、今後、特に総務部、建設部、環境部等の徴収業務が多い部門についての一元化というのも改革に謳われております。こういった徴収専門員の増員を現在ある職員の配置の変更で、可能ではないかと考えます。もちろん専門職ということになるかと思いますが、この点について、お考えをお聞きいたします。

以上3点について、再質問いたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

福井企画部長。

○企画部長（福井俊克君）

他会計への繰出金の上限額ということであります。

これにつきましては、それぞれ事業ごとに定められておりますけども、例えば簡易水道の特別会計への繰出金におきましては、基準内と、それから基準外がございます。その上限がございます。経常的なものにつきましては基準内ということでありまして、簡水の上限につきましては、3億4,200万円が上限でございます。それから基準外として、臨時的なものでございますが、これにつきましては5億4,100万円ということでありまして、これが上限でありまして、合わせますと8億8,300万円が上限額になります。

また、下水につきましては、基準内の上限が3億1,100万円。それから、基準外におきましては11億3,800万円。合わせまして14億4,900万円という数値に、上限がなるかと思っております。

それぞれ農集排、国保、老健、介護等々におきます繰出金につきましては、今言ったような数字で、細かく定められております。

以上であります。

○議長（小澤寛君）

柴井生活環境部長。

○生活環境部長（柴井英記君）

中嶋新議員さんの、上下水道経営の健全化と料金統一についての取り組みについての、ご質問でございます。

上下水道事業につきましては、地方財政法の規定により、公営企業のその経費は、当該企業の経営に伴う収入をもって、これに充てなければならないとされております。上下水道の事業の独立採算に基づく経営が求められております。したがって、経営にあたっては、上下水道加入者に使用実態に応じた費用負担を求め、収入と支出のバランスを図る必要があることから、現在、水道運営委員会および下水道審議会において、料金の統一について協議をしているところでございます。今後、慎重に検討を重ねてまいる考えでございます。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

福井企画部長。

○企画部長（福井俊克君）

お尋ねのアクションプランの進捗状況で、遅れているものもあるということではありますが、それに対する今後の考え方ということでもあります。

先ほども話しましたが、全体的には、計画として16項目ほど遅れているものでございます。当然、これにつきましても、来年度取り組む26項目がございますが、これと合わせて、できるだけ早い時点において実施できますよう、最善の努力をしていきたいと思っておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小澤寛君）

坂本総務部長。

○総務部長（坂本伴和君）

税等の徴収部門の一元化というご質問でございますが、ご承知のように、国保につきましては2名の嘱託職員。それから、税務課には徴収担当ということで、5名の職員を配置しております。現在、国保と税は一体となりまして、夜間徴収、それから臨戸等々を実施しております。現在もやっておりますところでございます。

また上下水道、保育料につきましては、各担当で滞納整理を行っておるわけでございますが、このすべてのものを一本化するということになりますと、徴収に行った職員が全体、すべてのことを理解していないと、例えば、徴収に行った先で質問を受けたときにお答えができないというような場面が生じる可能性があります。そういう場合ですと、また、ことを荒立てるといいますか、当然、通知がいつているわけでございますので、きちっとした対応をしなければならないということもございまして、このへんも踏まえた中で、今後の検討材料にさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

中嶋新君。

○13番議員（中嶋新君）

再質問を続けさせてもらいます。

行政組織改革と総合支所のあり方について、2点、再質問いたします。

現在、支所の中には大型のホールや5校もの学校を管理し、体育協会等を中心とした大会運営の窓口ともなる教育センターは現在、単独の体制と考えて、事務量や対象住民の総数にも配慮した体制を確保すべきではないかと思っております。

先ほどの答弁では、教育センターは2名から3名の配置ということをお聞きしました。また、地域により観光協会、また商工会に対する規模の違いや事業所等を考慮した職員の配置も柔軟に対応し、再考すべきではないかと考えますが、もう一度、答弁をお願いいたします。

2項目としまして、将来の支所の形態は対人、人との相談窓口の存続を考えるべきか。または無人で機械対応までの、証明書等の発行等、そういった検討課題とするのか。もし、無人化が可能とするにしても、何年先を想定すべきなのか、お聞きしたいと思います。

ただし、前提としましては、今後、地域拠点として、現在の総合支所体制を最低2カ所は設置して、十分な職員の対応ができるような、市民の要望に応えるような形として、段階的に施行したり、縮小していくべきではないかと、現在考えますが、市長の見解を伺います。

以上、総合支所のあり方ですね、2点についてお聞きいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

坂本総務部長。

○総務部長（坂本伴和君）

まず教育センターについてでございますが、10年間で56名の職員の減という目標がございます。センターで以前、取り扱っておりました事務につきましては、体育協会、文化協会等々あるわけでございますが、教育委員会のほうといたしましても、基本的に自立をしていただいて、自分たちの責任において運営をしていただくと。当然、教育センター、教育委員会におきましてもお手伝いはしていくわけでございますが、すべて行政で事務全般を持つということになりますと、旧町村と同じようなやり方をしていかなければならない。そうなりますと、職員も人員的に不足をしていくということが考えられますので、その点はぜひご理解をいただきたいと思っております。

それから総合支所の件でございますが、総合支所につきましては、これは本庁組織も含めまして、現在、先ほど申し上げましたように、課長等に事務レベルの段階で、資料等を収集、それから検討しております。これは当然、本庁の庁舎も含めた中で、総合支所のあり方等々を、職員数、事務量の見直しをしていかなければならないということでございますので、時期ははっきり申し上げられませんが、慎重にいろんな方のご意見を伺う中で、よりよい行政運営ができますように、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

中嶋新君。

○13番議員（中嶋新君）

3項目としまして、最終の再質問といたします。

先ほどの総務部長の答弁の中で、教育センターの職員数、私、施設の管理等々のことをちょっと言ったつもりです。もちろん任意団体である文化協会、体育協会等々は、自立した事務局、その他自立していくことは必要ですが、そういった管理面等々で、ちょっと人的な配慮があればということで、お聞きいたしました。

小中学校および保育園の適正規模と配置について、再質問を3点させていただきます。

20人以内の委員構成であり、先ほども教育長から説明を受けましたが、公募は2名と聞いて

ていますが、教育委員会が必要と認める委員は、最後ですね、何名で予定していますか。また学識を有する委員は、何名で構成されておるのでしょうか。いろんな観点から会長の選出は、条例で選出方法は委員の互選と決めてはありますが、そういったことも含めて、ちょっと、そのへんの構成人員をお聞きしたいと思います。

2点目としましては、委員の任期は再任可能な2年とありますが、先ほど平成21年ぐらいには答申ということだったんですが、この審議途中に選ばれた委員の選出要件であります代表権等の変更が発生した場合、重要な審議過程をどのように重視して対応するのか、お聞きいたします。

3点目としまして、10月1日、本日から市の公共交通機関の再編と利用料金の見直しが実施されました。今後、先の長い話ですが、通学区域の変更による交通機関の受益者負担は、義務教育ということもあります、将来もあるべきではないと、負担は受益者負担はあるべきではないと考えますが、市長の見解をお聞きします。

以上3点をもちまして、再質問といたします。よろしく願いいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

小清水教育長。

○教育長（小清水淳三君）

小中学校適正規模検討審議会の構成でございますけども、3月の議会でもご承認いただきました条例に基づきまして、選任をお願いするわけでございますが、20名以内ということで、公募が2名、それから学識が2名、そして地区の代表ということで代表区長さんをお願いする予定です。冒頭、年度当初のときもお願いしてございますけども、8名、旧町代表をお願いする予定です。それからPTAから2名、それから学校長から2名、それでその他2名ということで、20名の構成でお願いをする予定でございます。

それから、委員の、おおむね2年任期の中で21年度中に答申をいただきたいという願いをしていくわけなんですけど、その中で委員の異動があった場合というふうなご質問だったと思いますが、あて職でお願いしている場合につきましては、後任の残任期間が望ましいのか。あるいは当初、お願いした委員たちを、そのまま2年間の任期、その間お願いして、議論・審議をしていただくことが望ましいのか。そのへんは審議会を立ち上げた時点で、十分、委員さんたちの意見も聞きながら議論をしていきたいと、そんな考え方を持っております。そうしたことでお願いしたいと思います。

以上、審議会委員についてのご質問については、答弁とさせていただきます。

○議長（小澤寛君）

坂本総務部長。

○総務部長（坂本伴和君）

教育センターにおけます文化ホール等の運営でございますが、職員のほかに嘱託職員、それから臨時職員を配置してございます。当然、これらの運営につきましても、行政機構改革の検討の中で、今後検討させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

中嶋新君。

○13番議員（中嶋新君）

すみません、交通機関の受益者負担を、将来考えていないかどうかだけ、お聞きしたいと思います。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

小清水教育長。

○教育長（小清水淳三君）

市営バスになった変更に伴いましての義務教育の通学バスにつきましては、今、市営バスの運営のほうとの協議をしながらですけども、証明書の発行によって市営バスが使えるような方法で考えているわけなんです。従来、通学補助という形をとった部分については、今、その詰めをしておりますけども、あくまでも、これからも場所によっては通学補助という制度が必要なところもあろうかという考え方、認識を持っております。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

中嶋新君の質問が終わりましたので、これから関連質問を許します。

中村勝一君。

○16番議員（中村勝一君）

小中学校適正規模等審議会のもち方について、教育長のお考えをお聞きしたいわけですが、審議会という話は、今、20名で、21年度までには答申を得たいと。その答申を得るときに、適正規模につきましては、いろんな考え方がございます。例えば財政上、問題だとか、ただいま教育長が答弁していただいたように、社会性を養うために1学年2クラス、1クラス20名以上、そういう制度が必要ですが、実はよく考えてみますと、北杜市の全体の特徴というものを考えたときに、一番問題なのは、私は学校とか保育園とか、そういう施設は、今、問題化されている限界集落を生む、一番危険性を持っているものではないかなと、そんなふうに思っているわけです。ですから、規模が小さいから学校はいらないよという発想で、この審議会をもっていくと、結論的に5年後、10年後、市長がよく言います、教育が一番大切だよということ。市長がよく言っているわけですが、それが5年後、10年後を見たときに、この審議会をただ単に経済的とか、子どもの人間性が養われないとか、そういう発想でもっていったらまずいと思うんです。すなわち県の指導が1学年2クラス、1クラス20名以上、そういう指導を受けているから、北杜市の審議会では、それを提案しますよという提案の仕方をする、まずいではないかなと思っています。すなわち審議会は、あくまでも、よく、最近、行政の方々がおっしゃいますが、協働の精神、協働の考え方、協働とはなんだといったら、誰もが正確な答えを持ってなくて、みんなでいろいろ話をして、これが一番理想ではないかなと、つくるものだと思います。

給食センターの話に戻してはいけませんが、教育委員会で、こういう形ですよというものを先につくって、この審議会をもってはまずいだろうと。ぜひ、そんなことを考えていますから、教育長のお考えをお聞きしまして、21年度、いい結論が出ることを期待しているわけです。

以上、教育長のお考えをお聞きします。

○議長（小澤寛君）

小清水教育長。

○教育長（小清水淳三君）

審議会の審議のあり方について、今、ご質問をいただきました。

今、中村議員さんの言われるように、ただ、中小規模の適正化審議会を設立するからということでございますので、私どもの今の考え方といたしましては、行政の立場から財政的に、あるいは人間教育、心の教育うんぬんということ、今、社会でいわれてはおりますけども、今度の審議会については、まったく教育委員会としての方針を提示するわけではなくて、20人の委員さんたちに、先ほど申し上げたように、冒頭の答弁をさせていただきましたように、先進地の視察も必要、それから今置かれている北杜市の状況も必要、財政的なものももちろん、議論の中では十分、議論されると思います。

そうした中で、うちのほうで指針的なものといいますが、目標的なものを先に提示してという考え方は、今、毛頭持っておりません。ですから、先ほどもふれたように、審議の答申の結果をおおむね21年度以内という、21年度中にということで、十分、時間も2年間は要するだろうというふうな見解の中で、審議会を立ち上げ、議論していただきたいという考え方でございます。

給食センターの問題が出たんですけども、給食センターと学校の統廃合、適正規模とは若干、やっぱり違うと思います。そういう部分の中で、給食センターの設置につきましては、いろいろの議論をいただいた中で、最終的には答申を重く受け止めた中で結論を出しましたけども、今度の審議会につきましては、くどいようでございますけども、私どものほうから、教育委員会からこうあってほしい、こういうものを審議してほしいということではなくして、現状を十分、説明した中で、うちのほうとして、こういう方向でもって行ってください、そうしたものをまったく、出す考え方を持っておりません。十分、2年間かけて、議論をしていただきたいと、こういう考え方でございます。

○議長（小澤寛君）

（「了解しました。」の声）

答弁が終わりました。

内藤昭君。

○26番議員（内藤昭君）

身近なことで、下水道事業について伺いますが、地区によっては下水道事業から合併浄化槽に変更する場所もあるようなことを聞いておりますが、この合併槽に変更する場合、エリアというか、地区をどのくらい想定しているのか。また下水道敷設でなくて、合併槽に変更するであれば、どのくらいの財源の差が出るのか、そのへんも伺いたしたいと思います。

それから、もう1つですが、下水道を敷設してありますが、公共枡がまだいっていますが、まだ未接続の家庭がだいぶあると聞いておるわけですが、未接続の家庭に対する対応策をどんなふう考えているのか、それも伺いたしたいと思います。

もう1つあるんですが、この全戸接続をもちろん目標にするわけですが、公共施設、例えば市営住宅等の下水道への未接続が、まだ何力所かあるのか。ぜひ全戸家庭へ接続を目標としているときですから、市の施設の下水道への接続は、早急に進むような形で進めてもらいたいわけですが、現状を伺いたしたいと思います。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

柴井生活環境部長。

○生活環境部長（柴井英記君）

内藤議員さんのご質問でございますが、下水道事業のエリアについての合併浄化槽への変更についてでございます。

現在、下水道事業につきましても、計画に基づいて進めているわけでございますが、やはり地域においては高齢化率、あるいは接続率等の将来性も考えながら、合併浄化槽への転換といえますか、変更計画というようなことで、地域に赴いて説明をしている地域がございます。須玉町の増富の財産処理エリアにつきまして、そのような変更につきましての住民との協議を今、重ねているところでございます。やはり施設を造りましても、先ほど、議員さんのご指摘のように、接続しないと機能を発揮しませんので、やはり施設に見合った、加入に見合った施設を造らなければなりませんので、合併浄化槽での設置ということで、今、協議を進めているところでございます。これにつきまして、まだ、地域との協議がまだまだ必要でございますので、それらも含めて検討してまいりたいと思っております。

また、合併浄化槽への変更につきましての地域でございますが、須玉町のエリアでおきますと、江草の儀生地区と、それから漆戸地区等が合併浄化槽などの整備、それから増富の日向地区につきましては、当初から合併浄化槽での整備というような協議がされているところでございます。また、須玉町の比志地区等、それから江草の岩下地区等もまだまだ設置すべき協議が残ってございますが、それらも含めて、今後対応してまいりたいと思っております。

それから、未接続世帯への対応でございます。これらにつきましても、やはり家庭の実態調査をする中で、対応していかなければなりません、やはり接続していない世帯につきましては高齢者、あるいは一人世帯というような家庭が非常に多いわけでございますが、それらも含めて、実態の調査を図りながら、接続の対応をしてまいりたいと思っております。

それから公共施設への接続でございますが、公民館等につきましても、教育委員会のほうで順次、計画を進めているということで、順次、公共施設につきましても接続をしてまいりたいということで考えております。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

内藤昭君。

○26番議員（内藤昭君）

1つ、答弁漏れがあるわけですが、下水道から合併浄化槽に変更する、その理由と、要するに財政面で、こういうふうに違うというふうな試算が出ているのかどうか。また、答弁がありません。

○議長（小澤寛君）

生活環境部長。

○生活環境部長（柴井英記君）

合併浄化槽と公共下水道の違いでございますが、合併浄化槽につきましては、現在、国・県

等の設置補助、3分の1ということで、人槽によっても違いますが、5人槽でいきますと34万2千円の補助がございます。その中で、今、財産処理区につきましては、合併浄化槽の設置にかかる国、県の補助以外にも、接続の設置の補助も含めて検討したいということでございます。

財政的な面もございますが、やはり接続した家庭での将来的な下水道の使用料、あるいは水道料、当然、水道料と合わせての徴収になりますが、合併浄化槽にした場合の維持管理費等々の説明をしてきているわけでございます。

また、全体的な事業費の比較につきましては、資料を今、策定中でございますが、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで、北清クラブの会派代表質問を終結いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は11時30分といたします。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時32分

○議長（小澤寛君）

再開いたします。

次に、政経会の会派代表質問を許します。

政経会、41番議員、浅川哲男君。

浅川哲男君。

○41番議員（浅川哲男君）

政経会を代表しての質問であります。質問事項は4件ございます。

まず質問事項に入る前に、北杜市の一断片をみたいと思います。

北杜市も合併してから、早3カ年が経過しようとしております。われわれ市議会議員も残すところ1年となりますので、過去3年間を振り返ってみて、新しい感覚と発想で将来を見据えた議員活動をしなければならないと考えております。

本市は基本理念として、8つの杜づくりを施策の柱とし、総合計画を策定し、この計画を着実に進めるためにあたって、平成12年施行の地方分権一括法により、自己決定・自己責任の原則が求められ、地方分権の進展により三位一体の改革などにより、行財政基盤の強化を図るため、行財政改革アクションプランの策定もし、厳しい財政事情の中で執行部、議会とも知恵を出し合って、その運営にあたってきたではないかと思えます。

本市には山積する課題がたくさんありますが、なんと言っても財政上の悪化であります。財政上の内容の指標分析はいろいろ方法がありますが、特に本市においては借金が多いことから、公債費比率は財政構造の健全化を保つには、この比率が10%程度が望ましいとされております。平成18年度は、北杜市の財政公債費比率は18%でありました。先の9月8日の山日新聞に県下市町村の公債費比率が掲載され、本市の比率は19.4%となり、昨年より1.4%増となり、多くの市民からは借金が増え、夕張市のように困るといった心配の声がたくさん寄せられます。

公債費比率があまりにも上がった原因を、私なりに一つの見方として借金状況を見ましたが、市町村合併論議が平成10年ごろから始まり、平成13年5月に北部8町村による合併問題協議会が発足して、平成16年11月に北杜市が誕生されました。平成12年度から平成16年度の合併協議の期間中の5カ年間に、なんと8町村で借金をした総額は普通会計・特別会計を合わせると502億9,990万2千円であり、平成16年度末の借金総額は一挙に1千億円を超え、この借金の返済による公債費比率が、高くなった一因であります。

合併協議の5年間に各町村は、意欲的に公共施設等の建設がされましたが、結果的には類似施設が多く、その維持管理費を節約するため、平成18年度に124施設を指定管理に出しました。約1億6,600万円が節約となりましたが、市では指定管理料を約1億3千万円出さなければなりませんので、今後、施設の内容により指定管理の見直しもして、健全財政の取り組みをする必要があると思います。

ちなみに韮崎市では3施設、公債費比率は15.9%。南アルプス市では95施設、公債費比率は17.1%。甲斐市は6施設、16.1%で指定管理は少なく、公債費比率も少ないわけでございます。いかに北杜市では類似施設が多いことが分かりますが、これらのツケが市の財政の圧迫になっておると思います。

市では公債費比率、公債費負担適正計画を立てられましたので、財政の健全化目標の達成に、議会としても慎重審議をしなければならないと思います。

本市の財政事情は現在、悪化はしておりますが、市が持つ自然環境の恵みと立地条件を生かしての市政運営をすれば、未来に必ず明るい展望が開かれると、私は感じております。

今後、市で抱える課題は数多くありますが、当面の大きな課題は少子化による児童・生徒の減少により、先の9月14日の山日新聞にも出ましたが、小中学校の適正規模を探るため、本市では11月に審議会を設置するとのことですが、市民にとって、また各町、各地域にとって、非常に高い関心があります。

こういう中で、いろいろの垣根を取り払い、1つの方向性が出ることにより、旧町村の意識も変わり、新しい北杜市の行政運営が指導されると、私は感じております。少子化が進むと国の存亡、ひいてはわが家の存亡にも関わる大きな問題でありますので、市民にも理解してもらい、市としてもあらゆる施策を講じなければならないと思います。

次に質問事項に入ります。

まず第1点に、新エネルギーの取り組みについてでございます。

その一つとして、ペレット燃料、これは木質の固形燃料による給食センターへの使用についてでございますが、北杜市では学校給食センター建設に向け、着々と諸準備を進めていますが、本市では里山整備を平成18年度から行っております。この里山の間伐材等を主原料として、ペレット燃料の製造を森林組合および森林関係者等と協議して、市が国からの補助対応など積極的な取り組みをし、ペレット燃料を給食センターの燃料に使ってはどうかと思います。これについて、市長ならびに教育長のお考えをお願いします。

次に明野中学校におけるペレットストーブ利用などによる、環境教育の取り組みと内容についてでございますが、明野中学校の建設にあたり、環境対策の一環とし、平成17年度事業で環境省のエコスクールパイロットモデル事業として、ペレットストーブ、太陽光発電など導入して、生徒に環境教育を進めていると思うが、どのような教育内容であるか、お伺いします。

次に質問事項の2でございますが、住民地域内の区長の役割についてでございます。

その1つとして、区長の業務内容についてでございますが、北杜市の行政区長の設置条例では市の事務（議会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、教育委員会、その他、市の行政運営のための機関を含む）を補助連絡するため、非常勤の行政区長を置くところがあるが、現在、行政からは区長に公文書、回覧文書等の補助連絡のみでなく、数々の行政上の事務処理補助を依頼することが多いと思うがどうか、執行部をお願いします。

次に区長への公文書の、市からの発送回数の減でございますが、本市では区長に対し、文書等の発送を月3回であるようですが、市政運営の計画性を持ち、発送回数を月1回か2回にしたらどうか。

また、文書の内容で市の広報、テレビ等で市民に周知している内容があるので、文書の発送は周知していないのみを発送したらどうかという声が、区長はじめ市民からあるので、検討する考えがあるかどうか、お伺いします。

次に3番としまして、区長に対する報酬と区内の事務取扱交付金の増額についてでございます。

北杜市の行政区数は123区あり、区長は非常勤の特別職の報酬として年額6万円支給し、区の運営費等として、区へ加入世帯1世帯当たり1,700円を事務取扱交付金として交付していますが、市と市民との連帯感の中で協働する行政づくりの推進には、市の末端組織である区の自治会運営は混住する地域が拡大する中、連帯感のある住みよい地域づくりを目指して活動している役割を、区長は負っていると思います。区長に対する報酬は、報酬審議会の折に増額されるように、また区内への事務取扱交付金の増額を検討されたらどうかと思いますが、その点についてもお伺いします。

次に質問事項の3でございますが、職員の提案制度の創設による行政効果等についてでございます。

1として、職員から政策提案の活性化についてでございますが、職員による政策提案を活発化し、先進性・主体性を持った政策づくりを推進するため、職員一人ひとりが問題意識を持ち、市民のニーズに的確に対応し、課題解決に向けて、知恵を絞る公僕としての姿勢が求められております。

北杜市では病院職員等も含め、現在860人、ほか臨時職員が約340人ございます。その中で、その職員が自己の業務や自己の研鑽を通じて発想したアイデアを施策化できる仕組みとして、北杜市の行財政改革アクションプランで職員提案制度の創設を平成18年度に創設し、その年から導入するという内容になっておりますが、現在どのような取り組みがされているか、お伺いします。

次に、庁内の連絡調整会議の内容について、お伺いします。

北杜市では毎週月曜日に部長、支所長等による行政の連絡調整会議をしていると聞いていますが、この会議で部局を越えた積極的な意見、提言等が出されているかどうか、お伺いします。

次に質問事項の4でございますが、新市建設計画による事業の推進についてであります。

北杜市では合併時に、平成17年度から平成26年度までの10カ年、新北杜市建設計画を策定し、この計画の中には各町村から主要事業を、合併特例債等を見込んだ内容であります。年々、国・地方を通じて財政は危機的状況にあるので、計画どおりの事業執行は望めないことは理解しておりますが、次の点についてお伺いします。

まず、各町を結ぶ横断道路の建設についてでございます。

これは大泉町と長坂町を結ぶ、この道路は五町田信号を上げる通称、西井出バイパスの大泉南部下井出から金生遺跡前を通り、長坂、白井沢を経て、県道長坂小荒間停車場線の長坂消防署前に通ずる横断道路であります。6月29日執行の入札会に、概略設計業務委託がされたとのことですが、地区への説明会はいつ行うのか。また、事業執行はいつごろになるか、お伺いします。

先の、新エネルギーの推進協議会の設置についてが飛びましたから申し上げますが、昨年12月定例会において、私が地球温暖化防止対策について、いくつかの質問をしました。その中で新エネルギー推進委員会を設置したらどうかという質問に対し、市長は協議会を設置する中で検討したいという答弁がされましたが、現在どのように対応しているか、お伺いします。

以上で、質問を終わります。

○議長（小澤寛君）

篠原珍彦君。

○25番議員（篠原珍彦君）

今の代表質問の中で、浅川哲男議員の3番の項目が抜けておりますので・・・。

○議長（小澤寛君）

今、言いました。

本来ここで、引き続き当局の答弁を求めるわけですが、暫時休憩といたしまして、昼食の時間をとりたいと思います。

再開時間を午後1時30分といたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時30分

○議長（小澤寛君）

再開いたします。

政経会、浅川哲男君の質問に対し、当局の答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

浅川哲男議員の政経会の代表質問に、お答えいたします。

地方分権一括法を例えにしながら、財政健全化の必要性を主張していただきました。国は言うまでもなく、補助金のカットやら交付税の削減を中心として、自主・自立・自己責任を求めているわけであります。一言でいえば、自分たちのふるさと自分たちの力で、市民とともに協働して築いていけという時代だと思えます。そのためには、北杜市の地域力を高める必要があるかと思えます。そんな思いで、全力で舵取りをしていく決意であります。ご理解いただきたいと思えます。

まず新エネルギーの取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

最初にペレット燃料の給食センターでの使用についてであります。地球温暖化がますます深刻な問題となり、これまでの化石燃料からクリーンエネルギーへの積極的な取り組みが自治体にも求められているところであります。給食センターにおける主燃料については、その規模等により、いくつかの方式が考えられますが、施設の性格上、短時間に大きな熱量が必要なこと、また安全で正確な運転が要求されることなどから、現在の国内における実績は、灯油ボイ

ラーが約99%で、オール電化は約1%である状況を考えてとき、ペレット燃料の採用には不安があります。

また価格においても、灯油ボイラーと比較した場合、約6倍と想定され、費用対効果を考えた場合、非常に困難であります。しかしながら、公共施設には可能な限り、クリーンエネルギーの活用を模索し、環境保全に努めていく考えであります。

次に新エネルギー推進協議会の設置についてであります。質問が飛んだので、若干、心配してました。

北杜市では、新エネルギービジョンを計画的に推進するために、平成18年度に北杜市地域新エネルギービジョンを策定いたしました。市では、このビジョンに基づいて、太陽と水を中心とする自然エネルギーの活用、木質バイオマスを中心とする未利用バイオマスエネルギーの活用、環境共生都市、資源循環型社会の形成を基本方針に定め、大規模電力供給用太陽光発電事業や住宅用太陽光発電システム設置補助金制度、村山六ヶ村堰水力発電所の建設、廃食油をリサイクルした、バイオディーゼル燃料への利活用などに取り組んでおります。

新エネルギーには、このほかに木質バイオマスエネルギーや畜産バイオマスエネルギーなどが考えられます。ビジョンを推進していくために、関係する各種団体との連携・調整や調査情報収集等に時間を要しましたが、本年度中に（仮称）北杜市クリーンエネルギー推進協議会を設置する考えであります。

次に行政区長の役割等についてのうち、行政区長の報酬と事務取扱交付金の増額についてであります。行財政アクションプランに基づき、市民のご理解をいただく中で、今年度、行政区を157区から123区に再編いたしました。その結果、行政区長の報酬は、総額で204万円の減額となりました。しかしながら、行政区長の報酬と事務取扱交付金の増額は、他の特別職の職員で、非常勤の方の報酬見直しへ波及することも想定されますので、市の財政状況等から判断して、しばらくは現状の報酬でお願いしたいと考えております。

次に、職員提案制度の創設による行政効果等についてであります。

行財政改革アクションプランに基づき、北杜市職員提案制度の創設と実施に向け、現在、検討を進めております。この制度は、職員から市政に関する建設的な企画立案や市の業務改善提案を受け、優れた提案内容を取り入れることにより、活力ある市政の推進、市民サービスの向上および行政運営の効率化等を図るものであります。また職員にとっては、常に問題意識を持って職務に取り組むことにより、自己の能力開発や職場の士気の高揚につながる効果があると考えております。

昨年から今年にかけては、準備段階として、職員の資質向上のため、階層別研修や専門研修等へ職員を積極的に参加させましたので、年内に全職員から意見を聞き、北杜市職員提案制度実施要綱を策定し、個人、グループ、職場単位で具体的な提案を募集してまいります。

次に庁内の連絡調整会議につきましては、毎週月曜日に部長、総合支所長等による部長会議を開催し、市の主要事業や行事、議会の対応、各種計画立案および職員研修等について、毎回、活発な協議や情報交換が行われております。部長会議は各所属において、十分検討した案件をさらに協議し、具体化に向け、最終的判断を行う場ありますので、特に新規事業や内容を変更する事業につきましては、慎重かつ活発に議論が行われております。会議の内容は、部長等から全職員へ伝達され、職員は共通の理解のもと、事務事業に取り組んでおります。

次に、各町を結ぶ横断道路の建設についてであります。

長坂町白井沢地内と大泉町下井出地区を結ぶ道路につきましては、合併前の旧町村議会および地域から強い要望のあった重要で広域的な幹線道路であり、旧町村でも協議を重ねてきた懸案事項であります。

本年度概略設計を発注し、先般、計画ルート案が示されましたので、地域への説明会を早急に開催するとともに、市の財政状況および費用対効果等を検討しながら、地域と十分協議を重ね、最良のルートの決定に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

また、事業執行につきましては、計画ルートに対して地域の合意をいただき、予備設計から順次段階的に進めてまいりたいと考えております。

道路整備を推進していくためには、なんと申しましても、用地の承諾が得られなければ事業執行することができません。市といたしましては、地域の実情を十分把握した上で、事業推進に取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位をはじめ地域の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

その他につきましては、教育長および担当部長から答弁いたします。

○議長（小澤寛君）

小清水教育長。

○教育長（小清水淳三君）

浅川哲男議員の、政経会の代表質問にお答えいたします。

明野中学校における、環境教育の取り組みについてであります。

明野中学校では昭和55年から27年間にわたり、村の気象観測施設を利用して、気象観測活動を行ってまいりました。こうした中、平成16年、17年度の校舎改築工事にあたり、太陽光を利用したエコスクール事業に取り組み、太陽光発電設備、空気集熱式パッシブソーラーシステムを設置し、最大20キロワットの発電や床暖房設備、複層ガラスの採用による建物の断熱性能を高めるものであり、クリーンエネルギーを活用し、電気や暖房費の節約が図られております。さらに、内層材料の県産材の使用や旧校舎のコンクリート再生材でのリサイクル製品の積極的活用、ペレットストーブの設置など、環境に配慮された建物となっております。

こうした学校の環境を授業および日常的な環境教育に取り入れて活用しており、学校の施設や設備を活用したものとしては、太陽の光や熱の利用を、具体的に体験していることを理科の授業などで学習をしております。

学校の正面玄関には電光掲示板が設置しており、随時、気温や発電量が表示されており、こうしたことも生徒に、設備に関心を持ち、環境に配慮された施設であることをアピールしております。

また、総合学習等において、大月市の葛野川水力発電所を見学し、水力発電など電力をつくる総合的な学習にも取り組んでおり、電気の大切さや比較的設備が簡易である、容易である太陽光の利用の大切さを学んでおります。

このような施設や設備を体感しながら、理論的な学習を加えることにより、環境に対する生徒一人ひとりの理解が深まり、環境問題が身近なものとなっております。

以上、答弁といたします。

○議長（小澤寛君）

坂本総務部長。

○総務部長（坂本伴和君）

それでは、浅川哲男議員の政経会の代表質問にお答えをいたします。

行政区長の役割等につきまして、いくつかご質問をいただいております。

最初に行政区長の職務内容についてであります。行政区は既存の集落や新興の住宅団地などを単位として、組織をされております。その長であります行政区長には、市の事務の補助連絡や行政文書の配布ばかりでなく、各種会費の徴収、会議やイベント等への参加と協力、自主防災組織の運営、道路清掃や草刈りの実施、ゴミステーションや防犯灯の設置および地区の要望書提出等のさまざまな職務を依頼しているのが、現状であります。

次に公文書の、市からの発送回数の減についてであります。市からの配布文書につきましては、毎月5日、15日、25日の3回と決められておまして、行政区長、班長、地区長、組長等を経由いたしまして、各世帯へ配布をされております。月3回の配布は、合併後の代表区長会において、決定をいただいております。

北杜市となりましてからは、市民の皆さまへお伝えする情報量も多く、中には緊急を要する情報もあることから、できる限りタイムリーにお伝えするためには、月3回程度の配布は必要かと考えておりますが、代表区長会のご意見を伺いながら、検討してまいりたいというふうに考えております。

また、市の広報紙につきましては、紙面の関係上や月1回の発行のための時期的な問題等から、詳細な広報ができない場合があります。CATVは素早く情報をお伝えできますが、画像のため、内容が手元に残らず、あとで確認できない場合もあります。こうしたことから、ご質問のとおり、発送文書と重複していることにつきましては、できる限り見直しをして、文書を減らすよう努力をしておりますが、市民の皆さまに周知徹底するためには、重ねて広報しなければならない場合もありますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

当局の答弁が終わりました。

浅川哲男君の再質問を許します。

○41番議員（浅川哲男君）

先ほど、質問の順番をちょっと狂わして、失礼しました。

それでは、再質問に入ります。

われわれ政経会ですが、自分たち政経会の大きな目標として、自然環境、地球環境の悪化を防ぐ施策は行政への大きな責任であると考え、政経会では国の予算の取り組みやら、また先進地などの視察を研修して、執行部にもいろいろ提案しております。そういう中で、私たちがこの自然を利用したバイオマスについて質問であります。一問一答でお願いします。

まず、第1の新エネルギーについてでございますが、市長の答弁でペレットのこれを給食に使うのは、いろいろ検討した結果、ちょっと具体性に欠けているような答弁だと思いますが、費用対効果、いろいろ検討した結果の資料をお願いします。自分たちもいろいろ検討したいと思っておりますから、よろしくお願いします。

次に明野中学校における環境教育の取り組みでございますが、これはモデル事業としてやっている事業でございますから、いろいろの事業の、教育の内容を環境庁などに報告しているかどうか。そして実際にいいことが、生徒に、これをこれだけやったために、地球の二酸化炭

素はこれだけ減るとか、増えたとか、そういう研究までしないと、ただ環境にやさしいから、いいだけでは前へ進まないと思います。そういう、これをやることによって、こういう効果が出て、こうだということの勉強を、やっぱり生徒からはじまって、社会教育を通じて、一般の市民にも知らせていただいて、地球環境を守っていく必要があると思うんですが、この点についてお願いします。

そして、もう1点。新エネルギーについてでございますが、このビジョンの中には、非常に内容のある、いい策定がされておりますが、その中に庁内の推進体制ということがございます。庁内各課で連絡会議をもって、ビジョンの目的を共有して、施設の更新や新規事業などの事業化のタイミングを常にチェックして、国や県の施策の動向を分析することになっておりますが、今回、給食センターのペレット燃料についての使用でございますが、新規事業であるので、北社の自然の資源を生かして使ってもらいたいなと思います。それは費用対効果もありますが、それを使うことによって、地球温暖化の防止にもなるし、1つは雇用の拡大にもなるし、いろいろ総合すれば、決してマイナスではないと思います。そういう点で、いろいろの検討をしてもらいたいと思うんですが、これは給食センターの関係が、その関係で、あとは農林課というか、いろいろ環境も関係ありますが、教育長に、そういう検討をする考えがあるのかどうか。いろいろ検討してみないことには、どうにもならないと思いますから、ぜひ検討を早急のうちにしていただきたいと思います。

まず第1点のエネルギーについて、答弁願います。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

小清水教育長。

○教育長（小清水淳三君）

浅川議員の再質問にお答えいたします。

バイオマス飼料の、使用の結果の提出というふうなことでございますが、明野中学校では先ほど答弁したように、長い間、研究をしております。そうしたもから、理科授業を行っている中で、そのデータをとっております。併せて学校通信等で、それぞれの結果を生徒、あるいは保護者、地域の皆さんに学校通信を通じてPR、クリーンエネルギー、あるいは環境保護としたものに結びつくような、そういう報告はしております。また関係機関、県の教育委員会のほうへは、必要に応じて、そうした資料の報告はしております。

それからペレット燃料、それから石油等の、現代に普及している施設に対する比較検討の資料ということでございますけども、それにつきましては、私ども今の段階では、まだすべてのデータを持っているわけではございませんが、一応、懸案した中では必要ボイラーの熱出力、あるいはボイラー本体の価額、あるいは化学燃料、そうしたものをとりあえず、アバウトな状況で把握をしているところですが、資料につきましては、この席ではなくて、また改めて調査した資料を提出させていただきたいと思います。ご理解をいただきたいと思います。

それから庁内のエネルギー検討についてでございますけども、それぞれ、この環境教育、あるいは自然環境、クリーンエネルギー、そうしたものは、今ご指摘のように、この世界を通じて、あるいは地域を通じて、すべてのところで叫ばれている問題かと思っております。そうした部分について、当然、学校教育の中でもエネルギーの必要性、そうしたものについては研究もしなければならぬわけでございますけども、全体の庁内の研究会、そうしたものについては、こ

れから、それぞれの関係する部署と協議をしていきたい、検討もしていきたい、こんなふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

浅川哲男君。

○41番議員（浅川哲男君）

次に質問の2点の、住民の地域内の地区長の役割について、再質問します。

北杜市では、この地域が末端組織でございます。市の。その中で、区の数はいくつありますか、区の下に地域なり、地域数ですね、地区数は、それは248。また、その下にいろいろ隣保組的な組があるわけですが、班というか組があるわけですが、それが1,779ございます。そういう人たちが、市の回覧文書等をみんな配布して、非常にご苦労願っているわけですが、区長の役割は先ほど答弁があったように、ただ文書の回覧のみでなくて、いろいろなことを地区長は、いろいろ区内をとりまとめて、やっているのが現状でございます。

そんな中で、特に最近は各町に新しい住民が来て、ものすごくありますね。それを参考に申し上げますと、北杜市では約20%の方が地区へ加入しておりませんね。約4千人もございませよ、世帯へ入っていない。これがどんどん、今から北杜市が住みよいということで、人が入ってくるわけですが、地区との関係を持たないと、市もよくなりません、地区もよくなりません。そういう中でぜひ、市としても、それらの積極的な対応を区へ任せるではなくて、市と区が一緒になってやらないと、この地区なり、市がよくなりません。そんなことでぜひ、お願いしたいと思います。

そして、これからはやっぱり、あれですね、1年後に北杜市の市会議員が大幅に削減される予定でございますが、そういう中においても、地区で果たす役割は非常に大きいものがあると思います。そんなことも含め、また他の市の状況も申し上げますが、韮崎市の場合は各区長たちが自分の地区の要望等を聞いて、そして予算編成の前に予算の範囲内で、いろいろ協議してやっている状況もございます。また南アルプス市、甲斐市においても、みんな聞いて歩いたわけですが、いろいろうまくやっている状況がございますので、北杜市としても、その小さい、市の末端組織を大事にしないと、市も国も全然よくなりません。そういうことの中で、ぜひ積極的な取り組みをしていただきたいと思います。どのように考えているか、お願いします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

坂本総務部長。

○総務部長（坂本伴和君）

先般、区の再編をお願いしましたところ、123区ということで、再編されたわけですが、部署の流れといたしましては、直接、区長さんから組長さんにいくような場合と、例えば再編された区におきましては、地区長さんですとか、班長さんをとおして、また組長さんをお願いしているというような経緯もございます。

新しく住民となられた方の対応でございますが、総合支所、それから住基関係の窓口には区への加入のチラシを置きまして、その方々に配布するような形をとっております。また、地区の区長さん方にも区に加入したいという申し入れがあったときには、各区、それぞれ区の運営方法が違っておりますので、その点を十分、理解していただく中で、積極的に区へ加入していた

だくように、働きかけをお願いしたいということをお願いしてございます。

ただ、新しく住民になられた方の中には、あまり地区と関わりを持ちたくないという方も、少なからずいらっしゃるようでございますが、そういう方につきましても、私どもがPRする中で、区の加入に対して、ご理解をいただくような方法をとりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

浅川哲男君。

○41番議員（浅川哲男君）

次に、3番に質問した職員の提案制度の創設に関する件でございますが、この間の新聞に、9月7日ですね、山日新聞に全国、全部調査した結果が新聞に出たわけでございますが、非常に職員の心の病が増加をして、今、48%もあるという新聞が出ております。

非常にびっくりしましたが、これは働く環境の変化とか、住民の行政を見る目が非常に厳しくなっていると、いろいろのあれが原因して、心の病の原因になっているようなことでございますが、本市においての職員で心の病はないと思いますが、それに耐えられる職員ばかりだと思いますが、各管理職は職員の状況をどんなように把握しているのかどうか。そして、職員が仕事のやりやすい環境とか、提案をする環境をつくってやらないと、北杜市のような場合に、学校の教室の個室へみんな閉じ込めて、各部なり、人の顔も知らない、名前も知らない、何も知らない、そういう横の連携も非常に薄いではないかなと自分は考えておりますが、それは当面、どうすることもできませんが、全体的に見て、市の職員の働きやすい環境をつくらないと、非常に心の病が出て、仕事の能率も上がらないし、いろいろのあれが起これると思うんですが、これについて、総務部長はどんなように捉えているか、お願いします。

○議長（小澤寛君）

坂本総務部長。

○総務部長（坂本伴和君）

浅川議員のご質問にお答えをしたいと思います。

合併して3年ということで、今までの旧町村の職員の研修も多かったり、少なかったりというバラツキがございました。私どもといたしましては、基本的に職員にきちっと研修を受けていただいて、職員としての資質、それから先ほど申されました提案制度も含めまして、北杜市の職員として、いい仕事をするために、昨年でございますが、450名の職員を自治センター等に派遣をいたしまして、接遇研修等々の研修を受けさせております。さらに今年度につきましては、滋賀県にございます市町村の国際研究所に1週間から10日という、長い期間にわたりますして、職員を研修に、派遣をしております。これにつきましては、先ほど申し上げました職員提案の制度でございますとか、それから、これから始まるであろう人事評価ですとか、いろいろな問題の研修を受けさせております。

一番、問題なのは職員の、先ほど言われました心の病と申しますか、それが一番、今、公務員、それから民間のサラリーマン、会社員の方々にも相当いらっしゃるというふう聞いております。メンタルヘルスの研修も行っておるわけでございますが、非常に病を見つけるのが難しいという状況がございまして。当然、部局長、それから課長等々の管理職につきましては、職員の毎日の行動をきちっとチェックする中で、そういう心の揺れとか、健康状態を常に把握し

ておいてもらいたいという指示もしてございますが、中にはそういう方もいらっしゃいます。

ただ、私ども職員は、北杜市の職員でございますので、お互いに手を取り合いながら力を合わせて、そういう職員のカバー等々も考えながら、仕事にまい進をしまいたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

浅川哲男君。

○41番議員（浅川哲男君）

次に4番の新市建設計画についての再質問でございますが、これは先ほど執行部において入札にあって、いろいろ手立てをしてくれるということですが、各町へ行っても縦道は結構ありますが、横道というのが非常に少ないですね。そういう中で、今回計画されているあれは、新市の中に計画されている、10カ年計画の中にされている内容でございますので、それは早急にやっていただきたいですが、大泉のバイパスから小泉に出るのが計画に出ておりますが、そこから東へ向かって、例えば141の高根の総合グラウンドが消防署あたりで通ずると、真横の幹線道路が出て、いろいろ産業にしろ、観光にしろ、またお互いのスポーツ広場、いろいろ行くのに便利でもあると自分は思うんですが、そういう中で、市長は高根の出身だから、ほうほうというかどうか知りませんが、これは別として、将来の横断道路を造るために、北杜市全体の調和のとれた路線も出るし、産業・観光いろんな面に効果があると思っておりますが、市長はどのように考えているか。できれば、その今度の計画といろいろ併せて、後年度でもいいから、併せてやって、幾年かかかっても、財政が厳しいからかかってもやむを得ないと思うんですが、そんなことをしたらどうかなと思うんですが、いかがですか。市長の考えをお願いします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

浅川議員ご指摘のとおり、私たちのこのふるさととは北巨摩の時代から、あるいはまた、その前の時代からもしれませんが、一言でいえば、韮崎、甲府へ向かっての南北ルートは、結構それなりに整備されておりました。そしてまた、確かに見ようによっては行政区域も、そんなような行政区域でありました。だから、南北の道に対して東西の道が、不足感がありました。だから、昔でいう開拓道路、県道長沢小淵沢線と、そして下ってきて県道万年橋長坂線、このくらいがなるほどという横道であった時代があったわけですけども、考えてみれば、ちょっといささか、演説調になるかもしれませんが、天野久、田辺国男知事の時代に八ヶ岳横断道路を考えてくれて、そして望月県政のときに小海線のすぐ下のいずみラインと、そしてまた、八ヶ岳広域農道も、聞きようによっては横線。それは連結して甲斐駒へ、茅ヶ岳広域農道へ連結しました。そして、ここの七里岩隧道も、ことによると八ヶ岳から見ると横線であるかもしれません。その七里岩トンネルと、そして県道万年橋長坂線の間へ造ったのが、八ヶ岳南の広域農道、ふれあい広域農道です。これも横道でありました。そして、くどいようですけども、いずみラインと県道長沢小淵沢線の間へ造ったのが、さっき言った八ヶ岳広域農道と。今、私どもが考えているのは、広域合併をして、長坂の市民グラウンドは、聞きようによっては、いろんな意味のスポーツ広場のメインなのかもしれない。あるいはイベントの中心地になるかもしれないと

いうことを併せて考えたときに、今ご指摘の下井出あたりから、長坂の広場へ広域消防のへんへ向かっての道も横線として、分かりやすくいえば碁盤みたいになる一つの網として、おもしろい道だなということで、位置づけているわけでありませう。下井出から141号線に向かっては、将来の課題として検討してみたいと思います。

以上です。

○議長（小澤寛君）

浅川哲男君。

○41番議員（浅川哲男君）

質問は終わるわけですが、141までつなぐと、そこから津金へ行く道路もあるね。ずっといい幹線が出ていいなと思いますが、それもこれも併せて、質問に対する答弁はいろいろありますが、ぜひ、あらゆる面に前向きに検討してもらおうということを期待して、自分の質問を終わります。

○議長（小澤寛君）

浅川哲男君の質問が終わりましたので、これから関連質問を許します。

篠原珍彦君。

○25番議員（篠原珍彦君）

先ほどの市長の答弁の中であった、ペレットストーブの件でございますけども、学校の新しい給食センターが建設に伴い、それはどうかということで、政経会ではそんなことを提案したわけでございますけども、ちょっと火力的に問題が少々あるというふうなご答弁をいただいたわけでございますけども、化石燃料は有限であり、燃料費も現在、高騰してきており、また、この燃料により地球温暖化が進行しているということで、本市では里山整備の間伐材を使って、ペレットストーブの製造により、いろいろな施設に使えないかと。それは給食センターの場合はボイラーということになるかと思っておりますけども、ストーブということで検討ができれば、非常にありがたいなということでございますけども、また間伐材をそのまま放置しておくことにより、害虫の発生や野犬、有害鳥獣等の温床にもなりますので、ペレット燃料の製造と併せて、木材チップパーシュレッダーを導入して、木材のチップを作って、雑草の防止用にもなるし、また家庭のガーデニングや公園、道路などに利用でき、土に戻るので環境にやさしく、地球温暖化防止にも役立つと。人と自然が共生する北杜市を目指すためにも、市長は積極的に事業の推進に取り組んでほしいと思いますが、その件についてお伺いいたします。

○議長（小澤寛君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

先ほど、私の答弁でもお話しさせていただき、それぞれの担当部長もそのようにお答えしているわけでありませうけども、言ってみれば、給食センターとペレット燃料については、99%が言ってみれば灯油を燃料にしているというのは、いろんな意味で数字として重いと思います。私ども、改めてペレット燃料と給食センターのデータを集めるまでもなく、99%そうだと。残りの1%も電気だと、こういうことですから、給食センターが即、ペレット燃料に結びつくには、一言で言えば時期尚早だという思いであります。

ただ、先ほどお話ししましたとおり、私どもが環境を大切にしながらアピールしていく上においても、他の公共施設については可能な限り、そんな思いでも研究していきたいと思ってい

ます。国も環境立国ですから、いろいろな意味で、そういうことを推進していくでしょうけども、私どもは地方として、地道な努力をしていきたいと思っております。

ただ、今、その後段の里山整備で、いろいろと間伐材の利用もしていかないと、もったいないを含めて、またいろいろな意味で、山が荒れてくるのではないかという心配でありますけども、それは別途、いろいろな意味で考えていきたいと思っております。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

篠原珍彦君。

○25番議員（篠原珍彦君）

次に区長の、先ほど質問された件でございますけども、区長さん方には年間6万円の、運営費として出るわけでございますけども、あと区の運営費として、加入世帯1世帯あたり1,700円を事務取扱交付金として、各地に交付しているが、その使い方について、まちまちであるという声が非常に多うございます。その点について、全部しっかり統一というのもの、なかなか難しいところもあるかと思っておりますけども、やっぱり、こういう1件当たり1,700円という助成があることにより、それを市民が納得でき、使い道がちゃんと納得できる使い方ができているかどうかということは非常に疑問の声が出て、それがあつ程度、100%統一が図れないまでも、ある程度、北杜市のそういう、血税から出ているわけでございますから、そういうものが、その行政区が統制できるものは、そういうことで話し合いをしていったらいかかと。みんなまちまち、それぞれというふうなことで、このなかなか使い道というのが、発表されていないのも現状でございます。そんなこともひとつ、これから検討していただく、今からの世の中で、なかなか厳しい財政の中で、金の使い道の透明性ということが、非常に騒がれている昨今でございますので、そんなことも検討していただきたいと。

それから、例えば区長以外の役員、1,772人の報酬は該当する世帯数にもよりますが、一定の標準的なものを区長会議等で決めたらどうかという声も聞くわけでございますけども、そのへんの検討を考えているかどうか、お伺いいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

坂本総務部長。

○総務部長（坂本伴和君）

篠原議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず各区への1戸当たりの1,700円の使い道の件でございますが、基本的にこれは各集落に交付をしているものでございます。基本的に区の行事、区の中でお使いいただくということで交付をしているわけでございますが、当初はちょっと戸惑われた区長さんもいらつたようでございますが、現在は区の運営に使っていただいているものと理解しておるところでございますが、これにつきましては、また区長会等を通じまして、区の運営にお使いいただくようお願いをしてまいりたいというふうな考えております。

それから、区長さんに対する手当でございますが、先ほどの市長の答弁の中でも申されましたが、基本的に行政委員等々の、特別職の運営委員会の中で決められるものでございますので、区長さんだけの手当を最初に見直すということは、ちょっと難しいんじゃないかなと。また、時期を見まして、各行政委員さんの手当等を見直す中で一緒に、その場面で検討していきたい

というふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

篠原珍彦君。

○25番議員（篠原珍彦君）

もう1点は、市長にお伺いいたしますけども、過去3年間、議会における代表質問および一般質問が多く議員から質問されていますが、その答弁は検討する内容が多くあるように思うわけでございますけども、議会ごとに同じような質問事項が見受けられると思います。そこで、次の議会前に質問に対する検討の結果を報告してもらいたいんですが、市長はその件について、どんなふうにお考えですか。それについては、いろいろなデータを示していただくとか、いろんな方法があるかと思えますけども、数々質問されて、検討とか前向きになんとかというふうなことでなしに、やったことを、次の議会までにやった方々のものを反映できるように、ここでどういうふうなことに、これはできるとか、できないとかという、はっきりと、そんなようなことがあると、ここで伺いできれば、非常にありがたいというふうに思いますが、そのへんについて、市長どんなふうにお考えでしょうか。

○議長（小澤寛君）

ちょっと関連とは離れているようですが、市長、答弁をお願いします。

○市長（白倉政司君）

私ども執行は、議会を大変尊重したいと思っておりますので、議会の皆さんがそういうふうな求めるのであれば、そのように応えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで、政経会の会派代表質問を終結いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は2時30分といたします。

休憩 午後 2時17分

再開 午後 2時30分

○議長（小澤寛君）

再開いたします。

次に、市民フォーラムの会派代表質問を許します。

市民フォーラム、6番議員、小野喜一郎君。

小野喜一郎君。

○6番議員（小野喜一郎君）

新生市民フォーラムを代表して、質問をいたします。

9月定例会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

このたび、私たちは新しい会派、市民フォーラムを立ち上げました。常に市民の立場に立って、市民の代表であることを忘れずに活動してまいり所存でありますので、よろしくお願いを

申し上げます。

さて、市長は今定例会の所信表明の中で、森林および地下水の保全を目的とした費用負担の方法として、強制力を伴わない協力金という形で趣旨に賛同する企業や個人から協力してもらい、環境保全への事業を進めたい考えを述べられました。ミネラルウォーター税構想に端を發した、この問題については、市長も述べられているように、昨年7月には山梨県の専門家の判断として、税の導入は積極的に評価することは困難との報告があり、一定の方向付けがなされたはずですが、にもかかわらず、今度は庁内研究会を設け、さらに1年間にわたって、ミネラルウォーター税の導入を模索し、出された結論が協力金ということでは、いささか時間がかかり過ぎた間は否めません。もっと早い判断ができたはずではないかと思えます。

しかし、北杜市のセールスポイントの1つである水資源や森林環境の保全を図るということは極めて重要な政策であり、そのための財源確保の手段としての(仮称)北杜市環境保全基金構想は、ぜひとも進めなくてはならないものだと考えます。市民はもとより、市内の企業、各種団体には広く理解を求め、協力してもらえよう、市民フォーラムとしても協力を惜しまないつもりであります。

また、財政の健全度を示す実質公債費比率は昨年度の18%から、今年度は19.4%と悪化し、北杜市の財政が非常に厳しい状況にあることが改めて示されました。厳しい財政状況の中、残された任期も1年余りとなり、議員は議員の立場で頑張らなければと痛感しております。市長の打ち出す政策には常に是々非々で臨み、検証もし、提案もするという立場で、これから市民フォーラムの代表質問をいたします。

はじめに、財政問題について伺います。

去る8月下旬に市内4カ所で、市長と語る会が開催されました。その中で市長は財政にふれ、1千億円に及ぶ市債残高があり、大変な状況にあることを訴えられていました。しかしながら、それに対する具体的な対応策は、述べられていませんでした。そこで今回、このことについて、まず質問いたします。

北杜市の18年度末市債残高は一般会計447億円余、特別会計538億円余、合計985億円余であります。市民1人当たりに換算すると、一般会計分が93万円、特別会計分が112万円、合計205万円もの負担となります。これは県内の他の12市の平均の倍以上で、抜きん出て第1位であります。莫大な借金を抱えた北杜市にとって、憂慮しなければならないことが2つあります。

その1つは、金利が近い将来、必ず上昇に転ずるということです。つまり本市の場合、1%上昇すると10億円、3%上昇すると30億円の金利負担増が見込まれるおそれがあります。固定金利といっても、一定期間内で見直しもしなければならぬものもあり、また新しい市債は、この影響をまともに受けることは間違いありません。

18年度の一般会計分と特別会計分を合算した公債費90億円の内訳は、元金返済分が69億円、利子支払い分が21億円でありました。例えば、同じ90億円の公債費でも元金返済分が40億円にしかならず、利子は50億円にもなるという時代が、もうすぐ先にあることを覚悟しなければなりません。

そして2つ目は、国の三位一体改革により、地方交付税が段階的に削減されていることも間違いありません。現に19年度も予算ベースで、前年度に比べ、4億円の減額となっており、来年度からはもっと大幅に減額されるおそれがあります。このことは県内一、地方交付税依存

度が高い本市にとっては、大変憂慮すべき事柄です。

以上を踏まえて、質問をいたします。

1. 北杜市の資産残高を削減する第1段階の目標として、県内の本市を除く12市なみの市債残高ぐらいにしなければならないと考えます。そうしますと、現在の半額の、一般会計・特別会計合わせて500億円ぐらいにすることが目安となりますが、そのような目標を立てていられるのか。もし立てているとしたら、それが実現するのは何年後ぐらいになるのか伺います。
2. 教育と福祉の予算だけは、削減するようなことがあってはなりません。諸般の状況を考慮すると、本市の市債の大幅な削減は、今、市長に課せられた最優先すべき緊急かつ最大の事業ではないでしょうか。このことについて、伺います。

次に、国は合併特例債の70%を実質的に負担してくれるのかについて、質問します。

そもそも、この合併特例債なるものは、平成の大合併を促進させるための起爆剤であることは、ご案内のとおりであります。具体的に申しますと、起債枠を限定して、ハードに関する起債を合併から10年間認め、国がその返済額の70%を、10年間に分けて地方交付税で措置をするというものです。本来、国が本気で、その負担を担う覚悟であるなら、国庫負担金、または補助金として交付されるべきところを、交付税措置としたことに甚だ疑問を感じるものであります。

しからば、交付税の仕組みはというと、ご案内のとおり、まず国は各自治体の基準財政需要額なる理念的数値を、さまざまなデータをもとに算出します。それから、その自治体の基準財政収入額を差し引いて、不足があれば、これを交付税として交付するというものです。つまり、この基準財政需要額の算出データの1つとして、その年の合併特例債の返済分を組み入れるということです。

実際に基準財政需要額を算定する中身を見てみますと、実はここに、今年の基準財政需要額の総括表というのを持ってきたんですけど、この中身を見てみますと、18年度と比べると、いろいろな部分で指数、あるいは補正值等が変化をしております。左側に並べてある数値、これが経常経費分ということになってはいますが、1つ例をとって見ますと、例えば学校の学級数などを見てみますと、実際の数字は125学級であるのに対して、18年度については、139学級あることになってはいますが、19年度においては、これは資料には載っていません、155学級ということになります。単価については、去年は1学級90万7千円であったのが、今年は85万3千円というふうになっております。実質的に、それでは、その小学校の学級に対する算定額はどうかというと、18年度は2億2,493万7千円であったものが、今年度の19年度の査定では1億3,221万5千円というふうになって、約半額に近いような数字が載っております。ということは、去年、同じ学級があったのにもかかわらず、今年はこのように大幅に削減されているということで、左側にある、この数値は、言ってみればゴムひもみたいなもので、伸縮自在な数値だと言わざるを得ません。

ですから、右側にあります公債費に対する手当、確かに19年度分は7,651万7千円入っています。18年度分は、これに対して2,002万5千円になっています。こういう、確かに数値としては載っているんだけど、左側にある、この伸縮自在な予算によって、結果的には総額で減らされているということが分かるわけですよ。こういうことを元にしてということから、国は三位一体改革による地方交付税の段階的削減方針に従って、あらかじめ立てた、

その自治体の目標額があって、それに合わせるように各数値を調整しているとは見えません。言い換えると、合併特例債の額の多少に関わらず、地方交付税の額は国があらかじめ、予定した額しか交付されないと認識すべきだと考えますが、市長はどのような見解がお伺いいたします。

2.平成19年度から地方交付税の基準になる基準財政需要額の算定方式が簡素化され、従来の経常経費分と投資的経費分が一本化され、新たに包括算定経費として、今までよりも人口重視で面積形式の新型算定基準が追加されました。これは本市のような過疎自治体にとっては、将来大変不利になると考えますが、市長の見解を求めます。

次に平成16年の北杜市誕生以来、18年度決算は初めての単独決算であることで、白倉市政の一端がうかがえると考えています。

そこで、経年的にどうなっているのか。あるいは他の市町村と比べ、どんな水準にあるのかをお配りした、私ども市民フォーラムが決算カードから集計した資料に基づいて、質問をいたします。

なお、北杜市の経年的数値は13年、14年、15年度は旧8カ町村の合計。16年度は、先に合併していた北杜市と小淵沢町との合計です。また、県内の他の自治体との比較では、まだ18年度の決算結果が発表されておりませんので、17年度の数値を用いております。

まず1ページの北杜市の、13年度よりの経年比較表を見てみると、ピーク時の15年、16年度と比べると、歳入合計で約100億円、歳出合計で約95億円、減少しています。その減少の主なものは、歳入にあっては地方債の40億円余、繰入金の37億円余、国・県からの支出金16億円弱などです。構成比では地方税が伸びているものの、地方交付税への依存度が36.7%と、年々高くなっているのが気がかりであります。

一方、歳出を性質別で見ると、投資的経費の減少がおおよそ80億円にも達して、歳出合計の減少の大半を占めています。積立金も大幅に減少し、苦しい台所事情が伺えます。また、扶助費、公債費が増大したことにより、義務的経費の構成比が10%以上、上昇し、40%を超えました。

次に目的別で見ると、議会費と農林水産業費が大幅に減少し、半額以下になっています。増加しているものは公債費と衛生費であり、また18年ではじめて、民生費より総務費が下回ったことは注目したいと思います。

これまで行政では、過去のデータとの比較ということは、あまりしてこなかったように思いますが、この数値をご覧になって、市長はどのような感想をお持ちか、お伺いいたします。

次に4ページの、県内の12市との比較では、まず歳入から見てみますと、地方税の構成比が本市以外の12市の平均より10%余り低く、金額ベースで約30億円低くなっています。地方交付税は15%も高く、100億円を越す額は他の市には見られません。まさに交付税頼みの財政と言わざるを得ません。

一方、5ページの性質別歳出の1人当たりの負担額で見ると、公債費を含む義務的経費、物件費、補助費、繰入金、投資的経費がかけ離れて高くなっています。構成比で見ると、扶助費がよそに比べると、まだ低いところにあります。公債費と繰出金は、一番高いところにあります。

また6ページの目的別歳出の1人当たりの負担額で見ると、議会費を除き、ほとんどが高負担となっています。構成比で見ると、民生費が他の市の平均に比べて6.5%低く、

金額にして20億円ぐらい追加しなければ、他の市並みにはなりません。また、農林水産業費と公債費は県内随一であります。なんといっても、歳出合計の1人当たりの負担額がよそでは30万円余で上がる場所があるのに、北杜市では60万円以上かかるということです。この高コスト体質の本市の財政運営をどのように改善していくのか、市長の考えを伺います。

次に新規事業としての、大規模電力供給用太陽光発電系統安定化等実証研究について、検証を行いたく、何点か質問をさせていただきます。

この実証研究は、国の事業で研究終了後に施設が無償譲渡されることがクローズアップされ、環境創造都市を掲げる北杜市にとって、願ってもない事業と受け入れられてきました。私たち議員へも、本年度予算での造成費1億円の計上はありましたが、事業全体のコストの説明はNEDOとの交渉中ということで、いまだになされておられません。

そこでまず、この事業のコストについて伺います。

1. 造成費、借地料をはじめ、この実証研究が最終的に終了するまでに、市が負担する費用の総額はどのくらいになるのでしょうか。また、その主な内訳はどのようなものですか、伺います。
2. 実証研究終了後、市に譲渡される施設のランニングコストと、売電収入のバランスについて、具体的想定はどのようになっているのでしょうか。
3. 間接効果が大きいと説明されていますが、金額で示すとどの程度になりますか。目標値で結構ですので、数値をお答えください。

次に用地について、伺います。

1. NEDOに提案したときの研究用地の面積と、採用結果を受けての実施面積はそれぞれどれだけですか。また、実際に造成している面積はどのくらいですか。
2. 借地料の単価と総額はいくらになりますか。
3. 実証研究中は借地で、終了後は買い取るとのことですが、なぜ用地の取得が必要なのでしょう。また、5年後の買い取り値段はどのように決められますか。そのときまでに市が負担した造成費をどのように算入するのでしょうか。

続いて、進捗状況と平成19年度末の中間報告の見通しについて、伺います。

1. 本年度末に中間報告が必要はなはずですが、契約上、何をすることになっていますか。また、その見通しは立っているのでしょうか。結果によっては、補助金の減額もあり得るのでしょうか。
2. 工事と技術の両面とも、現在、予定どおり進んでいますか。パワーコンディショナーの開発の状況を含め、事業全体の進捗状況をお聞かせください。

この項目の最後として、交渉経過について伺います。

市の負担が生じる用地の提供や造成費などについて、NEDOはどのように説明し、市はそれについての判断と交渉をどのように行ってきたのでしょうか。公募から説明会、応募、決定、そしてその後に分けて、時系列順に詳細に説明していただきたいと思います。

次に指定管理者の評価について、伺います。

9月12日に開かれた全員協議会で、平成18年度に指定管理者に移行した施設の運営状況について、説明がありました。指定管理者制度の導入にあたっては、移行までの期間が短く、十分な検討ができていなかったという経緯があり、体育施設や福祉関連施設については、まだ検討の余地があると思います。

今回、説明のあった収支を見ると、指定管理料を支出して収入が黒字だったのは22施設。収入がなかった施設は4施設、赤字が13施設。黒字ではあるが、市への納入金がないのが4施設などとなっています。数字だけでは、判断ができない内容もあるはずです。そこで以下、伺います。

1. 指定管理に移行した結果、移行前より収入が減少した施設はどのくらいありますか。あるとしたら、何が原因なのか。また、収入増加に向けた具体的な対応策の提示はあるのでしょうか。

2. 施設等の修繕については、協定書に規定される区分に従い、市、または指定管理者が指定どおりに実施されているのでしょうか。

次に評価基準について、伺います。

今回、報告があった平成18年度管理運営実績の中で、市がA、B、Cと評価を分けた基準を具体的に説明してください。

次に一般競争入札について、改めて市長の考えを伺います。

公共工事等の費用の抑制は、財政問題を考える上で不可欠の要素です。幅広い一般競争入札の導入は、厳しい財政の本市にとっては、火急に必要なことと考えますが、その取り組みは県内他市に比べても十分とは言えません。

北杜市では、以前から従来の指名競争入札の落札率が非常に高いという批判があります。事実、平成19年の1月から7月までのすべての指名競争入札の平均落札率は94.4%となっています。このような指名競争入札に代わって、幅広い企業間の競争を狙いとし、その結果として入札価格の抑制が見込まれる一般競争入札の導入に踏み切る自治体が、全国的にも増えています。

ところが、先般、北杜市で初めて行われた一般競争入札の結果は96.6%という、予想外に高い落札率でした。高いといわれる指名競争入札よりも、まだ高い落札率というのは、一般競争入札の本来目指すところが、うまく機能していないということではないでしょうか。なぜ、このような結果になるのか、市長は分かりやすく、説明していただきたいと思えます。

次に一般競争入札の対象とする予定価格を1億円以上とした理由について、改めて市長の見解を伺います。

3月定例会で、市長は初めてのことなので、大規模な工事から施行すると答弁しています。しかし、普通に考えれば、総務省が示した方針のとおり、1千万円に基準を引き下げ、ケース・バイ・ケースで地域限定型を導入するもよし、柔軟に対応すればよいと考えますが、いかがでしょうか。

また、この1千万円の引き下げ時期について、企画部長はこれからの状況を見ながらとして、明確な答弁を避けましたが、将来1千万円に引き下げようとする意思があるのであれば、目標とする時期を市民に示すべきと思いますが、いかがなお考えでありましょうか。

電子入札の導入についても同じく、3月定例会の答弁で、市長は導入は必要だとしながらも、その時期については問題点を検証し、検討するとして、これも明確な答弁を避けました。3月の答弁から半年が経ち、電子入札導入にはどのような問題点があり、現在どのような検討をしているのでしょうか。導入の目標時期と併せ、お考えを聞かせていただきたいと思えます。

最後に給食センター建設に関して、伺います。

この6月定例会における篠原眞清議員の関連質問に対して、教育長は給食センター整備検討

委員会の答申に添付された第5回の会議録は、あくまでも資料であって、答申の1ページではないと答弁していますが、その後の全員協議会の場では、小林教育総務課長が篠原議員の、答申と会議録は一体のものという理解でよいかとの質問に対し、そのとおりだと答えています。また、6月定例会の答弁の中で、教育長は答申は委員会の総意であると言っていますが、第5回の会議録を添付した意味は、反対意見があったことを明確にするためのものであったんです。つまり検討委員会の答申は、全会一致で2千食の施設を1カ所新設するというものではなく、委員の中には明確な反対意見も含め、さまざまな意見があったということのはずですが、教育長はそういう認識はないということでしょうか。改めて見解を伺います。

市民フォーラムとしても、給食センターの必要性については一定の理解をいたしますが、広大な北杜市に散在している小中学校のことを考えると、今、2千食規模の施設を1カ所に建設するという計画には、どうしても賛同できません。今定例会には、給食センター建設予定地の建物解体工事費として1千万円が補正予算に計上されましたが、今、申し上げたような考え方にに基づき、私どもとしては、この予算は断じて容認できるものではありません。

また、執行側の発想の根底には、建設コストの抑制があると思います。しかし教育や福祉、医療に関しては、コストだけでものを判断してはならないと考えます。必要なコストには、投資をすべきだという考えに立ち、小中学校の統廃合や児童生徒数の動向に対応でき、食育にも配慮した上で、時期をずらして、少なくとも長坂を含めて、3カ所に分けた給食センター建設計画を検討すべきだと考えますが、改めて市長、教育長の見解を伺います。

以上で、市民フォーラムの代表質問を終わります。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

小野喜一郎議員の市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

冒頭、ミネラルウォーターの里を守ろうと、子々孫々にこれを守り、伝えていきたいという決意でありますけども、共通の目標で頑張りたいと思います。行政のみで守ろうというには、限界があるわけでありまして。そういう意味で、水を業とする法人や企業にも、応分の協力金を求めていこうというのが、今、私どもが考えている思いであるわけでありまして、ご理解ください。また、そういう意味で、この10月5日、6日、まもなくでありますけども、全国名水サミットも北杜市で開催することを思いとして決定したわけでありまして、併せてご理解をいただきたいと思います。

まず北杜市の財政について、いくつかご質問をいただいております。

最初に1千億円の市債についてであります。平成17年度末の市債残高が特別会計を含め、1千億円を超えるなど、極めて厳しい状況にあることから、行財政改革アクションプランを策定し、全職員一丸となって改革に取り組んでいるところであります。

その結果、平成19年度の当初予算においては、アクションプランに掲げた市債の発行額を元金償還額の範囲内とする目標を達成し、平成18年度末の市債の現在高は982億円になりました。一言で言えば、合併して、ピーク時から25億円ほど借金が減るようになってきたわけでありまして。今までずっと北杜市の借金は、北巨摩の時代から、借金も右肩上がりでありました。今、ここで議員たちが指摘することを尊重しながら、私どもみずからもそう思うから、

この市債をなんとか減らしていこうと。少子化の時代を迎えて先が見えないということで、聖域なき改革もしていかなければならないということで、1年、2年の間に25億円の借金を減らしてきているわけではありますが、ご理解を賜りたいと思います。

今後の市債残高の見込みは、新しく借り入れる市債に左右されるため、予測は困難ですが、現在見込まれる将来の普通建設事業を加味した公債費負担適正化計画では、平成24年度末に842億円になるものと見込んでおります。

次に市債の削減についてであります。アクションプランや公債費負担適正計画において、事業の延期や廃止などにより、市債発行の抑制に努めるとともに、既発債の繰上償還を実施する計画であります。特に今年度は、実質公債費比率18%以上の団体や公営企業の元利償還金の比率が高い団体が財政健全化計画を策定するなどの要件を満たす場合には、政府系資金について、保証金免除で繰上償還が認められることから、これを積極的に活用し、市債残高の削減を図ることとしております。

財政に対して、合併前のツケとして、私も小野議員と同じくする思いもあり、今、市長として苦しみ、汗をかいているところであります。

次に大規模電力供給用太陽光発電系統安定化等実証研究について、いくつかご質問をいただいております。

最初にコストについてであります。研究終了までの市負担額としては、昨年度に執行いたしました研究提案書作成委託、用地測量調査委託および治郎田遺跡発掘調査が約3千万円。また、本年度実施中の土地造成工事、立木伐採補償、大大神頭無A遺跡発掘調査、上下水道設計委託および上下水道敷設工事等1億3,500万円で、その他、平成19年度から、5年間ですので、平成22年度までの借地料が1,200万円。また、検討段階ではありますが、見学者施設等の建設費、これはまだ未定でありますけども、約1億円を併せて、5年間のトータルで約2億8千万円と見込んでおります。

次に研究終了後の施設のランニングコスト等についてであります。ランニングコストは施設の全般的保守・管理委託、需用費等の運営経費、人件費等で、年間約2,200万円と見込んでおり、また売電収入につきましては、研究終了後から市の収入となりますが、現段階では売電価格など未確定要素が多いため、その内容のお示しができませんが、ご理解をお願い申し上げます。

間接効果につきましては、この大規模太陽光発電施設は、新たな観光名所として、県内外から行政視察団や観光客をはじめ、さらには世界中からの視察団が見込まれます。現在でも来年の視察要望があり、地域経済への波及効果は相当大きいものと期待をしております。また、クリーンエネルギー関連企業への波及など、産業振興にも期待するところであり、大泉町内に建設されます、JMエナジー株式会社は新型蓄電器の製造販売の会社で、間接効果の1号であると感じております。

今後、関係機関などと密接な連携を図りながら、観光振興、地域振興への効果的な方策を検討してまいりたいと考えております。

次に交渉経過についてであります。北杜市は環境創造都市として、この事業の発表の前から国に対し、クリーンエネルギーについて、率先して働きかけてまいりました。その後、NEDOの研究事業が始まりましたので、応募にあたっては日照時間日本一など、研究に適した気象条件から、研究成果が十分期待できることなどを提案してまいりました。用地提供につきま

しては、この委託事業は5年間の研究事業であり、研究終了後は施設が譲渡されますので、用地提供することが有利と判断したものであります。

また、研究終了後の施設の譲渡による売電収入や地域振興などの波及効果も期待できるなど、本市が目指す環境創造都市の実現に向け、市の活性化やイメージアップに大きく寄与できるものと判断したものであります。今後とも、この事業が円滑に実施されるよう、関係機関などと連携して取り組んでまいります。

次に、一般競争入札の導入についてであります。

本年度から試行的に導入した一般競争入札につきましては、これまで公営住宅建設事業など、3件について実施したところであります。その落札率は96.6%、85.6%、98.7%であり、一般競争入札導入の効果の1つとされる落札率の低減という面からは、私といたしましても、いささか期待はずれの感があります。

次に対象の拡大についてであります。以前もお答えしたとおり、市として初めて導入する制度であることから、国や県、ならびに県下の市の状況を参考に、1億円以上の工事から試行的に導入し、問題点の検証を行いながら、順次、その拡大を検討していくことが適当であると考えたものであります。

1千万円以上となりますと、件数が多く、事務量が膨大となり、また入札参加者数が飛躍的に増すことから、電子入札の導入が必要と思われまます。

他市町村と比べて、落札率が高いとのことですが、北巨摩の町村の時代と比較してみても、あるいは他の、今の市町村と比べてみても、北杜市が大変、落札率が高いとは、私は決して思っておりません。詳細に調べてみてください。今後も試行を重ねる中で、その状況を検証し、さまざまな観点から検討してまいりたいと考えております。

次に、給食センター建設計画についてであります。

昨年の12月の市議会定例会において、市民および関係者のコンセンサスを得る努力が必要とのご意見をいただき、市議会議員をはじめ学識経験者や市民代表など、25名による北杜市学校給食センター整備検討委員会を本年の2月に設置し、数次にわたり慎重審議された結果、長坂学校給食センターを含めた、2カ所での給食運営が適当との答申がなされました。この答申を踏まえ、北杜市の少子化や財政状況など総合的に判断した中で、2千食の(仮称)北杜市学校給食センターの建設を行うこととしたところであります。

建設場所につきましては、既存施設の解体のみで用地の造成等が必要ないことから、旧穂足保育所の跡地に建設することといたしました。

学校給食が児童生徒に徹底した衛生管理に基づいた安全・安心な食事を提供するため、本市の学校給食調理場の改善は急務と受け止め、喫緊に対応する必要があり、建設場所にある旧施設の解体費等を、今回の補正予算に計上したところであります。議員各位のご理解とご協力をお願いいたします。

その他につきましては、教育長および担当部長から答弁いたします。

○議長(小澤寛君)

小清水教育長。

○教育長(小清水淳三君)

小野喜一郎議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

6月の定例会での答弁についてであります。北杜市学校給食センター整備検討委員会の答

申は、7回にわたり委員会を開催する中で、さまざまな内容について話し合われた結果を答申としてまとめられたものであります。その結果を本年6月18日に開催された議員全員協議会の資料として配布し、ご説明をしたところであります。

第5回目の議事録概要書は答申書の添付資料として、一体的につづったものでありまして、第7回目の議事録の中に会長があえて念を押しました。「それでは、お諮りします。本日の答申案、また添付資料、「第5回検討委員会議事録概要」により後日、教育委員長に答申をしたいと思っております。」との確認をしております。会議の経過等の説明資料であり、あくまでも添付資料であると、私は認識をしております。

以上であります。

○議長（小澤寛君）

福井企画部長。

○企画部長（福井俊克君）

それでは、私のほうから小野喜一郎議員の市民フォーラムの代表質問にお答えを申し上げます。

最初に交付税制度について、いくつかご質問をいただいております。

合併特例債の元利償還金についての交付税措置であります。平成19年度の基準財政需要額に今年度の元利償還金の70%、7,651万円が算入されております。

基準財政需要額の算定のもとになる単位費用や補正計数は、例えば児童手当制度の拡充や老人医療費の伸び、あるいは定員削減による給与費の削減など、ときどきの行政需要に対応して、毎年見直しが行われ、一方、地方交付税総額は三位一体の改革や骨太の方針で示された歳出削減目標に従い、年々削減されております。現に北杜市の交付税も減少の傾向にあり、交付税への依存度が高いことから、大変憂慮されるところであります。

このため、地方交付税制度の財源補償、財政調整機能の充実・強化について、国へ強く働きかけてまいりましたが、これからもあらゆる機会を捉え、要請してまいりたいと考えております。

次に、本年度から新たに導入された新型交付税の影響についてであります。

昨年度の基礎数値をもとにした県の試算によれば、北杜市は4千万円ほど増加が見込めるという結果でありました。

本年度の交付税における影響につきましては、単位費用等、他の制度改正がありますので、算定は不可能であります。

次に平成18年度の決算について、いくつかご質問をいただいております。

最初に合併以前との比較についてであります。歳出総額が90億円ほど減り、中でも普通建設業費が77億円減少し、その財源としての地方債、繰入金、国庫支出金などが減少しておりますが、財政健全化に努めた結果と理解しております。

そうした中で、合併前の地方債発行の伸びにより、公債費が増え、経常収支比率も82.6%に上昇するなど、財政が硬直化しつつありますが、類似団体との比較であれば、それも良好な部類に入ります。総務費が著しく減少しているのは、合併関連の事業や白州名水公園整備事業が終了したことによるものであります。1人当たりの算出額の大きいのは、本市が県内でも最も面積の大きい市で、行政区域が広く、山間部に集落が点在するなど、もともと行政コストがかかりやすい地理的条件にあるためであります。

交付税の算定においても、排水面積が広く管路延長が増す下水道費や小規模校が多数ある教育費などは、手厚く配分されております。一方、民生費は生活保護など、全国一律の国の制度によるものが多く、条件による差が表れにくいのだと思われます。

なお、税収が少なく、交付税頼みの脆弱な財政基盤を改善するため、アクションプランに示すよう、収入の確保の徹底を図り、また企業誘致に努めるなど、財政基盤の強化に努めているところであります。

次に指定管理者に移行した施設について、いくつかご質問をいただいております。

最初に指定管理に移行した後の状況についてであります。昨年度、指定管理施設となった124施設は、それぞれの施設ごとの性格上、順調に利用者が伸ばせる施設、あるいは利用者数が限られる施設、また利用者数が移行前から年々減少している施設等々、さまざまであります。移行以前に比べ、目立って収入の減少した施設はございませんが、多少ならずとも減少した施設はデイサービス、温泉施設等でございます。

要因といたしましては、利用者の減少が主なところでございますが、収入が減少しても特別な理由がある場合を除き、すぐには指定管理料に影響しないこととなっております。

市といたしましては、毎年度の協定を締結後、それぞれの施設ごとに業務計画書を提出させることとし、さらに年度途中での中間の運営状況報告をさせる中で、計画書どおり、適切に管理・運営されているか、状況を確認しております。

次に施設の修繕についてであります。

施設ごとに、協定書の中に明記しております。その内容といたしましては、市または指定管理者が負担する額の上限額が決めてあるもの、また修繕が発生したときに、双方が協議して負担を決めているものがあります。修繕の発生理由が指定管理者の責めに帰さないなど、やむを得ない理由のある場合には、協議の上、市の予算で対応することがありますが、基本的には協定書の内容で、修繕等に対応することとしております。

次に管理運営の中の評価であります。

市では、指定管理者による公の施設の管理運営が設置目的に沿って適正に実施され、またサービスの向上と経費の節減が図られているかを、客観的に評価しております。指定管理者制度の円滑な運営と利用者への説明責任を果たすため、指定管理者評価要綱を定めて、評価を行っております。

評価方法といたしましては、申請時に提出された提案書および基本協定締結後に提出された業務計画と事業完了後に提出される事業報告を比較し、利用者の立場に立った7つの項目について達成状況を評価し、さらに評点を付けております。この評価、評点においては、施設の収支状況を評価するものではないことと、ご理解をいただきたいと思っております。

市の負担や収入、指定管理者の経営状態は当然、気になるところでありますが、さまざまな施設を開設した設置者の責任として、利用者に満足いただける施設とするため、市ではできる限り、支援をしまいることとしております。

以上であります。

○議長（小澤寛君）

生活環境部長。

○生活環境部長（柴井英記君）

小野喜一郎議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

大規模電力供給用太陽光発電系統安定化等実証研究について、いくつかご質問をいただいております。

最初に用地についてであります。NEDO公募への提案時の面積は13ヘクタール。採択の結果による実施面積は法定外道水路を含め、9.76ヘクタールであります。森林法による保護林地および灌漑用溜め池の保全用地等を除いた造成面積は、7.08ヘクタールとなっております。

借地料につきましては、1平方メートル当たり年額33円で、年間総額は305万円です。

用地買収の必要性和買収価格についてであります。現在、借地期間は地権者各位にご理解をいただき、平成19年4月1日から平成39年3月31日までの20年間の契約となっております。本契約にあたりましては、地権者の皆さまに度重なるご協議をいただき、売買については、おおむね5年ごとに協議できることとされております。

今後、研究事業の成果等を勘案し、また地権者の皆さまの意向を十分尊重しつつ、検討してまいりたいと考えております。

買い取ることとなった場合の売買価格につきましては、不動産鑑定による評価や近傍類似の地価状況等を考慮し、検討してまいりたいと考えております。

次に進捗状況と平成19年度末の中間報告の見通しについてであります。8月に造成工事に着手したところであり、並行して10月中旬からは、本年度を第1期とする太陽光発電システム、600キロワットの構築に向けて設置工事に着手し、来年3月の第1期完成を目指して進めております。

本年度では第1期、600キロワットの発電を開始し、さらに研究に必要な計測データの取得と分析評価も実施してまいります。現在、年内完成に向け、計測監視システムの製造を行っております。また、本年度では次年度導入予定の大容量パワーコンディショナーの開発に向け、現在、電圧変動対策などの技術検討を行っております。並行して、年内完成予定のミニモデルを用い、模擬試験の結果を考慮し、今年度内には設計を完了する予定であります。

次年度に製造を進め、完成は平成21年2月を予定しております。

平成19年度につきましては、以上の内容がNEDOとの研究スケジュールを踏まえた実施計画で、また、その成果に向け、鋭意努めているところでもあります。現在は予定どおりの進捗であり、本年度末の中間報告としては、その成果について、一定の評価が得られるものと考えております。

事業費につきましては、年度ごとの実績報告に基づいた精算がされますので、ご理解をお願いいたします。

なお、事業全体の進捗状況としましては、現在、実施中の造成工事を含めまして、発電システムの設置工事および研究技術面等、計画どおりに進捗しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小澤寛君）

当局の答弁が終わりました。

小野喜一郎君、再質問を許します。

○6番議員（小野喜一郎君）

今の答弁を聞きまして、まず市債の残高が24年度に824億円に減るといふ答弁がありま

したけども、このことについては、私はもうちょっと早くしなければいけないかなというふうに思うわけです。といいますのは、今年の6月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律というのが、国会をとりました。この中に出てくる、今までの実質公債費比率とは別に、実際赤字比率、あるいは連結実質赤字比率、それから将来負担比率、この3つを加えた合計4つの指標をもって、地方の財政状況を判断するというので、これが実施されるのは、平成21年というふうに言われておるわけでございます。

一番気がかりなのは将来負担比率というものでして、これは分子の部分に市債全体が乗っかってくることになっております。これはまさに、今の実質公債費比率というのは、その年度の返済金、あるいはそれに対する利子のみでありますので、今年3月行ったような平準化債みたいな形で、先延ばしにすると、少しは薄くなるという技術的なことで対応ができますけども、将来負担比率というものは、重く、私はのしかかってくるということが考えられますので、できるだけ交付税がまだ潤沢にくるうちに、前倒して市債の返済をしなければいけない。このためには多少、その公債費が上がりますけども、それを覚悟の上でやっていかないと、非常に将来、うちの財政が厳しくなるということが予想されるわけです。

このあと、考えられる1千億円の現況はといいますと、ずっと平成初期ぐらいから下水道、上水道の工事が着手されて、毎年一般会計から、この会計に繰り出しがずっと累積して行われてきた。そのツケが今、一般会計に約180億円ぐらいの市債残と残り、しかも繰り入れられた金では足りずに、この特別会計の中ではそれ自身の市債を今、大体、480億円ぐらいに積み上がっていると。考えてみると、この上下水、農集も合わせての市債残高が、ほとんど、今、北杜市の抱えている市債の90%ぐらいにあたるというふうにいっても、過言ではないと思うわけでございます。

ですから、これから完工までは、残り10%弱ぐらいで完成するそうでございますけども、これからやるところは、非常に効率が悪いところになってくるわけで、聞きますと、これまでの1戸当たりの投資経費は、この3事業で1件あたり800万円かかっているというふうな試算だそうございまして、いってみると、1戸あたりにベンツかポルシェを配ったようなことをやったわけで、その環境レベルを上げるということは、莫大な経費がかかるということだろうと思うわけでありませう。

そこで、残っている10%を効率の悪いところに投資しますと、ますます、その回収ができなくなるであろうということが予想されるわけで、ぼつぼつ、このことの見直しを含め、事業の再点検を考えるべきではないかなというふうに思いますが、市長の見解を求めます。

○議長（小澤寛君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

財政を心配していただいて、ありがとうございます。

まず冒頭ははっきり言うと、平成24年度末までに、824でなくて842億円ですね、842億円になるように努力したいと、こういうことですが、これでは駄目だというのは誰も思う、これが600億円になればもっといいということは誰でも分かる。しかし、合併して8年間で165億円減らすということは、北杜市の自主財源が60億円強からすれば、大変な数字なんです。増やすことは、わけがなかったと。合併するときに、3、4年で200億円借金を増やしているわけですから、増やすことは楽ですけども、減らすことは大変なことなん

です。だから私ども、さっき答弁で言いましたとおり、ある面というならば、合併のツケを財政的には大変、私も汗をかき、知恵も出し、市民にも痛みを分かち合っしてほしいということを強調しているわけです。

それで今、小野議員ご指摘のとおり、例えば下水道事業、92%やって残りの8%くらいは効率の悪いところだからうんぬんという思いは、午前中の議論でも執行が答えましたとおり、私たちの地域は山の山村でもあるけども、散るほうの散村でもあるから、下水道事業をそれぞれ公共併でつないでいくということは、大変なお金がかかる。そのツケが今、下水道借金の380億円にもなっているわけです。合わせて一般会計から23億円も繰り出し、下水道側からすれば、繰り入れしなければ、年々会計が尻ぬぐえないという状況になってくる。上水道も同じく9億円から10億円かかると。病院も2つの市立病院と2つの診療所を抱えていて、これまた4億5千万円かかってくる等々、特別会計だけで50億円から50数億円、繰り出さなければ尻ぬぐいできないというのが、今、北杜市の特別会計の実際であるわけです。

その中で、今、皆さんがご指摘のとおり、少子化を控えて、1千億円の借金だったら先が見えないと、議会も執行も共通の心配であります。ましてや、人口が微増の時代はよかったけども、急減ですから、計り知れなく不安があると。昔は、私が言うまでもなく交付税を、国が担保してくれたから、よかったんです。その担保も今は難しくなっているから、日本中の自治体が、夕張が近く見えるぞという心配を等しくしているわけであります。だから、給食センターの議論も、願わくは各学校へ給食センターを造るのが一番いいことは、私もよく分かっています。だから、現実に、長坂に1,200食の給食センターが、地形を見ながら考えてみてください。あの地域に1,200食あるとするならば、今の財政議論を含めて、将来を含めて考えたときに、なんとか食育も分かるけども、1カ所でなんとかしたいというのが、執行の考え方です。

これは今、直接の質問ではないですけども、食育の問題も今日的の大きな課題でありますけども、基本的には食育は家庭食の中で考えてもらいたい。でも年間、食を1,200弱、食事をするわけですけども、学校給食は200食です。基本的には、家庭食の中で食育を考えてもらいたいけども、200食の学校給食も大切だから、食育については給食センター以外の食のとり方として、教育委員会も今、真剣に考えているわけです。

地産地消についても、大きくなれば地産地消にならないことはないと思います。むしろ逆に言えば大きいほうが大量発注できますから、地元と、聞きようによっては農協を通じて地産地消もできるかもしれないと、そんな思いであるわけであります。

そして、くどいようですけども、調理2時間、配送時間30分、1カ所でクリアできると。そんなこんなを総合的に判断して、給食センターは穂足の保育園跡地でということで、執行は市民に、議会にお願いしているわけでありまして、ご理解をいただきたいと思っております。

みんなお互いに分かっているはずですよ。将来、夕張が近く見えてはかなわないという思いで、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

小野喜一郎君。

○6番議員（小野喜一郎君）

次に今回の18年度の決算報告の際、監査委員長さんからの報告の中に、当初、義務的経費が上昇してきて、財政の硬直化が心配されるというお話がありました。

今、企画部長はよそと比べると、まだまだ、そんなにたいしたことはないよと、確かにこれで見ると、そういうふうになっています。ところが、この1ページの歳出別、真ん中の欄を見ていただきますと分かりますけども、扶助費と公債費がずっと上がり続けているわけですよ。特に扶助費は、よそに比べて、まだ半額以下なんです。これは、これからもずっと上がる可能性もあるし、それから公債費については、ご存じのとおり、これから上がり続ける、当分の間は、そうすると義務的経費は当然、上がらざるを得ないということになって、非常に硬直、これよりも硬直化することは間違いないというふうに思われるわけでありまして。

そこで、この義務的経費を削減していくということは、なかなか難しいことでありまして、残りの人件費をなんとかしなければ、義務的経費は下がっていかないということがいえるんじゃないかということに、結論が達するわけです。そうかといって、人件費を思い切って20億円も30億円も減らせるかと、それはそういうわけにはいきませんので、あとの残りは物件費とか補助費とか、こちらのほうで削減をしていくより、致し方がないことだというふうに思うわけです。

そこで、その補助費について、ちょっと質問をさせていただきます。

本来、補助金とか補助というものは、その組合なり、あるいは団体なりがある一定の水準に達するまで補助を出して育成をする、こういう目的であろうというふうに思うわけですが、ただいまの補助金はいったんもらい出すと、未来永劫にずっともらい続けるような習慣になっているような気がいたします。

この点について、改良をするような施策は考えておられるのかどうか、ついですから、この補助金について、お話しをしておきますけども、市長はこの市から補助金等を出している団体の長になっている部分はあるんでしょうか。もし、あるとすれば、これはやっぱり、どんぶり勘定みたいになってしまいますので、できるだけ、そういう市から補助金が出ているようなところの長は、お辞めになるほうが得策かというふうに、私は思うわけですが、その点についても、答弁をお願いいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

まず前段の経常経費比率の話ですけども、私が言うまでもなく、市税収入と、そして交付税が分母で、分子が経常経費、言ってみれば人件費と扶助費と、そして借金を返していく公債費と、こういうことですから、公債費は増えていくと、人件費をなんとか、扶助費うんぬんということですけども、いずれにしましても、ものさしが、実質公債費比率というような健全度を示すものさしが、そういうふうに変ったとはいえども、この経常経費比率も財政の健全度を見ていくものさしですので、十分気をつけていきたいと思っています。

市長が補助金を出している団体の顔出しをしているかということですけども、私も首長がいるいろいろの団体の責任者になることはいかがなものかという思いは、就任のときから、率直に言って思っています。しかし、合併した北杜市が各種団体、円満円滑に推進するには、ここはひと

つ、市長が就くほうがやむを得ないと、一言いえば、万やむを得ない組織については、観光協会の会長だとか、農業振興公社等々、私が責任者をやっているのはありますけども、この前も議会で議論したことがありますけども、できるだけ早く、私が、それらの団体の長に就くことは好ましくないという思いで、対応していきたいと思っています。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

小野喜一郎君。

○6番議員（小野喜一郎君）

今の話の中で、補助費を、ある一定の期間に限定をして補助をしていくと。ある期間過ぎると、もうそれで成長しないような組合や団体は、言ってみれば退場していただくというふうなことまで考えなければ、なかなか、この補助費の負担を減らすということはできないと思うんです。その点について、もう1回、答弁をお願いいたします。

○議長（小澤寛君）

企画部長。

○企画部長（福井俊克君）

各補助金等の見直しでありますけども、当然、これにつきましては、19年度において手をつけております。そういう中で、各種団体等への補助金等について、適正に執行していかねばならないと、このように思っています。やはり経常的な補助金の見直しというのは、大事でありますので、今後22年までに、アクションプランにおきましては、17年度経常経費、補助金の10%を削減するという目標がございますので、これに沿って計画をしまいたいと、実施をしまいたいと思っております。

○議長（小澤寛君）

小野喜一郎君、まだ質問はありますか。

小野喜一郎君。

○6番議員（小野喜一郎君）

それから、先ほど企画部長の回答の中に合併特例債について、19年度で7千万円余、繰り入れられているということです。これはもう分かっているんですね、計算上の中に入っている。問題は、実質的に特例債が、国が70%、本当、これからずっと負担しているのかどうかと、この実質的なことを、もう1回、答弁をいただきまして、私の質問は終わります。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（福井俊克君）

先ほど、合併特例債の70%の交付税措置がされているかということでありまして、これは先ほど、議員さんもお話しがございましたけども、基準財政需要額に算定されております。これは実質的に算定されております。したがって、収入額と需要額との差が交付税であるということでございます。実態は、そういう方向の中で算定されております。したがって、他の起債につきましても、それぞれ交付税措置にあるものについては、同じ方向で交付税措置されているということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（小澤寛君）

以上で、小野喜一郎君の質問が終わりましたので、これから関連質問を許します。  
野中真理子君。

○1番議員（野中真理子君）

太陽光発電の実証研究について、関連質問をいたします。

これは間接効果が大きいとか、波及効果が大きいとかの答弁でありましたけども、厳しい財政状況の本市ですから、やはり1つの事業として、厳しく見極める必要があると思います。

交渉経過についてのご答弁がなかったように思うんですけども、ここで伺いたかったことは、用地コストを勘案して、実際、応募を断念した地方公共団体があるということです。土地代の面倒をみないというのは、NEDOの最初からの方針だったはずなので、その全体のコストをどのように考えたか、もう一度、ご答弁をいただきたいと思います。

また、この事業は最終的には研究開発終了後に、大規模発電所としての事業性が成り立つことに目処をつけることが目標です。事業性が成り立つことに目処をつけるですから、事業性が補償されるものでは、まったくありません。そこで売電収入、まだ不確定とのことですけども、問題点がいくつか考えられますので、質問いたします。

設備の耐久性については、いろいろな見方があると思いますが、NEDOの担当者からは、10年以降はなんらかの問題も考えられるという見解を聞いております。また、さまざまなメーカーのパネルが並ぶということは、そのメンテナンスコストが増大になることが懸念されます。さらに、いずれ施設は寿命がきますから、当然、撤去費用がかかります。パネルの土台は、台風などの風雨に対する頑丈なもので、撤去のために必要な経費も膨大になるとの情報を得ていますが、市はこのコストに対してはどのようにお考えか、お願いいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

まず冒頭、私ごとですけども、私の家も太陽光パネルを屋根に並べていますけども、11年経ちますけども、修繕・補修は0、発電能力は当時と変わらない。今10年後にうんぬんというふうに言ったんですけども、10年経った今のほうが、もっとはるかに性能がよくなっているというふうに、私は聞いています。

そういう意味で、メンテのコストがかかるということですけども、野中議員は野中議員の調査の中で、そういうことですけども、私がNTTファシリティーズといわず、関係者に聞く限りでは、そういう意味の補修・修繕はほとんどないだろうというふうに聞いています。そしてまた、10年経っても、くどいようですけど、私の家でも11年経っているけど、何も無いわけですから、よっぽどのことがない限りは、天変地異でもない限りは、大変補修費がかかると思っていないです。

そして撤去の話がありましたが、これ撤去も、何年もつかという議論がありますけども、一般的には30年経っても、撤去する必要はないだろうと。能力は落ちるかも知れないという話は、NEDOから聞いています。そのへんでご理解をしていただきたいと思いますし、さっき、冒頭の、なぜ北杜市に設置することができたかという経過は、先ほど答弁をしたつもりであります。私どもなりに一生懸命努力して、北杜市の環境創造都市を目指したり、あるいは地球的

規模の環境を考えたときには、この事業は世界的に注目される事業であろうという、崇高な精神で誘致したつもりであります。

以上です。

○議長（小澤寛君）

野中真理子君。

○1番議員（野中真理子君）

今の市長のお話ですけれども、自家用の発電はもう実証済みで、大規模については、まだ実証できていないから研究するのではないかと、私は思っております。それは結構なんですけれども、続いて給食センターについて、2点質問させていただきます。

1点目は、配送時間についての問題です。

以前、教育委員会が作成し、文教厚生常任委員会で配布された配送時間についての資料では、須玉町の建設予定地から清里小学校への配送時間は、31分となっております。これは配送時間を30分以内とする約束ごとから、外れたものです。また高根町の予定からは、すべての学校に20分以内で配送でき、だから高根町に造るのが妥当である旨の説明も受けたと思います。現在、市は須玉町穂足保育園跡地を建設予定地とされていますが、今、申し上げた点をどのようにご説明されるのか、ご答弁を願いたいと思います。

2点目は、財政の問題に関わることですけれども、市が進める2千食の給食センター建設は、10年後の食数を見込んでいますから、当然、当初の稼働率は低くなります。真新しい施設でも、60%程度しか使われないことになるはずで、現状維持や小規模センターを求める声に対して、市がこの2千食センターの建設を進めるのは、コストを全面に出してのことだと思います。しかし、新しい給食センターも10年間は有効に使われない部分があることや、大きな工事費が一時的にかかることが、財政状況の厳しい本市にあって、本当に有意義なことなのかどうか、今一度、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

小清水教育長。

○教育長（小清水淳三君）

給食センターの設置場所でございますけれども、いろいろの角度から、私ども研究をいたしました。また試算、それから試走もいたしました。いろいろの経過の中から、穂足の跡地へ国道、あるいは県道等を通った経過の中から、30分以内には確実に配送できると。その場合の手立てとしては、従来は北杜市須玉に位置を構えたときに、高根の東小、あるいは北小を經由して清里へという配送も考えたわけですけれども、時間的にそれでは30分で行かないという経過の中から、配送車の配置によって、十分できるという試走をいたしました。

それから10年後の稼働率ということでございますけれども、今ここで、現在の1,200食をつくって、また次に600食、800食ということが、投資をすることが妥当かどうか。経済効果という質問でございますけれども、コスト面につきましても、正直言って10年まで、現在の施設がもつという補償は持ってありません。ご案内のように、それぞれプロの目からいろいろの施設の検証もしていただきました。ただし、10年という補償は確実に持てるものでもないと思っております。万一、故障したときに、大規模の改修が必要になったときに、そのへんも勘案した中で、現在の時点では2,500食を一気につくって、コストの削減を図られた

いという考え方、全部の給食提供施設をまとめたいという考え方も持ちましたですけども、市民の声、議会の声、そうした意見も尊重した中で、勘案した中で2千食、10年後の児童生徒数への配食というものを考えた中で、2千食というものの決定をしたところでございます。

それぞれの意見もあろうかと思えますけども、ご案内のように先ほども答弁させていただきました。それぞれ議会、市民、そうした人たちの意見を聞く機会として、整備検討委員会を立ち上げ、延べ7回により、いろいろな議論をしてみいました。そうした答申の結果にも基づいた中で、今回、決定をしたところであります。ぜひ、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

小林元久君。

○22番議員（小林元久君）

指定管理について、3点お伺いいたします。

修繕についてであります。協定書の中に明記してあるとおり、実施しているということですが、保健福祉部については、この修繕区分がありませんので、協議ということで、これはいいと思えますが、しかし観光課の中には小淵沢の指定管理者を除いては、協定書で50万円というふうに、修繕区分がされているはずですね。観光課の受け持っている中には、50万円未満の修繕が何件かあるはずなんですよ。区分未満の修繕については、協定書には乙が乙の費用と責任において、実施するというような協定内容になっていると思えます。

この協定書の中に1年の途中で、変更をすることはできないと思えますが、協議によって協定書を変えて、支払ったのかどうか。その点について、これは産業観光部長ですか、それとも企画部長ですか、聞きたいと思えます。それから、またこの不可抗力によって発生した損害・損失については、これは甲乙協議によって行うということは、明記されています。

2点目として、白州福祉会館ですね、フォッサマグナの湯ですが、これについては、18年度、207万2千円の指定管理料を払って、赤字が285万6千円。それから19年度については、管理料を今度は4倍以上ですね、865万5千円の管理料を支払うというようなことで、管理料の増額がありました。このことについて、企画部長にお伺いします。

それから今1点、これはフィオーレ小淵沢についてでございますが、これは市長が代表取締役になっている施設でございます。これは、18年度に指定管理料1,620万円。19年度も同額であります。収支差額を見ますと、赤字が1,776万円あるわけです。評価を見ると、Bの適正であると認められるということで、数字ばかりにはいかないと思えますが、この赤字は、このフィオーレ小淵沢については、今後も続くと思えます。今後の取り組みについて、市長のお考えをお願いします。この3点です。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（福井俊克君）

それでは、小林議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

最初に、私のほうからは白州の福祉会館についてのお尋ねでございます。

平成18年度に白州の福祉会館については、レジオネラ菌による一時的な営業停止、また近隣に新たな温泉施設ができたということもありまして、利用客の減少を招いております。した

がって、赤字となってしまったということでもあります。また、専任の責任者、館長を置いていません。人件費についても発生していませんでしたけども、1年間営業を行ってみた結果、専任の館長は必要であるということになりました。そういうことで、平成19年度においては、館長分の人件費等が計上されて、計画されております。また、したがって、今年度の指定管理料については、これらの不足分が加算されまして865万5千円と、協議の上になったという状況です。

しかし、当施設を運営している北杜市の社会福祉協議会は、いずみ温泉健康センターも運営をしております。そちらの経営は良好であったために、収支の不足分660万円程度についてであります。いずみ温泉健康センター指定管理料から白州福祉会館指定管理料に振り替えました。振り替えて対応したということでもあります。したがって、全体の指定管理料、いずみ温泉と、それから白州の福祉会館については、全体の指定管理料については同じであります。したがって、その内輪で振り替えをしたという状況でありますので、お願いしたいと思っております。

また、本年度につきましては、夏休みの休館日の臨時営業とか、あるいはマッサージサービス等々、新たに始めた自主事業等もありまして、経営改善に努めております。そういうことでございますので、ひとつご理解をくださいますよう、お願い申し上げたいと思っております。

以上であります。

○議長（小澤寛君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

フィオーレ小淵沢であります。ご承知のとおり、指定管理されていまして、これは平成18年、19年度と合併前の旧小淵沢町の時代に契約をしているわけであります。

指定管理料が1,620万円で、結果として年間それぞれ1,800万円ぐらいの赤字があるのではないかというのは、ご指摘のとおりだと思います。19年度中までの契約ということで、20年度に対して、なんとかしなければならぬというのが、今、置かれている立場であります。

ただ、残念なことに今、あそこの施設の中で、塚田昆虫館と裁判中でありまして、今週中には結果が出るはずであります。裁判所の判定は一応出ていますが、最終的な結果は今週中に出ると思っております。その結果を踏まえて、塚田昆虫館と真摯に対応して、なんとか、この施設の、施設の内容の変化は検討しなければならぬと思っております。施設の持続性については、昆虫館を含めて、私どもも対応する予定であります。

以上です。

○議長（小澤寛君）

産業観光部長。

○産業観光部長（植松忠君）

それでは、修繕費の関係の答弁をさせていただきたいと思っております。

これはおそらく農政課の担当ではないかと思うんですが、それでよろしいでしょうか。農政課の花の森公園・・・ではないですか・・・。

○22番議員（小林元久君）

ちょっと、話をしてみてください。

○産業観光部長（植松忠君）

それでは、答弁させていただきたいと思います。

修繕費については、当然、50万円が1つのボーダーラインになってございまして、今回、ご質問でございますが、これは高根町の花の森公園だと思います。これにつきましては、当然、指定管理制度に平成18年度からなっております。その前に旧高根町で、当然、直営としてやっているわけでございますけれども、その間に直さなければならぬものがあつたということでございます。それについては、手すりの修繕ですとか、トイレの排水関係、これは高根町との間で、話になっていたようでございます。それがたまたま、それがなされずに指定管理制度に入ってしまったということで、うちのほうでも財政担当と話をした中でやつたと、修繕をしたということでございます。

したがいまして、これについては、事前の協定といいますが、話し合いの中で、いわゆる、やるべきことはやらなかったということでございますので、ご理解を願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

小林元久君。

○22番議員（小林元久君）

今の、場所がちょっと違うと思います。

私の言っているのは、観光課でございます。観光課については、修繕費を17件払って、9件が50万円以下なんです。そういった関係で、部長は目を通していないと思います。あとで、時間がないものですから、よく目を通して、これは契約書の問題ですから、こういうことが普段されていると困りますので、契約書というのは、協定書も契約書も同じですが、ちゃんとしてもらわないと、これは困ります。

それから、今1点、先ほど福祉部長が言いました個々に契約しているもの、内輪で振り替えたと言いましたよね。そういうことは、この協定書の中で、自分たちが振り替えるでは構いませんが、私たちに報告するものを振り替えるなんて、こういうことはあり得ないと思います。

今一度、再度、2人の部長からお願いします。それで、終わります。

○議長（小澤寛君）

産業観光部長。

○産業観光部長（植松忠君）

今のご質問でございますけれども、観光課ということで、全体17件としまして・・・17件のうち7件が50万円以上ということですね。これはちょっと、私ども、今、確認をしておりますので、これはまたあとで、後日、確認をし、説明したいと思います。それでよろしいでしょうか。はい。

○議長（小澤寛君）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤原良一君）

ただいまの白州福祉会館の管理の指定管理料につきまして、いずみ温泉の保健センターと、そちらとで振り替えたというふうな発言をされましたけれども、作業としては振り替えたということですが、19年度において、そういった協定を新たに結んだということで、全体の

中で調整をしたということでございます。ご理解をいただきたいと思ひます。お願いいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで、市民フォーラムの会派代表質問を終結いたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

再開は4時20分といたします。

休憩 午後 4時08分

再開 午後 4時20分

○議長（小澤寛君）

再開いたします。

次に、北杜クラブの会派代表質問を許します。

北杜クラブ、35番議員、清水壽昌君。

清水壽昌君。

○35番議員（清水壽昌君）

私は北杜クラブを代表して、市長にお伺いをいたします。

人と自然と文化が躍動する環境創造都市を目指して、合併をしましてから3年となります。八ヶ岳を中心に西に南アルプス、東に奥秩父を控えて自然の大屏風の前に広大な大地が繰り広げられ、日本に誇れる、いや世界に誇れるまちづくりの第一歩を踏み出したところであります。

今は厳しくても、市民一同が手を取り合い、力と知恵を出し合い、自然を生かした壮大なまちづくりが望まれるところであります。

20年後、30年後の北杜市を遠くに見ながら、質問をいたします。

まず防災対策について、お伺いいたします。

明治40年8月末に1週間続きの大豪雨がございまして、山梨県内全域に甚大な被害をもたらしました。明治44年、明治天皇はその復興のためにと御料林を県有林として、ご下賜賜りました。それ以前は、山は荒れ、あちらこちらに赤羽と呼ばれる裸地があり、明治31年の大豪雨のときも大きな被害を被ったとの記録もあります。以降、ご下賜賜った県有林は恩賜林として、県と各地域で育林と管理に努め、大切に守られてきました。今年、その大災害から100年目となります。災害に対して、振り返ってみる最もいい機会ではなからうかと思ひます。

また、去る9月2日には第1回北杜市防災訓練が明野町で、自衛隊をはじめ各関係機関のご指導のもとに多くの市民が参加して行われました。誠に機を得た企画であったと思ひます。防災対策につきましては、この3年間で多くの議員が質問しております。重なるところもありますが、対策の進捗状況も含めてお考えを伺います。

阪神淡路大震災、3年前には新潟県中越地震、また今年には能登半島地震、中越沖地震等、大きな被害をもたらしました、大規模地震が多発してございます。甲府市内で、震度6弱以上の地震が30年以内に発生する確率は、82%であると公表されていることは、皆さんすでにご存じのところでございます。

そこで地震対策と大雨対策について、5点お伺いいたします。

まず北杜市、特に八ヶ岳山麓には多くの溜め池があります。この溜め池が決壊しますと、下流域では、甚大な災害が予測されます。そこで伺います。市内には、溜め池は何力所ありますか。管理状況と耐震診断は、どのようになっていますか。不測の事態のときの想定被害と、その対策について、伺います。

続きまして、北杜市の多くは火山灰土で覆われているため地盤が弱く、また急傾斜地が多いため、がけ崩れなどが懸念されるところが多いと思われま。危険個所の摘出と市民への周知が急がれます。防災マップは、総合計画では平成21年度までに作成することとなっていますが、新潟県の地震などを教訓に早期の作成が必要と思われまますが、お考えを伺います。

続きまして、緊急地震予告速報が10月1日、本日より気象庁から地震が起こる前に発せられるとのことであります。これが発せられると、いち早く市民への伝達が必要となります。その伝達には、防災無線が大きな役割を担います。しかし9月18日の、山梨日日新聞によりますと、北杜市では、この緊急速報伝達で防災無線の活用は未定との記事が載っておりました。それはなぜなのか。また、この緊急速報をどのようにして市民へ伝達するのか、伺います。また防災無線のデジタル化および合併前の旧町村時代のシステムを統一して、新たなシステムの構築をすることになっていますが、その進捗状況を伺います。

続きまして、不幸にも災害が発生したときには、2日目以降は自衛隊をはじめ、災害復旧隊が到着し救援にあたるが、最初の1日目だけは、地域だけであたらなければならないとのことであります。これは先日の防災訓練の中で、そのようなお話しがされました。この最初の1日を守る対策と訓練および市民の危機意識の高揚が必要と思われまますが、その対策について、お伺いいたします。

続きまして、大雨対策について伺います。

八ヶ岳山麓、茅ヶ岳山麓には河川から遠い地域が多いため、台風などの豪雨のとき、雨水が畑や道路を流れ、泥水となって住宅地に流れ込み、災害を起こす原因となっている地域が多くあります。今後もこのような地域の開発はさらに進み、このような悪水は増える一方だと思われま。この悪水に対する対策について、お考えを伺います。

続きまして、財政運営について伺います。

財政運営につきましては、今までの質問者からも詳しく指摘されておられますが、北杜クラブの考え方ということで、しばらくお時間をいただきたいと思います。

普通交付税が平成12年度から減額されはじめ、平成14年度からは国の三位一体改革の政策により、大幅に減額がされました。それを補うとともに、合併に向けて、各地域で多くの環境整備がされ、地方債が増額されました。平成12年度末の地方債残高808億円余りであったものが、合併直後の平成16年度末残高は1,004億円余りと、1千億円を超えておりました。ようやく18年度末、本決算でございますけども、18年度末に982億円余りと1千億円を下回ったところでありま。逆に基金は減少を続け、平成12年度末残高134億円余りであったものが、合併時の平成16年度末残高は83億円余りであり、18年度末では61億円余りとなっております。

歳出については、建設事業費は合併以来、急激に減額されており、補助費・人件費についても漸減しております。扶助費・公債費は増額しており、苦しい財政運営が見てとれます。市債の一気の減額が期待できる奇策がない限り、我慢しながら徐々に減額していかなければならな

いことになると思われま。執行側のさらなる努力を期待いたします。

本年度から普通交付税の算定基準が変わり、来年度以降、再び大幅な減額が想定されます。これは先ほどの質問の中でも、指摘されたところでございます。普通地方交付税の占める割合は18年度決算で36.2%、今年度の当初予算で35.5%と県下13市の中で最も高く、この普通交付税が減額されるということになります影響は、極めて大きいものであります。

また先般、県下の実質公債費比率が公表されました。先ほど来、言われているとおり、本市は19.4と一昨年度決算より1.4上がっており、想定されていたとはいえ、改めて厳しさを実感したところであります。今後は市民の皆さんに過去からの経緯と、今後の方向性をしっかりお知らせし、痛みをお願いしながらの財政運営とならざるを得ないと思ひます。しかし、このままでは先細り感はぬぐえず、焦燥感ばかりが一人歩きするようになることは必至であります。税収の確保は、喫緊の課題であります。税収を増やすには、企業を誘致するとともに若者を定着させ、人口を増やすことが懸命であります。また一番近い、早道でもあります。そのために本市独特の、他市にはない優遇策等が必要かと思ひます。お考えを伺ひます。

9月定例会が終わりますと、来年度予算の編成が本格化されます。総合計画の中で、19年度から21年度までの3年間の実施計画が策定されておりますが、20年度予算編成に際し、見直しも当然必要になると思ひます。見直しについての基本的なお考えを伺ひます。

続きまして、北杜市の観光振興と農業振興についてお伺ひいたします。

北杜市では、今年の6月に日本中で初めてリトリートの杜宣言を行い、7月にはリトリートの杜推進委員会が発足しました。都会の人たちに長期間滞在してもらう中で、普段のストレスを解消させ、身も心もリフレッシュして帰っていただく、いわゆる癒しの里づくりに、積極的に取り組むこととなりました。私は農業面から、この癒しの里づくりについてお伺ひをいたします。

この癒しの里づくりに農業の果たす役割は、非常に大きいと思ひます。しかし、国の農業政策は、大規模農家の育成と支援が中心となっております。これだけでは、北杜市の農業の未来は見えてきません。ましてや、今すぐ必要な癒しの里づくりにには間に合いません。今、頑張っている人たちが、元気であることが最も大切であります。元気な人たちがもてなして、はじめてお客さまも元気になり、満足して帰られ、北杜市も潤うのではないのでしょうか。今、頑張っている人たちが元気であることが、会社等を退職された人たちの新規就農をも促し、ひいては後継者づくりにもつながるのではないのでしょうか。これは農家のみの問題としてではなく、北杜市全体の問題として取り組み、北杜市全体が元気になれば、誘客能力も増し、結果として地に足のついた観光地が形成されるのではないかと思ひます。そのための施策として、次の何点かについて伺ひます。

まず、直売所間の情報交換と連携システムの構築であります。

直売所はこだわりの農家、また小規模の農家には欠かせないところあります。公設の直売所だけでなく、施設の直売所とも情報を交換して、品質の統一化等を図っていく必要があるかと思ひます。

続きまして、農産物加工品のブランド化についてであります。

北杜市の農家の多くの方が、加工品づくりに挑戦しております。しかし、加工場の問題もあり、なかなか製品化、商品化されにくい状況にあります。農家の人たち、あるいはまた、観光客等の不特定多数の人が独自のアイデアで工夫ができ、また加工体験のできる施設が身近に必

要であると思います。

続きまして、観光業者を積極的に呼んで、北杜市をPRしていく必要があるかと思ひます。観光業者へのPRは大規模農家を中心となり、また大規模農園が多くなると思ひます。しかし、小規模でも特徴のある農家を積極的に紹介し、長期滞在に結び付けていく必要があると思ひます。

続きまして、観光協会各支部間の情報交換と連携の強化でございます。

北杜市観光協会が設立をいたしました。しかし、旧町村単位の支部独自の事業ばかりが目立っております。はじめは行政が先導する中で、連携を図っていく必要があると思ひます。

続きまして、担い手の高齢化と新規就農者の受け入れ対策についてでございます。

現在の担い手組織と年齢的に見て、5年より先は相当厳しくなるのではないかと思われます。組織の再編、構築が急がれます。

続きまして、畑の区画整理と畑地灌漑の推進でございます。

農業を守るためにも、また農地を守るためにも農地の区画整理は必要であります。それは現在の水田の状況を見ると、一目瞭然でございます。北杜市の畑地帯の構造改善の進捗状況を伺います。

この6点について、市長の考え方を伺いいたします。

続きまして、耕作放棄地対策についてであります。

2005年農業センサスによりますと、山梨県の耕作放棄率は14.7%と長崎県の15.5%に続いて、全国で2番目であります。ちなみに、3番目は12.8%の群馬県であります。

北杜市の農地は、平成7年には4,905ヘクタールでありました。10年後の平成17年には4,107ヘクタールと800ヘクタール、減少しております。にもかかわらず、耕作放棄地は毎年700ヘクタール以上にのぼっております。これは一度放棄されると、まったく手が入らず、その上、恒常的に増加しているためであると思ひます。このように耕作が放棄され、荒廃した農地の多くは有害鳥獣のすみかや隠れ家となっていることは、周知のとおりであります。

農地の少ない日本にとって、農地を守ることは大切であるということは、言うまでもありません。しかし、現在の農業状況の中では、非常に困難であるというのが現実であります。このような荒廃地に対する市長のお考えを伺います。同時に荒廃地になる原因をどのように把握しておられるのか、伺います。また、これ以上、耕作放棄地を増加させてはならないと思ひます。これらにつきましても、お考えを伺います。

続きまして、CO<sub>2</sub>削減についてであります。

9月8日、APEC首脳会議で地球温暖化対策として、エネルギー効果の改善は2030年までに、2005年に比べて25%以上、森林面積の拡大は2020年までに本州の面積に匹敵する2千万ヘクタールと数値目標を盛り込み、京都議定書をさらに進めた特別声明、シドニー宣言が採択されました。

山梨県では、2010年にはCO<sub>2</sub>削減、626万トン为目标に、温暖化防止計画を進めております。環境創造都市北杜市においては太陽光発電、水力発電等、自然エネルギーに積極的に取り組んでおり、安全で安定した電力の供給が進むと確信しております。

そこで、北杜市全体でクリーンエネルギーの供給体制を整え、CO<sub>2</sub>削減日本一の数値目標を掲げ、それを北杜市ブランドとして全国に発信していったらいかがでしょうか。それが、ひ

いては企業誘致、若者の定着にもつながるのではないのでしょうか。実際、企業が進出する際に、一番ウエイトを占めているのが、環境にやさしい企業づくりであるともいわれております。自然に恵まれ、安全で環境にやさしい北杜市を売り出すことが、新たな自主財源の確保にもつながると思いますが、お考えを伺います。

以上で終わります。

○議長（小澤寛君）

本日の会議時間は質問および答弁等の関係から、あらかじめ延長いたします。

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

清水壽昌議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

清水議員には冒頭、今は厳しくとも、市民手を取り、20年、30年遠くを見ながらと主張されました。私もまったく同じ思いで、市民とともにしっかりとした北杜市の礎を築いていく決意であります。

まず防災対策について、いくつかご質問をいただいております。

最初に防災マップ作成についてであります。急傾斜地の崩壊、土石流および地滑りといった土砂災害から国民の生命・身体を守るため、土砂災害のおそれのある区域を明らかにし、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅などの新規立地の抑制等の対策を推進することを目的に、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律が、平成13年4月に施行されました。

この法律に基づき、県では昨年度から須玉地区を対象に、土砂災害のおそれがある区域の基礎調査を実施しております。その結果、建物が破壊され、住民に大きな被害が生ずるおそれがある土砂災害特別警戒区域として120カ所、土砂災害のおそれのある土砂災害警戒区域として133カ所が指定されましたので、地域の皆さんには周知しております。引き続き、今年度は明野、高根、長坂、大泉、小淵沢地区および須玉の未調査区域の調査を行い、来年度に白州、武川地区の調査を行って、終了する予定であります。この調査結果をもとに、災害危険箇所、浸水想定区域、避難所や防災関連施設等を網羅した防災マップを、平成21年度に作成してまいりたいと考えております。

なお、平成13年度から須玉地区で2カ所、平成16年度から高根地区で1カ所の急傾斜地崩壊対策事業が進められております。

次に防災行政無線デジタル化についてであります。緊急地震速報は震度5弱以上の地震情報を報道機関や防災機関等から国民へ伝達するシステムであります。強い揺れを伴うS波到着までの猶予時間は数秒から30秒と想定されますので、この間に市民へ地震情報を伝達する必要があります。防災行政無線は、災害や行政情報を職員が操作して放送しておりますので、現在のシステムでは、緊急地震速報を放送することはできません。しかしながら、国と北杜市の放送施設を連動する全国瞬時速報システム、ジェーアラートというそうですが、ジェーアラートを導入することにより、緊急地震速報を伝達することも可能となります。このため、ジェーアラートの導入に必要な経費や無線の起動に要する時間等について、検討してまいります。

なお、緊急地震速報の内容と利用の心得につきましては、広報ほくと8月号でお知らせいたしました。また、市内の防災行政無線のデジタル化に向けての取り組みについてであります。

昨年度、北杜市防災行政無線デジタル同報系システム基本計画を策定したところであります。この計画は、すでにデジタル化が行われております長坂地区と小淵沢地区の施設は、そのまま利用し、他6地区の施設をデジタル化するものであり、総事業費は15億5千万円、工事に要する期間は3年間を見込んでおります。デジタル化のためには、多額の費用と期間を必要とするため、県内他市の整備状況を調査し、関係機関との協議を行い、早期の整備に向け、検討してまいりたいと考えております。

次に災害発生時の対応についてであります。地域住民と関係機関との連帯を図るため、本年度は自衛隊、北杜警察署、峡北消防本部等と合同による総合防災訓練を、明野中学校校庭を主会場に実施したところであります。今後は随時、主会場を移し、市内各地で実施する予定であります。また、災害発生初期段階では地域や職場のリーダー役となり、消防や自衛隊等の公的支援が到着するまでの間、避難誘導や救助にあたる防災士の果たす役割が重要であります。防災士は、阪神淡路大震災で被災者の多くが近隣住民の手で助けられたことを教訓に、平成14年に創設された制度で、災害発生メカニズムやライフライン途絶の際の対応等の講座を受け、試験に合格すると資格が与えられます。資格取得には、6万円余りの費用がかかりますので、取得に対する助成等も検討し、市民や市職員を対象として育成に取り組んでまいりたいと考えております。

次に財政運営についてであります。

北杜市の財政はもともと脆弱な財政基盤に加え、三位一体の改革などにより、収入の多くを占める地方交付税や国庫補助負担金が大幅に削減され、さらに先般、発表された実質公債費比率が想定を上回り、昨年度に比べ1.4ポイント悪化するなど、大変厳しい状況にあります。また、本年度から新たに導入される新型交付税につきましても、県の試算では北杜市に優利という見込みであります。その拡大が今後どのように影響するか、不透明であります。総務省の来年度予算概算要求におきましても、税収の伸びが見込まれることから、交付税総額は減少し、交付税への依存度が高い北杜市としては、大変憂慮されるところであります。

このような厳しい財政状況の中で、財政基盤を確立するための手法の一つとして、企業誘致は最も有効な手段であると考えられます。そこで、今年の4月からは北杜市企業誘致条例を北杜市企業等振興支援条例に改正し、市外から新たに立地してくる企業ばかりでなく、市内の企業にも優遇措置が講じられる環境づくりと、さらに企業誘致や地域産業の振興を図ることといたしました。合併以降に立地した6社のほか、農業関係法人3社の立地が明野町および須玉町に予定されているとともに、大泉町にも新たな製造工場が建設されることになっております。

市といたしましては、現在、誘致活動を少しでも優位に展開させるために、財産区、区有地、共有地の代表者に候補地の希望調査を行っております。また、就業促進および定住促進の施策として、就業者のための住宅整備を進めるとともに、11月7日には市内の優良企業24社に参加していただき、北杜市就職ガイダンスを開催いたします。

全国的に企業の誘致合戦が激化しており、用地の無償提供や進入道路、上下水道などのインフラ整備を行う市町村もある中で、他の市町村に例のない優遇策が講じられるならば、効果は上がると思います。しかしながら、企業への支援バランスや北杜市の財政状況から考えますと、企業誘致のために特別な予算を投じることは、非常に厳しい状況であると判断しております。企業誘致を推進するため知恵を絞り、効果的な施策を打ち出せるよう検討してまいりたいと考えております。

次に総合計画の実施につきましては、ローリング方式により、毎年見直しを行うこととしており、新たな行政需要が発生した場合には、積極的に対応してまいりたいと考えております。

次に北杜市の観光振興と農業振興について、いくつかご質問をいただいております。

最初に直売所間の情報交換と連携システムの構築についてであります。市では一昨年8月に各直売所の責任者および生産農家、JA梨北をメンバーとした地産地消施設連絡会議を設置し、市内に点在する直売施設間の連絡調整や消費者が求める農産物の生産・販売について、定期的に意見交換を行っております。

次に農産物加工品等のブランド化についてであります。市では本物であり、売れるもので、かつ市として誇れるブランドを確立していきたいと考えております。

まず、市内1,900ヘクタールに作付けられている米であります。すでに広く消費者から評価されている武川米等もありますが、市全域にわたる新たなブランド米の創設に向け、努力してまいります。具体的には、安心・安全な農畜産物の供給が消費者から求められていることを踏まえ、JA梨北と連携し、減農薬・減化学肥料栽培による県認証制度の甲斐のこだわり環境農産物の認証を推進しているところであり、本年度は73ヘクタールが作付けされ、収穫を待つばかりであります。

また、すでにブランド化している農産物としては花豆、ブルーベリー、大根、リンゴ、長芋、トマトなどがありますが、高齢化による生産減少が危惧されることから、生産農家や担い手農家の育成を図るとともに、さらなる販売促進とブランドの定着化を図ってまいります。

一方、農産物の加工品等につきましては、市内の女性グループ等の活動の中から地元農産物を使った味噌、おやき、漬け物など加工品の開発および製造が行われております。今後は、山梨県農産物認証制度での甲斐路の認証食品の認定と、市内の直売施設での販売や生鮮農産物の流通形態の構築を急ぎ、幅広く消費者へのPRを行い、ブランド定着に努めてまいりたいと思っております。

次に観光業者に積極的に売り込む施策についてであります。これからの農業経営と販路拡大に観光産業との連携は、欠くことはできません。そこで本市の観光が目指す長期滞在型リゾートの柱に対応した農業体験等のプランを多数創設するとともに、参画する農業者の発掘にも積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

次に観光協会各支部間の情報交換と連携強化についてであります。昨年3月に設立された北杜市観光協会には、各町ごとに8つの支部があり、独自に事業展開を行っております。北杜市は広大な土地と数多くの観光資源を有し、地勢、風景、歴史、文化遺跡などの地域特性により、明野・須玉を長い谷と丘陵のエリア、高根・長坂・大泉・小淵沢を八ヶ岳南麓の高原エリア、白州・武川を渓谷と山岳のエリアとして、それぞれの特色を生かした観光振興に取り組んでおります。

今後は、各支部および各エリア間の情報の共有化や協力体制の構築を促進し、連帯感のある北杜市観光の整備充実を図ることが、重要な課題であります。すでに観光協会の明野支部と須玉支部においては、観光振興に関する検討会を開催するなどの連携が図られており、他の支部においても同様な取り組みが積極的に行われる中で、有機的な結合が図られ、市全体の観光振興が効果的に実施されるよう、努力してまいりたいと考えております。

次に担い手の高齢化と新規就農者の受け入れ対策についてであります。北杜市の基幹産業は農業であり、その振興策の中心となるものは担い手の確保、育成であるといっても過言では

ありません。市では担い手の高齢化対策として、集落営農を基本とした組織構築支援に力を注いでおり、その結果、7法人を含めた18組織の構築がされたところであります。また、新規就農者対策としては、県立農業大学校と密接に連携し、本市への受け入れ態勢の構築を図っているところであります。今月18日にも、本市への就農を希望する農大訓練生、研修生との意見交換会を開催することとし、その準備を進めているところであります。

次に畑の区画整理と畑地灌漑の推進についてであります。市では現在、畑の区画整理については明野地区、白州町鳥原平地区、高根町五町田地区で、また畑地灌漑については明野地区で実施しており、農地の集積化、合理化が図られることで、遊休農地等の解消および担い手育成につながるものと考えております。今後、地元および受益者の要望等をいただく中で、実施可能な地区につきましては、引き続き計画的に事業導入を図ってまいりたいと考えております。

次に、耕作放棄地対策についてであります。

日本の食料自給率はカロリーベースで、平成15年度40%であり、国の食料農業農村基本計画では、平成27年度の目標値を45%に設定し、さまざまな対策を実施しております。しかしながら、昨年度は39%にダウンしており、将来的な食料確保に暗雲がたち込めております。これは耕作放棄地の増加が起因しているといえ、農産物の生産量も減少しております。耕作放棄地の増加は農業者の高齢化の進展、野生獣による農作物被害の増大、農産物の価格低下による他産業従事者との所得格差の拡大などが要因であります。

耕作放棄地には、耕作可能である不作付け地と耕作不可能な荒廃地の2通りがあります。本市ではまず、不作付け地を活用するため、集落営農組織の構築による農地集積の推進を行っており、2年間で112ヘクタールの農地集積、耕作放棄地解消率16%という成果が出ましたが、今後もさらなる担い手対策に尽力してまいります。

また、荒廃地のうち山林等に隣接した限界的農地については、里山としての管理ができるよう、林地化を進め、それ以外の荒廃地については、民間企業等へ農地を貸し付けることができる特定法人貸し付け事業を進めてまいります。

ふるさとの荒廃地が大変、これから心配されるわけでありますけども、森林の荒廃、田畑の荒廃は、そのふるさとの荒廃に即つながるわけでありますので、里山整備や畑地事業をはじめとして、ハード、ソフト含めて活力ある農業を目指していきたいと思っております。

このたび、明野町永井ヶ原地区に予定している日本農園、また村上農園の企業立地を契機として、農業関係事業の誘致を促進するため、さらなる誘致合戦を図ってまいる所存であります。

今後も耕作放棄地の発生抑止・防止には、耕作できる人材の確保が急務でありますので、新規就農者を含め、個人農業者の確保、組織経営体の構築、経営基盤の強化、民間企業等の参入に向け、多様な担い手対策を講じ、持続的な地域農業の発展に取り組んでまいります。

その他につきましては、担当部長から答弁いたします。よろしく申し上げます。

○議長（小澤寛君）

柴井生活環境部長。

○生活環境部長（柴井英記君）

清水壽昌議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

CO<sub>2</sub>削減についてであります。

地球温暖化の原因は大気中の二酸化炭素など、6種類の温室効果ガスの増加によるものとされ、中でも二酸化炭素は最も影響が大きいとされており、私たちの日常生活や社会経済活動の

中で、化石燃料など地球資源のエネルギー消費の増加に伴い、温室効果ガスも増え続けてきました。近年、地球規模で発生する異常気象は、各地で自然災害などの深刻な異変を引き起こしています。こうした中、気候変動の悪影響を防止するため、各国の取り組み義務として、2010年までのCO<sub>2</sub>削減目標が京都議定書で定められ、国内では6%削減に向け、国民的プロジェクトとして、取り組みが進められております。また過日、APECにおいてシドニー宣言が採択され、2013年度以降もさらに積極的な数値目標が示されました。

本市では、平成18年3月に策定しました北杜市新エネルギービジョンにより、貴重な自然資源を生かした、北杜市らしいクリーンエネルギーの創出や自然環境型社会づくりのため、取り組みを進めてまいりました。

本年4月に稼動しました、高根町内の村山六ヶ村堰水力発電所の電力は、八ヶ岳に源を發する豊かな水流によって得られる再生可能エネルギーであり、年間約1千トンのCO<sub>2</sub>削減が可能となっております。また現在、長坂町内で国内初の国家プロジェクトにより、大規模電力供給用太陽光発電研究が進められており、終了後は近未来の太陽エネルギー発電所として、年間約1,100トンのCO<sub>2</sub>削減に寄与できます。同じく太陽エネルギー活用のため、平成18年度から一般住宅を対象に、太陽光発電システムの設置補助を実施しております。またリサイクルエネルギーの活用では、家庭から出る廃食油の回収を昨年開始し、バイオディーゼル燃料として活用を取り組んでいるところであります。今後は、関係機関および市民の皆さまとともに、本市のCO<sub>2</sub>削減のための取り組みを進めてまいりたいと考えております。

また市のCO<sub>2</sub>削減目標の設定についてであります。企業や家庭に対して、十分にご理解を得ながら進める必要がありますので、慎重に検討してまいりたいと考えております。

○議長（小澤寛君）

植松産業観光部長。

○産業観光部長（植松忠君）

清水壽昌議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

最初に、溜め池関係の対策についてであります。

現在、市内には農業水利としての溜め池、60カ所が溜め池台帳に登録されております。溜め池の管理は地元の受益者をお願いをいたしており、耐震診断につきましては各地区とも、これまで未実施であります。震度4以上の地震が発生した際には、県の災害配備基準により、点検を実施するよう災害体制が整えられておりますので、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に不測の事態のときの想定被害と、その対策についてであります。大規模地震等の発生によりまして、溜め池の決壊等が予想されますが、本市の溜め池につきましては、貯水量および受益面積等、比較的小規模でございます。大規模な被害は現在のところ想定しておりません。しかしながら、市では機能的確保等を行うため、本年度、国直轄による農業用水合理化事業調査を実施しております。今後は、この調査結果を基礎データとして、特に老朽化の著しい溜め池については、県営および団体営事業を導入しての溜め池等整備を実施してまいりたいと考えております。

次に台風等の豪雨等の対策についてであります。豪雨等の鉄砲水等による災害を未然に防止する、いわゆる農地の湛水能力等が見直されてございます。国では、中山間地域における農地の多面的機能を確保することを目的とした中山間地域等直接支払い制度や農地、水、環境保

全向上対策事業を推進しております。この協定を締結した集落が、これらの事業を活用して、休耕農地を減らし、適切に管理するとともに、営農活動の向上を図ることが泥水発生を抑制することに有効な条件整備でもありますので、併せて指導してまいる考えであります。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

当局の答弁が終わりました。

清水壽昌君、再質問を許します。

○35番議員（清水壽昌君）

再質問をいたします。

まず、防災についてでございます。

最初に質問いたしました、溜め池についてでございます。

規模が小さいというふうな理由で、具体的な対策は立てていないというふうに解釈がされます。しかし、この溜め池が決壊することにより、被害は小さくはないはずであります。昔造った溜め池でございますので、その管理は非常に難しいところがあるかとも思いますけども、それらについての対応をしっかりとっていくというふうなことは、当然、必要ではなからうかと思えます。今後、これらに対する対策をお願いしたいところでございますが、それについての考えを再度、お伺いをいたします。

それから、市内の溜め池の数、これはいくつであったか、お伺いをいたします。私が聞き落としたのかもしれませんが、もう一度、お願いいたします。

それから防災マップの作成でございますけども、年度で計画的にしているということもございますけども、できるだけ早く、対応をお願いしたいところでもございます。

それから防災無線の件でございます。防災無線のデジタル化については、非常に多額の資金が必要だというふうなことでございます。しかし、これは本当に、防災については、明日起きるかも分からない、生命に直結した問題でございます。早急な対応が望まれるところでございます。再度、お伺いをいたします。

それから大雨対策について、中山間地支払い制度、あるいはまた、畑の中山間地の開発というふうなこと、これを使えというふうなことでございますけども、これは畑地だけでなく、住宅地でも非常に大きな問題となっております。水路を、途中をつくると、下のほうが問題になるというふうなこともございます。ですから、いわゆる都市計画といいますが、そこを大きな都市計画の中で、水をどのように導いていくかというふうな計画を立て、それで、それに従って、随時、解決していくというふうなことが必要ではなからうかと思えます。畑が流されたから、畑の近所へ水路を設ける、それで解決ができるというような問題ではなからうかと思えます。北杜市のように、本当に河川まで導くのに大変なところ、ございます。計画的な整備が必要かと思われま。それについて、お伺いをいたします。

まず、防災について3点ほど、お伺いをいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（植松忠君）

それでは、溜め池関係の件につきまして、答弁させていただきたいと思えます。

北杜市内では、先ほども申しましたように、60カ所ございます。60カ所と、私言いましたけども、内訳はよろしいでしょうか、はい。60カ所ございます。それが溜め池台帳に記載されているということでございます。基本的には、管理は地元の受益者の方をお願いしてございます。

こういう時代でございますので、当然、地震がくる可能性もあると。今回、今日から10月1日で、事前の警報システムも今日から適用されたわけでございます。そういうこともございまして、大規模地震の発生がくることも考慮いたしまして、平成19年度、今年度でございますけども、溜め池の、いわゆる機能的確保をチェックしましょうと、災害も含めてチェックしましょうということで、国直轄によります農業用水合理化事業調査を今現在してございます。

この結果が出ますれば、この調査を基礎データといたしまして、特に老朽化の著しい既設の溜め池等につきましては県営事業、それから団体営事業等を導入いたしまして、溜め池等の整備を実施したいと、こういうふうに考えてございます。

それから泥水の関係でございますが、泥水の関係はうちのほうの産業観光部といたしましては、農地サイドから答弁させてもらったわけですが、基本的には農地の集約化をすることが一番手っ取り早いということでございます。先ほど、市長からも答弁ございましたけれども、17年、18年度におきまして、112ヘクタールの機能集約をしてございます。これは7法人、18組織が関与することによりまして、いわゆる使われていない遊休農地、それから不耕作地を使えるような形でやってきたということでございまして、できればこういったものを作付けすることによって、農地の泥流化といいますが、いわゆる流されないような形をとりたいと、いわゆる保水効果ですね、そういったものをつくっていききたいということでございますので、ご理解を願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

清水壽昌君。

○35番議員（清水壽昌君）

防災無線のデジタル化等につきまして、答弁を求めます。

○議長（小澤寛君）

総務部長。

○総務部長（坂本伴和君）

防災無線の早期の整備をとということでございます。

現在、北杜市では長坂、小淵沢地域がデジタル化をされております。ただし、電波の波が違いますので、この統一は図っていかねばならないということがございます。それから高根町におきましては、現在、有線でアナログということでございますので、すべての機器等を取り替えなければいけないと。その他の地区におきまして、アナログで現在やっておりますので、これらもデジタル化するためには、すべての機器を変えなければいけないということで、先ほど申しましたように、約15億5千万円という、基本計画の中での概算の需用費が分かったところでございますが、これにつきましては、財政面の負担が非常に大きいということもございまして、要するに全部デジタル化ということも、当然、23年の7月までに必要になってくるわけでございますが、なんらかの方法で最終的にはそういうことになるかと思っております。

けども、早急に検討させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

清水壽昌君。

○35番議員（清水壽昌君）

防災無線のデジタル化、あるいはまた緊急放送についても、早急な整備が必要かと思われま  
す。できるだけ早い整備を、計画がこうなっているからということではなく、できるだけ早い整  
備を要望するところでございます。

続きまして、財政運営についての優遇策ということでございます。

先ほど固定資産税の3年間の免除規定とか、あるいはまた、住宅についてもというふうなこ  
とで、この3月の条例改正で、そのような方針が出されました。しかし、これは過疎対策とし  
ての国の事業の一環ということであろうかと思えます。

このように国の事業、あるいはまた県の事業を積極的に取り入れて、対策を立てていくこ  
とは非常に大事なことで、この財源の少ない北杜市では、どのような小さいところでも見逃さな  
いというのが、大事ではなからうかと思えます。しかし、それだけに頼っていることでなく、  
みずからの施策の中で、特徴を出していくというふうなことも、当然、必要になっていくと思  
います。この固定資産税の3年間の免除、これは交付税でもって3分の2が返ってくるという、  
3年間の返ってくるということでございますけども、これを返ってこない、あと2年ぐらいを  
伸ばして、企業誘致が2年先送りになったというふうな考え方の中で、2年猶予して、それで  
企業が進出しやすくなる、北杜市へ来やすくなるような施策、これもまた必要ではなからうか  
と思えます。こういうふうな施策について、どのようにお考えなのか、お伺いをいたします。

また、本市の企業へ勤めている若い人たちが、他の市に住居を借りて通っているというふう  
な事例もたくさんございます。民間アパートについても、規模によってとかというのではなく、  
誘致企業扱いにして、北杜市内へ一般の住居を構えやすくなるような、1つの施策も必要では  
なからうかと思えます。個人住宅についても同じでございますけども、それらについての固定  
資産税について、再度の答弁をお願いいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

今、清水議員ご指摘のとおり、私どもも東京といわず、あちらこちらを歩くと、世に言うい  
ざなぎ景気を超える景気だと、こう言われている中で、地方としてはその実感がない。これが  
世に言う格差だと思えますけども、何はともあれ、いざなぎ景気を超えるような景気の中で、  
いろいろな意味で、地方へ向かって企業進出をしたいというのは、県外へ出ると、さらに肌身  
で感じます。そういう中で、北杜市も結果として、この3年近い間に6プラス4、10ぐらい  
が期待できるわけでありまして、誰しもそうであります。もっとという思いであります。  
私もまったくそういう思いで、地域の活性化のために、若者が定住できるために、企業誘致は  
過去も一生懸命やってきたつもりですけども、これからも一生懸命頑張っていきたいと思いま  
す。

何はともあれ、いろいろ言っても、企業が来てくれなければ話にならないわけでありましてか

ら、全国的には先ほど、私が述べましたとおり、ある自治体では莫大な金を出して企業誘致する。あるところは、土地を提供して誘致する。あるところは、インフラを整備するから来てくれと、あの手この手の誘致合戦があるわけでありますけども、北杜市としては、特別な予算を投じてきてくださいというのは、先ほど来の議論のとおり、財政事情が許さないということでもあります。そういう意味からすれば、今、清水議員ご指摘の誘致企業3年間の固定資産税無料うんぬんについて、2年延ばして5年にしたらどうかという、積極的なご意見ですけども、企業が来てくれるであるならば、そうしなければ、なかなか、他の地域の誘致合戦に負けてしまうぞというような問題を含めて、総合的に判断して、3年を5年に、延長については、前向きに検討してみたいと思っています。

また、合わせて、北杜市の企業へ他の市から通勤してくるということは、決して悪いことではないと思います。ただ、誘致企業の皆さんに聞くと、企業誘致して生産部門には投資するけども、住宅部門への投資はなかなかきつまいよという本音も聞きます。たびたび、また、本会議場でも言っているんですけども、住宅政策で北杜市が負けるのも癪でありますので、住宅政策に対する民の力を借りるとすれば、どうしたらいいかという問題も、誘致企業と同じような優遇を含めて、考えてみたいと思っています。

以上です。

○議長（小澤寛君）

清水壽昌君。

○35番議員（清水壽昌君）

企業誘致につきましての対策につきましては、ただいまの市長の答弁、期待をいたしております。よろしく願いをいたすところでございます。

北杜市の観光振興と農業振興について、お伺いをいたします。

直売所間の情報交換は、しているというふうなことでございます。JAを中心として、交換がされているようでございます。しかし、各直売所間で、ここはわれわれの地域の産物といいますが、それを売るところだからというふうな気質も残っていることも、また事実でございます。そういうふうなところを、できるだけ早く払う中で、物の交流などをして、不足のところは余っているところから補うとか、そういうふうなこと、あるいはまた、民間の直売所なんかにも話を進めていく必要があるかと思えます。また、それらも進めていっていただきたいというふうに思います。

それで、農業施設の範囲というところで、ちょっとお伺いをいたします。

農地に建物なんかを建てる場合に、やはりこれは、農振が関係してくることは承知しております。しかし、大規模な観光農園等になりますと、駐車場も必要になる場合がございます。それより何より、トイレの問題が非常に大きく影響をいたします。私たちがエージェントまわりをしたときに、一番先に言われるのは、トイレは大丈夫ですかと。トイレはどうなっていますかという質問をされます。

先般、合併処理槽の水洗トイレを申請した経緯がございます。しかし、農振の関係で認められないというふうな回答もいただきました。このようなところは、今の時代に合った農振の弾力的な運用ができないのかというふうなこと、これもお伺いをいたします。

先ほどお伺いいたしました6点については、答弁をしていただいた、それをしっかりと対応していただきたいというふうに思いまして、農振の兼ね合いを、1点だけお伺いいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（植松忠君）

ご質問の観光農園等に対する農振法等の適用除外、もしくは特別法である農地法の関係の質問でございます。

観光農園等につきましては、当然、農地上に観光農園ができますので、その中で、建物を造る場合については、当然、農地法の規制があるのは当然でございます。結論から申しますと、農振法はあくまでも、これは農業振興地域の整備に関する法律というのは、正しい名前ですけども、通称、農振法につきましては、やはり、これは国の法律等でございます、なかなか県のほうでも非常に難しい、ましてや市でも難しいということがございます。

ただ、言えるのは議員もご承知のとおり、経済特区という、いわゆる昨年ぐらいから経済特区という、小泉内閣のときに話がございました。そこは農地法を特別にしますよとか、いわゆる農地法特区等がございました。そういうことがございまして、今回の特定法人の貸付事業等も市ではやってございますけども、ただ今のところでは、そういったものが農振法をうんぬんして、農振法をクリアしていけるというのは、ちょっと難しいかと思えます。

ただ、昨年来、国のほうでは農地法の抜本的改正を行いたいというふうな状況も出ております。内容につきましては、いわゆる法人等が、農地を持てるような状況をつくりたいという、国の施策として、今まで法人は持てませんでしたけれども、いわゆる会社経営で、民間の会社にも農地を持たせてやるうではないかというふうな機運も今、高まってきております。したがって、これについてはやはり、われわれといたしましても、国の動向等を見ながら対応をしていきたいと、こんなふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

清水壽昌君。

○35番議員（清水壽昌君）

農業施設の範囲につきましては、弾力的な運用ができるような方向で、また検討いただきたいというふうに思います。

続きまして、耕作放棄地対策について、お伺いをいたします。

この耕作放棄地対策は、北杜市の問題、あるいは山梨県の問題だけでなく、全国的な課題ということで、国でも取り組みを始めております。

国では5年、耕作放棄地の解消に向けた、全国的な取り組みを、今年を初年度に5年計画で実施がされております。事業が含まれております。山梨県でも、今年は担い手の意向調査、あるいは遊休農地の一筆調査、市民農園の準備作業、遊休農地の再生方法についてのアドバイザーを招いての検討等、モデル的な事業導入がされているとのことであります。

この事業は、耕作放棄地の現状を把握し、放棄地の解消計画を策定し、放棄地の状況に応じた処方箋を策定する。また、その処方箋に応じた対策を実施するというふうな、年次ごとに計画を立てるというふうな事業であります。この事業を実施することにより、耕作放棄地の解消に関わるというふうなことでございます。これら市長が勧告を出すことができるというふうな

ことになっているわけでございますけれども、このような事業を入れることによって、この勧告が出しやすくなるではなからうかというふうに思います。この事業への、本市の取り組みについて、お伺いをいたします。

また、耕作放棄地は耕作農地の中に点在しているところ、あるいは団地で放棄されているところがございます。先ほどの答弁の中にもありましたけれども、土地の利用面から農地として利用できる場所、あるいはしにくいところ等、状況があらうかと思えます。その場合に、農地にこだわらずに、やはり、その土地に合った利用法を考えるべきだと思います。

先般、工場用地の候補地として、共有林、山ですけれども、共有林の可否の問い合わせがございました。これら、荒廃農地も対象にして、これは共有地ということだけでなく、市有地、農地はまだ市有地が多いわけでございます。市有地の荒廃農地も対象にしていったらいかがかというふうに思いますが、お考えを伺います。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（植松忠君）

まず耕作放棄地の件について、ご質問がございましたので、答えたいと思います。

耕作放棄地につきましては、これはわが市だけではなくて、全国的に頭の痛い問題でございます。なかなかカンフル剤はないと、私も思っております。そうした中で、わが市におきましても、農地集積等の集積推進を行いました結果、2年間で約112ヘクタール、112町歩の農地集積等を行ったわけでございます。これは16%という、耕作放棄率の解消率16%という数字が出たわけでございます。これにつきましては、先ほども申しましたように、何回も言いますが、7法人与18組織ということでございまして、これらの新しい農家の方々が一生涯懸命やってくれたということでございます。したがって、先ほども言いましたように、抜本的な解決策はないわけでございますけれども、いわゆる地元の人たち、北杜市は農業が基幹産業でございますので、なんとか、これをみんなの力でやっていきたいと、こういうふうに思っているわけでございます。

それから、先ほど共有林等の調査等があった関係のご質問がございました。これは商工課のほうで工業誘致をするための一つの足がかりとして、遊休した土地等についての調査を行ったところでございます。それによりまして、はっきり事前にそれが分かれば、うちのほうとしても、市長のトップセールスの一翼を担って、いつでも用意ができればいいというふうな形で調査したわけでございます。

ただ、問題は農地でございまして、その遊休農地を使ってどうかという話になりますと、これまた農振法等の問題がございまして、非常に難しい問題がございまして、先ほどとまた、同じような答弁になりますけれども、先ほど来、言っているように、それにつきましては、農地につきましては、国の動向を見ていきたいと、こんなふうに思っております。

それから、もう一つ、いろんな形で、もっとほかにも遊休農地を解消する方策があるのではないかという、議員のご質問でございますけれども、これは農山漁村活性化事業のことを言っている・・・そうですね、はい。これは平成19年度、今年度から農山漁村活性化事業ということで、プロジェクト交付金が出たわけでございます。これについては、議員ご承知のとおり、担い手の意向調査ですとか、遊休農地の一筆調査、それから市民農園の準備作業等につきます

て、いろんなメニューの中で、補助金を50%交付するので、それでいろんな調査をなさいと。遊休農地の解消につなげるということでございますけども、これにつきましては、わが北杜市では、遊休農地の一筆調査を、北巨摩農済を介しまして、調査をした状況でございます。今、これを集計してございますので、またそれを確認しながら、来年度に向けて、この農山漁村活性化の具体的なメニュー等がございますので、それにつきましても、県の農政課等と相談しながら、いいメニューがあれば、ピックアップして推進していきたいと、こんなふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

清水壽昌君。

○35番議員（清水壽昌君）

耕作放棄地の対策につきましては、国でも来年度に50億円の予算要求をしているというふうなことでございます。県と連携をとりながら、しっかり、事業も導入をする中で、対策を立てていっていただきたいというふうに思います。

続きまして、CO<sub>2</sub>削減につきましてはですけども、これはちょっと聞きますと、市には割り当てはないと。県には割り当てが来ているけども、市には直接の割り当てはないということ、ちょっと耳にしましたけども、市にもいろんな指導等があるかと思えます。具体的にどのような指示、あるいは指導がなされているのか。また、それに対して、北杜市では、どのような対応をしているのか、お伺いをいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長（柴井英記君）

清水議員さんの、CO<sub>2</sub>削減にかかる市の対応ということでございます。

市におきましても、基準的な数値は示されていないわけでございますが、1つの事業所としまして、やはりCO<sub>2</sub>の削減を率先して進めるということで、やはり昼間の消灯、あるいはコピー用紙の両面コピー等々、節減できることから対応するというので、それぞれ庁内、部長会議等を通じまして、庁内をそのような削減活動を推進しているところでございます。また、市民向けにおきましても、やはりゴミの減量化等も含めながら、削減の啓発・啓蒙を続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

清水壽昌君。

○35番議員（清水壽昌君）

何点が質問をさせていただいたわけでございますけども、ご答弁をいただきましたことにつきまして、できるだけ早い対応等をお願いいたすところでございます。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（小澤寛君）

清水壽昌君の質問が終わりましたので、これから関連質問を許します。

浅川富士夫君。

○31番議員（浅川富士夫君）

防災対策に関する関連質問といたしまして、市内一般木造住宅の耐震診断および耐震補強事業について、質問いたします。ご答弁をお願いします。

市内の木造住宅数は、約2万8,850戸であります。建築基準法の改正時、昭和56年6月以前の築26年以上の住宅数は1万1千戸で、38%にあたります。また、さらに築50年から築70年経過した住宅につきましては1,260戸、4.5%にあたります。また、さらに築70年以上、すなわち明治の後半から昭和の初期にかけて造られた建物、これが2,520戸、約でございますけれど、9%に上ります。北杜市の素晴らしい大自然とあいマッチした古い日本建築の建屋は、観光面でも一役担っていると思います。安全で安心して暮らせる住宅でなくてはならないと思います。

東海地震の発生確率が高まっている現状から見て、古い大きな住宅は耐震性の面で、非常に危険が大きく、さらにこの住宅に住んでいる方々は往々にして、高齢者の方が多いという現状であります。不測の事態のときには、被害が想像以上となります。また、災害弱者となり得る状況下にあります。

そこで、17年度より進めております本市の木造住宅に対する耐震診断、これは無料で実施しておりますが、またさらに、耐震補強の件についても助成をしております。これらの年度別の目標値と実施戸数について、伺いたいと思います。総務部長、よろしくをお願いします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（相吉正一君）

浅川富士夫議員の関連質問にお答えします。

市内の木造、一般住宅に対する耐震診断および耐震補強工事の17年度からの状況でございますが、耐震診断戸数は毎年50戸を予定しています。合併以来、16年11月の合併以来、旧小淵沢町を含めて、平成19年、3年計画するわけですが、150戸の診断、申し込みを予算計上して、診断もしております。予算的には、ちなみに3万円ですが、全額、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1ということで、3万円の経費が無料になっております。

診断結果でございますが、ほとんどの診断結果は56年5月31日以前の古い住宅でございますので、ほとんどが改修を必要とする結果になっております。そして、改修の関係にも補助金があります。補助金が県と市、合わせて30万円、30万円、最高60万円で、最高限度額となっていますけども、この関係で、現在、築100年ぐらいの古民家の改修について、申し込みがあります。それは今年になって、はじめて2件、150件診断しましたが、みんな改修の必要があるわけですが、なかなか費用面に、経費がかかるということで、まだ現在、2戸しかありません。

ちなみに、今年の予算は5戸分、300万円を計上しています。今後、広報、また北杜市のホームページにも掲載してありますが、より広報をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

浅川富士夫君。

○31番議員（浅川富士夫君）

平成14年に、北杜市全域が東海地震防災対策強化地域に指定されております。一般住宅の耐震補強の実績の面では、非常にたゞいまの報告のとおり遅れているなど、こんなふうにあります。

よって、次の2点について、市長にお伺いします。

広報でも年一度でしょうか、この事業についての紹介をし、市民の公表に努めておられるわけですが、耐震化事業の拡充のため、市民への公表はもちろんです、一般住宅の耐震化費用としては、大体150万円から200万円ぐらいがかかるというようなことをいわれております。現状、上限で60万円の補助があるわけですが、さらに市として、これらの耐震事業として、助成金を増額する考えがあるかどうか、お伺いしたいと思います。

また、中越地震の際に、災害弱者支援マニュアルの有無の状況で、安否の把握と救護の点で、大きな差が出たと聞いております。このような中から、本市でも災害弱者支援マニュアルの策定と活用についての意思があるか、市長に見解を伺いたいと思います。

以上の2点で、私の質問は終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

いずれにしましても、市民の安全を守っていくことは行政の大きな使命、役割であると思ひますので、震災対策に対しては、積極的に対応していかなければならないと思ひています。ただ、今、建設部長からお話しがありましたように、意外に防災対策に対して、市民の関心が薄いという語弊がありますけれども、その耐震事業に対しても、積極的に飛びついてこないという現実もあります。

いずれにしましても、古い建物を含めて、高齢化を含めて、市民のいざというときの安全を守るための対応は、後段の弱者を守る防災対策を含めて検討していきたいと思ひますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

秋山俊和君。

○36番議員（秋山俊和君）

財政面について、関連質問をさせていただきます。

2004年6月に骨太2004が閣議決定され、集中的に三位一体改革がはじまり、2006年12月に地方分権改革推進法が成立して、財政健全化法の公布と地方交付税改革が始まったわけですが、税源移譲されても地方交付税改革で地方交付税および臨時財政対策債の抑制をされ、実質的な収入は減額されるばかりだと思ひます。

現に北杜市の18年度決算書を見ても、所得譲与税の3億5,300万円余り、地方特例交付金の1億6,300万円余りなど、18年度限りで打ち切られています。このような流れの中で、本市としても限られた税収や交付金に依存するばかりでなく、市としての今後の財政収入の確保の方策を考えているのか、伺ひます。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（福井俊克君）

難しい質問ですが、いずれにしても自主財源の確保には、先ほど来、お話しがありましたように、企業誘致等の積極的な進行を図るということでもあります。いずれにしても、前向きに検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小澤寛君）

秋山俊和君。

○36番議員（秋山俊和君）

先ほど、北杜市環境保全基金制度を本年10月より作成準備されるようですが、水は北杜市の財産であります。現在、ミネラルウォーターの全国シェアが28%とも言われている、この水を市が公社なり公営企業、あるいは第三セクターなどを起こして商品化し、全国に販売していく考えはないか。市で、その水事業のイニシアティブをとってやっていくというような考えはないかどうか、お聞かせください。

○議長（小澤寛君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

秋山議員も、基本的には百も承知で聞いているような気がしますけども、私どもからすれば、先ほど来から言っているとおり、自主・自立・自己責任でやっていかなければならないという時代を迎えていることは確かですので、税制的にも、くどいようですが、交付税は削減していくぞと、補助金は見直しをしていくぞと、こういう時代でありますので、ちょっとばかり税源移譲されても、分母が小さい北杜市にしてみれば、分子が大きくなることは、いまさら言うまでもないわけであります。

そういう中で、月並みでありますけども、若者を定住させながら、北杜市の活性化を図っていくには、企業誘致がなんとしてもいいと。こういう思いで、北杜市も3年間全力で企業誘致をしてきまして、6プラス4が見えていると、こういうありがたい話でありまして、これからは企業誘致による税源確保については、全力で当たりたいと思ひます。とりわけ、固有名詞を出すのもおかしいですが、JMエナジーなる会社は本社がということでもありますので、大変ありがたいかと思ひているところであります。

併せて、国も三位一体の改革の中で、みずからも自主財源を考えると、こういうことでもありますので、北杜市としてみれば、自然を大いに活用した中で、企業に応分の負担を求めたいということで、ミネラルウォーター協力金も位置づけておるわけでありまして、これらはこれから、協力でありますので、また企業からも、それではという、いささか温かいサインもいただいておりますが、できるだけ多くの法人に理解をいただいて、北杜市の森林をはじめとした環境保全、行政では限界がある。法人の皆さんにも応分の負担をという思いで、協力金を位置づけておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

併せて、せっかくの機会ですから、議員の皆さんもそういった企業誘致の話やら、新たな財源確保のいいサインがありましたら、ちょっとウインクしていただければ、全力で行政としても応えていきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

（「了解しました。」の声）

渡邊英子君。

○21番議員（渡邊英子君）

北杜市の観光振興と農業振興について、関連質問をさせていただきます。

直売所や加工所の充実によって、農村における女性は非常に元気が今、あります。そして大きな役割を果たしています。そういう中で、リトリートの杜宣言、女性のおもてなしの心、アイデアというものは、大変生かされなければならない場面ではないかと思うんですが、まだ北杜市においても農業振興、観光振興について、女性の活用が非常に少ないのではないかと。もっと女性の出番を多くして、生かすべきではないかと思えます。ですので、どのようにこの女性の力を活用していくのか、お考えをお聞きすると一緒にリトリートの杜推進委員に何名いて、女性がその中で何名入っているのか。2つ、質問させていただきます。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（植松忠君）

まず、ご質問のリトリートの杜の推進協議会に女性が何人入っているかということでございますけども、現在、1人入ってございます。全部で7分の1ということでございまして、別に、女性がたまたま1人ということでございまして、私どもとすれば、2人でも3人でも4人でもいいわけでございますけども、まだ立ち上げたばかりでございますので、これからまた、あくまでも推進のための、まだエンジンをふかそうとしているときでございますので、これからまた、どんどん進んでいければ、いろんな形の中で個別といいますか、いろんなメニューをつくっていかねばなりませんので、そのときには当然、女性の力もお借りしたりして、先ほども言いましたように、直売所も一生懸命やっておりますし、地産地消の施設の連絡会議にも入ってございますので、そういった女性の方をいろいろご協力願って、知恵を拝借していきたいと、こんなふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

渡邊英子君。

○21番議員（渡邊英子君）

観光振興に、女性の活用をどのようにお考えなのかをお尋ねしております。

○議長（小澤寛君）

産業観光部長、完璧な答弁をお願いします。

○産業観光部長（植松忠君）

やはり、リトリートの杜宣言を6月2日にしてございます。その中で、あくまでも北杜市の1つのスタンスは、観光と農業を結びつけるということ。今からの観光も農業も、いわゆるもてなしの心がなければ駄目だということは、われわれも承知いたしております。したがって、もてなしの心といいますと、やはり、それは女性のほうがいいわけございまして、そう

いった意味でも、これから農業も女性がしっかりやっている。それから、観光の関係ももてなしという形でやっている。いわゆる、もてなしをいかに活用して、1つのステイタスにするか。それから1つの付加価値にするか。それで、北杜市の観光と農業もおそらくいい形になるのではないかなと思っております。したがって、先ほどとちょっと重複しますが、リトリートの杜宣言、リトリートの杜推進協議会、それから今からの直売所間等の問題の、女性の方々のお力添えを十二分をお願いしながら、これから活動していきたいと、ご協力を願いたいと、こんなふうに思っております。

以上です。

○議長（小澤寛君）

渡邊英子君。

○21番議員（渡邊英子君）

大規模農業を進めている中では、どうしても表に出てくるのが男性。実際に力を出しているのは、女性という現場があるわけですね。観光振興にしても農業振興にしても、これから女性がカギを握るのではないかと考えています。非常に農村の女性、元気です。それをぜひ、活用するよう考えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小澤寛君）

小林保壽君。

○27番議員（小林保壽君）

北杜クラブ、清水壽昌議員の代表質問のうち、CO<sub>2</sub>削減についての関連で質問をいたします。

毎日のように、テレビや新聞で流れてくる地球温暖化対策という言葉は、いまや人類の共通懸案事項となっております。地球温暖化は、大気の流れまでに影響を及ぼし、近年の異常気象や台風の発生頻度なども、そのためではないかと、現在、研究が進んでおるところでございます。

先ほど、清水議員の代表質問にありましたように、9月8日には特別声明といたしましてシドニー宣言が採択され、いよいよ数字の掛け声だけではなく、義務化されたCO<sub>2</sub>削減対策が施行されるようであります。

先ほど、政経会の浅川哲男議員の質問も然り、新エネルギー推進委員会も喫緊の理論かと、私も思います。CO<sub>2</sub>削減について、絶え間なく研究推進をしていくことこそ、環境北杜のコンセプトだと認識をいたしております。

水力、太陽光はすでに現実のものとしてなりましたが、これから北杜市として、推進してほしいものが1つございます。これはBDF、バイオディーゼル燃料があります。これはわが北杜クラブの保坂多枝子議員の専門分野ではございますが、今日は関連の都合で、私が質問をさせていただきます。

各支所で回収された廃食油は、今は甲府のプラントで精製をされているようでございます。地道な取り組みではありますが、女性、主婦層にとっては理解しやすい温暖化の対策でございます。化石燃料の代替燃料になることから、CO<sub>2</sub>削減ポイントも非常に高いものがあります。そこで北杜市への、この精製プラントの建設について、どのように考えているか。現在の状態で結構でございますので、答弁をお願いいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。  
生活環境部長。

○生活環境部長（柴井英記君）

小林議員さんの、BDF燃料の精製プラントの建設ということでございます。

現在、家庭あるいは学校で排出されます廃食油の回収を、昨年から開始したわけでございます。現在、北杜市バイオディーゼル燃料を考える会など、多くの団体や市民のご協力をいただく中で、回収作業を進めているわけでございますが、議員ご指摘のように、現在、甲府の民間企業のところで、精製されているわけでございます。今後、回収量の問題、それから設置にかかるコストの問題等もあります。それから、先ほどから申しておりますように、民間の力を大いにお借りしなければ、この事業も達成できませんので、先ほどの答弁と同じようになりますが、今後、設置します、仮称ではありますが、北杜市クリーンエネルギー推進協議会の中でも、それらも含め、検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。  
小林保壽君。

○27番議員（小林保壽君）

CO<sub>2</sub>の話とはちょっと離れますが、「おなじみ」という言葉がございます。これは、北杜市は何々でおなじみだというような、こういう使い方をいたします。これは花柳界の言葉だそうでございます。1回目を、これを見さんというそうですね。それから2回目で、裏をかえすと。それから3回目でなじみさんと、こう呼ぶそうでございます。北杜市は水力発電、それから太陽光と、2つの大事業をこれまでこなしてきたわけでございます。この次の事業あたりから、北杜市は環境都市でおなじみの北杜市と、このように呼ばれるようになるではないかと思うわけでございます。いずれにいたしましても、環境問題はすべての政策の根底にあるものだと思います。たゆまない研究促進を望むところでございます。

答弁は望みません。ありがとうございました。

○議長（小澤寛君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

時間もないから答弁もいいと言ったからいいんですけども、私もたびたび皆さんと一緒に議論しているとおり、CO<sub>2</sub>の削減は本当に人類の課題だと思いますし、この間、ある本を読んでいたならば、環境で地球が赤信号だという、ストレートの本を読ませてもらったんですけども、いずれにしましても、たびたび言うとおり、いろいろな意味で事業も起こしたいけども、先の見えないのは、なかなかできないということも現実でありますから、即、廃食油のプラントをいわれても、見えるわけでもないですけども、そういった投資効果の問題も率直に言えばあろうかと思えます。

ただ、先ほど小林議員が言っているとおり、自治体として排出量取引制度というお話がありました。これもなんだか経済用語的で、ストレートに環境に対する思いが厚いのか、薄いのか私には分かりません。北杜市としては、地味でも地道でも一歩から、そしてまた地方自治

として小さいけども、地方自治としての役割、そしてまた、お互いに市民が1人の人類として、地味でも環境保全の重要性を認識していくことが、ある面では非常に大切だと思いますので、水力発電の六ヶ村だとか、国に向かっての太陽光だとかは、大変、ミニではありませんけども、大きな事業として勝ち取ったわけでありますけども、その他の問題についても、先を含めてみながら、いろいろ検討してみたいと思います。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで、北杜クラブの会派代表質問を終結いたしました。

お諮りいたします。

予定では一般質問に一部入る予定でしたが、時間延長いたしましても、思いのほか時間がかかりました。ということは、明日の一般質問の残時間が少なくなっておりますから、明日、予定どおりこなせるという見通しでございますので、本日の会議は、これで延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

本日は、これで延会することに決定いたします。

本日は、これで延会いたします。

次の会議は10月2日、午前10時に開会いたしますので、全員定刻にご参集ください。  
大変、ご苦労さまでした。

延会 午後 5時15分

平成 1 9 年

第 3 回北杜市議会定例会会議録

1 0 月 2 日

## 1. 議事日程

平成19年第3回北杜市議会定例会(3日目)

平成19年10月2日  
午前10時00分開議  
於 議 場

### 日程第1 一般質問

- |     |        |
|-----|--------|
| 14番 | 保坂多枝子君 |
| 19番 | 千野秀一君  |
| 21番 | 渡邊英子君  |
| 8番  | 風間利子君  |
| 18番 | 坂本保君   |
| 7番  | 鈴木今朝和君 |
| 2番  | 岡野淳君   |
| 12番 | 小林忠雄君  |
| 4番  | 篠原眞清君  |
| 24番 | 内田俊彦君  |
| 20番 | 小尾直知君  |
| 10番 | 植松一雄君  |
| 34番 | 中村隆一君  |

2.出席議員（41人）

1番	野中真理子	2番	岡野 淳
3番	小澤宜夫	4番	篠原眞清
5番	五味良一	6番	小野喜一郎
7番	鈴木今朝和	8番	風間利子
9番	坂本重夫	10番	植松一雄
11番	坂本 静	12番	小林忠雄
13番	中嶋 新	14番	保坂多枝子
15番	利根川昇	16番	中村勝一
17番	宮坂 清	18番	坂本 保
19番	千野秀一	20番	小尾直知
21番	渡邊英子	22番	小林元久
23番	林 泰彦	24番	内田俊彦
25番	篠原珍彦	26番	内藤 昭
27番	小林保壽	28番	坂本治年
29番	古屋富藏	30番	茅野光一郎
31番	浅川富士夫	32番	田中勝海
33番	秋山九一	34番	中村隆一
35番	清水壽昌	36番	秋山俊和
37番	細田哲郎	38番	渡邊陽一
39番	小澤 寛	40番	鈴木孝男
41番	浅川哲男		

3.欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(25人)

市長	白倉政司	副市長	曾雌源興
総務部長	坂本伴和	企画部長	福井俊克
保健福祉部長	藤原良一	生活環境部長	柴井英記
産業観光部長	植松忠	建設部長	相吉正一
教育長	小清水淳三	教育次長	小沢孝文
監査委員事務局長	藤原宝	農業委員会事務局長	新海敏生
明野総合支所長	八代忠夫	須玉総合支所長	内藤歳雄
高根総合支所長	白倉民雄	長坂総合支所長	植松本
大泉総合支所長	小池光和	小淵沢総合支所長	進藤幸夫
白州総合支所長	原哲也	武川総合支所長	三枝基治
総務部参事	中澤卓夫	総務課長	赤岡繁生
財政課長	平井敏男	政策秘書課長	細川清美
会計管理者	堀内誠		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3人)

議会事務局長	小松正壽
議会書記	岩波信司
”	浅川輝夫

再開 午前10時00分

○議長（小澤寛君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は41人です。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご承知願います。

それから諸報告でございますが、会派の異動がございまして、それに伴う議会運営委員の変更がございましたので、報告を申し上げます。

旧市民クラブから出ておりました小林忠雄議員が辞任をいたしまして、新たに市民フォーラムから小林元久議員が議会運営委員に選任をされましたので、報告をいたします。

なお、皆さんにお願いがあるわけでございますが、質問と答弁の関係で、傍聴席にいる方によく聞こえないということで、もう少し大きな声ではっきりと発言をしていただきたいという要望がございましたので、そのようにひとつ、ご協力をお願いしたいと思います。

それでは、議事に入ります。

本日の一般質問は、13人の議員が市政について質問いたします。

ここで、質問順位および一般質問の割り当て時間をお知らせいたします。

最初に北杜クラブ、86分。次に北清クラブ、27分。次に政経会、24分。次に市民フォーラム、30分。公明クラブ、30分。無会派の植松一雄議員、30分。同じく中村隆一議員、30分となります。

なお、残り時間を議員席左側の掲示板に表示いたしますが、議長からその都度、残り時間を報告いたします。

○議長（小澤寛君）

日程第1 一般質問を行います。

それでは、順次質問を許します。

はじめに14番議員、保坂多枝子君。

保坂多枝子君。

○14番議員（保坂多枝子君）

9月定例議会にあたり、男女共同参画の推進について、以下3点、6項目を一般質問させていただきます。

1点目、働く女性の就労支援について。

秋の行楽シーズンを迎え、快適な自然や空間を求めて、北杜市へ多くの観光客が訪れています。各地で行われたイベントや行事には多くの人に参加され、また現在、NHKで放映されている風林火山館には40万人が入館し、予想をはるかに上回っております。6月には長期滞在を目指した癒しの里、リトリートの杜宣言もされ、収入源としても観光は本市にとって重要な産業となっております。また、緩やかに回復しつつあるとはいわれておりますが、長引く景気の低迷にパートや派遣社員なども増え、土曜、日曜、祝日、ゴールデンウィーク等が忙しく、平日が休みになる職種も増えております。勤務体系の変化は、社会的な現象ともいえるところであります。

そのような観光業、サービス業などの事業に従事している人たちにとって、休日の受け入れは大変、重要なことであります。現在、北杜市においては、休日に受け入れてくれる施設もありますが、現状はどうなっているのか。また、平日を休暇日と考え、日・休日を通常のように開所していくお考えがあるのか、伺います。

次に託児施設を設ける事業所に対して、なんらかの支援を考えられるのか、お伺いいたします。

休憩時間や昼食時に子どもの顔が見え、一緒に過ごすことができ、また残業や緊急のときにも対応ができる、職場内あるいは近くに託児施設があることは、働く女性にとって、親子の一体感を感じ、安心して仕事ができるという点で、非常に大きな意味があります。財政の厳しいことは承知しておりますが、こうしたことから、託児施設を設ける事業所に対して、課税の軽減等、なんらかの措置が講じられるか、伺います。

また出産、育児では仕事を長期に休業したあとは、職場への復帰が難しくなってしまうのが現状であります。技術の進歩の速度が早く、知識の習得、情報の収集がままならぬことが原因していると考えられます。ある程度の知識や技術の集積があり、勤労意欲のある人材が思うように活用できないということであり、非常にもったいない話であります。就労希望者に対しての講習会や情報を提供することや、また企業に対しても同様に、就労支援としての機会の構築に対し、支援を考えられるのか、伺います。

2点目、子育てをサポートする機関の充実について。

出生率の低下により、1組の夫婦に子どもが1人という、家庭生活の中で兄弟がいないため、人と触れ合うのが苦手な子が多く、集団生活に慣れることが難しい子どもが増えております。親元を離れ、社会参加することがスムーズにできないために未就園児が自由に遊びに行けるような、ならし保育は受け入れる側にとっても、子どもたちにとってもよい制度であると考えられます。北杜市でも実施しているようですが、現在の状況はどのようになっているのか、伺います。

次に家族の病気、事故など緊急に対応しなければならないことが起きると、幼い子どもを持つ親は、子どもをどこかに預けなければなりません。親が同居していたり、近所に預けられる人がいる場合にはまだよいのですが、いない場合には大変に不安であります。こうした場合に、子どもを安心して預けられる場所が必要と考えますが、どのように取り組んでおられるのか、伺います。

3点目、専門窓口を兼ねた男女共同参画課の設置について、伺います。

女性に関する問題は非常にデリケートなものが多く、難しい問題を抱えております。DVやストーカーなどの場合は、居場所や連絡先が知れてしまうことが問題を大きくしてしまうことになり兼ねず、仕事に就くことや保育園、学校に通うこともはばかれる状況も多々出てきております。秘密の保持や安全確保が必要になります。性に関する問題、妊娠や子育ての適切なアドバイスや措置が必要であり、どこで誰に相談すればよいのか、また訪ねたところでは分からなくて、紹介された部署に行くと、そこでも回答が出ず、途方に暮れたということもあるやに聞いております。

出産や育児は女性にとって、肉体的にも精神的にも大きな負担がかかり、ホルモンのバランスを崩してしまったり、不安を乗り越えられない場合もあり、迅速で的確な対応が求められております。就労支援や学習に関する伝達、講座の開講なども含め、そこに行けば、誰に相談すれば

よいのか、どこで聞けばよいのか、すぐに分かるような専門性を兼ね備えた窓口が必要であると考えます。

武川町の総合プラザ建設計画に盛り込まれ、男女共同参画センターの機能の1つとして考えられていた、女性に関する多岐にわたる問題の解決や適切な指導の必要性から、現在、企画部、地域創造課に職員が配属されてはおりますが、男女共同参画課の設置を検討していただけるのか伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

保坂多枝子議員のご質問にお答えいたします。

男女共同参画の推進について、いくつかご質問をいただいております。

最初に託児施設に設ける事業所に対するの支援についてであります。出産を終え、職場復帰するには、安心して子どもを預けられる事業所内託児施設の充実が求められております。しかしながら、各事業所においては、なかなか託児施設を設けるまでに至っていないのが現状であります。

託児施設を設ける事業所への支援策としましては、財団法人 21世紀職業財団の中小企業事業所主に対する助成金制度があり、事業所内託児施設設置運営コースにより助成割合が平成19年度から平成22年度までの間、2分の1から3分の2に引き上げられました。このため市では、この制度を活用して、事業所の託児施設の整備が進められるよう、商工会とも連携をとり、PR等を図ってまいります。

次に職場復帰への支援についてであります。山梨県立男女共同参画推進センターの再就職支援講座等が積極的に活用されるよう、紹介してまいります。また市といたしましても、今後、職場復帰支援講座などの企画を検討してまいりたいと考えております。

企業への支援策としましては、同じく21世紀職業財団の両立支援レベルアップ助成金制度の中にいくつかのコースが設けられていることから、この制度を活用されることが企業にとりまして、得策であると考えております。

次に男女共同参画課の設置についてであります。現在、総務部、地域創造課に男女共同参画社会推進担当を設置しており、男女共同参画、結婚相談および女性団体に関することなどを担当しております。地域創造課には、課長以下6名の職員を配置しており、ほほえみフォーラムや北杜市男女共同参画推進職員研修会の際など、課内の職員が互いに協力して事業を実施しております。

武川地域交流プラザ建設計画の中で、男女共同参画センターを併設することを考えておりますが、市の財政状況から武川地域交流プラザの建設を平成22年度以降に先送りとしたので、男女共同参画の推進や女性に関する施策を行う組織につきましても、男女共同参画センターの計画と併せ、検討してまいりたいと考えております。

なお、県内12市の設置状況を調査したところ、甲府市では市民生活部に男女共同参画課を設置しており、職員3名と相談員1名が配置され、富士吉田市では市民生活部、市民活動推進課に男女共同参画推進室を設置しており、職員2名が配置されておりますが、その他の市にお

いては、北杜市と同様に担当制により、男女共同参画の推進にあっております。

その他の件につきましては、担当部長から答弁いたします。

○議長（小澤寛君）

藤原保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤原良一君）

14番、保坂多枝子議員のご質問にお答えいたします。

男女共同参画の推進について、いくつかのご質問をいただいております。

最初に、働く女性の就労支援についてであります。

核家族化が進む中で、仕事と育児の両立は大きな課題となっており、このため市の保育園では休日保育や一時保育を実施しております。休日保育は日曜日、祝祭日に保護者が仕事や病気のため、家庭で児童の保育ができなくなった場合、代わって保育をするもので、3歳から小学校就学前までの児童を対象に、しらかば保育園で実施をしております。また、一時保育は平日、家庭での保育が困難なときに一時的に対応するため、全保育園で実施をしております。

県下で休日保育を実施しているのは、甲府市内の私立保育園2カ所と本市のしらかば保育園の3カ所です。しらかば保育園の利用状況を見ますと、昨年度は4名で、延べ30日。本年度は利用が、まだございません。

休日保育の開所日の日曜日、祝祭日の通常保育として実施していく考えは、現時点ではありませんが、休日保育は利用者が少ないことから、保護者にアンケート調査を行い、ニーズの多い地域への変更について、検討をしてみたいと考えております。

次に未就園児のならば保育についてであります。子どもたちが徐々に集団生活に慣れていただく場所として、親子が自由に参加でき、集団で遊べる子育て支援センターが3カ所と、つどいの広場が4カ所あります。現在、子育て支援センターには100名、つどいの広場には168名が登録されておりますが、この登録は万一の事故に備え、障害保険に加入するためのものです。

子育て支援センターは保育園に設置されておりますので、参加した親子は保育園の様子、雰囲気も分かり、また保育園の行事にも参加できますので、子どもが保育園に入園しても親子が安心できるという利点がございます。つどいの広場においては、子どもが集団に慣れるよう、保育園と連携を図り、保育園の見学、保育園の行事への参加をしております。また、子ども自身が集団生活を送るための、基本的なマナーを身に付けておくことが必要であります。そのため、家庭において年齢に合ったしつけができるよう、子育て支援センター、つどいの広場では月1回、基本的生活習慣の確立を目指し、保健家庭教育講座を実施しております。

次に緊急時の託児施設の充実についてであります。日中の保育対応としては、保育園の一時保育、休日保育で対応しております。昨年度の一時保育の利用者は25名、延べ66件で、休日保育利用者は4名、延べ30件でありました。また、保育園の一時保育で対応できない場合は、民間のファミリーサポートセンター3カ所を紹介しております。

しかしながら転入し、支援のない親や外国人などで、身寄りのない親の傷病、出産等で長期の入院が必要な場合は児童相談所と連携して一時保護で対応し、その後、家庭児童相談員が訪問し、相談支援を実施しております。

今後、緊急時の託児につきましては、家庭児童相談室を窓口として、保育園や民間のファミリーサポートセンター等を容易に利用できるよう、検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小澤寛君）

当局の答弁が終わりました。

保坂多枝子君の再質問を許します。

○14番議員（保坂多枝子君）

項目別に、再質問をお願いしたいと思います。

まず働く女性の就労支援の点で、平日とか休日保育の件について、質問させていただきます。

先ほど答弁の中で、制度上、財政上、難しいというところでございますが、利用状況が少ないという回答もございました。今からアンケートを実施されるということでございますが、このことにつきまして、知らない方が多いというふうに考えております。というのは、こういった問い合わせがございまして、しらかば保育園というふうなお話しもするんですが、あまりにもこういうことが多いということで、PRが不足しているのではないかとというふうに考えます。その点について、お聞きしたいと思います。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤原良一君）

休日保育、あるいは一時保育についてでございますけれども、休日保育につきましては、3歳以上、就学前というふうな子どもを対象にしているということから、すでに保育園に通っている方のご利用が多いのかなと、休日の中ではそのように理解をしております。また、一時保育につきましては、6カ月からというふうなことになりますので、そのへんで未就園の児童もあるかと思えます。そんなことで、まだ保育園、あるいはそういった状況がよく理解をされていない方もおられると思いますので、今後、入園の手続き、あるいは広報等で、こういった子育てのサポートがあるということを市民に知らせてまいりたいと、このように考えます。よろしくお願いいたします。

○議長（小澤寛君）

保坂多枝子君。

○14番議員（保坂多枝子君）

2点目です。託児施設を事業所に設けるという点でございますが、先ほどから21世紀財団の助成金制度を使ってというふうなお話しをされております。助成金制度を使っていただくということで、うまく利用ができればいいんですが、いろいろとこういったことで、就労支援という部分、たくさん、今からお願いをしなければならないというふうに考えております。

それで、1つ、提案でございますが、助成金を使うということもございまして、何かそういったことに援助をしてくれるような企業に対して、ポイント制、いくつかの項目に分かれて、ポイント制を設けて、それに対して、助成を設けていくというふうな仕組みをつくっていくということも、1つ、考えの中に入れていただけたらと思えますが、この点について、お伺いいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

いずれにしても、女性が社会参加をしている時代ですので、いろいろな意味で、女性が社会、産後の復帰を含めて検討しなければならない。そうすると、当然、育児という問題が付きまとう話でもありまして、国も21世紀、さっき言いましたとおり、職業財団で、いろいろな形で補助を考えているわけでありまして、それらと並行しながら、北杜市も考えていきたいと思っております。

ただ、私ども行政としても、そのようなことは、北杜市の組織の中でも考えなければならないことが今日的に課題になっておりまして、塩川病院ではいわゆる看護師の託児所館をスタート切っているところであります。このようなことを、民間にもできるだけ奨励していきたいと思っておりますので、ご理解ください。

○議長（小澤寛君）

保坂多枝子君。

○14番議員（保坂多枝子君）

今の点ですが、かつて労働力を外国人に求めて、現在もそうなんですが、そういうことをしていきますと、所得が国内に留まらないということもございまして、女性が働くということには、家計を助ける以外に非常に大きな意味ということも感じております。また、デスクワークや経営作業が増えまして、女性の特性を生かした仕事がたくさんある中で、女性の能力を生かすということが、非常に、今から必要になってくると思います。ですから、今のよう、企業に対する支援と、それから女性に対する支援という部分で、市としても、今後の検討を期待しております。

子育てのサポートの機関の充実というところで、先ほどございました、ならし保育の部分ですが、目に見えた効果がございましたら、お聞きしたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤原良一君）

ならし保育の成果というふうなことでございますが、非常に幼児をお預かりして、その中でということですから、非常に成果を見るということは難しいかもしれませんが、こういったことをしながら、保育園に入所すると、保育園の中では、また1週間程度、ならしということで、園児とお母さんと一緒に入らせていただきまして、その中で、さらに保育園に慣れていただくというふうな対応をしているというふうなことで、目に見えて、こういう成果がということとはございませんけれども、私どもの感触としては、そういったサポートがあることによって、子どもたちは順調に保育園のほうに入ってくられると、このように理解しております。ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君。

○14番議員（保坂多枝子君）

緊急時の引き受けということですが、これは緊急時ですから、フリーだと思うんですが、先ほど事業の中で、登録制かフリーかというところを、ちょっとお聞きしたいんですが、

いろいろ事業がございましたね。つどいの広場だとか、それからファミリーサポートセンターだとかというところのお話しをいただきました。いろいろご紹介をいただいた中で、フリーにいけるのか、登録をして、ある人が対象になっているのかという部分をお聞きしたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（小澤寛君）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤原良一君）

これにつきましては、ご答弁の中でも申し上げたわけなんです、子どもたちが安全に園に入っていていただくというふうなことで、保険に入っていております。そういったことで登録をしていただいております。

皆さんが安全に、保育園の中で遊んでいただく、お遊戯をしていただく、競技をしていただく、そういったためには、やはり、そういった保険に加入をしておくということで、安全・安心のために必要なと、このように考えているところでございます。

それから、その区分でございますけれども、区分につきましては、大きなそういった分けはございません。つどいの広場にしろ、支援センターにしろ、同じような考え方の中で、対応をしているところでございます。よろしく願いをいたします。

○議長（小澤寛君）

保坂多枝子君。

○14番議員（保坂多枝子君）

安全のために登録制にしているというところでございますが、緊急だとかという場合には、本当に登録していないと利用ができないというのは、非常に困る、困惑しているわけですから、ぜひ預かっていただきたいというふうなことが出てきます。今から、広くそういう人たちを受け入れる姿勢があるのか、お考えがあるのか。また、そのときの対応について、お聞きしたいと思います。よろしいでしょうか。お願いいたします。

○議長（小澤寛君）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤原良一君）

緊急時というふうなご質問でございましたので、大変失礼いたしました。

緊急時には、そういった登録ということはございません。まさに緊急でございますから、そういった対応は、心をもって対応をしておりますので、ぜひご相談をいただきたいと思います。

また、園のほうでも結構ですし、またわれわれ行政の中の家庭児童相談員でも結構です。そういったご相談をしていただければ対応ができると、このように考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（小澤寛君）

保坂多枝子君。

○14番議員（保坂多枝子君）

男女共同参画課の設置について、お伺いいたします。

先ほどから、私、女性女性とばかり、女性の話をしておりますが、この男女共同参画というのは、男性にとっても大変に必要なことで、例えば先ほど出ました、ひとり親家庭というお話がありましたが、父親と子の場合というのは非常に家事負担とかも増えまして、女性以上に

大変だというふうなことも聞いております。また出産のあとのストレスで、産後の肥立ちが悪い、育児ノイローゼ、子育てを放棄してしまうというふうな、非常にデリケートな問題もございます。ちょっとあれなんです、DVも女性のほうだけではなくて、男性もDVの被害にあうというふうな話もありまして、このことは非常に表に出したくない、あんまり知られたくないというふうなこともございます。私が望んでいるのは、総合案内所というか、そこに行けば、どういうふうな相談にのってもらえるのか、非常に困っているんだけど、人には知られたくないんだけど、ここに相談に行けば、こういうところで話ができるんだよ、こういうところに行けば、相談にのってもらえるんだよというふうな、総合窓口、専門性を持った、そういった機能を兼ね備えた男女共同参画課、もちろん講習部分だとか、女性のいろんな就労支援だとかという部分も含めた、そういった窓口を設置していただきたいということでございまして、その点について、もう1点、お聞きしたいと思います。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

坂本総務部長。

○総務部長（坂本伴和君）

男女共同参画課の設置につきまして、ご答弁をいたします。

保坂議員、いろいろな、女性ばかりでなく男性も含めた、いろいろな総合案内窓口、総合窓口を兼ね備えたということでございます。これにつきましては、先ほど、男女共同参画センターのお話しもさせていただいたわけですが、現在、地域創造課の中に担当2名、課長含め3名が相談等を受けております。これから市の中で機構改革等々も、現在、検討しておりますので、その中で事務量等も勘案する中で、どのように対処できるか。課の設置ということになりますと、例えば課長1名、職員1名とかというような少ない人数ですと、課としても成り立っていかない部分がございますので、事務量等も勘案する中で、また庁内の機構改革、その中で検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君。

○14番議員（保坂多枝子君）

非常に庁内の仕組みのことで大変だとは思いますが、早い設置というのが非常によい対応が生まれるというふうに考えております。ぜひ、前向きな検討をお願いしたいと思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（小澤寛君）

次に関連質問を許します。

古屋富藏君。

○29番議員（古屋富藏君）

関連質問を、男女共同参画課あるいは室の設置について、最初に総務部長にお伺いをいたします。

少子高齢化、家族形態の多様化、経済産業構造の変化など、社会経済情勢が急激に変化する中で、住んでよかった、住んでみたい、活力のあるふるさとづくりを推進するには、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性や能力を十分に

発揮できる男女共同参画社会を実現することが重要であります。そこで、男女共同参画推進条例が施行されて、1年6カ月経過しているのですが、この間に男女共同参画推進窓口で、相談された件数は何件あったか、伺います。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（坂本伴和君）

窓口の相談件数ということでございますが、相談はございませんでした。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

古屋富藏君。

○29番議員（古屋富藏君）

今、相談はないということでございますけども、今までの話を聞いてみますと、6人の専門家がいますから、そこで相談も受けられるということでございますが、ゼロということになりますと、ちょっと問題が出てくるのではないかなと思うわけでありまして。

そこで、市長に質問するところでありますが、現在の男女共同参画推進担当の業務内容は、男女共同参画社会の啓蒙推進であるためか、相談件数がない、あるいは少ないというのが現状であろうというふうに思います。

そこで、男女共同参画推進担当の業務である啓蒙推進から発展をして、自分の悩みや家庭内暴力、あるいは子育ての相談、職場における悩み等の相談ができる専門性を兼ね備えた男女共同参画推進課、あるいは推進室を組織替えし、心豊かでたくましい活力のあるまちをつくってはと思いますけれども、市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

基本的には相談がないということは、結構なこととは言いませんけども、悪いことではないというふうに思います。ただ、男女共同参画に対して相談する機会があるよということを、市民に向かってPRすることは必要だと思いますけども、同じように、その施設があることをあえてPRすると。福祉全体でそうだと思います。あえて、さあ、利用してくださいというふうにPRするというのもいかなものかだと思います。市民が困ったとき、あるいは悩んでいるときに、受け入れがありますよということをPRする必要はあるかだと思います。

究極的な話として、男女共同参画課をつくるかという問題については、先ほどお話ししましたとおり、甲府市にあり、富士吉田に課の中に室があるわけですけども、他の市は基本的には、担当が担当しているということですけども、課をつくるという問題については、この機構改革見直しのこともありますので、市全体の、先ほど総務部長答弁のとおり、機構の改革のときに、トータル的に見直しをして、男女共同問題についても位置づけていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

古屋富藏君。

○29番議員（古屋富藏君）

要望となるかと思うんですけども、武川町に総合プラザを建設いたしますと、ここでは男女共同参画に対する相談事がされるのではないかというふうに思うわけでありまして、22年以降ということでございますから、今年からまだ3年ほどあるわけございまして、その中で、住みよい北杜市をつくるために、ひとつご尽力をしていただきたいと、こんなふうに思います。

以上です。

○議長（小澤寛君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

この際、誤解がないようにご理解をしていただきたいと思いますけども、武川の総合プラザ構想へ、私ども北杜市としてみれば、箱をたくさん造ればよいという時代ではないから、県の峡北地域女性センター構想がありましたから、県の女性センター構想と、私どものプラザ構想を抱き合わせ事業としてやりたいというのが、基本的な考え方でありました。私どもの財政事情やら、その他の総合的な判断で武川の総合プラザは、平成22年度以降に先送りしようという結論は出ましたけども、県の女性センター構想については、違う形で、なんとか峡北地区女性センターを位置づけてほしい、建設してほしいということは、違う角度で県に一生懸命働きかけてみたいと思っております。ご理解ください。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで14番議員、保坂多枝子君の一般質問を終わります。

次に北杜クラブ、19番議員、千野秀一君。

千野秀一君。

○19番議員（千野秀一君）

暮らしやすいまちづくりの推進について、3点お伺いいたします。

昨今、ユニバーサルデザインという言葉を目にいたします。これは建築物や一般向け製品に高齢者や障害者向けの機能を取り込み、はじめから誰もが使えるように配慮されたデザインのことです。バリアフリーの考えである障壁を除去するという考えを一步、進めた考え方です。

本市における高齢者、障害者に対する施策は本年3月に地域福祉計画、保健計画、障害者計画、障害者福祉計画がそれぞれ策定され、それに基づき、本年19年度より、それらが実施計画に沿って進められております。しかし、本市の高齢化率は27.8%であり、県内13市の中でダントツのトップであり、最も低い甲斐市の16%と比べたとき、また高齢者の年齢の分布を見たとき、若年層が少なく、団塊世代が大きなウエイトを占めている本市の4、5年先には、大変深刻な状況が待ち構えているところが実態であります。現状、元気老人が多い本市とはいえ、加齢による運動機能の低下、虚弱化、障害の発症等を食い止めることができません。

ちなみに、平成18年度の本市における障害者手帳所持者数は、約1,900人だそうです。

人口の3.8%であり、その中で足が不自由な肢体不自由の方が約1千人、人口の2%に近い状況であります。当然のことながら、今後、この数が増加することは予想にかたくありません。このような状況を考えるにつけ、できるだけ自立した生活をより長く過ごすため、今ある障害の除去、バリアフリー化の推進は重要と思われれます。

本題に入る前に一例であります。先ほど出ました風林火山館は市長の思惑どおりに、順調に来館者数を伸ばしております。しかしオープン当初、仮設トイレの評判が各方面でよろしくなくて、急きょ、水洗のトイレに変更いたしました。衛生的、あるいは見た目によくないのは納得できましたが、後日、あのトイレの段差は足の弱い方には大変大きな障害であったとの声も聞きました。バリアフリーになったことも、この盛況の一因であるという考えもいたします。

そこで、お伺いいたします。

まず第1、駅のバリアフリー化についてであります。

本市にはJR駅が6駅もあり、そのうち駅員のいない駅が2つありますが、長坂駅以外は駅舎からホームが眺められ、状況に応じての利用者への対応が行われているということです。しかし、長坂駅は上下線とも38段もの階段があり、普通の家3階分の長い階段があり、その上、駅舎からホームの様子を確認もできません。また、当然あるだろうと思いましたがホームの様子を見る防犯カメラといいますが、カメラ等の設置もないという状況です。市営バスの主要接続駅として、利用者の多いことを考えたとき、構造的に大きな障害があります。現に高根、大泉、長坂エリアの利用者の中には、この長い階段のため、バス利用で長坂駅ではなく、タクシーを利用して小淵沢から、あるいは日野春からという人がいます。今、駅前広場の改修が行われております。この改修、利用者への思いやり工事なのかどうか、考えさせられます。

市長は先日、小淵沢駅舎の新築についての件で、JRと交渉をされたというふうな報告をいたしました。この駅舎の新築は、当然、ユニバーサルデザインの配慮がなされることと思いますが、長坂駅についてのお考えをお伺いいたします。

ちなみにJRとしては、エレベーター設置は利用者数が1日5千人程度を目安にしたいというところではありますが、長坂駅は18年、2,200人、1日平均ですね。小淵沢駅は2,750人、菰崎駅は4,988人で、エレベーターが設置されました。エレベーターが無理だとしても、スロープをつくるなり、何なりの検討がされるべきではないかというふうに思います。

次に市営バスの運行について、お伺いいたします。

先に市が行った住民アンケートによりまして、今後、充実してほしい福祉施設の第1位が公共交通の充実でありました。それを受け、昨日、10月1日から全市内を対象とした路線網の再編による試行運転がスタートしたところであります。また、来年度には、その効果の検証も予定されておりますが、以下についてお伺いをいたします。

バリアフリーの観点からであります、これも。ノンステップバスは障害を持っている方には、大変ありがたいバスでありますけれども、その導入はどうなっておりますか。

2番目です。統合前の各路線、各町村で運行していたときには、地元の運転手さんが乗降客の様子を見て、お手伝いをするというふうなことをしていた経過があります。これもありがたいことだと思います。そのようなことは、今回の市営バスでは行われるのでしょうか。

3番目、停留所待合室の整備は、これからどのような形で進めていくのか。

4番目、停留所以外での乗降についてのお考え、対応はどのようになっているのか。これも体の不自由な方、お年寄りの方には停留所まで歩くのも大変、家の前をバスが通っているけど

も、家の前を通過して、バス停まで連れていってしまわれる、家の前まで降ろしていただきたいなというふうな話も聞きます。そのへんのところはどうか、お考えをお聞かせください。思いやりの心で走る北杜バス、なんていうふうな言い方で、北杜バスがより使われることを願っております。

そして3番目です。電動車イスといいますが、別名シニアカーというふうな言われ方をしていますけども、この電動車イスの利用についての状況について、お伺いいたします。

昨今、このシニアカーの利用者を多く見かけるようになりました。大変便利で、ますます増えることだと思います。しかし、身近な利用者の運転の様子を見るにつけ、高齢、あるいは障害等で視覚、聴覚、運動機能の低下に加えて、今まで、こういう乗り物を利用したことがない方も利用することによる運転ルールとか運転マナーの欠如、それに車を利用しているとき、座って利用しているものですから、頭の位置が大変低い場所にありまして、小学生の子どもさんよりももっと低いようなところに目線がありますから、物陰にいるときなどは目につきにくく、車との事故の危険性というふうなものが大変、強く感じられます。利用者の気配りが第一ではありますが、周囲の配慮はそれ以上に必要と思われれます。

そこで、お伺いいたします。

この利用者数が次第に増えている状況は分かると思うんですけども、この数はどんなふうな推移で増えているのか。ますます増えることだと思いますけども、そのへんの実態がお分かりでしょうか。

次に車イスを早く、車なり一般の人が見つけやすいように、車イスにボールのようなものを立てて、発見しやすいような形をとったらどうか、そのことを検討し、推進していただくことができないか。

3番目です。利用者のための安全運転等の啓発を、その利用者にしっかり届くように行っているかどうか。行う気があるかどうか。

そして最後ですけども、当然、利用するための道路等の安全性、整備についてであります。

通常、車とか歩行者というふうな考え方で、道路整備は進めてきていたわけですけども、このような交通手段が、これから増えることを考えると、それを考えた上での道路整備が必要かと思えます。簡単なことかもしれませんが、田んぼの水を見に行くとか、ちょっと夕方近くに行くとか、あるいはゲートボールに行くとかというふうな形で利用されるときには、農道のようなところを利用する方が多いと思えます。そういうところの草刈り等を、そういう方の安全のためという観点からも、今まで以上に気を配って、地域で草刈り等を行う、そんなふうなことも、これから皆さんに知らしめる必要があるのではないかというふうに考えております。

以上、大きく3点、超高齢化社会を目前にした北杜市が、バリアフリーに取り組む姿勢について、総合的にご答弁をお願いいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

千野秀一議員のご質問にお答えいたします。

ユニバーサルデザインにおけるバリアフリーについて、いくつかご質問をいただいております。

最初に鉄道駅についてであります。駅バリアフリー事業は、高齢者や障害者等が鉄道を安全かつ円滑に利用できるよう、鉄道利用者が駅におけるバリアフリー化設備を整備する場合に国、県、市町村が補助を行う事業であります。しかし、いずれも対象事業者は鉄道事業者であるため、市ではバリアフリー事業がより推進されるよう、鉄道事業者に働きかけをしてまいりたいと考えております。

無人駅や職員無人時間の対応およびタクシー会社との連携につきましては、市といたしましても、JRやタクシー会社に対し、高齢者や障害者が不安なく移動できるような配慮を、しっかり要望してまいりたいと思います。

余談ですけど、私も数年前、足を折って、大変苦労しました。その目線で障害者対策を考えることができたわけでありまして、言わばいい薬になったなと思っているところであります。高齢者や障害者が安心して社会生活を送ることができるよう、共に支え合う地域づくり、人づくりをさらに進めてまいりたいと考えております。

次に、電動シニアカー利用についてのご質問にお答えします。

電動シニアカーについては運転免許が必要ないことから、多くの高齢者の方々が利用しております。利用されている方の中には、交通ルール無視の方も見受けられ、こうした中、北杜市交通安全協会が高齢者の交通安全教室を実施しております。また市の専門交通指導員も活用する中で、両者連携しながら電動シニアカー利用者の交通ルールの順守等の啓発を図ってまいりたいと考えております。

利用台数につきましては、現在のところ把握しておりません。

なお、目印ポールの装着につきましては、安全性の面から車体の大きさや速度等の基準が道路交通法施行規則に定められており、ポール等を設置するためには、これらの基準の変更が必要なことから、大変難しいことと思います。

ただ、夜なんかは私どももドライバーとして歩いていると感じるのでありますけども、ドキッという場面は多々あります。したがって、夜行性の反射板等々については安協、社協、長寿会等々の皆さんとも連携しながら、決定をしたいと考えてはおります。

以上であります。

次に道路整備についてであります。現在、市道の新規道路に歩道を設置する場合、車イス等に配慮した段差の少ない工法で、施工を行っております。既存市道に同様の施工、もしくは占用レーンおよび歩道等を設けることとなりますが、膨大な経費が必要となりますので、利用者の方々には交通ルールを順守し、安全走行に努めていただきたいと思います。

しかしながら、こうした新しい交通手段が確実に増加傾向にあることを踏まえ、道路管理者として、電動シニアカー等にも対応した道路整備が進められるよう、関係機関へ要望してまいりたいと思います。

その他につきましては、担当部長から答弁いたします。

○議長（小澤寛君）

企画部長。

○企画部長（福井俊克君）

19番、千野秀一議員のご質問にお答えします。

市営バスの運行事業について、いくつかご質問をいただいております。

最初に、ノンステップバスの導入についてであります。

市民バスは昨日から12路線の再編をいたしまして、運行を開始しております。使用するバスにつきましては、旧町村からのバスを利用することとしており、ノンステップバス使用は、現在のところ、長坂駅小泉線の1台であります。道路運送法により、一般旅客運送事業者が新規に運行許可を得る場合に使用するバスについては、新規登録が平成12年度以降の車両については、すべてノンステップバスとすることが、許可の条件とされております。このため、今後、買い替え等の場合につきましては、ノンステップバスの導入を検討することとなります。

次に運転手の介助指導についてであります。

市民バスはほとんどの路線が事業者委託となり、運行計画の提出を求めた上で、委託業者を選定したところでありますが、運行計画には介助サービス事項などの提案もされております。運行開始後につきましては、各路線において介助サービスが提案どおり実施できるよう、事業者を指導してまいります。

次に停留所、待合所の整備についてであります。今回の再編により新規のバスの停留所につきましては新設とし、既存のバス停については、時刻表の補修程度に留めております。市民バス地区説明会においても、バス待合所等の設置要望もいただいております。市民に、より身近な北杜市民バスとするため、できる限り整備をしております。

次に停留所以外での乗降についてであります。基本的には停留所での乗降となりますが、交通等の障害が発生しない場所においては、すべての路線において、乗客の皆さまの意思表示によって、自由乗降ができることとしております。いずれにいたしましても、多くの市民の皆さまが安心して安全にご利用いただけるよう、対応してまいります。よろしくお願ひします。

○議長（小澤寛君）

当局の答弁が終わりました。

千野秀一君の再質問を許します。

○19番議員（千野秀一君）

たぶん、このような質問は初めてかなと思うんですけども、今、当局のお考え、対応は非常に前向きだったというふうに考えていますし、最終的に、先ほど話しましたが、北杜市が真剣に、この高齢化とかバリアフリーについて、対応していこうというふうな考えが伺えました。

その中で、駅の問題について、ちょっとお伺いしますが、いずれにしましても、長坂駅が非常に厳しい状況にあることは、市長も承知をしているというふうな話ですし、実際にお金がかかることも承知していますし、事業主体がJR側であるというふうなことも承知しています。ただ、実際に駅のホームに立って、長坂駅の改札口方向を見たときに、ここにこんな形でスロープがあれば昇れるなというふうな、スペースもあるんですね。それであるならば、そんなに金はかからない。ただ、エレベーターを付けるということになると、上り線、下り線とも別々のホームですから、2本付けなければいけないということになりますよね。ちなみに韮崎駅は上り線、下り線を挟んで、ホームも1本ですから、1個のエレベーターで対応ができているんですけども、長坂は2基必要。そういうことを考えると、そこまでできないにしても、スロープがあったならば、大変助かるなというふうな状況を感じています。

ちなみに、このことを、僕はなぜ、こんなことを考えついたかというのは、僕の近くの方が、お年寄りが2人で住んでいまして、子どもさんがいないんですよ。80歳を過ぎている老夫婦が、実は旦那さんが病気で山梨中央病院に診察に行ったところ、これはうちでは駄目だから、

甲府の病院に行けというふうに言われました。そして病院を紹介されたわけですけども、交通手段、車もないしというふうなことの中で、なるべく甲府駅に近いところがいいということで、共立病院に入院をしました。2人暮らしだったものですから、奥さんがどうしても看病をしたいということで、毎日のように甲府に通うにつけ、足が痛い、神経痛というふうな形の中で、わざわざ小淵沢駅までタクシーで行って、甲府へ通っている。そして夕方、間違っ長坂の駅で降りてしまった、8時過ぎていたら駅員さんもない。そして、その階段で、何度も何度も休みながら、長坂駅を使った。もう、これからは絶対使えない、そういう状況があるわけですよ。これからますます、高齢化が進むという形の中では、そういうようなことが十分考えられるだろうと。そういう意味で、もし、エレベーターは無理として、なんらかの形を、これからぜひ、市のほうとしても、JRと検討を深く進めていってもらいたいという要望をしておきます。

もう1つは、バスのほうですけども、このバスも同じような状況で、ノンステップバスが導入されれば、バス利用もできるけども、どうも、私は本当に足が痛いからという形で、タクシーを呼んでいるというふうな話も聞きます。それが長坂駅へ行くなり、小淵沢へ行くなりということ考えた場合に、ぜひ、なるべく早めに、財政難、十分承知ですけども、早い時期にノンステップバスができるような方向で考えていただきたいと思います。

あと車イスのポールの件ですけども、これも道路交通法において難しいという話があるわけですけども、それについてもなんらかのステッカー等の配布について、考えてみたいという話がありましたけども、そのようなポールを設置するというふうなことを、例えば道路交通法で禁止しているのかどうか分かりませんが、当然、危険なものを付けるでは、これは危ないわけですけども、なんらかの方法があれば、早めに遠くから、そういう低い姿勢で走っている車イスを発見することができるだろうということの中で、当然、検討していただきたい。この検討するのは、メーカーもあるでしょうし、安協もあるでしょうし、いろんなところの関係者の中で、お金がかかる話ではありませんから、市が音頭とりをして、北杜市ではこういうふうなものを設置したというふうな形を、取り組みを他に先駆けてやれるような、気構えで検討していただきたいと、こういうことです。

あと、道路の整備については、先ほど市長からお話がありました。検討するということがすべて含めて、ありがたいと思っております。これから、いずれにしましても、把握は現状、していないということですけども、明らかに増えることは間違いないでしょうし、危険性が増すことは間違いないと思いますから、2つだけについて、ちょっと簡単に、ご答弁をお願いします。

○議長（小澤寛君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

いろんな意味で、障害者対策に心を寄せていただいて、ありがたく思います。

まず駅の問題ですけども、先ほど千野議員ご指摘のとおり、北杜市内には1,900人、障害者手帳を持っている人がおられて、なおかつ私どもの地域は聞きようによっては、足腰が痛い人がいる、苦勞をかけた現実がうかがい知れるわけでありまして、いろいろな意味で高齢化社会を迎えていきますと、足腰大変な人が出てくると。障害手帳を超えて、たくさんの数字になってくると思います。そういう意味からすれば、なんとかJR当局にお願いしながら、その

問題に対しては、構造上の問題もありましょうし、JRの見解もありましょうけども、なんとかご要望に応えられるよう、頑張ってみたいと思います。

とりわけ、これはまだ未知数でありますけども、小淵沢の駅舎改築のときには、そのへんを含めて、そうなった暁には応えていきたいなと思っているわけであります。

それから電動シニアカーについては、先ほど言いましたとおり、公安当局がなかなか大変なわけでありますけども、先ほどお話ししましたとおり、とりわけ夜間については、夜間対策としてみれば、夕方対策としてみれば、反射板も必要だろうし、昼間という意味からすれば、カーの、目立つような色等々も含めて、いろいろの対策を考えてみたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

まだ、質問ございますか。いいですね。

次に関連質問を許します。

保坂多枝子君。

○14番議員（保坂多枝子君）

2点、関連質問をさせていただきます。

市営バスの運行状況のところでございますが、運転手の介助指導というところで、これは運転をなさっている方、そして実際に乗っている方の声なんですけど、バス停まで家族の方がついてきてくれる場合というのが、あまりないという部分もございまして、バスに乗るのに、その方を乗せるということで、だいぶ時間がかかってしまうということで、その運転をされる方は、次のバス停に行くまでの時間を、とても短縮しなければならない。遅れては困るということで、その方を乗せるときに、すごく戸惑うという、どうしたらいいのかなという悩みを抱えたということがございます。そして、介助をするときに、身体介護ですから、ヘルパーさんの資格がいるのではないかというふうなこともございまして、その点、どういうふうにかんがえたらいいのかなというふうなことがございました。そのことについて、1点、お聞きしたいと思います。

それから、先ほど道路整備という部分で、新しいところはバリアフリーを考えていくという、施工をしていただけるようですが、既存のところは財政の問題もございまして、なかなかというところもありますが、私は実際に長坂のサンロードからきららのところを車イスで、数名の方と歩いたことがあるんですが、非常に危険です。急だし、とても車イスでは歩けないなということを、痛切に感じました。ですから、そういう本当に危険だな、歩けないなというところは、そうはいいっても、ぜひ改善をしていただきたいというふうにかんがえます。

それから、道路上に美化運動ということでプランターが置いてあるんですが、それもとても歩きにくい、とても歩けないんですね。普通、健常者というか通常の方だと、それほど感じないんですが、実際、歩いてみますと、車イスに乗って使用してみますと、そこが本当に関所のような形になりまして、通行ができないという状況がございまして、その点についての改善を求めたいと思いますが、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（福井俊克君）

運転手の障害者に対する介助高齢者等の介助でありますけども、これにつきましては、現在、先ほども、千野議員さんからもバスの件でありましたけども、北杜市にはノンステップバスについては1台しかございません。これらにつきましては、車イス等の乗車ができるわけですけども、これについては当然、運転手さんの介助が必要になります。これはバスが、そういう機能を持っていますので、介助もしやすいということではありますが、他のバスにおきましては、一般的な車高の高いバスであります。したがって、12年度以降に買い替えるバスについては、当然、バリアフリーのバスになるわけでありまして、介助もしやすくなるわけですけども、しかしながら、現在のバスについては車高が高いということで、運転手の介助等については、大変かなとは思っております。いずれにいたしましても、交通弱者で体が不自由な方をバスに乗せるというときにはなりまして、運転手ができる限りの介助をさせていただきながら、行うということになります。

ただ、あまりにも障害の程度が大きい方については、バスには乗れないという状況等も出ると思っております。できる限りの対応をしてみたいなと、このように思っておりますし、また運転手、今回、委託している業者にも、そのへんの対応についても、再度また、私どものほうからもご相談しながら、市民の、介助に対するどのような方法で行うか等についても、しっかり検討し、対応をしてみたいと思っております。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（小澤寛君）

建設部長。

○建設部長（相吉正一君）

ただいま、保坂議員さんから県道長坂高根線、きららからサンロード間の歩道のバリアフリー化の推進について、ご質問がありました。

新たな新バリア新法、18年12月に制定されたところですが、新しく新設する道路についてはバリアフリー化を推進しなさい、既存の道路につきましては努力義務ということですが、お尋ねの今のサンロードきらら間は、大変歩行者、障害者の方も通行することを認識しております。県道でありますから、県のほうにバリアフリー化推進について、要望をしてみたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子議員。

○14番議員（保坂多枝子君）

すみません、もう1点ですが、今、道路上にあるプランターですね、それは地区ということもあるんでしょうが、置いてあって、とても動けないという部分があるんですね。美化運動で、歩道にプランターが置いてあるという部分があって、歩きにくい、とても歩けないという状況。それから先ほど、ちょっと申し述べ損ねたんですが、ポールが立っているところがあるんですね、ポールが。歩道のところに、ポールが立っているところがあるんです。それも非常に歩けないということで、これはいろいろと問題というか、大きな、国とか県ということも絡んでくるとは思うんですが、その点についても改善をお願いしたいということで、ご答弁をお願いしたいんですが。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

いろいろご指摘ありがとうございます。

北杜市の福祉行政は、平均的には北巨摩の時代から順調であったというふうに承知をしています。そしてまた、とりわけ、高齢者や障害者行政は他の市に比べても、決して見劣りすることはないというふうに、自負もしております。

そんな中で、いろいろご指摘がありますけども、今、建設部長、答弁のとおりでありますけども、ぜひひとつ、そういった問題を個々にご指摘いただければ、関係者と協議しながら、改善をしてみたいと思いますので、その長坂高根線に限らず、いろいろひと集まりのところを、中心にですね、ポットはポットで美化のためにやっているわけですから、見ようによっては障害者で邪魔になるというのは、これまた外さなければならぬとかという問題は、多々、矛盾として出てくる点はあるかと思っておりますけども、機会あるごとに指摘していただければ、関係者と協議して、改善をしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりましたが、建設部長も何か補足、答弁ございますか。

建設部長。

○建設部長（相吉正一君）

今、ポール等、いろいろ危険があるということで、これは道路管理者だけの問題ではありません。警察、安協等あります。これはやっぱり、共生時代ですから、みんなで協力して、知恵を絞っていかなければならない問題だと認識しておりますので、また、いろいろ意見をいただく中で対応していきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで19番議員、千野秀一君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は、11時30分とします。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時30分

○議長（小澤寛君）

再開します。

次に北杜クラブ、21番議員、渡邊英子君。

渡邊英子君。

○21番議員（渡邊英子君）

障害者自立支援対策について、お尋ねいたします。

障害者施策は、平成17年10月に障害者自立支援法が施行され、市町村ごとの障害福祉計画の策定が義務付けられました。わが北杜市においても、立派な施設や便利な福祉サービスの

創出に留まることなく、障害のある方がいることを前提とした、地域社会づくりの実現のために何が必要か考え、障害のある人も、ない人も安心して快適に暮らせるまちづくりを目指す、総合的な計画が平成18年度に提示されました。

この計画では、障害福祉施策の実施にあたっては、障害のある人と、その家族のニーズを的確に把握し、障害に十分応えられるよう、重点的に取り組むべき、相談支援事業や地域自立支援協議会の設置が義務付けられています。しかし、言うは易く行うは難しであります。障害者は自分の考えを出すことや、みずから行動できない人もあり、ニーズに応えるには一人ひとりを理解し、障害者当事者および保護者の方々との心の通いあいがなければなりません。こうした中で、特に相談支援事業に対する関係者の期待は、大きいものがあります。

そこで、障害者の相談支援事業について、いくつかお尋ねいたします。

北杜市では山梨県の中でもいち早く障害福祉課で、保健師3人が24時間、365日体制で対応していると伺っています。しかし、こんな恵まれている市でありながら、障害を持つ方々の保護者から、今のままでは困る、不安を持ちながら生活しているという声が数多く寄せられています。そこで北杜市としての相談支援の基本的な考えについて、まずお尋ねいたします。また、必要な支援は個々によって違います。障害者を知り尽くした人を配置して、相談に当たるべき状況の中で、相談窓口業務と相談支援活動はどのように違うのか、お尋ねいたします。

次に相談支援事業体制について、お尋ねいたします。

障害を持つ当事者にとりましては、真のニーズに背を向けない姿勢や地域関係者のネットワークによって、課題を解決していくシステムの構築など、長期的・継続的な支援体制の確立やライフステージごとの途切れのないシステムづくりが必要不可欠であり、保護者が一番求めていることでもあります。しかし、保健師も一生懸命努力して対応にあたっていると伺っていますが、異動のある公務員では、このようなシステムを担いきれないという問題があります。そこで、まず北杜市では長期的・継続的な支援体制が確立されているのか、お伺いいたします。

また、障害者によっては急にパニックに陥ったり、外に飛び出したりして、24時間、気の休まる時がないときがあるとお聞きします。特に、このようなとき、電話で対応の仕方を教えてもらっても役に立たない場合が多く、障害の状態をしっかりと理解している人に駆けつけてほしいと訴えています。保護者の方々は、すぐに手助けをしに駆けつけてくださる専門家の配置を待ち望んでいるのです。障害者当事者や保護者の求めていることは、計画、情報提供、福祉サービスの利用指導を保健師が担当し、障害者に長期的・継続的に寄り添う支援を専門家が担当するなど、各得意分野ですみ分けができる支援体制を望んでおり、これこそ障害者の真のニーズに合った相談支援事業であると考えます。

そこで、協働ネットワーク型福祉システムのために、新たに経験豊かで障害者をよく理解している専門家を支援事業の中にメンバーとして位置づけ、きめ細やかな支援ができる自立支援事業を構築すべきと考えますが、当局のお考えをお伺いいたします。

次に地域自立支援協議会について、お尋ねいたします。

障害のある人が普通に暮らせる地域づくりの具体的実現に向けては、自立支援事業のスムーズな運営や障害者一人ひとりに見合った計画、指導体制、相談窓口の一本化など、地域関係者のネットワークの構築が必要不可欠となります。

そこで、北杜市は地域自立支援協議会を立ち上げようとしていると伺っていますが、いつ、どのような考えのもとに、どのような組織をつくらうとしているのか、まずお尋ねいたします。

また、構成員は何人にするのか。県で任命されている各障害者の相談員との連携を、どのようにしていくのか。市長のお考えをお伺いいたします。

各障害者の症状は幅広く、その内容、実態を把握することは容易なことではありません。しかし、一人ひとりに目を向けられた支援体制を構築することが、障害福祉計画に掲げられた大きな目的を果たすこととなります。この計画を実現するためには、障害当事者や保護者の声を十分に聞き、固定した考えではなく、幅広い考えを持って柔軟に対応し、障害当事者が満足できるような知恵を出し合う関係を築いていくことが、これからの福祉政策に必要ではないかと考えます。

生まれ育った地域で、地域の皆さんと地域の一員として暮らし続けていきたいと言い切る女性が幸せに生活できるよう、自立支援事業が障害者のニーズに合ったものになるよう、答弁を求め、私の質問を終わります。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

渡邊英子議員のご質問にお答えいたします。

障害者自立支援対策について、いくつかご質問をいただいております。

最初に相談支援事業の基本的な考え方がありますが、相談支援事業は障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、各種障害福祉サービス利用の支援を行うものであり、今年4月から市町村が実施主体となりましたので、本市では障害者の個人情報や公平性・中立性を考え、市の保有する資料などを活用して、福祉サービスを行うため、直接、障害福祉課において相談支援事業を行うことといたしました。

次に相談窓口業務と相談支援活動の違いについてであります。障害者や関係者からの相談を受け、個々の障害者に適切な支援をしていくことが必要であることから、相談窓口業務と相談支援活動は密接であり、一連の中で実施されるものと考えております。

次に相談支援事業体制についてであります。保護者の皆さんが求めております24時間、365日体制をとっている市町村は、県内にはありません。本市におきましては、長寿福祉課の地域包括支援センターの保健師と障害福祉課の保健師が連絡体制をとり、夜間・休日に対応しておりますが、夜間など緊急時に即駆けつけることは、状況により困難な場合も考えられます。このため、事業者への委託を検討してまいりたいと考えております。

また、障害者が自立を目指すとき、当事者、行政、支援事業者の役割と併せ、地域での支え合いが必要となってきます。行政、事業者ができることには限界があるため、民生委員や市民の皆さんの協力をいただかなければならないことから、市民に広く障害者自立支援についての啓発をしてまいる考えであります。

次に専門家の配置についてであります。国が示しております専門相談員は社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等とされており、10万人規模を想定した例によりますと、常勤職員3人、非常勤専門職員1人です。現在、市では長寿福祉課に配置した社会福祉士1人が福祉全般に関わり、障害福祉課の精神保健福祉士1人と保健師2人が相談支援をしております。障害者自立支援法は平成18年度から23年度までを経過措置期間中としており、来年度に見直しが行われます。市の障害福祉計画も同様に見直しを行う予定であり、この中で長期的な視点に

立った障害者の相談支援のあり方について、検討してまいる考えであります。

その他につきましては、担当部長から答弁いたします。

○議長（小澤寛君）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤原良一君）

21番、渡邊英子議員のご質問にお答えいたします。

障害者自立支援対策についてのうち、地域自立支援協議会についてであります。市では障害がある人が普通に暮らせる地域づくりのため、情報を共有し、具体的に協働する地域の関係者によるネットワークである地域自立支援協議会が必要であります。そのため、市では障害者のさまざまなニーズを検討するために、必要となる医療機関、学校、事業者等を考慮して、広域での設置が望ましいと判断いたしましたところであります。

組織化につきましては、すでに平成16年度に地域で生活する障害を持つ人が暮らしやすい社会となることを目標として、峡北圏域ネットワーク会議が設置されており、この会議は本人者部会をはじめ、保護者部会、事業者部会等があり、それぞれが地域での課題について、研究、意見交換などに取り組んでおります。その中の市担当者部会において、葦崎市と2市による広域の自立支援協議会設立に向けて、協議しているところであります。組織、構成員等については、今後ネットワーク会議で協議を重ねていく中で検討していきたいと考えております。設立の時期につきましては、来年4月の設立を目指すとしたところであります。

次に県の障害者相談員との連携につきましては、現在、市内には身体障害者相談員7名、知的障害者相談員5名が県から委嘱されており、地域において障害者、またはその家族等の養育、生活等に関する相談に応じていただいております。今後、県の障害者相談員の皆さんと話し合いの場を設けて、検討してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

渡邊英子君。

○21番議員（渡邊英子君）

福祉部長にお尋ねいたします。

8月29日に、保護者の皆さんとの話し合いがございました。そのときに、先ほど答弁いただきました北杜市の相談支援事業と、それから保護者が求めている相談支援事業の差があったやに感じますが、その差をどのようにお考えか、答弁をお願いいたします。

○議長（小澤寛君）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤原良一君）

ただいま議員ご指摘のように、8月29日に保護者の方々とわれわれ行政との話し合いがもたれました。その席には、議員も同席をしていただいたところでございます。ありがとうございました。

その差についてでございますけれども、われわれの相談事業というのは、行政の中で一般的にいうところの平日の9時から5時まで、あるいは6時まで、そういう勤務の中の相談事業を想定していたところでございますが、保護者の方からの申し入れというのは、夜間、緊急時に何か起きたときの、その対策こそ、私たちにとっては非常に大変だと、そういうふうなご指摘

であったかと思えます。

現状の各県下の状況を見てみますと、やはり本市と同じような、そういう体制をとっているところがほとんどでございます。その中で、北杜市は24時間体制をとっている、365日の体制をとっているということは、他の市にも先駆けている対応ではないかなと、このようには、ひとつ考えているところでございます。そのような中で、夜間の対応をというふうなことがございましたので、そのへんに差があったのかなと、こんなふうを考えているところでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

渡邊英子君。

○21番議員（渡邊英子君）

根本的な差を、ちょっと勘違いしているのではないかなと思っているんですが、24時間体制というのは、夜間だけの問題ではなくて、やはりいろいろな場面の中で、自分の子どもが、同じ親が育てていながら、成長をしていく過程で、同じように育てているつもりなのに、子どもが急にパニックになってしまって、もう親でも理解ができない状態。家中のカーテンを引き裂いてしまったり、それから夜、一晩中、どうにもならなくて、手をつなぎながら歩いたときに、本当に、その状態を解決してくださるのには、その方々のような方を扱っている専門家に相談をして、はじめて親の、成長してきた子どもに対する接し方が違ってたと、そういうことが分かって、はじめて子どもと安定した生活を送ることができたという例をお聞きした中でも、やはり保健師さんたちは確かにいろいろな場面、保健事業については明るいかもしれませんが、障害者は多岐にわたります。そういうところで、その障害に合ったアドバイスができたり、それから、その障害者の状態をすぐに指導できたり、落ち着かせたりしてくださるのは、やっぱり、そういうことを数多く接してきた専門家の方たちが必要、そういう中で、昼間であろうが夜であろうが、24時間体制、専門家を相談支援事業の中に入れていただきたいというのが保護者の考えだったんですが、その点について、いかがお考えでしょうか。

○議長（小澤寛君）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤原良一君）

ただいまの考えでございますが、行政の立場から申し上げますと、その相談事業につきましては、行政の中の専門家が事業者に対して、そのことをご紹介申し上げて、事業者にそこへ引き渡すまで、そのところがわれわれの相談窓口というふうに、理解をしているところでございます。

確かに専門性といっても、いろいろな専門性があるかと思えます。行政にあります福祉の相談員、それと民間におられる相談員さんの方では、接し方も違うかもしれませんが、現在のところでは、そういった考え方の中で、行政にいる社会福祉士、あるいは保健師等はそういった相談に乗って、さらに事業者に渡した中で、事業者の方から、さらに、その個々の方の対するところのサービスをしていただくと、こういうふうに、今のところは考えているところでございます。よろしくお願ひをいたします。

○議長（小澤寛君）

渡邊英子君。

○21番議員（渡邊英子君）

質問の中に、そういうふうな自立支援事業ではなくて、それにひとつ、障害者のニーズに応えられるように、今おっしゃったように計画、情報提供、福祉サービスの利用指導を保健師さんが担当していただいて、そして、その障害者に長期的・継続的な、実情に応じて寄り添う支援を専門家に担当してもらうようなシステムの構築をということで質問をしたわけですが、市長に答弁をお願いいたします。その点について、どのようにお考えでしょうか。

○議長（小澤寛君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

先ほど来、私も答弁して、部長も答弁しているわけでありまして、北杜市とは保健師が昼夜を問わず相談に、またご支援を申し上げているわけでありまして。ただ、ケアに限界部分があるということも確かでありまして、専門家、事業者に委託を検討したいと、こういうふうなことでご理解をいただきたいと思います。

○議長（小澤寛君）

渡邊英子君。

○21番議員（渡邊英子君）

検討をしていただくということは、前向きという考え方でいいと思うんですが、1つは9月10日に、議員研修がございまして、その中で野村先生が「検討」という言葉は非常に聞こえがよく、また議員が満足する答弁であると。しかし、その裏には検討をしっ放しなのか、お答えをもらえるようになるのか、そのへんをしっかりと追求するのが議員の役割であると、お勉強をしたばかりでございますので、私もその勉強をしっかりと身につけましたので、市長にもう一度、お尋ねいたします。検討というのは、いつ、どのような形で検討をしていただけるのか、答弁をお願いいたします。

○議長（小澤寛君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

執行にとって、答弁に頭の痛いことを指摘されたわけでありまして、検討するということとはニーズに応じて真剣に考えていくということであり、今回のケースの場合は前向きに捉えていただいても結構であります。近日中に結論が出られるよう、調整していきたいと思っています。

○議長（小澤寛君）

渡邊英子君。

○21番議員（渡邊英子君）

大変前向きにという、前向きにという言葉に望みをかけます。ということで、近日中という言葉がまた、日にちを切らなかつたことが、私にとってはちょっと不安材料でございまして、私は近日中という、明日かあさってかというように考えます。市長の近日中というのは、まさか来年の3月にならないだろうとは思いますが、どのような日を、市長は近日中とおっしゃるのかお聞きして、私の質問を終わりたいと思いますが、市長のお答えをお願いいたします。

○議長（小澤寛君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

近日中とは、渡邊英子議員は明日かあさってか2、3日かということでありますけども、私の近日中は遠くない日ということで、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（小澤寛君）

次に関連質問を許します。

（ な し ）

以上で、質問を打ち切ります。

これで21番議員、渡邊英子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたしまして、昼食の時間をとりたいと思います。

再開は1時30分といたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時28分

○議長（小澤寛君）

再開します。

次に北清クラブ、8番議員、風間利子君。

風間利子君。

○8番議員（風間利子君）

ゴミ減量化に向けての取り組みは、北清クラブ、8番、風間利子。

昨日の代表質問では、環境問題について地球温暖化、CO<sub>2</sub>の削減など大きな質問が出ました。私は、誰にでもできる身近なゴミ問題について、質問いたします。

昨年12月の議会で、資源ゴミマニュアルについて質問しましたが、その折、平成20年までに北杜市の統一したマニュアルをつくるという答弁でしたので、マニュアルをつくる前に2点伺います。

毎日報道されている環境問題は、京都議定書に定められた削減目標をクリアすることは、極めて難しい。省エネ目標、温室効果ガス削減、もう先送りは許されない。熱中症が大幅増加。救急車での搬送者が過去最高。地球温暖化、最高気温が40.9度。74年ぶりにぬり換わったなど、新聞紙上で毎日報道されています。地球温暖化などの環境破壊は、身近な自然にも異変を起こしている状況です。また、CO<sub>2</sub>が大気にたまって気温が上がる地球温暖化。世界各地で猛暑や洪水といった自然災害が増加することなど、少しずつ地球の何かが狂ってきているのではないのでしょうか。温暖化は人類の生存を脅かす問題であり、未来を引き継ぐ私たちの子孫に、祖先から引き継いだ地球環境を残すため、手遅れにならないうちに私たちの身近なところから貢献できる強力な削減策をする必要があると思い、まずはゴミの問題に取り組んでいかなければならないと思います。

1として、ゴミの減量化のために資源ゴミの分別収集に対して奨励金を。

誰にでもできるゴミの減量化、市内で出されている資源ゴミの出し方も各地域それぞれ違うようで、統一するマニュアルと同時に、各地域の資源ゴミの分別収集に対して、奨励金を出して、さらなるゴミの減量化を促進する対応が必要ではないかと思います。資源ゴミ収集に奨励金を出しているところも、新聞で報道されています。身近な例としては、甲斐市では敷島町、

竜王町が合併以前より取り組み、双葉町も合併と同時に取り入れ、1年間に1,150万円の奨励金を出しております。また、甲府市では行政改革で自治体523のうちの8割、415団体が取り組んで、昭和52年より集団回収を進め、住民が回収して業者に売り渡し、18年度の決算では、自治体への資源ゴミ代は2,100万円入り、市よりさらに報奨金を出しているようです。奨励金の多い地域・団体では、それが貴重な財源となり、地域の活性化のための事業実施に役立っていると聞いております。北杜市としましても、このような方策を取り入れ、ゴミの減量化に対応することが必要と思いますが、考えを伺います。

2点目として、分別ゴミの出し方についての一層の指導強化の考えは、

北杜市には、環境監視員さんがおられるようです。資源ゴミの出し方もまちまちのようで、資源ゴミ収集日に役員さんが出て指導しているところ、組単位で出て勉強しているところ、勝手に置いていくところなど、出し方もさまざまようです。せっかく出そうとしたゴミも、ときにはこれは駄目と持ち帰ることもあり、出し方のルールが周知徹底されていなく、役員さんの知識の違いだと思えます。

ゴミ分別は個人、また地域で意識して取り組むべき問題だと思えますが、まずは誰にでもできるゴミの減量化、行政として率先して徹底した指導をすべきだと思えますが、その取り組みについて、お伺いいたします。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

風間利子議員のご質問にお答えいたします。

ゴミの減量化に向けての取り組みについてであります。

北杜市の一般廃棄物に占める資源物の割合は約25%であり、ここ数年、横ばい状況が続いております。資源物の分別については、開始からおおむね8年が経過しておりますが、排出される資源物の中には、異なる種類や汚れたものなど、不適正なものも多いのが実情であります。現在、資源物については、約14品目について、市民に分別の協力をお願いしているところでありますが、さらなるリサイクル促進のためには、地域に奨励金を交付し、地域における取り組みを支援することも必要であると思えますので、検討してまいりたいと考えております。

次に、分別の指導強化についてであります。

北杜市では、市内の環境行政を円滑に推進し、市民の福祉向上を図るため、各行政区に北杜市地域環境委員を設置しております。地域環境委員の方々には、環境行政全般についての推進、また特にゴミ収集および処理の指導をお願いしているところであり、年度当初に各総合支所単位で、ゴミの分別についての説明会等を行っておりますが、さらに本年度は分別マニュアルの統一を行うことから、住民説明会等を開催し、分別についての周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

風間議員のご指摘ありがたく頂戴しながら、ゴミ減量化、温暖化対策に北杜市としても取り組んでまいりたいと思えます。

以上であります。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

風間利子君の再質問を許します。

○8番議員（風間利子君）

ただいまの答弁では前向きに検討してくださるということですが、甲斐市、甲州市、甲府市でも資源ゴミに奨励金を出しております。北杜市の平成18年度の資源ゴミの売払い代金は1,100万円です。これを地元に戻して、資源ゴミの収集に率先して取り組むよう、さらなるゴミの減量化の意識の改革をお願いしたいと思います。

また、北杜市では環境委員さんがおられるとのことですが、武川では資源ゴミの日に区長さんをはじめ、環境委員さんが立ち会っております。そのところに、私も9月の収集日にボランティアで、お手伝いに行きました。ラベル、ペットボトル、また、ペットボトルのふた、またダンボール以外の箱を別に出すように言われていますので、持っていても、これはせっかく出されたゴミも駄目だといって持ち帰ることもあり、業者は分別するのに手間がかかるので、可燃物として処理してしまうということもありました。

甲府市では、分別収集に対して講習会の要請が年100回以上もあり、また甲州市では92のリサイクルステーションに出前講座をしたり、収集日に直接、市の職員が現場に行き、指導しておられるようです。監視員さんに、役員を受けたときに何か分別の指導がありましたかとお聞きしました。一度、寄りましたが、そのような指導はありませんでしたということでした。北杜市も合併して、3年になろうとしております。マニュアルができなくても、まずは、それぞれの地域に合った分別の指導をすべきではないかと思いますが、お答え願います。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長（柴井英記君）

風間議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

ゴミの分別につきましては、それぞれの排出者のご協力をいただくことが第一でございます。先ほどの議員ご指摘のような環境委員さんの指導ということで、各総合支所を通じて、指導をしているわけですが、先ほどのご指摘のように、まだ徹底していない部分もございますので、今後つくるマニュアル作成も含めまして、先ほどのダンボールの分別も含めまして、分別し、資源物の量を増やすというようなことで、指導の徹底をしてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（小澤寛君）

風間利子君。

○8番議員（風間利子君）

過日、車の運転をしながら、子ども科学電話相談を聞いておりました。その中にCO<sub>2</sub>の削減についての答弁では、1台の乗用車を1年利用すると、その排気ガスによるCO<sub>2</sub>を吸収するには、10メートル以上の木が158本ないと吸収できないとのことでした。

今、北杜市では自宅ではゴミを燃やしていけないことになっておりますが、近所で、ドラム缶で平気で燃やしている家もあるんですけど、なかなか近くで言づらいので、監視員さんがおりましたら、監視員さんにぜひ各棟をまわって、指導をしていただきたいと思いますが、そ

の考えについて、お伺いしたいと思います。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長（柴井英記君）

野焼きの関係につきましては、すでに広報等でもＣＡＴＶ等でもＰＲをしているわけですが、やはりまだ、野焼きの実態がある状況で、市のほうにも苦情等も寄せられております。議員さんご指摘のように、やはり環境委員、不法投棄、環境のパトロール員等もございしますので、通報制度もとってまいりたいと思っております。

また、市には環境のボランティアもあります。北杜市ボランティア不法投棄連絡員ということで、３１名の方がみずから公募ということで、名乗りを挙げていただきまして、不法投棄の連絡員ということで、登録されております。その方々にも協力をいただきながら、野焼き、あるいは不法投棄等の、ゴミの不適切な取り扱い等につきましても連絡をいただくということで、対応してまいりたいと思います。

また、地域の方々にもやはり、なかなか注意をしにくいというようなこともあろうかと思いますが、市役所等に通報いただきまして、そちらのほうの指導も徹底してまいりたいと思いません。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

風間利子君。

○８番議員（風間利子君）

前向きに検討をしてくださるということなんですけど、市の職員の方もたぶん忙しいことは重々承知しておりますが、ぜひ現場に行つての指導もお願いしたいと思います。

それから先ほどの渡邊議員ですが、私は早急とは申しません。平成２０年度に向けて、ぜひ、去年の１２月もマニュアルをつくるというお約束ですので、ぜひ来年度には、このことを徹底していただきたいと思いません。

最後に過日の新聞では、温暖化が環境に与える深刻な影響が世界各地で指摘されている中、１６０カ国で地球温暖化など、気象変動問題を話し合う国連主催の会合がニューヨーク国連本部で開催されたと報道されました。自然の恩恵を忘れたら、絶対にいけないと思いません。人と自然と文化が躍動する環境創造都市を目指している北杜市です。北杜市の環境についての取り組みは、素晴らしいといわれるような市になってほしいことを思い、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小澤寛君）

次に関連質問を許します。

（ な し ）

以上で、質問を打ち切ります。

これで８番議員、風間利子君の一般質問を終わります。

次に政経会、１８番議員、坂本保君。

坂本保君。

○18番議員（坂本保君）

私は、小淵沢駅周辺地区まちづくり交付金事業について、質問をいたします。

まちづくり交付金事業は、地域の活性化策として、地域住民の意見・要望を反映し、整備する事業と承知しております。小淵沢駅周辺地区まちづくり交付金事業は、平成18年から22年までの5年間に総事業費21億4,600万円。そのうち40%の8億5,840万円を、国の国土交通省からの交付金を活用し、整備する事業です。

この事業の一環として、災害時に避難場所と防災備蓄倉庫を兼ねた中学校の体育館につきましては、昨年、工事を発注し、本年8月、立派な施設が完成をいたしました。現在は、中学生の部活および町民が社会体育施設として、大いに利活用しております。小淵沢町の町民の一人として、感謝を申し上げます。

次に、この事業で計画しています主な事業について、質問をいたします。

第1点目といたしまして、長年の懸案でありました小淵沢総合支所、北側、JRの線路をまたいでおります通称、巨摩跨線橋架け替え工事および跨線橋に接続する道路の改修工事について、現在の進捗状況と今後の実施計画について、伺います。

2番目といたしまして、小淵沢駅舎の改修計画および駅前広場の整備計画についてであります。

小淵沢町は特急電車の停車駅と併せ、小海線の発着駅でもあり、北杜市の西の玄関口でもあり、顔でもあります。特に駅前通りや駅舎は、住民の日常生活と密接な関わりがあり、この事業にける期待は、大変大きなものがあります。

このため、事業に民意を反映すべく、昨年、町内関係者20名で、小淵沢まちづくり協議会を設立し、10数回にわたり会議を重ねてきました。特に駅舎および駅前広場の整備につきましては、多くの時間を費やしたと聞いております。

駅舎改築につきましては、このまちづくり交付金事業には含まれておりませんが、8月28日の小淵沢町で開催された市長と語る集いのあいさつの中で、白倉市長から8月24日、JR、東日本八王子支社で駅舎改築について、協議をした旨の報告がありました。私は一歩前進したように受け取っておりますが、JR東日本は現在、どのような駅舎改築を計画されているか。また駅前広場の整備については、駅舎改築と密接な関わりがありますので、JRと十分協議しながら整備すべきと思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

坂本保議員のご質問にお答えいたします。

小淵沢駅周辺地区まちづくり交付金事業について、いくつかご質問をいただいております。

この事業は地域の歴史、文化、自然環境等の特性を生かした地域指導による創意工夫を反映できる自主性・裁量性の高い事業であり、北杜市では長坂地区、清里駅周辺地区、小淵沢駅周辺地区の3地区で実施しております。

小淵沢駅周辺地区においては、昨年度から22年度までの5年間の計画で実施しており、巨摩跨線橋架け替え工事については、橋の詳細設計や電気設備移転設計が終了し、現在、基本協

定締結に向けて、ＪＲ東日本と協議しているところであります。工事期間は、来年度から２２年度までの３年間で予定しており、工事期間中は現在の橋の東側に架設橋を造り、歩行者および車両が通行できるようにいたします。

次に道路の改修工事につきましては、先般、小淵沢総合支所、南交差点より北側、延長８９．７メートルの改良工事の入札を執行したところでありますが、道路構造は浸透性舗装とし、巨摩跨線橋の完成後に橋の前後の改良を行って、完了する予定であります。

次に駅前広場整備については、地元協議会と検討を重ね、基本計画は策定済みとなっております。また小淵沢駅舎につきましてはＪＲと協議を行い、北杜市とＪＲが合同で建設することができないか提案したところ、ＪＲからは検討したい旨の返事をいただいております。

今後は費用負担も含め、駅舎移転の方向で協議を進め、駅前広場および駅舎の整備について、さらに検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

坂本保君、再質問を許します。

○１８番議員（坂本保君）

建設部長にお伺いをいたします。

巨摩跨線橋の架け替え工事に伴う道路構造について、質問をいたします。

新設される巨摩跨線橋の路面高、これは道路高ですが、現在よりも約１メートルぐらい高くなるということですが、現在の跨線橋から総合支所の南の交差点までの道路勾配が、非常に現在でもきついわけでございます。１メートル以上、高くなるということは、だいぶ勾配がきつくなるわけですが、ご存じのように総合支所は標高約９００メートルの高地にございます。冬期間、凍結や降雪時にはスリップしやすく大変危険、今でも危険なわけですが、そこでどのような道路構造にするか、伺います。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（相吉正一君）

坂本保議員の再質問にお答えします。

巨摩跨線橋架け替え工事に伴い、現在の橋が約１メートル上がり、小淵沢総合支所と巨摩神社との間に走る市道西１級１４号線の勾配が急になると思われるが、それに対する工事設計の内容はどうなっているか、道路構造はどうなるかというご質問だと思われま。

ＪＲとの工事の設計協議の中で、現在の橋には高圧ケーブルが添架されています。そのために、橋を１メートル上げざるを得ません。これはＪＲの安全基準の中で、そういう指導がありましたので、道路自体が勾配きつくなります。現道は８．８％ですが、設計では１０．５％になります。それらの対応としまして、道路を片勾配しまして、巨摩神社側に側溝を設けます。そして舗装は、浸透性舗装ということを計画しています。

なお、巨摩神社側の立木等は伐採しますので、今までちょっと日陰でありましたけども、日当たりはよくなります。そうしてあと、総合支所側に横断水路を設けて、総合支所側の側溝へ流れる計画になっています。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

坂本保君。

○18番議員（坂本保君）

駅舎の改築につきましては、JRが事業主体になるわけですが、市長にお願いですが、できるだけJRのほうに早急に整備するよう、要望をお願いしたいと思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（小澤寛君）

次に関連質問を許します。

（なし）

以上で、質問を打ち切ります。

これで18番議員、坂本保君の一般質問を終わります。

次に市民フォーラム、7番議員、鈴木今朝和君。

鈴木今朝和君。

○7番議員（鈴木今朝和君）

子どもの読書活動と放課後子ども教室について、教育長に伺いたいと思います。

今、日本の青少年の中に親子の間や友だち、仲間の間での信じられない衝撃的な事件が続出しております。かつての親子の絆や友だち同士の信頼感、子どもの本来のやさしさは一体、どこへいったのでしょうか。専門家によると、子どもたちのこのような心の荒廃は、IT時代を迎え、テレビ、パソコン、携帯など映像文化の進展の影響と同時に、子どもたちの読書離れがその大きな要因の1つといわれております。

この読書離れが問題になり、平成13年に子どもの読書活動の推進に関する法律が施行されております。この中で学習指導要領の総合的な学習において、多様な教育活動を展開していくため、学校図書館の充実が必要と強調され、公立諸学校の学校図書館の図書購入のための地方財政の措置がされております。これに関連して、次の質問をいたします。

- 1．この法律で地方交付税として措置された図書整備費は、市内の各学校にどのように配分されているのでしょうか。
- 2．学校図書館法で義務付けられている司書教諭の配置状況と、学校司書の配置と採用の状況について、どうなっているか伺います。
- 3．各学校で子どもの読書推進計画の策定を求められておりますが、どのように行い、その状況はどうでありましょうか。
- 4．各学校の図書館の蔵書冊数は、文科省が設定した学校図書標準と比較してどの程度の充足状況か、お知らせをお願いします。
- 5．次に子育て活動で、今、注目されているブックスタートについて、質問をいたしたいと思えます。

赤ちゃんのころから、絵本を読んでもらった子は、そうでない子より将来、読書の習慣を持ち、情緒が安定して考える力が優れている傾向にあるといわれています。

本市でもブックスタートを前から実施していることは承知しておりますが、その状況と、予算はこの前、全員協議会の席で説明を聞きましたが、45万円というように、非常に微々たる

お金でございます。今後、このブックスタートについても、どういうふうに行進していくか、お知らせをお願いしたいと思います。

次に地域全体で、子どもたちを見守る環境づくりが叫ばれ、特に放課後等に子どもたちの安心・安全な居場所づくりの推進の施策として、今年度より始まる文科省と厚労省、2つの省の推進事業として、放課後子どもプラン、放課後子ども教室について、伺いたいと思います。

- 1.本市での放課後子ども教室の設置状況と実施内容。それから、その予算措置はどのようになっていますか。
- 2.本市において未設置の地域を含め、今後この事業を推進については、どう考えているでしょうか。
- 3.すでに、本市に13カ所ある学童保育との連携をどうするか。
- 4.地域の小学校との連携が必要になってきますけど、学校の負担が増えるのではないかと心配があるわけですけど、その点はどうでしょうか。

以上、放課後の居場所づくりや子どもたちが本に触れ、読書という小さなきっかけから、子どもたちの心に、未来に何かを与え、豊かな心や鋭い感性が育つということを期待して、願いを込めて質問を終わりたいと思います。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

小清水教育長。

○教育長（小清水淳三君）

7番、鈴木今朝和議員のご質問にお答えいたします。

はじめに子どもの読書活動とブックスタートの推進について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに図書整備費の配分につきましては、平成17年度に校長会、教頭会、事務職会等で調査・研究した中で、全国学校図書館協議会の基準等を参考にして、基準を定めて配分しており、地方交付税の算定額は上回ったものとなっております。

次に、司書教諭の配置についてであります。

司書教諭は学校図書館法により、小中学校では12学級以上の学校に配置することとされております。山梨県においては、この規定に基づいた司書教諭の配置がされており、北杜市内においては、須玉小学校および小淵沢小学校が12学級以上で、兼務の司書教諭が配置されております。

学校図書館司書につきましては、増富小学校を除くすべての小中学校の学校図書館に市の職員を配置しており、このうち正規の職員は5人、その他は臨時職員で対応しております。

次に、子ども読書活動推進計画の策定についてであります。

子どもの読書離れが指摘される中で、学校や図書館では読書環境を整備し、望ましい読書週間を形成して、積極的に読書好きを増やす努力をしているところであります。

北杜市では、旧須玉町が合併前の平成16年に、県下で最初に須玉子どもの読書プランを作成したところであり、合併により北杜市がこの事業を引き継いで、子どもの読書推進に取り組んでおります。この計画の期間は、平成20年度までの5年間となっておりますので、新たな計画の策定に向けて、北杜市図書館協議会に諮るなど、準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、学校図書館の蔵書数についてであります。

各学校の蔵書数につきましては、本年度の夏休み期間を利用して調査したところ、市立小中学校図書館全体としては小学校で8万8,821冊、中学校では6万1,920冊であり、これを標準と比較すると、小学校では131%、中学校では129%となっております。

今後、蔵書の内容等についても調査をし、学校図書館として適切な蔵書の確保に努めてまいりたいと考えております。

次にブックスタート事業についてであります。

赤ちゃんの体の成長にミルクが必要なように、赤ちゃんの言葉と心を育むためには、温かなぬくもりの中で、やさしく語り合う時間が大切であり、ブックスタートは、そのかけがえのないひとときを、絵本を介してもつことを応援する活動であります。

北杜市におきましては、平成17年5月から市が行う7カ月乳幼児健診時に、図書館の職員が保健師やボランティアと連携・協力する中で、ブックスタートを実施しております。実際に赤ちゃんと保護者とが一緒に絵本を見ながら、図書館職員やボランティアが読み聞かせのアドバイス、おすすめ本の紹介をしております。併せて市から絵本2冊とおすすめの本のリスト、図書館イベントのお知らせなどが入った、ブックスタートパックを差し上げております。今後とも図書教育の重要性をしっかりと認識し、子どもたちの読書環境の整備を推進してまいりたいと考えております。

次に放課後子どもプランについて、いくつかのご質問をいただいております。

最初に、本市での放課後子ども教室の設置状況と実施内容等についてであります。現在、北杜市では須玉小学校、日野春小学校、いずみ小学校、小淵沢小学校、武川小学校にそれぞれ各1教室。また、高根町内の児童を対象に1教室。長坂小、秋田小、小泉小の児童を対象に1教室の合計7教室を設置しております。

設置場所は長坂、大泉が図書館であり、須玉はふれあい館、小淵沢町は生涯学習センター、武川は武川会館、高根は高根町農村環境改善センター、日野春は富岡公民館をそれぞれ利用しております。

実施内容といたしましては創作教室、英語教室および英語を使った遊び、ゲーム、レクリエーションなどであり、また予算措置につきましては、当初予算で事業費427万8千円を計上しており、その財源は国・県、それぞれ3分の1の補助と市が3分の1の負担であります。

次に学童保育との連携についてであります。放課後子ども教室は1年生から6年生までの、すべての児童が対象であるのに対し、学童保育は共働き家庭などの10歳未満の児童が対象であること。また両事業の目的や性質に相違があることから、連携して事業を行う場合の施設等が課題となっております。このため、教育関係者、福祉関係者等で構成する北杜市放課後子どもプラン運営委員会において、連携のあり方等を検討してまいりたいと考えております。

次に小学校との連携についてであります。この事業は基本的には社会教育事業であり、学校教育としての位置づけではありません。このため、学校への負担をできるだけ掛けないよう努めておりますが、子どもに関する情報の交換や共有が図られるよう、学校側の理解・協力を得る中で推進したいと考えております。

今後の事業推進についてであります。未設置場所については指導者の確保や実施場所の確保等も含め、北杜市放課後子どもプラン運営委員会において事業計画を策定し、実施に向けての体制づくりを行いたいと考えております。また、今後につきましては、各教室の特色あるプ

プログラムづくりや学童保育との連携方法、学校における余裕教室の状況と、その利用方法の検討など、さまざまな課題もありますが、先進的な事例や北杜市の特徴などを踏まえながら、運営委員会や県および関係機関との連携を密にし、事業の推進をしたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

鈴木今朝和君、再質問を許します。

○7番議員（鈴木今朝和君）

放課後子ども教室のスタッフや、それから学童保育との違いなんかが案外、一般の人たちには分かっていないということでもありますので、やはり、そういう啓発みたいなことも必要ではないかと思います。スタッフなんかはいかがでしょうか。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

教育長。

○教育長（小清水淳三君）

今、ご指摘いただきましたように、この事業は厚生労働省の学童保育、通常、皆さんの地域に定着している学童保育、小学校、おおむね3年生までの事業でございます。それを19年度から文科省のほうで、子どもの放課後、安心・安全な生活対応を確保するという目的の中から、厚生労働省とも連携をして、19年度から放課後子ども教室推進事業ということで、厚生省、文科省が連携した事業で取り組んでいるものでございます。

また、鈴木議員さんが今、ご指摘を受けたように、まだまだ地域の認識といたしましては、放課後子ども教室と、それから先ほどの厚生労働省の事業とのダブりの部分がなかなか認識されない部分、あるいは対象児が違うということで、戸惑いを一部感じているところもあります。

それから指導者については、基本的には放課後子どもプランということですから、学校の授業が終わったあと、1年生から6年生まで、すべてをこの事業、対象にしておりますもので、3年生までの厚生省の事業と違いまして、ときには学習の補助、そうしたものもできるようにということで、もとの基本的な考え方、学校の空き教室を使えるものは使ってというふうな指導も現実に、当初の事業計画ではございました。しかし、北杜市の事情、学校教育の事情、その中で今は、コーディネーターという方を中心にして、それぞれの指導者が本当に活動しているボランティア、あるいは図書館への読み聞かせのボランティア、そういうふうな人たちもお願いをしながら、いろいろな角度からアドバイザー、コーディネーター、そうした人たちの指導者を確保しながら地域で、子ども放課後プランの事業を実施しているのが実態であります。

これから十分定着させて、少子化の時代でもございます。それから、子どもの放課後の安心・安全な生活を指導していく、そういうふうなことも含めまして、先ほどちょっとふれたように、社会教育が基本ですから、これは文科省のほうで主幹をしておりますけれども、連携をとりながら、活動の推進を図っていきたいと思います。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

次に関連質問を許します。

関連質問はありませんか。

( な し )

以上で、質問を打ち切ります。

これで7番議員、鈴木今朝和君の一般質問を終わります。

次に市民フォーラム、2番議員、岡野淳君。

岡野淳君。

○2番議員(岡野淳君)

3月の定例会から半年経ちましたので、デマンド交通網の整備に向けた具体的な計画、準備の進捗状況を中心に、市長に再度伺います。

3月定例会では、市長は、デマンド交通網は公共交通とのすみ分けをするというように、ご答弁なさっています。以前にも申し上げたかと思いますが、デマンド交通システムを必要としている人々にとっては、公共交通網がいくら整備されても、利用できないものだということを、まずご理解いただきたいと思います。

例えば、公共バス路線が今、整備されて走りはじめていますが、そのバス路線まで出ていくことができない、こういう人たちが現実にいるわけです。なぜ、出てこれないかというと、お年寄りであったり、あるいは障害があったりということで、移動に車イスを頼らざるを得ないということであるからです。

あり余るお金があるということであれば、タクシーでもなんでも使って移動してくださいということでもいいんですけども、これは現実的な話ではありません。ですからデマンド交通網というのは、一般の公共交通網とはまったく別に考えなくてはいけないんだという考え方をしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

次に3月の時点では、デマンド交通網については資料収集をしているというお話しでしたが、どういう資料が集められて、それをまた、どのように分析をされているのかを伺いたしたいと思います。

もとより私たちも、いろいろ資料収集をし、勉強はしていくつもりですけれども、もし執行のほうでいろいろな資料があり、分析した資料があるなら、そういうものも参考にさせていただきながら、デマンドの実現に向けて、努力していきたいというふうに思っております。

それから同じく3月の質問の中で、デマンド交通網の導入にあたって、整備する側、それから、それを利用する側が一体となって、勉強するような計画はどうでしょうかというご提案を申し上げたつもりでしたが、そのときにはご答弁をいただいておりません。同様の提案を9月3日に、実際に車イスを使っている市民グループが、市長に提案をしたというふうに聞いておりますが、その提案については、市長はどのように対応をなされるお考えなのかをお聞かせいただきたいと思います。

デマンド交通については、今までも何度か質問の機会をいただき、導入の必要性もさることながら、その難しさもよく見えてきたように思います。であれば、なおのこと、できるだけ早い時期に、さまざまな立場の人が集まって、勉強していくことが必要だと思います。特に車イスを利用する方にとっては、直接、わが身に関わることであり、例えば先進地から講師の方を受け入れて話を聞くとか、あるいはこちらから視察に出かけるとか、いろいろな形での勉強をスタートさせるべきではないかと思いますが、そういう計画があるのかどうか、伺います。

それから、もう1つ。そうした勉強会を含め、新年度から、つまり、これは来年の平成20年度ということでしょうか。市民、行政などで構成する検討会を組織するというのもお話しを聞いております。現時点で、その準備はどこまで進んでいるのか、お聞きしたいと思います。

特にその中で、市民として、その検討会に参加をする方、この方々は実際に車イスを利用している人だとか、あるいは高齢でバス停まで自力で歩いていけないという方々、こういう人たち、つまりデマンド交通の本当の利用者として想定できる方々が万遍なく、検討会のメンバーに入ることができるのかどうか。そういうことも併せて、お考えを伺わせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

岡野淳議員のデマンド交通導入のための具体的な準備の進捗状況についての、ご質問にお答えいたします。

デマンド交通の導入については、既存の路線バスやタクシーなどとのそれぞれの役割を明確にすることが必要であるという考えを、3月の定例会で述べさせていただきました。デマンド交通も住民の重要な移動手段になりますので、公共交通機関であると認識しております。

市ではデマンド交通についての先進事例に関する資料収集を行うとともに、運行管理システムを開発した事業者からの説明などを受けたところであります。

先進事例では、商工会や民間団体などの熱心な取り組みや、学識を有する方々の協力などが成功につながっており、北杜市の場合も民間との協力体制が確立できるか、運行エリアや形態をどのようにするのか、経費負担をどうするのかなどが大きな課題であると思っております。

今後、利用する側の方にも参画していただき、デマンド交通を含めた検討会を立ち上げ、長坂において実施した状況の把握、さらにはデマンド交通についての勉強会等も併せて行い、導入に際しての問題、課題等を整理しながら、利便性のある交通手段を考えてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

岡野淳君の再質問を許します。

○2番議員（岡野淳君）

1点だけ、伺います。

先ほど、長坂の結果もというご答弁がありましたが、それを踏まえて、ぜひご検討をいただきたいんですが、確かに非常に広い北杜市でございます。いっぺんに全部のエリアをカバーしろといっても、これは土台無理だということは前もお話ししたかもしれません。ただ、モデルケースとして、できるだけピンポイントでもいいので、やってみるということが必要ではないかと思っております。それに対してだけ、市長のお考えをお聞かせください。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

昨日、ちょっと市民バスが、早々トラブルがあって、市民にご迷惑かけて申し訳なく思いますが、その市民バスの新しい運行形態に基づいた実績等々も検証する必要があると思えますし、今、岡野議員ご指摘のとおり、北杜市はエリア的にも大変広い、そして合わせて山の山村であるかもしれませんが、散るほうの散村でもあるという特徴がありますので、そんなこんなを実態をよく把握しながら、デマンド交通も考えてみる必要があるというふうな意味合いを込めて、先ほど答弁させていただきました。

いろいろの関係者からご意見を聞く中で、検討会も立ち上げながら、モデル的というお話がありましたけれども、これもなかなか、本音では難しいことでして、そのへんはよく議会も、いろんな議論でお分かりのことだと思います。

いずれにしても、市民の足を確保することは、たびたび答弁していますとおり、これから重要な北杜市の課題になるわけでありますので、デマンド交通も、そんな意味合いを込めながら、検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

次に関連質問を許します。

（ な し ）

関連質問がないようですので、以上で質問を打ち切ります。

これで2番議員、岡野淳君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。

再開は2時35分といたします。

休憩 午後 2時24分

再開 午後 2時35分

○議長（小澤寛君）

再開します。

次に市民フォーラム、12番議員、小林忠雄君。

小林忠雄君。

○12番議員（小林忠雄君）

今回、消防団の再編成と自主防災組織の取り組みについて、質問をいたします。

近年、日本海を震源とする大きな地震災害が発生し、特に直近では新潟県中越沖地震に見られるように、規模は極めて大きく、その被害は計り知れないほどの大きさであります。災害は、いつ起きるか分かりません。まったく予想は困難であり、今回は多くの住民が災害に遭遇し、人命を失い、住む家を失い、日常生活に必要な水道や電気などのライフラインの寸断は、日常生活を脅かし、特に高齢者については生活再建の目処がまったく立たないなど、途方に暮れている方々をメディアで見るたびに、大変お気の毒で慰めの言葉もありません。

今定例会にあたり、市長の所信表明の中に、9月2日に明野中学校校庭において、陸上自衛隊を含む市民多数参加のもと、大規模な総合防災訓練を行ったとの報告がありました。その中で、結びに災害に対する日ごろの訓練の重要性を強調されておりました。今後ますます重要になってくると思いますので、できる限りの反復訓練は必要であります。今後継続して、緊急事態に備えていただきたいと、こんなふうに思います。

さて、いつ起きるか分からない地震や火災、台風に伴う水害など、万一、発生した場合には、まず広域事務組合における常備消防により、火災や救急搬送に対応をお願いしているところがあります。また、そのほかに住民の中で組織されている非常時消防があり、災害発生時には身近であり、特に住民は頼りにしているところでもあります。

そこで、これら現状を含め、今後の対応について、以下2点について、お伺いいたします。

まず1つ目として、北杜市消防団の組織などに関する規則によりますと、第3条に編成の合計、これはイコール定員であります。2,116名となっております。先日、伺ったところによりますと、実人数は1,950名とのことでありまして、定員を166名下回っている現状にあります。この原因は、地区によっては極端に、団員資格のある若年層が他町村に移住してしまっただけで、現実には居住している団員の少ないのが現状であり、この傾向は過疎地域に顕著に表れていると思います。

また、この中で北杜市消防団の定員、任命、給与、服務などに関する条例の中に、第3条では消防団員は当該消防団の区域内に居住し、勤務する者と規定されております。名簿上は存在しておりますが、区域外に居住して、同時に居住地から離れた場所に勤務している方もおりますので、災害時には対応できないのが現実ではないかと、こんなふうにも見ております。

そこで、車の普及でかなり広域的に、万一の場合、集まれる交通網もできておりますので、組織の広域化を図り、消防団の再編成を考えると、ききえているのではないかと、こんなふうに思います。そうしますと、訓練などで、人員の関係で退団したくてもできない隊員もいるわけで、その要望は改善されるのではないかと、こんなふうに思います。

総合計画の中では19年から21年度にかけて、団員定数の適正化計画が示されております。そこで緊急の場合、ボランティア団体として、消防団のOB、または女性による婦人の組織も考えられますが、万一、そのようなときに、出勤したときに、事故が発生したとき、公務災害補償制度の確立も必要となってくると思いますが、この適用はできるのかどうか。このへんを伺いたいと思います。

2つ目として、災害時にはなんといっても、人命救助が第一であります。高齢化の進んだ地域においては、市民の所在を含めた状況把握が必要となってまいります。第1次総合計画の中に、地域防災体制の強化として、19年度には自主防災マニュアルの作成がありますが、その取り組み状況をお伺いしたいと思います。

いずれにせよ、市民の安全・安心のためには、市民と行政が一体となり、協働して、トータル的に、かつ真剣に取り組む必要があるのではないかと、こんなふうに、私は思うものであります。

以上で、質問を終わります。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

小林忠雄議員の、消防団の再編成と自主防災組織の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

本市の消防団員数は県下一であり、8分団、108部から編成され、各部の部員数も最小4名から最大40名とさまざまであります。このような状況の中で、消防団再編について、昨年度から北杜市消防団幹部会において検討を行っているところであり、さらに各分団において、団員による検討を重ねる中で、来年度中には消防団幹部会で部員の適正配置による部の統廃合、消防団OBの再入団、女性消防団員の確保等の方針を決定し、平成21年4月から新組織に移行することとしております。

また、消防団員の約7割が被雇用者である現状を考慮いたしますと、日中の消防活動は消防団や消防吏員OBの活用は不可欠であり、積極的に活用を図ってまいりたいと考えております。

補償制度につきましては、OBであっても消防団員に任命した時点で、公務災害補償の対象となりますので、現役団員と同等な補償が受けられますが、任命がない場合の事故につきましては、公務災害補償の対象外となります。

次に自主防災マニュアルの作成につきましては、現在、資料の収集や原案の作成を進めております。自然災害や火災など、各種災害への対応や自主防災の組織づくり等が主な内容となります。北杜市の代表区長会に諮り、ご意見や要望をお聞きする中で、年度末までに作成する予定であります。また、自主防災マニュアルにつきましては、来年度から自主防災会を単位とした説明会を計画し、市民に周知を図ってまいります。

以上であります。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

再質問はありますか。

小林忠雄君。

○12番議員（小林忠雄君）

ただいま、市長より大変具体的な答弁をいただきましたが、これからの地域を守るということは、自助、共助の中で、どうしてもしなければならないことでもあります。それで、この中で、特にこれからは、高齢化を迎えた本市にとっては区長、班長に代わった組織、自主防災の組織をつくり上げる必要があるのではないかと思います。それは具体的に言うならば、炊き出し班であるとか、あるいは情報連絡班であるとか、消火班であるとか、こういったことが今のOBの中にも出てくるのではないかと思います。

それから、特に先ほど高齢者と申しましたが、高齢者の救護班等は、特にこれは注意する必要があると思いますし、それから常に高齢者を常時確認しておく必要がある。どこの家にとどうだということを地図に落としてまでもするくらい、綿密にしておきますと、かなりそういう、災害が起きては困りますが、万が一のときには相当対応できるのではないかと、こんなことも、この計画の中に織り込んでいただければいいかなと、こんなふうに思いますが、このへんの考えをお答えいただければと思います。

以上です。

○議長（小澤寛君）

市長。

○市長（白倉政司君）

私たちのふるさととは、道普請に代表されるがごとく、いろいろな意味で助け合いだとか、自助・公助の間にある共助間は、歴史が経っても、今、この時代であっても強い地域であるというふうに、お互い自負できると思います。それがまた、消防団も、その典型的な活動だと思えますけども、今、小林議員ご指摘のような、防災マニュアルを含めて、分かっていることではありますけども、そういうマニュアルの中でも徹底していきたいと、こんなふうに思います。

以上であります。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

次に関連質問を許します。

（ な し ）

以上で、質問を打ち切ります。

これで12番議員、小林忠雄君の一般質問を終わります。

次に市民フォーラム、4番議員、篠原眞清君。

篠原眞清君。

○4番議員（篠原眞清君）

市民フォーラム、本定例会最後の質問となりました。持ち時間も11分少々、市長も安心なさって、ご答弁いただける時間帯かなというふうに思っております。

今回は、従前から質問をさせていただいています明野の処分場の安全性につきまして、新たな観点からの質問をさせていただきたいと、そんなふうに考えております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

この処分場問題、いろんな角度から安全性、あるいは地域に与える影響等について、るる心配をする住民の声を、この議場で質問という形でお話しをさせていただいてまいりました。今回、質問させていただく内容は、恐れていた事実が明らかになったということで、非常に地元の、従前からこの問題を、この処分場に関して心配している皆さんは驚きを持っている事態が発生をいたしました。

実は、明野のこの処分場の場所でございますが、表面上は扇状地でございますが、古くは黒富士火山噴出物、あるいは八ヶ岳火山噴出物、最近においては茅ヶ岳も火山でございますが、その噴出物が堆積をした扇状地でございます。

ところが、この処分場問題、地質的な部分で信州大学の副学長であります小坂先生、専門家をお願いして、処分場の界隈の地質の調査をしていただきました。その折、須玉町の東向、処分場予定地からは北西に位置する場所でございますが、斑山、通称、まんどり山といわれている山がございますが、この山にきたときに、その先生がこの山の岩石を調べましたところ、これが四万十層という、四国地方にある四万十層という、四万十川がございますね、あのへんに分布する粘板岩等からなる岩石でございますが、その層が、その斑山をつくっているということが分かりました。そして、それが明野のほうへ行きますと、一切、その四万十層なる岩石は一切ないと。たまたま明野で、今、温泉になっておりますが、その源泉をボーリングしたときに、そのボーリングデータを併せて、役場へ行って調べてもらいました、見せてもらいましたならば、地下500メートルのところに、その四万十層の岩石が表れた。要するに須玉町の東向きでは地表にある岩石が、明野へ行くと、500メートル落ち込んだ地下で発見された。

それをもって、地質の専門家である小坂先生は、これは何かある、要するに断層があるのではないかなという目星を付けられて、調査を進められた結果、斑山のふもとにあります塩川の河岸から須玉川方面に向けて、その断層の痕跡、断層の岩盤を発見されました。そして、それを延長でたどると処分場予定地の界隈を通り抜けると。さらに申し上げましたように、東向きで地表に出ている岩盤が、明野では地下へ落ちている。これは、大きな500メートルの落差があるということで専門的な研究をされて、その断層を発見されました。その断層につきましては、その後、調査を進めて、この夏、地質学会に学術論文として、提出がされておられます。

そういう状況を踏まえて、私たちはあの処分場に関する地震の問題を、非常に危惧しておりました。ところがつい最近、この建設工事が進んでいる、明野の処分場地内の地層から、過去の地震の痕跡を示す地層、火山性軽石層、通称、オレンジパミスが発見されました。この地震の痕跡である地層の液状化現象の研究者であり、関越地域地質研究所代表の大塚富雄理学博士は、過去に震度5以上の地震が少なくとも二度あり、さらに地滑りの痕跡もあったと指摘をしておられます。

この指摘に基づき、現在、進められている処分場建設差し止め裁判で、甲府地裁は平成19年7月27日付けで証拠保全の決定を行い、同年8月2日、処分場地内の液状化を示すオレンジパミスの地層について、証拠保全手続きを実施いたしました。ところが、この保全手続きにおいては、専門家が参加されず、写真とビデオの撮影のみが行われました。専門家が直接、確認・撮影したものではありませんので、この地元で心配する住民の方々の代表でもあります対策協議会は、環境整備事業団に対し、住民、事業者、双方の推薦する専門家による合同調査を申し入れいたしました。今現在、拒否をされております。

ところで、この現地調査を行った、先ほどの大塚理学博士は裁判所に提出した意見書の中で、次のように指摘をしております。

1として、地震動、地震の動きですね、地震動を原因とするとみられる液状化の痕跡が処分場予定地の内外に広範に認められる。

2番目といたしまして、液状化は少なくとも2回発生した。

3といたしまして、液状化は10万年以降に発生したものと結論されるが、10万年以降の現象は地質時代の上では、現在につながる、ごく最近の現象であるとみることが一般的である。

4といたしまして、現段階では液状化を起こした地震がどの断層の活動によるものかは推定することが困難であるため、今後、詳細な調査が必要である。

そして結論といたしまして、このような本件予定地に処分場を建設することは適当でないという意見を裁判所に提出しております。

そこで、これらの、今現在の状況、事実に基づいて、いくつか処分場の安全性について、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

まず1点目は、この裁判所の証拠保全の事実を北杜市が確認をされているのか。また、されているとしたならば、その安全性の確保に関する市の見解はいかかなものかを、まずお尋ねいたします。

次に2つ目でございますが、すでに、この処分場に関しては、山梨県、あるいは環境整備事業団との間で、基本協定や公害防止協定が結ばれております。その基本協定、平成17年12月21日に締結されました処分場にかかる安全対策、あるいは振興策について締結された、この最終処分場にかかる基本協定書の4番目の項目で、このように協定されております。県および

事業団は処分場を原因とする公害、または災害が発生したときは、生活環境の保全、または地域住民の安全を図るために、万全の措置を講ずる。これが4番目の項目でございます。

そして5番目で協定された内容は、県および事業団は自然災害により処分場が被害を受け、周辺に影響を及ぼすおそれが発生したときは、最優先にその対策を講ずるとあります。さらに公害防止協定の6条で、これは生活環境保全のための措置を謳った条文でございますが、北杜市は処分場を原因とする、生活環境の保全上の支障が発生するおそれがあると認められるときは、山梨県環境整備事業団に対し、その支障発生防止のために必要な措置を求めることができるものとする。

さらに8条で、立ち入り調査にふれておりまして、山梨県環境整備事業団は北杜市が地域住民の生活環境の保全を図るため、必要と認める場合は、市の職員および地域住民の処分場への立ち入り調査を受け入れるものとしている。地元住民の安全性を確保する責任がある市として、この協定に基づいて、どのような対応を事業団、あるいは県に行ったかをお聞きいたします。

3つ目でございます。山梨県の生活環境保全に関する条例、これは県の条例でございますが、この条例の第43条に、有害な物質が地下水を汚染することを禁ずる条文がございます。有害物質の地下浸透の禁止でございます。当然、この処分場へは有害物質が入るからこそ、管理型の処分場で水処理をしなくてはならない、そういう構造の仕組みになっております。大きな地震が発生し、ゴムシートが破れた場合には、当然のごとく大事な地下水が汚染されることは目に見える、火を見るより明らかでございます。この山梨県の生活環境保全に関する条例にも抵触する可能性がある、このことについて、市としてどのようにお考えかを、3つ目でお聞きいたします。

それから4番目といたしまして、廃棄物処理及び清掃に関する法律、あるいは施行令、またはこの処分場建設に伴う国の施行命令等に、この地震の痕跡が影響しないのか。その点をお尋ねいたします。

さらに事業団は専門家の調査を拒んでおりますが、私は、地元の安全性を確保する責任のある市としては、ぜひ専門家による詳細調査を行うべく、働きかけを事業団に行うべきと考えますが、市長のお考えを伺います。

それから最後に、このことに関する地元への説明はどのようになされたか。お尋ねをしたいと思います。

以上、6点にわたってのご答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

篠原眞清議員の、明野処分場の安全性についてのご質問にお答えします。

最初にオレンジパミスの確認についてであります。明野廃棄物最終処分場の建設地内に分布している軽石層については、現地で確認しております。明野処分場の建設地は、環境整備事業団による地質調査等により、安全性が確認されていると伺っており、市としても、こうした地質調査等により、処分場の安全が確認されておりますので、環境整備事業団が建設工事を進めていると考えております。

なお、安全性の確保については、行政としての責務であり、これまでも県および環境整備事

業団に対し、要請等を行う中で、公害防止協定の締結などを実現してきたところであります。今後においても、地域住民の生活環境の保全を図るため、安全性の確保に向けた努力を続けてまいり考えてまいります。

次に基本協定や公害防止協定書に基づく対応についてであります。基本協定や公害防止協定は、明野処分場の安全面に万全を期すため、安全対策等に関する必要な事項が定められています。明野処分場については、事業団による地質調査等により、処分場の安全性が確認されている中で、現在、建設工事が行われていることから、特に協定に基づく対応の必要はないと考えております。

次に山梨県生活環境の保全に関する条例への対応についてであります。この条例は公害、その他の生活環境の保全上の支障の防止等のため、事業活動等によって生ずる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下および悪臭について、工場や事業者などに対する規制措置等が定められております。現在、工事が進められている明野処分場については、この条例に定められた基準等にも考慮した上で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可を受けていると聞いております。

市としては、生活環境の保全上の観点から、今後も公害防止等に最大限の配慮がなされるよう、取り組んでいきたいと考えております。

次に廃棄物処理及び清掃に関する法律および施行令に抵触しないかについてですが、これらの法令に基づく明野処分場の許可権者は山梨県知事であり、市としましては抵触するか、しないかを述べる立場にはありませんので、答弁は差し控えさせていただきます。

次に専門家による詳細調査の要請についてであります。すでに環境整備事業団による地質調査等が行われており、安全性は確認されておりますので、市としては、あえて県、環境整備事業団に対し、調査等の要請を行うことは考えておりません。

最後に地元への説明についてであります。今後も建設の経過等も含めて、処分場に関する諸問題については、安全管理委員会等において説明されると思われ。地域住民が参加した安全管理委員会に適切に情報が提供され、工事が適切に行われているかの確認、廃棄物の搬入管理や水質調査など、処分場に関わる安全性の問題をチェックする中で、地元の皆さんの理解を得ながら整備が進められるよう、安全管理委員会の状況をしっかり注視してまいり考えてまいります。

以上であります。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

46秒、残っておりますが、質問ございますか。

篠原眞清君。

○4番議員（篠原眞清君）

今、答弁をいただきまして、私、率直に感じるんですが、地元の市長として、地元で行われている処分場の予定地に、専門家が地震の痕跡ありと明確に認める地層が出たという事実を私にお伝えして、それに対して、地元の市長としてどう考えるかを、まず1点お聞きしました。今のご答弁は、県あるいは事業団の言っていることを、そのままお答えになっているように私には聞こえますが、ならば、どなたか市の担当者が現地へ行って、この地層を確認しましたか。まず、お答えください。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

私も現地へ行って、見させてもらいました。

○議長（小澤寛君）

残時間、6秒です。

○4番議員（篠原眞清君）

その地層は、どんな感じでしたか。お答えください。

○議長（小澤寛君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

私みずからが軽石層の判断がつくわけではありませんが、説明を聞きながら、いろんな意味で県は県なりに専門家の意見を聞いて、その安全性を確認したという報告を聞いているわけでありまして、また率直に言って、あそこの軽石層が表土から5メートル、6メートルぐらいのところを中心に見えていましたから、そういう意味の処分場の埋め立て層の上層部でありますので、いわゆる地震をはじめとしたいろいろの災害等々については、一言でいえば、頭の上の揺れで済むだろうという、率直な印象はもちました。

時間もないから、答弁の時間は関係ないですけども、それが率直な思いです。

○議長（小澤寛君）

2秒残です。

篠原眞清君。

○4番議員（篠原眞清君）

今、表面にある地層だと、これはまさしく、その溝・・・。

○議長（小澤寛君）

0秒となりました。

以上で、打ち切ります。

以上で、質問を打ち切ります。

これで4番議員、篠原眞清君の一般質問を終わります。

次に公明クラブ、24番議員、内田俊彦君。

内田俊彦君。

○24番議員（内田俊彦君）

私は有資格者および労務職員の評価、賞与について。北杜市の未来の人材構築のために。災害時における地方公共団体と事業所間、ならびに民間団体の防災協力、連携の促進についての3項目、7点につきまして、質問いたします。

今、北杜市の現状を考えますと、1軒の家庭でいいますと、収入が減って、借金も多少増えてきて、そしてまた、支払いもなかなか難しいから買い替えをしたりして、いろいろな工面をしながら、財政の問題をなんとかしようというような状況のように、私は思うところであります。そんな中で事業評価、事業仕分け、指定管理、市場化テスト、公開制度の導入など、数々の取り組みをしながら、努力をしているということで認識をしております。

さて、北杜市の1日のスタートから考えますと、朝はゴミ収集車が走り、収集が始まり、また通勤、通学、市民バスが走り、スクールバスが走り、皆さんが働きに、または勉強にというふうに、そしてまた病院にということが、北杜市では日々、行われているというふうに、私は思っておるところであります。

それで、北杜市においては学校関係者、また保育園、病院、図書館等で市民への住民サービスと安心安全の業務に使命を感じ、職務を遂行されている方がたくさんいらっしゃるわけがあります。その中に有資格者の臨時職員、また有資格者の単労職員、資格はなくとも現場ではプロフェッショナルな方の職員がたくさんいられるように、私は思うところあります。

そこで、これらの職員について、私はなんらかの評価をすべきではないかというふうに思うわけがあります。評価することにおきまして、就労意欲が増しまして、これは北杜市にとって、いい状況になるというふうに、私は思います。そして、その評価に伴い、やはり評価をすることについては、賞与を与えるべきではないかということの、市長の見解を伺います。

これは私が思うのに、北杜市の人材がどうしても他の市へ行ってしまうたり、また移住してしまったりということが現実、私のまわりでもあったということでもあります。それはなぜかといいますと、逸材が北杜市にもいるわけですが、そういった方たちが、やはりいろいろな給与面とか、いろいろな待遇面で不満を持っていたというふうに私は思いますが、これは市長の見解を伺います。

2番目といたしまして、北杜市の未来の人材の構築のためにということで、質問をさせていただきます。

わが北杜市ですが、スポーツならびに文化活動は北杜市の活性化と人材育成、地域コミュニティの構築に効果が期待されるものであります。本市職員におかれましても、スポーツ指導者、また文化活動のリーダーとして、たくさんの方が活躍されており、うれしい限りであります。そこで、これは教育長になると思いますが、具体的にわが市の職員がどのような活動をされ、何名の職員が地域のスポーツや文化活動に携わっているか、伺います。

2番目として、スポーツであれ、文化活動であれ、職員の方が指導者をされている場合は、どうしても就労時間に、どうしてもいろいろな会議があったり、またいろいろな大会があったりということで、就労時間に影響を及ぼす場合が出てくるのではないかと思います。やはり、それは未来の宝を育てる、特にスポーツ少年団などの指導者においては、北杜市の未来を担う、そしてまた、指導者として帰ってくるかもしれないという、貴重な宝でございます。そういったことで、職員の指導者について、勤務時間における配慮は考えられるか、お伺いいたします。

3番目といたしまして、災害時における地方公共団体と事業所間、ならびに民間団体の防災協力、連携の促進について伺います。

実は平成17年12月に総務省、消防庁が災害時における地方公共団体と事業所間の防災協力検討会というので、報告書があります。この報告書によりますと、平成17年4月、尼崎市において発生した列車事故では、発生直後から業務を一時停止して、社長をはじめ従業員一同が所有する資機材を活用し、被災者の救出、救助活動にあたった事業所があるなど、災害時における事業所の防災協力の重要性が、改めて認識されることとなった。また、平成7年1月の阪神淡路大震災では6千名を超える尊い命が犠牲となったが、そのとき瓦礫の下から助け出された人々は2万5千人とも3万5千人とも言われており、その救出に当たって活躍したのは、地域の商店主や小規模事業者の方たちであった。尼崎列車事故や阪神淡路大震災での初期動の

救助・救出は地域の防災力を担う、このような方たちの活躍によるものであったといえる。大規模な地震の発生についても切迫性をもって語られる現在、災害時における地域防災力の強化は喫緊の課題となっており、消防団や自主防災組織の充実強化に努めているところであるが、今後、大規模地震等をはじめとする自然災害のみならず、今回の列車事故のような大規模事故、あるいはテロ事件等への地域の対応力を一層、強化するためには、地域に所在する事業所の防災協力活動が不可欠であると、検討の中に入っております。

今は、先ほど来、代表質問や、また一般質問の中で、防災の対応ということがたくさん質問されたところでありますが、簡単に言いますと、民間の方々にやはり一緒になって、これは防災に立ち向かっていかないと、いざという有事には、これは間に合わないということであるというふうに、私は思っております。

例えば、北海道稚内の例を挙げさせてもらいますが、これはFM稚内と防災協力を取り組んでおりまして、災害発生時における非常放送および緊急放送に関する協定というのを結んでおります。また宮城県では、災害支援目録制度を施行しまして、災害支援目録制度は平常時企業等（団体を含む）が提供可能な物資や人的支援を事前に登録し、それをリスト化することにより、災害時に県や市町村がリストをもとに、登録企業等に物資や人的支援の要請を行うものがあります。

数々、こういう事例はあるわけですが、そこで本北杜市の問題になるわけですが、本北杜市にも当然、建設業の業者さん、また運送、また小売業、製造業、またFM放送局もあります。こういった中で、市内の事業者と初期段階における防災協力体制はとられているか。また、これ、数々の当然、民間団体もありますし、民間団体には大きなホールを持ったところもあります。当然、耐震に優れた建物を持ったところもあります。そういった民間団体とも同じく、とられているでしょうか。また2番目として、とられている場合、何社、何団体、またその内容について伺います。

次に、また3番目としまして、今後の協力体制の方針について、市長に見解を伺います。

以上で質問を終わりますが、私の今回した質問は、特別、国がこういう支援があるとか、県にこういう支援があるとか、そういった類の質問ではございません。予算がかかるか、かからないか、これはいろいろあるわけですが、私は昭和36年生まれでして、ちょっと変な話になりますが、この年、武田節が生まれたそうでございます。武田節の中の一説には「おのおの馬は飼いたるや」という1番がございまして、これはやはり、北杜市の職員の人材を守ることが私は1つであり、2番目として「人は石垣 人は城」とあります。これにはやはり、北杜市の未来の人材、そして今いる人材を育てていくことが大事なと思います。そして3番には「おのおの京を目指しつつ」とありますが、これは立派な北杜市、京を目指すべきだと私は思っておりますので、市長のご答弁をお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

内田俊彦議員のご質問にお答えいたします。

最初に有資格者および労務職員の評価、賞与についてであります。

新たな公務員制度改革の推進により、国や先進自治体では、新しい人事評価制度の試行を行っているところであります。北杜市におきましても、公平性、客観性、透明性、納得性、信頼性の高い人事評価制度の構築に向け、担当職員の研修等の準備を進めております。現在、事務や労務に従事する臨時職員等につきましては、資格のあるなしを問わずに合併以来の賃金水準で雇用しておりますが、今後、民間企業や他市の状況を調査した上で、賃金および特別賃金を見直す考えであります。また、臨時職員の評価および、その賞与等への反映につきましては、正職員への人事評価制度の進捗状況を踏まえながら、検討してまいります。現場の声としても、臨時職員をはじめ、職員確保対策の上からも前向きに考えていきたいと思っております。

次に災害時における事業所や民間団体との防災協力、連携の促進についてであります。本年3月に、北杜市消防団協力事業所表示制度を制定しました。株式会社 スリオンテック小淵沢工場は事業所内に自衛消防隊を有し、災害時には消火活動や物資の提供も可能なことから、8月に協力事業所の第1号として、認定したところであります。山梨県内におきましても、初めての認定とのことであり、今後数多くの事業所が、消防団協力事業所の認定が受けられるよう、啓発に努めてまいります。

また、豊かな自然や景観を有する北杜市は、多数の観光客が訪れており、交通機関が被災した場合は、一時的に滞留する旅行者が想定されます。このため、北杜市観光協会やホテル、旅館などと連携し、宿泊施設を避難場所として使用できるよう、協議してまいりたいと思っております。

民間団体との防災協力といたしましては、本年4月に特定非営利活動法人 八ヶ岳コミュニティ放送と災害時における放送要請に関する協定を締結しましたので、災害に関する予報、もしくは警報等の緊急放送を行うよう、要請できることになっております。

その他につきましては、教育長から答弁します。

以上です。

○議長（小澤寛君）

教育長。

○教育長（小清水淳三君）

24番、内田俊彦議員の質問にお答えいたします。

北杜市の未来の人材構築について、いくつかの質問をいただいております。

最初に地域のスポーツ、文化活動への参加の状況についてであります。北杜市職員には選手として、市体育協会において活動している者や各種目別のスポーツクラブに所属して活動している者も多数おります。また指導者として、スポーツ少年団の認定指導者の資格を持ち、地域の子どもの指導を行っている職員は、現在、職員として29名おります。

また、地域においてはソフトボールやバレーボール等の地域におけるスポーツ活動に対して、多くの職員が関わっております。また、文化活動においても、市文化協会の部員として創作、音楽活動をしている職員、個々に絵画や書道等に関わって活躍している職員もおります。これらの活動にはさまざまな対応があり、このための調査は行っていないため、具体的な活動人数は把握しておりません。

次に勤務時間における配慮についてであります。スポーツ活動や文化活動を通じての、地域コミュニティ構築のため、北杜市職員も地域住民の1人として、積極的に活動に関わることも大切なことだと思います。

しかしながら、北杜市職員としての職務を行うことが、職員としての最優先の責務でありま

すので、特にスポーツ指導者等として活躍が勤務時間内に必要な場合は、年次有給休暇による対応としております。また、こうした場合に担当職務に支障が生じることがないように、職員相互の協力体制を一層強化し、スポーツや文化活動等に積極的に職員が参加できる環境づくりを行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君の再質問を許します。

○24番議員（内田俊彦君）

再質問を行います。

まずはじめにですが、災害時の地方公共団体と事業所間、ならびに民間団体の防災協力について、お伺いいたします。

先ほど、うれしいことに1社は認定されたということで、協力を得られると。また、これは今後、進めていくと。また先ほど、私が例に挙げましたが、FM局とも、本年4月、協定されているということで、どちらかという、最初の間口に入っているのかなというふうに私も感じたわけでありますが、やはり、これは多くの事業者に啓蒙をいたしまして、どのような物品があるのか。また、小売店にもどのようなものが提供できるのかということについては、あらかじめの調査、また財調等の作成をしながら、有事に向かっていくというふうなことが懸命だと思いますが、そういったお考えがないか、お伺いいたします。

時間もありませんので、すべて一連の中で質問させていただきます。

北杜市の未来の人材構築のために、教育長から答弁があったわけですが、その中で具体的に何名の職員という中でお聞きしたところ、指導者については、認定の指導者が29名と、これは認定されている指導者でしょうから、ほとんど土日、またあらゆる時間を通じて指導している方が29名いたということで、これは喜ばしいことだということではありますが、もう少し深く下げて、調査をしていただきたいなど。そして、その中で、職務第一ということで、これは社会人である以上、私も職務は第一でいくべきだというふうに、私も思っております。

年次有給休暇を使いながらということではありますが、この協力体制を一層強化するという抽象的な、さっき答弁でございまして、これはどういうことかと。どういうふうに協力体制を強化していくのかということについて、教育長に答弁をいただきたいと思っております。

また、この有資格者および労務職員の評価、賞与についてでございますが、先ほど市長のほうからは、簡単に言うと民間企業や、また、その職種、仕事の内容によって、今後、検討していくというようなことで、職員の確保をしていきたいと答えられたわけですが、やはりこれも、では、いつまでにやるとか、どういったふうにやるという具体的な明記がございませんので、それについてもお伺いいたします。

以上3点、よろしくお伺いいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

小清水教育長。

○教育長（小清水淳三君）

指導者の関係のほうの質問について、私のほうからお答えをさせていただきます。

先ほど、認定指導者は29人という答弁をさせていただきました。それ以外に市役所の職員として、認定登録はされていませんけども、職員としては41人の関係者が、職員がスポーツ少年団、あるいは体育活動、あるいは文化活動、子どもさんたちの。そうしたものに、指導者という立場の中から、認定は受けていないけども、活動している職員が41人おります。

それから協力体制の強化ということなんですが、これはご案内のように、それぞれ今、行政の、本当に正直なところ、業務がいっぱいでございます。そのような、議員の皆さんもご理解いただけたらと思います。

その中で、指導者が大会に参加する、あるいは遠征に行くというふなときには、どうしても認定指導者は当然、あるいは認定指導者でない、先ほどを含めました41人の職員の指導者もときと場合によれば、それに参加することもございます。そうしたときの、その職員の有給休暇の取りやすい係ごと、課ごと、そうした横の連携をとるがために、早めに予定表、計画表を担当課長、あるいは担当部長、部局長、そうしたところへ計画を挙げていただきます。そうしたときに、その課で、あるいはその担当の係で、それぞれの職員が指導に当たる職員の有給休暇の取りやすい協力をしていくと、事務を、業務を他の職員が、市民に対して支障のないように、お互いに都合、融通をつけるというふうなことを、常にその都度その都度、早目早目の計画を出して、それぞれの日程をつくっていただくというふうな計画で、私のほうから、協力体制の一層強化という言葉を使わせていただきました。よろしくお願いたします。

○議長（小澤寛君）

総務部長。

○総務部長（坂本伴和君）

それでは、地元企業の協力体制につきまして、答弁をさせていただきます。

スリオンテックの小淵沢工場が第1号の、協力事業者の表示制度ということで、認定を受けていただきました。地元の企業にも数多くの消防団の団員が勤務しておりますし、また危険物等々を取り扱う企業におきましては、消防法に定められました、さまざまな消火防災機器を備えている企業もございますので、消防団の再編とあわせまして、社員の出勤、また企業等に、この消防団の協力事業所の認定を受けていただくように、働きかけをしまいたい。また、災害の際には、当然、先ほど申し上げましたように、消防団員も数多く勤務しているものですから、その点の協力を合わせてやっていただけるように、要請をしまいたいと考えております。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

次に関連質問を許します。

○24番議員（内田俊彦君）

議長、答弁漏れがあります。

○議長（小澤寛君）

それでは、答弁を求めます。

パーフェクトをお願いします。

○総務部長（坂本伴和君）

失礼をいたしました。

臨時職員の賃金の件でございますが、市長、先ほど、早急に検討したいということでござい

ますが、事務段階では現在、検討に入っておりまして、合併以来、そのままの賃金で、現在きております。ただ、有資格者の方とか、現在、調査を行っておりますので、来年度、平成20年度の賃金体系には、これを反映していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

次に関連質問を許します。

（ な し ）

以上で、質問を打ち切ります。

これで24番議員、内田俊彦君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は3時45分といたします。

休憩 午後 3時32分

再開 午後 3時44分

○議長（小澤寛君）

再開します。

次に公明クラブ、20番議員、小尾直知君。

小尾直知君。

○20番議員（小尾直知君）

大きく2点に分けて、質問をいたします。

はじめに企業誘致について、質問いたします。

県内から製造拠点を移転する企業が相次いでいます。半導体液晶製造装置大手メーカーや電子部品メーカーなどが青森、岩手などへ、生産力をシフトしています。理工系を中心に、山梨では人材確保が難しいとの現実が背景にあると思われます。

県は企業誘致の際の、首都圏へのアクセスをセールスポイントにしてきましたが、なお流通システムが発達し、海外の取引先も増えると、企業側の価値観が変わってきました。技術を担う人材供給面で、理工系の人材を排出する山梨大学工学部は、去年は490人の卒業生のうち、約260人が就職しましたが、県内へは28%に留まっております。県外からの学生が多い事情があると思いますが、県内企業には物足りないと思われます。

一方、高卒の就職者は全体の88%が県内を選んでいるが、需要に応じきれていないのが現状だと思います。これを見ても明らかのように、人材確保と人材育成が急がれるのは、現状ではないかと思えます。これを受けて、県では10月から産学官の代表で、雇用構造改善検討会議を立ち上げ、来年度の施策に反映させるとしております。

こういった状況を踏まえまして、本市の以下の点について、質問いたします。

本市の現状はどのようになっているのか、お伺いいたします。

2点目は今後の展望として、市長の戦略、またトップセールスの現状について、お聞かせをいただきたいと思えます。

もう1つは、市内の未活用地がどのくらいあるか。場所とか広さとか、見込みがあるのか、ないのか。この点も併せて、お願いしたいと思います。

大きい2点目は、大規模電力供給用太陽光発電施設について、お伺いいたします。

日本における太陽光発電は、個人住宅など、小規模な設備の導入が進んできましたが、今後、導入量を増加させるためには、発電所規模の大規模な施設が必要不可欠である。しかし、太陽光発電では出力が不安定であることから、大規模な太陽光発電システムを系統へ連携すると、商用系の系統に悪影響を及ぼすことから、今回、北杜サイトと稚内サイトでその実証研究を、さまざまな種類の先進的太陽電池等による、2メガワット級のシステムを構築し、系統連携時に悪影響を及ぼさない、システムの実現を目指すものと理解しております。

これらをもとに、1つ目として、先進的な、この太陽電池の種類、メーカー、これがどの程度あるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

もう1つは、施設がもたらす経済的効果の見通しです。観光産業に対する総額ですね、それともう1つは現段階で分かるかどうか分かりませんが、売電をした場合の金額的な総額をお知らせいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

小尾直知議員のご質問にお答えいたします。

企業誘致について、いくつかご質問をいただいております。

最初に企業誘致の現状についてであります。すでに立地した株式会社 オキサイドなど6社のほか、現在、農業関係法人のジェイバック、村上農園、日本農園の3社の須玉町および明野町への立地が予定されております。また、大泉町に山梨工場がある日本マイクロコーティング株式会社と合成ゴムなどの高分子化学メーカーである、J S R株式会社の2社が合併会社J Mエナジー株式会社を設立し、新たに工場を山梨工場の敷地内に建設することになりました。このJ Mエナジー株式会社では、急速充電や瞬間的なエネルギーの放出が可能でありながら、寿命が長い蓄電器の生産を来年8月から開始する予定であり、初期稼働時の従業員規模は50人を見込んでいます。また大変ありがたいことに、この会社は新会社ですので、本社も北杜市に位置づけてくれるということも、ことのほかありがたく感じているところであります。

次に市長のトップセールスおよび戦略についてであります。最近の企業立地における企業側の考え方としては、インターチェンジから10分以内の場所であること。すぐに建設工事にかかれること。土地が安いこと。そして行政が何をしてくれるかなどであるため、企業側の要求に対して、スピーディーに対応できる体制づくりが必要とされております。

そこで、私は誘致の話題になりそうな企業、情報入手等に対しては素早く表敬訪問し、北杜市への立地のお願いとPRに努めているところであります。

全国的に企業の誘致合戦が激しくなっており、誘致を成功させるには、行政がいかに支援策を講じながら、インフラ整備を含めた受け入れ態勢を整えられるかが、重要な要素であると考えております。今後も可能な限り、迅速かつ的確に誘致活動を行ってまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましても、企業の情報提供等のご協力を賜りますよう、お願いいたします。

次に大規模太陽光発電施設について、いくつかご質問をいただいております。

まず、先進的な太陽電池パネルの種類やメーカーについてであります。

本年度に第1期として構築する600キロワットシステムの種類につきましては、現在、国内外を問わず普及している単結晶型シリコン、多結晶型シリコン、アモルファス型シリコンの3種類であり、また先進的技術を有するものとして、化合物半導体、球状シリコン、リボンシリコンの3種類です。システム型として、高発電特性を有する追尾型および集光追尾型の2種類であります。これらは発電に用いる使用材料別の分別であります。さらにメーカーごとに発電効率、構造等、個々の特徴により細分化されております。

私にもよく分かりません。

次にメーカーについてであります。第1基600キロワットのうち、370キロワット分のパネル購入が済んでおり、国内で5メーカー、国外ではドイツをはじめ6カ国の9メーカーであります。また残る第1期分パネルは、NEDOの外部委員会により、特性評価を受けたのち、メーカー等が確定となります。

なお、パネルの購入および設置については、株式会社NTTファシリティーズで進めております。

次に施設がもたらす、経済的効果の見通しについてであります。

この大規模太陽光発電施設は、風林火山館に続く観光の目玉となる施設であり、環境創造都市北杜市を全国へ、また海外へもアピールできる最良の施設となりますので、エージェントなどへも積極的に誘客活動を行ってまいりたいと考えております。

昨夜、JTBの関係者と席を同じくしましたが、この事業に大変注目しておりました。さらに観光客のほかに、国内外の行政関係者や研究者や技術者等の視察も、相当多くなることが想定され、地域経済への波及効果は大きいものと期待しております。そのため市観光協会、商工会など、関係団体や集客施設と密接な連携を図りながら、観光振興、地域振興に努めてまいりたいと考えております。

また、太陽光発電やクリーンエネルギー関係の企業進出や市内の企業等への波及効果も、昨日もご説明しましたが、大いに期待するところであります。この太陽光発電施設は、実証研究終了後に北杜市へ無償譲渡されることになっております。北杜市営の発電施設として、管理運営していくこととなります。その際には売電が市の収入となり、市の財政にも貢献することとなりますが、現時点では売電単価等が未定であり、具体的な数値は申し上げることはできません。CO<sub>2</sub>削減の問題を含め、大きな期待を持てることは事実であります。

いずれにいたしましても、この太陽光発電施設を最大限活用できるよう検討してまいりたいと考えておりますが、市内の企業や事業者、また市民の皆さんにも、それぞれ波及効果を受けられるよう、知恵を絞っていただきたいと思いますと考えております。

その他につきましては、担当部長から答弁いたします。

○議長（小澤寛君）

産業観光部長。

○産業観光部長（植松忠君）

20番、小尾直知議員のご質問にお答えいたします。

企業誘致についてのうち、市内の未活用地についてでございますけれども、北杜市が抱えている用地といたしましては、白州町下教来石にある農工団地7ヘクタールと、それから市有地5カ

所、2.7ヘクタールおよび企業社有地1カ所、1.5ヘクタールでございます。現在、財産区または区有地、共有地等の代表者の方々に、企業誘致が可能な候補地の調査を行っておりまして、用地の確保に努めているところでございます。

企業誘致に当たりましては、企業側に対し、市内にある用地の選択数を増やすことが重要であることから、さらに有効な用地の確保と企業への誘致活動に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

小尾直知君、再質問を許します。

○20番議員（小尾直知君）

最初に申し上げましたが、非常に県内から東北のほうへ、全部ではないにしても一部が移転したりとか、やっぱりこれは人材不足と、こういう部分が非常にポイントになると思うんですが、この点について、市長のお考えを再度お伺いしたいと思います。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

私が申すまでもないわけでありまして、文字どおり、企業は人なりであります。そういう意味からすれば、今のご指摘のとおり、東京エレクトロンが仙台への流れがあるとか、トヨタ自動車も仙台へとか、もちろん全部ということではないですけど、部分的にですね。その背景を聞きますと、将来の少子化へ向かっての人材確保対策であるというお話しも聞いているところであります。私どもからすれば、企業誘致と併せて、人材の確保という問題は企業に協力しなければ、企業も困るわけでありまして。そういう意味からすれば、今回の議会でも提案しているUターン、Iターンを期待した企業ガイダンス等々も計画しておりますけれども、ぜひひとつ、こういう機会を通じて、また議員の皆さんもUターン、Iターン等々を含めて、北杜市の企業をアピールしていただければ、大変ありがたく思います。

合わせて、この前も、このような機会でお話ししましたが、シルバー人材活用型、あるいはまた団塊の世代の人たちをどうやって再就職、さらに頑張っていただくかということも、若者と併せて、必要な雇用対策ではないかという思いを持っています。そんな企業も見え隠れ、誘致でき得そうでありまして、大変うれしく思っています。ぜひひとつ、議員の皆さんもよろしくをお願いします。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

小尾直知君。

○20番議員（小尾直知君）

あと未活用地の件ですけども、観光部長のほうで調査ということではありますが、先ほど市長も言いましたように、インターに近いということになると、白州の場合はちょっと遠いと、道路整備がされない状態であれば遠いということも考えられると思うんですが、この点について、もう少し具体性を持って、もう1回、お願いしたいと思います。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

さっき、私が言ったとおり、企業立地の企業側の考え方としてみれば、インターチェンジに10分以内だとか、土地が安いことだとか、あるいはまた、即対応できますかと、こんなようなことが今、平均的に企業誘致にいくと、聞く言葉であります。しかし、北杜市はそれぞれの地域に特色があります。今、お話しの白州地区はインターから遠いではないかということですが、水はご承知のとおり、日本一のミネラルウォーターの里でありますから、水を材料とした企業も、これから大変、注目されると思います。それぞれの地域の特色を生かしながら、企業誘致を図っていきたいと思っているところであります。ご理解ください。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

次に関連質問を許します。

（ な し ）

以上で、小尾直知君の一般質問を終わります。

次に10番議員、植松一雄君。

植松一雄君。

○10番議員（植松一雄君）

白倉市長に有害鳥獣害軽減への取り組みは万全かと題しまして、質問をさせていただきます。

有害鳥獣による農作物等への被害は、年々増加の一途を辿っておりますが、特に本年度は地球温暖化による暖冬の影響などで個体数が著しく増加し、被害防除の自衛策も効果なく、耕作を諦めた放棄地が、随所に点在する状況であります。

目下の状況を回避すべく、平成17年の3月および6月議会で、北杜市鳥獣被害対策協議会設置の必要性を説き、同年12月に北杜市野生鳥獣害対策協議会が設置されました。その対策協議会は、本年も5月に開催されたとのことではありますが、その詳細にわたる情報は伝達されず、昨年に引き続き7月に実施されました鳥獣害対策講演会の参加者に一部が伝えられたのみであります。

被害軽減のためには、地域一丸となった取り組みが必要であります。その啓蒙は不十分と言わざるを得ず、耕作を諦めた放棄地と手入れのされない里山や河川敷が絶好の繁殖地となり、そこをテリトリーとした鳥獣がさらに増殖し、被害が増加するという悪循環に拍車がかかっております。特に白州地区におきましてはその被害が著しく、本年3月に地産地消優良活動表彰を受けました白州道の駅農産物直売所への出荷量にも、支障を来すような状況であります。

県でも特定鳥獣保護管理計画に基づき、個体数調整のための管理捕獲と併せ、鳥獣保護法に基づく有害鳥獣捕獲を実施するも個体数は増加の一途を辿り、被害は拡大し続けているのが現状であり、もはや頭の痛い問題であるでは済まされず、機構改革による鳥獣対策先端課の設置なども考慮すべきと思料いたします。

そこでまず、第1次北杜市総合計画における産業を興し、富める杜づくりの基本計画、実施計画での特色ある農林業の振興策と、耕作放棄地が増大する現状との乖離をどのように修正を図るのか、質問いたします。

次に被害防除の対策であります、各自の自衛策は当然のことながら、地域住民への啓蒙、餌場の回避、追い払いなど、複合的な対策と併せまして、今一番必要なことは、増殖した個体数を減少させることとあります。

被害農家は猟友会に駆除をお願いし、猟友会員は多忙の中、半ばボランティアで有害鳥獣の捕獲をしているのが現状であります、北杜市の有害鳥獣捕獲では許可申請者をＪＡ梨北として、猟友会員を従事者とし、知事の委任を受けた市長が審査ののち、ＪＡ梨北に許可と従事者証を交付、猟友会員はそれをＪＡ梨北から受け取って捕獲を開始するという、誠に複雑で迅速性を欠く仕組みとなっております。

市民が被害に困窮し、放棄地が増大する現況の中で、許可申請者となることができ得る地方公共団体、すなわち北杜市自身が許可のみならず申請者となり、現状を把握し、率先、垂範して被害防除にあたるべきであります。甲斐市では、行政が有害鳥獣捕獲の申請者かつ許可者となり、市民の負託に応えております。

また、サルの追い払いには長野県大町市はモンキードックで一定の成果を得ております。許可申請者を市当局とすること、およびモンキードック導入につき、市長の考えをお伺いいたします。

次に、捕獲に協力していただいている北杜市内の猟友会員は、わな猟免許者が５６名、鉄砲の第１種・第２種免許者が１３７名、実人数は１５０名であります、その年齢構成は３０代と４０代が１０名、５０代が４１名、６０代以上が９９名となっております。６０代、７０代の会員が６６％を占めているわけでございます。これからも駆除、捕獲が欠かせない現状を鑑み、会員の育成強化策は必要不可欠と思考いたします。

私も地域を守りたい一心で、今般、わな猟と装薬銃の免許を取得いたしました。今後、展望した猟友会員の育成強化につきまして、市長のお考えと具体策を伺います。

以上３点、質問させていただきます。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

植松一雄議員のご質問にお答えいたします。

有害鳥獣害軽減への取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

最初に、特色ある農林業の振興策と耕作放棄地が増大する現状との乖離の修正策についてであります。

現在の農業を取り巻く環境を考えたときに、確固たる解決策を見出すことは、非常に難しい状況にあります。本市は中山間地域であり、基幹産業は農業であります。しかしながら、農業者の高齢化や他産業比較による所得格差の拡大等により、農業で生計を立てる農家は激減しており、これらに起因する耕作放棄地の増加に歯止めをかけることは、非常に困難な状況にあります。

このような状況下、本市では優良農地の維持および遊休農地の解消策として、地域の集落営農を基礎とした、農業担い手組織の役割を支援してまいりました。個人農家のみでは、高齢化等による理由から永続的な営農に限界を感じ、必然的に担い手組織に頼らざるを得ない状況にあり、その組織は当然ながら地域密着型でなければなりません。この組織を中心に不作付け農

地への作付けや、地域特産化に向けた奨励作物の作付け推進を図っております。この結果、合併後2年半で18組織、7法人が設立されました。これらを北杜市のモデル組織と位置づけて、育成支援を行っていきたいと考えております。また、全市を網羅できる体制づくりとして、さらなる組織構築の準備を進めてまいります。

このほか、農業の新たな形態である一般企業の農業参入も重点的に推進してまいります。現在の事例として、明野、永井原地区に日本農園、村上農園の誘致を進めております。この2社のような資本力、経済力を持った一般企業等の農業参入に、積極的に取り組むことは企業が地域農業のパートナーとなり、農地の有効利用や地域雇用の促進など、地域活性化につながることを期待できるため、誘致活動をさらに進めてまいる考えであります。

個人、地域内組織、企業といった多様な担い手形態を構築することにより、農業の振興、耕作放棄地の発生抑止、ひいては野生鳥獣による被害防止に努めてまいります。

次に、いわゆるモンキードックの導入についてであります。

モンキードックについては、先進地である長野県大町市の取り組みが、全国的にも注目されているところであり、北杜市においても、今春、武川町内で実施されたサルの一斉追い払いでの猟犬の活用、大町市への視察の実施等を通じ、有効性について認識を深め、その導入可能について、検討を進めてきたところであります。

折しも、山梨県および長野県の市町村で組織する中部西関東市町村地域連絡軸協議会において、広域連携による鳥獣害対策に取り組むこととなり、鳥獣害対策犬の育成を実施することが決定したところであります。協議会においてはモデル犬の育成、飼い主の訓練講習会等を開催することとしており、北杜市としても、この機会を積極的に活用すべく調整を鋭意、進めているところであります。

なお、このことについては、10月の広報や地区回覧により、市民に深く周知を図っていきたいと考えております。

次に、猟友会員の育成強化についてであります。

有害鳥獣捕獲の重要な役割を担っている猟友会につきましては、会員数の減少や高齢化により、その活動が厳しくなっていくことは、近々の課題であると認識しているところであります。こうしたことから、猟友会の育成強化を図るため、活動支援交付金や捕獲奨励金による助成を実施しているところであり、今後とも活動の支援を継続してまいりたいと考えております。

また一方で、過去5年間に狩猟免許を新規に取得した者は、北杜市内で延べ50人にのぼり、潜在的な担い手も存在しているものと認識しており、猟友会におかれても、会員の確保など組織の強化に努めていただくことが望ましいと考えております。

捕獲活動は、長年培われた経験と技術が重要であることから、免許取得後の技術鍛錬や経験の積み重ね等についても、猟友会のご意見も伺いながら、必要な場合には対策を検討してまいりたいと考えております。

その他につきましては、担当部長から答弁いたします。

○議長（小澤寛君）

産業観光部長。

○産業観光部長（植松忠君）

10番、植松一雄議員のご質問にお答えいたします。

最初に、有害鳥獣対策の啓蒙についてでございます。

有害鳥獣に強い地域を創出するためには、地域による取り組みが不可欠でございます。その基礎となる知識の普及、啓蒙が極めて重要であると、現在、認識しているところでもございます。

このため、市では専門家を招いた講演会や地域単位での講習会を実施しているほか、パンフレットの市内全地区への回覧、広報ほくとへの獣害対策記事の連載、市ホームページの活用等を行い、広く市民に鳥獣害対策知識の普及を図っているところであり、これらの活動を引き続き、行ってまいりたいと考えております。

次に、有害鳥獣の捕獲許可制度についてでございます。

農作物等へ被害を及ぼす野生鳥獣の捕獲許可につきましては、鳥獣保護法に基づき、行われております。その具体的な許可方針等につきましては、山梨県有害鳥獣捕獲実施要領において、定められているところでもございます。同要領においては、法令の適切な運用や捕獲に伴う事故防止等の観点から、許可申請の審査方法や従事者の選任等について規定しており、許可対象者については地方公共団体、農協や森林組合等の、環境大臣が定める法人としているところであります。

北杜市としましては、同要領や山梨県の指導等を踏まえるとともに、農家の代表で営農指導等を行う農協が申請者となり、状況を把握し、行政との連携を図りつつ、自主防除対策等を進めることが、極めて重要であること。それから許認可制度のあり方といたしまして、許可権者と申請者は、可能な限り同一とならないことが望ましいこと。これらを勘案する中で、農林業被害にかかるものにつきましては農協および森林組合が、また人的被害が想定されるクマにつきましては、市が申請者となって有害鳥獣の捕獲を行っているところでございます。

なお、許可手続きの迅速化につきましては、農協担当者を対象とした獣害対策および許可申請説明会の開催、今年度から行われましたシカの有害捕獲許可の市への権限委譲、それから県へ要望してきました許可期間拡大の実現、これは1カ月から2カ月に拡大してございます。これらによりまして、これまで以上に迅速かつ柔軟な対応に努めているところであり、有害鳥獣捕獲の実施に、支障は来たしていないものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小澤寛君）

当局の答弁が終わりました。

植松一雄君、再質問を許します。

○10番議員（植松一雄君）

再質問させていただきます。

まず、市長に総合計画と現状との乖離につきまして、これは今、求められております食料自給率の向上、それから地産地消の促進のためにも、効果的な取り組みを進めていただきたいと思います。ただ、先ほどのお話しの中で、小規模農家が今、北杜市内の農家の大半でございませぬ。このへんにつきましても、ご配慮をぜひお願いしたいと、これは要望でございます。

それから次に有害鳥獣捕獲の許可申請者を現状のJA梨北以外に、北杜市とすることにつきまして、これは答弁いただきたいと思ひます。担当部長に答弁をお願いしたいと思ひますが、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、すなわち鳥獣保護法でございますが、これの第9条8項により、有害鳥獣捕獲の許可申請者となれますのは、国および地方公共団体のほか、環境大臣の定める法人、すなわち農協、漁協、森林組合でございます。したがいまして、北杜市が

許可申請者になる資格が十分ございます。先ほどのお話してございましたけれども、やはり、これだけ被害が増大している現状の中では、市が被害に困窮する市民や農地が荒廃する現状の中で、事務処理利用が例え増大しても、市が窓口となる。そして状況を把握して、迅速な対応をする、これが行政の役割であると思います。行政が市民と一緒に汗をかいて、明るい未来が展望できる北杜市を築く努力をすべきであると思ひまして、これにつきまして、再度、お答えをいただきたいと思ひます。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（植松忠君）

質問でございますけれども、当然、法律に基づきまして、先ほど、私も申しましたように、許可権者は地方公共団体、それから農協、それから森林組合、当然、国も含めてそうですけれども、当然、許可権者にはなれません。

先ほど、私、答弁の中でも申しましたように、許認可制度のあり方として、許可権者と申請者は可能な限り同一とならないことが望ましいという、1つの、これは許認可制度の根本というものがございます。その中で、特に農家の代表でございます農協につきましては、本来、獣害対策をする上におきまして、いわゆる地域だけではなくて、いわゆる農家に一番近い農協、いわゆるJAが営農指導の一環としても、当然、地域の農家の人たちとやっていかなければならないだろうと。そうすることによって、有害鳥獣駆除というのは、行政だけでは、なんら、これは進展しませんので、地域が合体して、連携プレーの中でやっていかなければできないと、私、考えております。

そうした中で、農協等も今現在は、弾薬といいますが、鉄砲の弾を、2,500円から3千円するものを、ほとんど、猟友会でも補助しているということ。それから、この前、4月3日から行われました農協の支店運営協力委員会、4月9日から13日間、北杜市内で行われましたけれども、その中で、質問の中で、農家の方々からぜひ、農産物を農協さん、守ってくださいと。ぜひ、有害鳥獣について、いろんな形でもって手伝ってくださいという質問がございました。これは広報梨北の6月号にも載っております。その中の回答で、実弾はJAが費用を負担しておりますということもいっておりますし、それから今後も鳥獣害に関する情報収集を徹底して行って、行政との連携により対応策を講じてまいりたいというふうな答弁もしております。

したがいまして、こういったことから、あくまでも行政だけではなくて、猟友会だけではなく、地域だけではなく、その行政、農協、地域、それから猟友会のボランティアの方々が一体となって、それで地域の中で有害鳥獣駆除をしていくと。そうしなければ、これはできないと思ひます。

ちなみに平成18年度、こちらに県内における鳥獣捕獲の状況というのがございます。県内、全部で28市町村ございまして、その中でイノシシ、サル、シカでございますが、北杜市がダントツ、県内で一番です。捕獲頭数は485頭。それから議員、指摘しました甲斐市でございますが、甲斐市は行政がやっているようでございますが、これについては9頭です。年間9頭。どういうことかといえますと、これで、うちのほうは、北杜市の場合は54倍も行っておると。これは極めて、農協等をとおし、森林組合等をとおし、地域と行政と猟友会が一体となった結

果と思いますので、ご理解を願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

植松一雄君。

○10番議員（植松一雄君）

再度、質問させていただきます。

本年の被害状況、個体数の増加状況からして、来年度の被害倍増が大変懸念されるところでございます。ただいま、部長からお話しがりましたが、この許可申請者につきましては、やはり行政当局が真正面から取り組んで、申請者となるということで、被害の軽減に臨んでいただきたいと思います。また、そのために、例えば担当課、現在は林政課が担当しておりまして、有害鳥獣、それから松くい虫対策、その他の林政事務を担当しているわけですが、もし事務量が増加するというのであれば、新しい、例えば有害鳥獣対策課というふうなものを設置するとか、あるいは現状の林政課の中で担当者の増員をすとかということ、対応できるんじゃないかと思いますが、再度、お考えをお伺いいたします。

○議長（小澤寛君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

植松議員には、議会のたびに鳥獣害の問題について、ご指摘をいただいておりますけれども、他の議員の皆さんも、まったく同じ思いだと思います。

これは参考まででありますけれども、高山植物保護協会の白幡会長のお話しによりますと、もうシカがカモシカのごとく、2,500から3千メートルぐらいまで上って食べているということで、南アルプスの高山植物も白根御池小屋から肩ノ小屋に登っていくところに、素晴らしい高山植物、花が咲いているところがありますけれども、あそこもシカに相当食べられてしまって、高山植物が絶滅の危機があると、こんなお話しでありました。そうするとまったく、「南アルプスを世界遺産に」も崩れてくるような感じもあります。高い山の話ばかりでなくて、私たちの市民の中でも、自分の家の野菜も作れない状況だと、こんなような悲鳴も聞いているところでありまして、シカ、サル、イノシシを含めた鳥獣害対策は、本当に頭の痛い、喫緊の話であります。もちろん自然との共生という問題もありますけれども、現状の悲鳴は一様ではないと、こんなような思いの中で、基本的にはやっぱり、頭数を減らさなければ、鳥獣害対策にはならないなという思いであります。

これから、いろいろ詰めていくわけありますけれども、先ほど部長、私の答弁にもさせてもらいましたけれども、猟友会だとか、今、お話し許可権者等々、いろいろ複雑なものありますけれども、基本的には頭数を減らすというような思いで、これから鳥獣害対策を積極的にしていきたいと思いますので、ご理解ください。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで10番議員、植松一雄君の一般質問を終わります。

次に34番議員、中村隆一君。

中村隆一君。

○34番議員（中村隆一君）

9月定例議会にあたり、一般質問をいたします。

後期高齢者医療制度の、来年4月からの実施の凍結と制度の全面的な見直しを求めることについてです。

はじめに、9月12日には所信表明直後の辞意表明という、前代未聞の政権投げ出しとなった安倍内閣。安倍政権そのものの破綻は、貧困と格差を広げた弱肉強食の構造改革路線に表れています。大企業、大資産家減税が行われ、大企業はバブル期を上回る空前の利益を更新し続けています。一方で庶民は相次ぐ医療、年金、介護などの社会保障改悪と増税に喘ぐことになりました。定率減税全廃による住民税増税は、全国各地で怨嗟の声が挙がり、この北杜市でも1週間に555件の、なぜ、こんなに上がったのかななどの抗議や問い合わせが、市役所に殺到しました。その結果、参議院選挙で構造改革路線ノーの審判が下されたのです。安倍内閣は政治と金の疑惑にまみれながら、一切説明責任を果たさなかった内閣としても、国民の記憶に残るのではないのでしょうか。

さて、本題に入ります。

政府は、医療機関は儲けすぎているから、医療保険制度が大変だと国民の不信感を煽ることで、診療報酬を削った結果、医師の労働は一層過酷となり、妊婦を受け入れる病院がない、産科・小児科が地域から消える医療崩壊を招きました。高齢者の負担増は現役世代にとって、将来のわが身です。小泉・安倍政権と続く社会保障改悪が浮き彫りにしたのは、国や大企業の負担だけ軽くなったという現実、福祉のためと導入された消費税は、法人税の減税などに消えただけでした。

医療・介護から軽症・軽度を排除するという考えが持ち込まれ、療養病床の削減、リハビリ日数の制限、介護保険の軽度者から車イスやベッドの取り上げなどが行われました。後期高齢者医療制度は、来年4月から始まります。後期高齢者医療制度は75歳以上の人、強制的に加入させられる医療保険制度です。今、加入している国民健康保険、共済組合、健保等から抜け、後期高齢者医療保険に加入させられます。障害者や寝たきりの人、人工透析患者は65歳以上から対象になります。

この制度の目的は1つ、高齢者から確実により多くの保険料を取ること。2、高齢者医療を制限して入院や長期療養を困難にすること。3、保険料が払えなければ保険証も奪うというものです。所得が低く、病気が多いハイリスクな後期高齢者だけを集め、他の医療保険から切り離すことで、今後、医療費が上がれば、保険料の値上げか医療水準、診療報酬の引き下げかの二者択一を迫るひどい制度なのです。

現在、75歳以上の後期高齢者は全国で1,300万人、全人口の10.1%。山梨県では、9万4,600人、10.6%。この北杜市では7,609人、15.3%といわれます。まず、これまで支払った国保や健保の保険料に代わって、新たに後期高齢者医療保険料を徴収されます。厚生労働省の試算では、保険料は年金収入が年間208万円の人を基準に、月平均6,200円です。月1万5千円以上の年金受給者からは、保険料が年金から天引きされます。今回の制度導入に併せて、65歳以上から74歳の年金生活者も国保料が年金から天引きになります。

次に問題なのが、厚生労働省は診療報酬の包括払いを検討し、高齢者の医療を制限しようとしていることです。何をやっても同じ額というのが包括払いです。病院や診療所からすれば、検査や手当などをやればやるほど、赤字になる仕組みです。病院に来ないでくれと断れる可能性が高まります。年齢で医療に差別を持ち込む制度は、世界にも例がありません。

さらに問題は、国保では70歳以上には禁止されてきた資格証明書が発行されるようになることです。1年間保険料を滞納すれば、資格証明書や短期保険証が発行されます。資格証明書では、病院の窓口で全額支払わなければなりません。滞納が生まれるのは、月額1万5千円未満のわずかな年金受給者です。低所得者ほど、医療を受ける権利が奪われることになるのです。この制度を知った、若い人の声は「うちのお袋は扶養家族だったのが別になる。そんなに年金をもらっていないのに」と心配していました。

以上、述べたように後期高齢者には早く死ね、姥捨て山保険といわれる制度です。私は来年4月からの実施の凍結と制度の全面的な見直しを求めるものです。

以下、この立場で5点質問いたします。

1. 来年4月からの実施を凍結すること。
2. 北杜市は現在、国保では資格証明書を発行していない県下15自治体に入っています。資格証明書を発行しないこと。
3. 減免制度を創設すること。
4. 国保に国保運営委員会があるように、後期高齢者医療保険にも運営協議会をつくること。
5. 市町村は後期高齢者にも年1回から2回、健康診断を実施すること。

以上5点を、北杜市として山梨県広域連合に申し入れることを求めます。市長、福祉部長の答弁を求めて、質問を終わります。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

中村隆一議員のご質問にお答えいたします。

後期高齢者医療制度について、いくつかご質問をいただいております。

最初に後期高齢者医療制度は、急速な少子高齢化による老人医療費の増加などにより、現在、各保険者の財政が厳しい状況にある中、来るべき超少子高齢化社会において、現在の国民皆保険制度の持続的かつ安定的な運営を確保するため、早急な対応が求められた上での制度であり、予定どおりスタートすべきものと考えております。

次に被保険者資格証明書の発行につきましては、制度の維持と被保険者間の負担の公平を図るという観点から、悪質な滞納者については資格証明書の発行は、やむを得ないものと考えております。

次に保険料の減免制度の創設につきましては、低所得世帯に対する保険料軽減措置や被用者保険の被扶養者であった方の激変緩和等の制度が設けられており、また山梨県後期高齢者医療広域連合においても、地域格差の特例として、不均一保険料や災害以外の減免対策が講じられる予定であります。

次に運営協議会につきましては、山梨県広域連合では県民の皆さんの意見を広く聞くことにより、適切かつ円滑な運営を図ることとし、被保険者等の代表者、医療関係団体の代表者、学

識経験者などで構成する山梨県後期高齢者医療懇話会を設置いたしましたので、その役割を果たしてくれるものと考えております。

後期高齢者の健康診断につきましては、広域連合では広域連合および市町村が行う事務と位置づけ、広域連合が市町村に委託することを決定しており、本市ではこれを受託し、これまでどおりに健診を実施してまいりる考えであります。

なお、健診における費用は被保険者の保険料に直接影響してまいりますので、年2回の実施は考えておりません。こうしたことから、ご質問の5点につきまして、広域連合に申し入れることは考えておりません。ご理解ください。

以上であります。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

中村隆一君、再質問を許します。

○34番議員（中村隆一君）

今、市長の答弁がありましたわけですが、地方自治体の任務、これは住民の福祉等、健康を守ることです。今の答弁では、市長の予想される、この滞納者、これがたくさん出くると。これが医療から制限されていくと、排除されていく、このへんの認識について、市長および福祉部長の見解をお伺いします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤原良一君）

滞納者への対応はというふうなことでございます。

このことにつきましては、ご質問の中で短期証の交付と、そのことに関してというふうに理解をいたしまして回答いたしますと、これにつきましては、すぐに資格証を交付するというものではございません。まず、滞納が出た場合には、短期証で対応します。そして、その短期証によっても、さらに納められないような悪質な人に対して、資格証を交付するというふうなことでございます。

そういったことでございまして、この制度を維持していく、今までの国保などの制度を見ながらも、やはり、こういったしっかりとした、当初に制度を確立していくことが、この制度を永續可能なものにするものだというふうに認識をしております。よろしく願いいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで34番議員、中村隆一君の一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は10月3日、午前10時に開会いたしますので、全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変、ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時42分

平成 1 9 年

第 3 回北杜市議会定例会会議録

1 0 月 3 日

## 1. 議事日程

平成19年第3回北杜市議会定例会（4日目）

平成19年10月3日  
午前10時00分開議  
於 議 場

### （決算特別委員会審査報告）

- |       |        |                                |
|-------|--------|--------------------------------|
| 日程第1  | 認定第1号  | 平成18年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定         |
| 日程第2  | 認定第2号  | 平成18年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定   |
| 日程第3  | 認定第3号  | 平成18年度北杜市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定     |
| 日程第4  | 認定第4号  | 平成18年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定     |
| 日程第5  | 認定第5号  | 平成18年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第6  | 認定第6号  | 平成18年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定   |
| 日程第7  | 認定第7号  | 平成18年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定    |
| 日程第8  | 認定第8号  | 平成18年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第9  | 認定第9号  | 平成18年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第10 | 認定第10号 | 平成18年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定    |
| 日程第11 | 認定第11号 | 平成18年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定    |
| 日程第12 | 認定第12号 | 平成18年度北杜市ケーブルテレビ特別会計歳入歳出決算の認定  |
| 日程第13 | 認定第13号 | 平成18年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定   |
| 日程第14 | 認定第14号 | 平成18年度北杜市明野財産区特別会計歳入歳出決算の認定    |
| 日程第15 | 認定第15号 | 平成18年度北杜市須玉財産区特別会計歳入歳出決算の認定    |

- 日程第16 認定第16号 平成18年度北杜市高根財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第17 認定第17号 平成18年度北杜市長坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第18 認定第18号 平成18年度北杜市大泉財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第19 認定第19号 平成18年度北杜市小淵沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第20 認定第20号 平成18年度北杜市白州財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第21 認定第21号 平成18年度北杜市武川財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第22 認定第22号 平成18年度北杜市浅尾原財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第23 認定第23号 平成18年度北杜市病院事業特別会計決算の認定  
( 常任委員会審査報告 )
- 日程第24 議案第83号 北杜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第84号 北杜市甲陵高等学校授業料、入学料及び入学審査料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第85号 平成19年度北杜市一般会計補正予算( 第3号 )
- 日程第27 議案第86号 平成19年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算( 第2号 )
- 日程第28 議案第87号 平成19年度北杜市老人保健特別会計補正予算( 第1号 )
- 日程第29 議案第88号 平成19年度北杜市介護保険特別会計補正予算( 第1号 )
- 日程第30 議案第89号 平成19年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算( 第1号 )
- 日程第31 議案第90号 平成19年度北杜市下水道事業特別会計補正予算( 第1号 )
- 日程第32 議案第91号 平成19年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算( 第2号 )
- 日程第33 議案第92号 平成19年度北杜市白州診療所特別会計補正予算( 第1号 )
- 日程第34 議案第93号 平成19年度北杜市ケーブルテレビ特別会計補正予算( 第1号 )
- 日程第35 議案第94号 平成19年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計補正予算( 第1号 )
- 日程第36 議案第95号 平成19年度北杜市浅尾原財産区特別会計補正予算( 第1号 )
- 日程第37 議案第96号 工事請負契約の締結について

- 日程第 3 8 同意第 2 号 大泉恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第 3 9 同意第 3 号 内山の内十二山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第 4 0 諮問第 2 号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 追加日程第 1 細田哲郎議会運営委員長の辞職勧告決議案の件
- 追加日程第 2 内田俊彦議会運営委員の辞職勧告決議案の件
- 追加日程第 3 選挙第 6 号 牛ヶ馬場恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙について
- 追加日程第 4 選挙第 7 号 大内窪外壱字恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙について
- 追加日程第 5 選挙第 8 号 奥野山恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙について
- 追加日程第 6 発議第 4 号 日豪 E P A 交渉に関する意見書の提出について
- 追加日程第 7 請願第 4 号 請願の件「悪質商法被害を助長するクレジットの被害を防止するための割賦販売法の抜本的改正に関する請願」
- 追加日程第 8 請願第 5 号 請願の件「身体障害者に対する駐車禁止除外指定の基準から従前の対象者を除外しないよう求める意見書の提出を求める請願」
- 追加日程第 9 発議第 5 号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書の提出について
- 日程第 4 1 議員派遣の件
- 日程第 4 2 建設経済常任委員会行政視察研修報告
- 追加日程第 1 0 継続審査の件

2.出席議員（41人）

1番	野中真理子	2番	岡野 淳
3番	小澤宜夫	4番	篠原眞清
5番	五味良一	6番	小野喜一郎
7番	鈴木今朝和	8番	風間利子
9番	坂本重夫	10番	植松一雄
11番	坂本 静	12番	小林忠雄
13番	中嶋 新	14番	保坂多枝子
15番	利根川昇	16番	中村勝一
17番	宮坂 清	18番	坂本 保
19番	千野秀一	20番	小尾直知
21番	渡邊英子	22番	小林元久
23番	林 泰彦	24番	内田俊彦
25番	篠原珍彦	26番	内藤 昭
27番	小林保壽	28番	坂本治年
29番	古屋富藏	30番	茅野光一郎
31番	浅川富士夫	32番	田中勝海
33番	秋山九一	34番	中村隆一
35番	清水壽昌	36番	秋山俊和
37番	細田哲郎	38番	渡邊陽一
39番	小澤 寛	40番	鈴木孝男
41番	浅川哲男		

3.欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(25人)

市長	白倉政司	副市長	曾雌源興
総務部長	坂本伴和	企画部長	福井俊克
保健福祉部長	藤原良一	生活環境部長	柴井英記
産業観光部長	植松忠	建設部長	相吉正一
教育長	小清水淳三	教育次長	小沢孝文
監査委員事務局長	藤原宝	農業委員会事務局長	新海敏生
明野総合支所長	八代忠夫	須玉総合支所長	内藤歳雄
高根総合支所長	白倉民雄	長坂総合支所長	植松本
大泉総合支所長	小池光和	小淵沢総合支所長	進藤幸夫
白州総合支所長	原哲也	武川総合支所長	三枝基治
総務部参事	中澤卓夫	総務課長	赤岡繁生
財政課長	平井敏男	政策秘書課長	細川清美
会計管理者	堀内誠		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3人)

議会事務局長	小松正壽
議会書記	岩波信司
”	浅川輝夫

再開 午前10時00分

○議長（小澤寛君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は41人です。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、報道関係者から撮影の申し入れがあり、これを許可いたしましたので、ご承知願います。

お諮りいたします。

お手元に配布いたしました議事日程のとおり、日程の変更および追加をいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、お手元に配布いたしました議事日程のとおり、日程の変更および追加をすることに決定いたしました。

○議長（小澤寛君）

日程第1 認定第1号 平成18年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定から日程第23 認定第23号 平成18年度北杜市病院事業特別会計決算の認定までの23案件を一括議題といたします。

本件につきましては、決算特別委員会に付託しておりますので、決算特別委員長から審議の経過と結果についての報告を求めます。

決算特別委員長、渡邊陽一君。

渡邊陽一君。

○決算特別委員長（渡邊陽一君）

北杜市議会決算特別委員会委員長報告をいたします。

平成19年10月3日

北杜市議会議長 小澤寛様

決算特別委員会委員長 渡邊陽一

決算特別委員会は、去る9月19日の平成19年第3回北杜市議会定例会において付託された案件審査を、9月20日、21日、25日に議員協議会室において、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について、ご報告いたします。

1. 付託された案件は次のとおりです。

認定第1号 平成18年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定

認定第2号 平成18年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定

認定第3号 平成18年度北杜市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定

認定第4号 平成18年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定

認定第5号 平成18年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定

認定第6号 平成18年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定

認定第7号 平成18年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定

認定第 8 号 平成 18 年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定  
認定第 9 号 平成 18 年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計歳入歳出決算の認定  
認定第 10 号 平成 18 年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定  
認定第 11 号 平成 18 年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定  
認定第 12 号 平成 18 年度北杜市ケーブルテレビ特別会計歳入歳出決算の認定  
認定第 13 号 平成 18 年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定  
認定第 14 号 平成 18 年度北杜市明野財産区特別会計歳入歳出決算の認定  
認定第 15 号 平成 18 年度北杜市須玉財産区特別会計歳入歳出決算の認定  
認定第 16 号 平成 18 年度北杜市高根財産区特別会計歳入歳出決算の認定  
認定第 17 号 平成 18 年度北杜市長坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定  
認定第 18 号 平成 18 年度北杜市大泉財産区特別会計歳入歳出決算の認定  
認定第 19 号 平成 18 年度北杜市小淵沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定  
認定第 20 号 平成 18 年度北杜市白州財産区特別会計歳入歳出決算の認定  
認定第 21 号 平成 18 年度北杜市武川財産区特別会計歳入歳出決算の認定  
認定第 22 号 平成 18 年度北杜市浅尾原財産区特別会計歳入歳出決算の認定  
認定第 23 号 平成 18 年度北杜市病院事業特別会計決算の認定

以上、23 案件であります。

この審議過程においての、主な質疑を申し上げます。

まず認定第 1 号 平成 18 年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

18 年度の一時借入金はどのくらいかとの質疑に対し、18 年度は、一時借入金は借り入れしていない、小淵沢からの基金 13 億円を一時的に充てたとの答弁がありました。

次に公有財産の精査にどのくらい時間がかかるのかとの質疑に対し、財産に関する調書と固定資産税の課税データの中の市有財産とを比較すると、山林等にだいぶ差があるため、担当課、支所、財産区などを通して、できるだけ早く確認したいとの答弁がありました。

次に地方特別交付金は 18 年度で終了するが、19 年度はとの質疑に対し、補てん措置であり、19 年度は住民税に税源移譲されるとの答弁がありました。

次に不納欠損について、規定どおりに行われているかとの質疑に対し、地方税法の規定に基づき、個人 29 件、法人 15 社、合計 44 件を不納欠損処分したとの答弁がありました。

次に税以外の使用料等の徴収についてとの質疑に対し、機構的な問題もあるので、最良の方法を考えたいとの答弁がありました。

次に公用車の保有台数およびコピー機の台数は、適正かとの質疑に対し、公用車は消防車・マイクロバスを含み 366 台、コピー機は 16 台と支所に必要な台数を使用している。無駄にならないように管理、調整するとの答弁がありました。

次に広範多岐にわたる福祉に、繰出金が多いと一般行政ができないとの質疑に対し、制度が変わり予防重視となってきた、福祉の制度を維持していくためのもののご理解いただきたいとの答弁がありました。

次に第二仁生園へは約 5 千万円の補助金を出したのに、北杜市から入居していないようだが考えはとの質疑に対し、入居には本人が希望した上で、区分 3 以上の認定を受けなければならないとの答弁がありました。

次に扶助費が増大しているが、今後の見通しはとの質疑に対し、増える傾向にあるので、生

活保護認定区分など適正に管理、執行していくとの答弁がありました。

次にゴミの減量化、リサイクルは進んでいるかとの質疑に対し、ゴミの減量化に努めているが増える傾向にある。分別については周知・啓蒙を図っていききたいとの答弁がありました。

次に消費税還付金の内容はとの質疑に対し、峡北広域行政事務組合のゴミ処理特別会計の消費税申告について、税務署の指導があり5年間に遡って還付となったとの答弁がありました。

次に合併浄化槽設置に関わる水質検査についての質疑に対し、法定検査の実態把握と水質保全に努めていききたいとの答弁がありました。

次に農業振興費は約10億円だが、補助の効果はとの質疑に対し、組織の大型化を目指している。荒廃農地の復旧、大豆の生産、米づくりの推進と米以外の産地化、担い手づくりには効果が出ているとの答弁がありました。

次に住宅料の滞納者の退居についてはとの質疑に対して、悪質な滞納者については、12月までに要綱を作成し、対応したいとの答弁がありました。

次に神代桜の樹成回復費用の2千万円の内容はとの質疑に対し、車を近づけないための駐車場整備の費用であるとの答弁がありました。

次に、白州町鳥原平の県営畑地帯総合整備事業の約4千万円の市の負担分と内容はとの質疑に対し、すべて県の負担金であり、内容は文化財調査に関わる人件費であるとの答弁がありました。

また、18年度決算において財政指標等の資料、ゴミ処理について、他市等との比較、あるいは人口当たりどうか、分かるような資料を提出してほしいとの要望がありました。

次に認定第2号 平成18年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

国民健康保健調整交付金の国への返還計画と、その影響はとの質疑に対し、7年間で返還する。国民健康保険財政には、直接的には影響はないと考えているとの答弁がありました。

次に認定第4号 平成18年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

ふれあい広場の1,400万円の内容はとの質疑に対し、社会福祉協議会とJA梨北へ委託したもので、内容はミニデイサービスであるとの答弁がありました。

次に、貸与された電動車イスを引き上げられた人の見直しができないかとの質疑に対し、18年度の制度改正で決められた。ケアプランの中で、検討したいとの答弁がありました。

次に認定第6号 平成18年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

水道裁判の件で、18年度末でどのくらい還付したのかとの質疑に対し、全体の還付件数は2,092件で、5月31日までに1,277件を処理したとの答弁がありました。

次に石綿管の敷設替えの状況はとの質疑に対し、17年度末の延長が1万4,302メートルで、18年度に5,130メートルを施工した。22年度までに、計画的に施工していくとの答弁がありました。

次に認定第7号 平成18年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

今後の事業と公債費の見直しはとの質疑に対し、下水道事業は、維持管理については、今の料金体系で維持できるが、料金の見直しも含め検討が必要。また、簡易水道事業については、

今よりも5億円程度の収入がないと、一般会計からの基準外繰入額が抑制できないとの答弁がありました。

次に認定第23号 平成18年度北杜市病院事業特別会計決算の認定についてであります。

病院経営は、患者数等減って大変だがどうしていくのかとの質疑に対し、繰出金を減らし、一般会計になるべく負担をかけないよう、経営改善を行っていきたいとの答弁がありました。

次に甲陽病院の利用者の減った要因はとの質疑に対し、常勤医師が6人で、入院患者を受け入れる数が限られてしまう、医師と看護師の確保が必要との答弁がありました。

以上が、主なる質疑であります。

慎重審議の結果、認定第1号 平成18年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定、認定第2号 平成18年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定および認定第4号 平成18年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定の3案件は、起立採決の結果、認定すべきものと決定いたしました。

それ以外の20案件は、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（小澤寛君）

決算特別委員長の報告が終わりました。

これから会議規則第41条の規定により、決算特別委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって決算特別委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これから、認定第1号から認定第23号までの23案件に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

中村隆一君。

○34番議員（中村隆一君）

認定第1号 平成18年度北杜市一般会計歳入歳出決算書に反対する討論を行います。

反対理由を、これから2点について述べます。

その第1の理由は、憲法9条は人類の宝です。日本は平和憲法を生かし、平和外交に徹すべきです。アメリカに追随して、テロとの戦いに参加するのは誤りです。テロは世界中に広がり、戦争でテロはなくせないことは明らかです。

そんなとき、1.弾道ミサイル攻撃、2.ゲリラや特殊部隊による攻撃、3.航空攻撃、4.上陸・侵攻など、4つの類型を想定した国民保護計画作成委託費138万6千円が、9款消防費から支出されていることは認められません。

反対の第2の理由は、来年4月から実施が予定されている75歳以上の後期高齢者だけの保険制度は企業の負担、軽減の要求や日米の保険業界の圧力に屈したもので、高齢者に過酷な負担を強いるもので、元厚生労働省の局長も姥捨て山保険と言っているほど、ひどいものです。

年金問題、医療・福祉の切捨てでは、参議院選大敗の要因の1つになっただけに、舛添厚生労働大臣も低所得者の負担増を解消することを検討し始めたと、報道されています。しかし、一部手直しで国民の怒りがおさまらぬと思うなら、とんでもない間違いだと考えます。制度の凍結・撤回を求めるものです。3款民生費で後期高齢者医療事業費として、支出されているものについては、認めることができません。

以上を述べて、反対討論といたします。

○議長（小澤寛君）

討論を終結いたします。

これから、認定第1号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数であります。

よって、認定第1号は委員長の報告のとおり、認定することに決定いたしました。

これから認定第2号から認定第23号までの22案件を、一括採決いたします。

これら22案件に対する委員長の報告は、認定であります。

お諮りいたします。

これら22案件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、認定第2号から認定第23号までの22案件につきましては、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

○議長（小澤寛君）

日程第24 議案第83号 北杜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についておよび日程第25 議案第84号 北杜市甲陵高等学校授業料、入学料及び入学審査料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

本件につきましては、各常任委員会に付託しておりますので、各常任委員長から審査の経過と結果についての報告を求めます。

はじめに総務常任委員長、篠原珍彦君。

篠原珍彦君。

○総務常任委員長（篠原珍彦君）

平成19年10月3日

北杜市議会議長 小澤寛様

北杜市議会総務常任委員会委員長 篠原珍彦

北杜市議会総務常任委員会委員長報告書

総務常任委員会は、9月19日の本会議において付託されました議案審査を、9月27日に議員協議会室において、慎重に審査をいたしましたので、その経過および結果について、ご報告いたします。

付託された議案

議案第83号 北杜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について  
審査結果

この審査過程における、主な質疑を申し上げます。

青年海外協力隊やボランティア的な活動なども認められるのかとの質疑に対し、職務に関係

のあるものは認める。ボランティア休暇は、特別休暇で有給休暇となるとの答弁がありました。

事例があるから条例を改正するのか。また、休暇中の退職金等の掛金は市の負担かとの質疑に対し、職員からの希望もあり制度をつくることとした。また、掛金は市の負担であるとの答弁がありました。

研修等に参加した場合、レポート等の提出は必要か。また、その都度認める期間とはとの質疑に対し、無給であるので義務付けはしていないが検討したい。また、期間は2年以内と考えているとの答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり可決するものと決定いたしました。

以上、委員長報告を終わります。

○議長（小澤寛君）

これから、総務常任委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって総務常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長、秋山俊和君。

秋山俊和君。

○文教厚生常任委員長（秋山俊和君）

北杜市議会文教厚生常任委員会委員長報告をいたします。

平成19年10月3日

北杜市議会議長 小澤寛様

北杜市議会文教厚生常任委員会委員長 秋山俊和

文教厚生常任委員会は、9月19日の本会議において付託されました議案審査を、9月27日に議員協議会室において、慎重に審査をいたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告いたします。

1. 付託された議案

議案第84号 北杜市立甲陵高等学校授業料、入学料及び入学審査料条例の一部を改正する  
条例の一部を改正する条例について

請願第2号 後期高齢者医療制度に関する請願

以上、2件であります。

審査結果

この審査過程における、主なる質疑を申し上げます。

まず議案第84号 北杜市立甲陵高等学校授業料、入学料及び入学審査料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案については質疑・討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に請願第2号 後期高齢者医療制度に関する請願であります。

紹介議員から趣旨説明を受け、その後、国も流動的であり、中身を精査する必要があることから継続審査とする旨の討論があり、起立採決した結果、本案については継続審査すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（小澤寛君）

これから、文教厚生常任委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって文教厚生常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に建設経済常任委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長、坂本治年君。

坂本治年君。

○建設経済常任委員長（坂本治年君）

北杜市議会建設経済常任委員会委員長報告をいたします。

平成19年10月3日

北杜市議会議長 小澤寛様

北杜市議会建設経済常任委員会委員長 坂本治年

建設経済常任委員会は、9月19日の本会議において付託されました議案審査を、9月27日に議員協議会室において、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

1. 付託された案件

請願第3号 日豪EPA交渉に関する請願

以上、1件であります。

この審査過程における、主なる質疑を申し上げます。

請願第3号 日豪EPA交渉に関する請願についてであります。

紹介議員からの主旨説明を受け、その後、請願者はどのような団体かとの質疑に対し、環境保全や農林水産業の発展を図ることなどの活動をしているとの答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく、採択すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（小澤寛君）

これから、建設経済常任委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって建設経済常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

以上で、各常任委員長の報告に対する質疑が終了いたしました。

これから議案第83号および議案第84号の2案件を一括して、討論を行います。

討論はありますか。

（ な し ）

討論ないようですので、討論を終結いたします。

これから、議案第83号および議案第84号の2案件を一括して採決を行います。

本案に対する総務常任委員長および文教厚生常任委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

議案第83号および議案第84号の2案件につきましては、総務常任委員長および文教厚生

常任委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第83号および議案第84号の2案件については、総務常任委員長および文教厚生常任委員長の報告のとおり、可決することに決定いたしました。

○議長(小澤寛君)

日程第26 議案第85号 平成19年度北杜市一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

内容説明を求めます。

福井企画部長。

○企画部長(福井俊克君)

それでは議案第85号 平成19年度一般会計補正予算書第3号であります。お開きをお願いいたします。

1ページをお願いします。

平成19年度北杜市の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億2,251万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億5,129万5千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額、ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条、地方債の変更、追加は「第2表 地方債補正」による。

次のページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。歳入から説明いたします。

10款、地方交付税であります。1項地方交付税、内容につきましては、普通交付税を1億9,034万3千円の追加補正でございます。

続きまして、12款分担金及び負担金であります。150万円の追加補正。これは農業費の分担金、県単土地改良事業の分担金であります。

それから13款使用料及び手数料であります。1項の使用料であります。市営バスの使用料等でございます。103万8千円を追加するものであります。

それから14款国庫支出金であります。国庫支出金合わせまして、2億4,913万2千円の減額であります。1項の国庫負担金につきましては、児童扶養手当給付金の負担金であります。169万9千円の追加。それから2項の国庫補助金であります。減額の2億5,083万1千円。この内容につきましては、市町村合併推進体制整備費補助金の500万円の追加。それから、まちづくり交付金の2億5,950万円の減額等々でございます。

それから、15款県支出金であります。1,814万5千円の追加であります。1項の県負担金につきましては、社会教育費の負担金として、282万7千円の追加であります。2項の県補助金であります。1,531万8千円の追加補正であります。内容につきましては、主なものとしては合併浄化槽の設置整備費の補助金、それから県単土地改良事業費の補助金、鳥

獣害の保護事業の補助金等々でございます。

16款財産収入であります。22万8千円の追加補正であります。財産貸付収入となっております。

18款の繰入金であります。5千万円の追加補正であります。特別会計への繰入金として、老人保健特別会計、ならびに介護保険特別会計からの繰入金となっております。

20款の諸収入であります。雑入として883万1千円。内容につきましては総務費、総務課等の雑入でございます。

21款の市債であります。4億156万2千円の補正でございます。追加補正でございます。内容につきましては合併特例事業債、それから臨時財政対策債、それから借換債の追加補正でございます。合わせまして、歳入の補正額につきましては、4億2,251万5千円といたしまして、総額を281億5,129万5千円とする内容であります。

めくっていただきまして、4ページ、5ページ、歳出でございます。

2款の総務費であります。1項の総務管理費4,529万5千円の追加であります。この追加につきましてはバス再編に伴います運行費、それから公有財産の管理鑑定の委託料、後期高齢者のシステム関係の事業費として、4,529万5千円の補正でございます。

それから3款の民生費であります。1項、合わせまして1,359万5千円でございます。1項の社会福祉費、これらにつきましては行旅死亡関係予算と障害自立支援、あるいは地域生活支援事業費の増額補正となっております。2項の児童福祉費であります。集いの広場、それから児童扶養手当の追加として、659万6千円の追加補正でございます。

4款衛生費であります。5,246万5千円になっております。これにつきましては環境衛生費、それから合併浄化槽の設置費、し尿処理事業費の追加補正でございます。

5款の労働費であります。1項の労働諸費、これ、企業ガイダンス開催事業費として、54万円の追加補正となっております。

続きまして、6款の農林水産業費であります。1,860万円の追加補正でございます。1項の農業費として、1,500万円。これは特産農業物生産支援事業の費用でございます。また2項の林業費であります。鳥獣害対策費として360万円の追加となっております。

7款であります。商工費であります。1項の商工費、観光振興事業、リトリートの杜推進事業費であります。227万6千円の追加補正。

8款の土木費、合わせまして89万1千円の追加補正になりますが、4項の住宅費、これは住宅滞納整理事務費、それから防火施設整備事業費等、合わせまして439万1千円。それから5項の都市計画費につきましては、下水道特別会計への繰出金の350万円の減額となっております。

それから9款であります。消防費であります。退職消防団員報奨金の負担金、広域への負担金と合わせまして、2億5,043万6千円の追加補正となります。

続きまして、10款の教育費であります。合わせまして1,425万5千円の追加補正でございます。3項の中学校費につきましては、これはまち交の財源の更正でありまして、0円です。4項の社会教育費につきましては、公民館分館の下水道接続費、それからふれあい農道の埋蔵文化財の調査費等々の費用として、425万5千円の追加補正。5項の保健体育費につきましては、学校給食センター建設に伴います、旧穂足保育園の解体工事費1千万円を追加補正する内容であります。

12 款の公債費であります、2,416 万 2 千円を追加補正する内容であります。これにつきましては、借換債の関係で地域総合整備事業債の元金を償還する内容であります。

歳出合計、合わせまして4億2,251 万 5 千円。歳出の総額を281 億 5,129 万 5 千円とするものでございます。

もう1ページまくっていただきまして、6 ページであります、第2表 地方債の補正であります。

今回の補正につきましては、上にあります合併特例債事業債であります。これにつきまして、補正後につきましては、16 億 5,820 万円とする内容であります。2億4,660 万円の増額ということで、これにつきましては、まちづくり交付金関係で使用するものであります。

また、臨時財政対策債であります。これにつきましては、9 億 4,580 万円とする内容で、1億3,080 万円の増額補正であります。これにつきましては、交付額の決定によるものでございます。

また、先ほどからもお話ししておりますが、借換債につきましては、2,416 万 2 千円を借り換えする内容であります。

地方債の補正につきましては、総額、4 億 1 5 6 万 2 千円を追加いたしまして、33 億 9,576 万 2 千円とするものであります。

以上をもちまして、一般会計補正予算第3号につきましての説明とさせていただきます。

○議長（小澤寛君）

説明が終わりました。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は11時といたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時09分

○議長（小澤寛君）

大変、お待たせいたしました。

ただいまから、再開いたします。

ただいまお手元にご配布をいたしました、この一般会計の補正予算第3号に対する修正動議の、2枚目の右側の枠が印刷漏れをしてしまったということで、今やっておりますが、これがなかなか、微調整をしないと枠が入らないということで、今、印刷をしておりますから、これでひとつ、のちほど、また配布をいたしますから、これで議事を進めさせていただきたいと思っておりますが、ご理解をいただきたいと思います。

それでは、再開いたします。

本案については、鈴木今朝和君ほか7人からお手元に配布のとおり修正案が提出されております。

よって、修正案を本案と合わせて議題とし、修正案の提出者から説明を求めます。

野中真理子君。

○1 番議員（野中真理子君）

議案第85号 平成19年度北杜市一般会計補正予算（第3号）に対する修正動議の提出の理由および、その後に修正案の説明をさせていただきます。

原案には学校給食施設設備費として、1千万円の工事請負費が計上されております。これは新しい給食センターの建設用地確保のため、須玉町の旧穂足保育所を解体する費用です。現在、市が進めている新しい給食センターの規模は2千食であり、このセンターを造れば、現在、稼働中の長坂給食センターと合わせ、2カ所の給食センターで市内小中学校の給食のすべてを賄う体制、つまり今後の北杜市の子どもたちが食べる給食のあり方が決定されてしまいます。10年後に必要な食数に合わせた2千食の給食センターでは、当初の稼働率は低くならざるを得ません。真新しい給食施設が60%程度しか使われず、以降10年間は、施設に無駄な部分を持つことになるわけです。学校の統廃合や児童生徒数の動向に柔軟に対応でき、無駄のない計画で取り組むべきだと思います。

また、教育委員会が作成された資料に基づくと、須玉町の建設予定地から清里小学校への配送時間は31分です。配送30分、喫食まで2時間という基本的なルールが、通常の状態さえ守れないことになります。さらに冬場の道路凍結や、その他、さまざまな突発事項を考えれば、配送や喫食までの時間には、十分な余裕を持たせるべきです。広い面積を持つ北杜市ですから、この問題は非常に重要だと思います。

また、2千食の給食センター1カ所と1千食規模のセンター2カ所の建設費用の差額は1億円強と試算されます。市は厳しい財政事情を全面に出され、トータルでの建設コストの安さだけを言われていますが、一時的に大きな建設工事の費用がかかるのと、それが分散されるのと、どちらが財政上有利になるかについての、十分な議論はなされておられません。

また、これは市政全体の中で、何にお金を使うかの問題です。財政事情が厳しいとはいえ、これから行われる新しい事業もあるわけです。1億円強のお金を何に使うか。私たちはよりよい給食施設のため、北杜市の子どもたちのために、必要なお金をかけるべきだということを主張いたします。

以上の理由で、2千食の給食センター建設につながる旧穂足保育所解体費用の計上に反対し、修正動議を提出いたしました。

続きまして、修正案の内容の説明をいたします。

お手元に配りました、資料の2ページ目、別紙1をご覧ください。

(歳入歳出予算の補正)

「第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億2,251万5千円と追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ281億5,129万5千円とする」を修正し、「歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億1,251万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ281億4,129万5千円とする」と改めるものです。

第1表 歳入歳出予算補正について、修正個所の説明をいたします。

歳入につきましては10款地方交付税、1項地方交付税の1千万円を減額し、原案の1億9,034万3千円に対し、修正案では1億8,034万3千円といたします。これにより、歳入合計は原案の281億5,129万5千円が、修正案では281億4,129万5千円となります。

歳出につきましては10款教育費、5項保健体育費の1千万円を減額し、原案金額の1千万円から修正案では0円となり、歳出の合計はこれにより原案金額281億5,129万5千円が、修正案では281億4,129万5千円といたします。

続きまして、別表2をご覧ください。

歳入歳出補正予算事項別の修正箇所を説明いたします。

2の歳入についてですが、10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税の1千万円を減額し、原案金額の1億9,034万3千円を、修正案では1億8,034万3千円といたします。これにより、地方交付税の計は原案金額100億2,359万9千円が、修正案では100億1,359万9千円となります。

歳出につきましては10款教育費、5項保健体育費、3目学校給食費の1千万円を減額し、原案金額の1千万円が修正額では0円となり、これにより保健体育費の計は原案金額の6億4,682万3千円が、修正案では6億3,682万3千円となります。

以上で、説明を終わります。

○議長（小澤寛君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

（なし）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第85号および議案第85号の修正案は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第85号および議案第85号の修正案につきましては、委員会付託を省略いたします。

これから、討論を行います。

討論の順番について、ご説明いたします。

まず最初に原案賛成者の発言、それから2番目に原案反対者の発言、それから3番目に修正案反対者の発言、それから4番目に修正案賛成者の発言という順番になります。

まず、原案に賛成の発言を許します。

千野秀一君。

○19番議員（千野秀一君）

原案に賛成する討論をいたします。

私は昨年、3月議会において、設計予算を可決してある、この案件につきまして、それに伴う予定地上の不用物の撤去に関わる予算であり、この原案は必要だと思い、認めることで賛成といたします。

第2番目に、（仮称）北杜給食センター建設にあたっての議論は、文教厚生常任委員会において長い審議時間の中、市民の声も聞き、また請願により、整備検討委員会を設置、広く専門家、有識者、市民代表、議員の意見も聞き、執行が提出したものであります。安心・安全は無論のこと、厳しい財政状況を危惧する市民の思いを勘案した提案であり、評価するものであります。

よって、原案に賛成をいたします。

○議長（小澤寛君）

今回は、原案に反対者を。  
中村隆一君。

○34番議員（中村隆一君）

この前、整備検討委員会で答申が出されました。それに第5回検討委員会の討議資料を添付して、そして答申とするということで、この答申案については賛否が分かれていたものを、強引というか、そういう形で、2千食ということになっていったと。そして、そのほか2千食という規模で、問題がいろいろ、配送時間が基準どおり守れるのか。地産地消が推進できるのか。アレルギーの子どもたちにきちんと対応できるのか、いろいろと問題が出されていたわけですが、これらについては、すべて先送りにされていました。

また、穂足保育所の跡地に建設することについても、去年の候補地から学校までの距離と時間表、今年、出された時間表との間に相当、先ほどもちょっと話が出ましたが、高根清里小学校まで19キロ、31分。今回は、今年出たのは18キロ、26分と。こういうふうに変化が違ってくるわけですね。1キロの差で5分も違っているということで、本当に、これが実測値なのか、あやふやなデータが出されていたと。

また付け加えるならば、8月6日の議員全員協議会で、穂足保育園の解体費は1,500万円と見積もられて、議員に説明がありました。今回、補正予算では1千万円と、こういうふうになっているわけですが、説明のときの数字の信頼性というのが、あやふやなデータで、1,500万円というものが1千万円になると、このような理由から原案に対して、私は反対をいたします。

○議長（小澤寛君）

原案賛成者、小尾直知君。

○20番議員（小尾直知君）

原案に賛成討論をいたします。

平成18年3月定例会において、2,500食規模の給食センターの設計委託料が計上され、文教厚生常任委員会に付託、審議が行われました。いくつか疑問点が指摘されました。その内容は学校・PTAに説明がないこと。建設場所が決定されていないにもかかわらず、調査費ではなく、設計委託料が盛られていたこと。7名で構成される北杜市学校調理場運営委員会で、今後、検討を決定していくとの方針に多くの委員が反対し、はじめから検討委員会を立ち上げて審議・調査を行い、決定すべきものだとの意見が交わされました。結局、すぐには設計予算を執行しないとの内諾のもと、特に付帯条件もつけぬまま、文教厚生常任委員会で予算は認められました。

本会議でも予算は可決され、事実上、予算執行はできるわけではありますが、文教厚生常任委員会での意見を尊重し、学校・PTAの説明会の開催、学校調理場運営委員会での審議が行われ、まだ使える調理場は使い、老朽化した調理場から随時統合すべきなど意見が交わされ、教育委員会は2千食1カ所、平成28年までを見据え、平成23年の統合にはこだわらないとした。また、平成18年9月22日付けの、北杜市学校給食施設整備に関わる請願が採択されました。その後、既存調理場施設の耐久度調査が行われ、北杜市学校給食センター整備検討委員会が発足し、地域の代表、学識、公募、4名の市議員などのメンバーで、7回にわたる検討が行われ、その結果、配置については(仮称)北杜市学校給食センターと長坂学校給食センター

に統合するのが望ましい。建設候補地については、配送時間30分を含めた調理後2時間以内までの喫食に努めること。食育、地産地消に努めるなどの条件をクリアすることのできる公共用地が適当であり、早急な対応が望ましいでありました。

平成18年3月から約1年半にわたり、議論が交わされ、用地選定が行われ、設計予算が執行されました。最終的には2千食、1センターの建設、須玉・高根を一時統合とし、他の施設は平成25年から平成28年を目処に、また最長、平成33年までの問題のない施設は継続し、その後、2センターに完全統合となる計画であります。

北杜市は、つい先ごろまで1,009億円の公債発行残高があり、平成13年度から5年間で54億円の基金も取り崩し、弾力的な財政運用が難しく、財政状況は極めて苦しい状況であります。市民への、これ以上の負担は、なるべく回避すべきであると思います。児童生徒数の動向、須玉・高根の施設の老朽化、既存施設の有効活用、配送経路を鑑みると、旧穂足保育所跡地は(仮称)北杜市学校給食センター用地として、適していると思います。

以上の経緯、理由から原案に賛成いたします。

以上です。

○議長(小澤寛君)

次に反対者の発言を許します。

篠原眞清君。

○4番議員(篠原眞清君)

私は今回、提出されました一般会計補正予算、原案に反対の立場で討論させていただきます。

この給食センターの問題は、ただいま、それぞれの議員からご発言がありますように、1年有余の期間を経て、議論をされてきております。

子どもはこの問題に対しまして、当初から学校の統合というものを見据えた中で議論すべきものという主張をさせていただいてきております。私は、今日のこの場面では1点に絞って、お話しをさせていただきたいと思っております。

それは何よりも北杜市が今、喫緊の課題として、すべてのことに最優先して考えなくては行けない、財政、特に公債残高の減少を求め、その政策を最優先で行わなくては行けない。ですから、分かりやすく言うならば、市民のニーズに、要望に応じていくという、行政が持った使命を果たしつつ、しかし、その中で、今、北杜市が置かれている財政状況の理解を得て、さまざまな施策を実施していかざるを得ない。もっと分かりやすくいえば、できるだけ我慢をして、使えるものはできる限り使って、我慢をしていく、その体制の中で市政を執行していかなければならない状況にあるというふうに思っております。

ご案内のように、公債残高減少を目的とする適正化計画もすでに提出をされ、24年までは、できる限りの公債費の削減、新たな事業の縮小、凍結等も含めて、今すでに行われております。私は、この給食センターにつきましては、一見、今2千食の施設を造ることが、効率がいいように見えるようかもしれませんが、先ほど来、提案理由でもありましたように、実は、中身においては、使わないものを合わせて設置をしておかなくては行けない、今、使える施設をしっかりと使い切る。ただし、調査をした中で、早急に改善をしなければならない施設があることも、これも事実でありますから、それは最小限のものに留めて、今、この時点での歳出をできる限り抑える。そして給食センターが、求められる子どもたちの食育をはじめ、この地域の宝である子どもたちを、しっかりとサポートできるような体制、その理解も得る中で、進めてい

くことが、今、肝要ではないかなと、そういうふうに思っております。その観点におきまして、私は今回、提出されました、この給食センターの原案には、反対をいたしたいと考えております。

○議長（小澤寛君）

賛成者の発言を許します。

渡邊陽一君。

○38番議員（渡邊陽一君）

私が当時、文教厚生常任委員長をやっている間に、いろんな方からお尋ねをされました。早いところ、なんとかしてほしいと、現場の声は確かだと思います。

ところで、私たちが今、現状、現場を見てきたところ、冷蔵庫は駄目、これは駄目というふうな形で、大きな視野で見ると、ウエット方式でなんとか、ドライ方式に変えようという、自分たちの試みでやっているんですよ。職員の皆さんはたまたま、私、長坂の給食センターに行った調理師さんに聞きましたならば、あそこはいいよ、使いいよと。でも、やっぱり自分たちのここへ、また戻ってくると使いにくいねと。早く給食センターをやってほしいと。そして、その中で、一番何が得かという、やはり農業をやっている方、JA、あるいはファーム、そうすると大量に、結局、センターができれば、決まったもので作っていかれる。そうすると安く、見えた地産地消ができる。そんな中を生かしていただければ、なお効率がよいというふうな、北杜で作ったものを現場で使ってもらえる。そして子どもたちは、今現在、私たちが白州小学校なんかは、冷蔵庫が駄目になって、武川の小学校、中学校の給食センターに預けています。そんな事情が今、現状に表れているんです。

そんなことを鑑みますと、一日も早く、給食センターを造って、よりよい地産地消の食べ物を子どもたちに食べさせてやってほしいというふうな意見を、父兄からも聞いているし、こうなったら、今の容器とか、そういうものは現在のいいものがありますから、そんな冷めるとかなんとかとっていないから、とにかく一日も早くやってほしいというふうな声が、自分たちに聞かれていますから、この予算は進めてもらいたいと。賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

以上。

○議長（小澤寛君）

原案に反対者の発言はございますか。

岡野淳君。

○2番議員（岡野淳君）

私は原案反対、修正案賛成の立場から一言申し上げます。

そもそも私は、この2千食規模の給食センターの建設計画には問題があるとして、一貫して反対の立場で、いろいろ、ものを申してきてつもりです。おかげさまで検討委員会にも行かせてもらいましたけれども、その検討委員会の中で、冒頭から、この検討委員会には答えが出ているのではないかという意見が多数、出されております。つまり、学校給食に関しては2千食の規模で1カ所造るんだという答えが出ていて、われわれは何を検討するんだという意見が盛んに出されました。そもそもの進めがおかしいというのが、私の考えです。できれば、1千食程度の規模の給食センターを複数個所、2カ所程度、具体的に言えば、そういうことです。分けて造ることで、投資の分散も図ることができ、また、将来の小中学校の統廃合の動向にも対

応できていくではないかということも言ってきました。

私は検討委員会の委員として、最後までその場でも反対してまいりましたが、検討委員会の答申が出たからといって、「はい、そうですか」というわけにはまいりません。ここは、この修正案を支持し、改めて新しい学校給食センターの建設のあり方を見直すべきだという立場から原案に反対するものであります。

○議長（小澤寛君）

まだ、原案賛成者の発言はございますか。

（ な し ）

ないようですので、次に修正案反対者の発言を許します。

（ な し ）

ないようですので、次に修正案賛成者の発言を許します。

小野喜一郎君。

○6番議員（小野喜一郎君）

私は、先日の代表質問の中でも、その態度を表明しておりますけども、土台、この広大な北杜市の中に散在している小学校を長坂と、それから新しく新設するものとで賄うということは無理があるというふうに思う。それは地形を見ていただくと分かる通り、真ん中に辺見大地がありまして、両脇に川路筋があって、その間にはずっと峠があるわけでございます。これは冬なんかのことを考えると、例えば、将来、白州には長坂からいくような予定になっていますけども、大変、狭いところで、日陰が多くあります。そんなところに配送するのに、果たして安全で、しかも予定どおりいくかということを見ると、大変危惧されるわけです。そういうことを考えると、私、長坂を含む最低3カ所ということで提案していますが、できることなら、私は武川、白州にも、ひとつとこほしいなというふうに思っておるわけございまして、ここでもって2千食を決定していくよりも、今後、まだ検討の余地を残すということのほうが、私は、この北杜市の子どものためになるというふうに考えているわけです。

そういう立場から、私は今回の修正案に賛成をするものであります。

○議長（小澤寛君）

修正案反対の発言はございますか。

内藤昭君。

○26番議員（内藤昭君）

学校給食センターの問題は、昨年3月から約1年半にわたり議会、文教厚生常任委員会で審議されてまいりました。市民および委員会の意見によって、請願が採択されました。採択され、学校給食センター整備検討委員会が、今年の2月7日に設立いたしました。以後、7回にわたり検討委員会を重ね、5月22日には答申がなされました。その後、6月7日に教育委員会では意見を沿えて、市長に答申をいたしました。その結果が、今回の市長の提案であり、われわれ議員としても、児童生徒のことを考えれば、一日も早く、この事業を遂行していただきたいと思えます。

児童生徒のことを考えると、この学校給食センターが1年、2年と先延ばしになることは、非常に不安でなりません。一日も早く給食センターが建設されることを望み、修正案に反対をいたします。

以上です。

○議長（小澤寛君）

修正案賛成の立場の発言はございますか。

鈴木今朝和君。

○7番議員（鈴木今朝和君）

修正案賛成の立場として、一言。

私、前から文教の議員でずっとおりましたけど、ずっとおして、やはり、この広大な北杜市の中で2カ所というのは、物理的に無理だということをいつも思っておりました。

配送時間30分、それはスピードを出したり、道路をよくしたりすれば、できることかもしれないけど、実際に今の現状の中で、須玉から、なかなか30分以内に予定どおり配るということは無理だと、私はそう思います。

それから、もう一つ。大きな理由として、やはり子どもたちに限りなく、自校給食に近い給食を与えるには、どうしたらいいんだろうかと。私たちは当初から、自校給食をやれというのではなくて、それに限りなく近い、あるいは市の財政を考えた中でいく場合に、せめて、先、小野議員が言いましたとおり、長坂を含めて、あと2カ所というのをずっと思っておりました。

内藤議員が言ったように、早く給食センターを造れと。そのことには、私たちも反対はいたしません。早く造るにしても、まず1千食くらいを2カ所です。まず1カ所造って、次に小学校とか中学の合併、いろんな動向を見ながら、もう1カ所造ることがよいではないかということ、常に主張してまいりました。

そのことは、例えばアレルギー対策にしても、なんか検討委員会の議事録を見ますと、アレルギー対策に対して、あまりきちっと討議をしていないし、かえて2,500食のほうがアレルギーにはいいなんていう、なんか議事録があったような気がします。とんでもないことだと思います。

今、非常に子どもたちは、いろいろなアレルギーにかかっておりまして、それを現場では、実際に大変、例えば牛乳くらいだったなら、まだいいわけですけど、そばとか、いろんな、そういう粉のアレルギーとか、いろんなアレルギーがあって、それを対応するのは、センターではなく、現場の先生たちが今やっているわけです。現場の学校でやっているわけです。そういうことを考えた場合に、やはり1千食で、もっときちっと目の届いた、そういうこともできる、限りなく自校給食に近い給食センターがいいではないかということで、私は修正案に賛成をいたします。

○議長（小澤寛君）

まだ、発言はございますか。

反対の発言を許します。

茅野光一郎君。

○30番議員（茅野光一郎君）

私は小淵沢が途中から入ってまいりまして、給食でずいぶん議論をしているなというふうにして、今度は議員としてのイスへ座ってみまして、ずいぶんいろいろ、時間をかけるなと思っている一人であります。

私は民間におりまして、こんなのんびり言い合っているのかなと。ポンポンやらないと、北杜市の今、課題いっぱいあるではないですか。このことに、こんなに費用をかけたり、時間をかけていて、次のものは大丈夫なんですか。一番、私が感じたのは、もう危ないというんで

すよ、ここの施設が老朽化されていて。そして安全が、問題を抱えているわけです。食中毒になる危険性があるわけです。よくここまで、なんぼでも議論しているなと思っている一人です。ポンポン決めないと、大きな問題につながりませんか。もう決めることです。潔く、決めようではありませんか。

いろいろ申し上げます。私は、早く結論をつけることだと。この修正案に、私は反対いたします。

○議長（小澤寛君）

賛成の立場の発言はありますか。

小林忠雄君。

○12番議員（小林忠雄君）

やはり学校給食というのは、先ほどの話もありましたが、やはり自校式が本当に望ましいわけです。温かいものをすぐに出せると、これが一番望ましいわけですが、やはり、そういうわけにもまいらないと。センター方式を、われわれも認めましょうということでございます。

ただ、今の現状からいきますと、2カ所というのは、あまりにもどうでしょう。私どもはもう少し、もう1カ所ぐらい増やして、分散して、子どものために温かい給食を届けるような、そういうふうなことをすべきであると、こんなふうに思っておりますので、私は修正案に賛成の立場で申し上げました。

以上です。

○議長（小澤寛君）

清水壽昌君。

○35番議員（清水壽昌君）

今の討論を聞いていますと、相当ダブった討論になっているように思われます。議事進行を提案いたします。

○議長（小澤寛君）

反対の発言はございますか。

（ な し ）

ないようですので、以上で討論を終結いたします。

これから、議案第85号の採決を行います。

まず、本案に対する修正案について、採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第85号の修正案に、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 少 数 ）

ありがとうございました。

起立少数であります。

よって、修正案は否決されました。

次に議案第85号について、採決いたします。

議案第85号に賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 多 数 ）

ありがとうございました。

起立多数であります。

よって、議案第85号は原案のとおり可決いたしました。

○議長（小澤寛君）

日程第27 議案第86号 平成19年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第28 議案第87号 平成19年度北杜市老人保健特別会計補正予算（第1号）

日程第29 議案第88号 平成19年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第1号）

以上3案件を一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第86号から議案第88号までの3案件を一括議題といたします。

説明を求めます。

藤原保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤原良一君）

北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、ご説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

このたびの補正は、歳入歳出の予算の総額にそれぞれ1億9,568万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ55億771万2千円とするものでございます。

おめくりをいただきます。2ページでございます。

まず、歳入でございます。

3款1項の国庫負担金6,649万1千円。2項の国庫補助金1,760万円。5款2項の県補助金1,368万9千円。9款の1項繰越金9,790万円をそれぞれ増額補正しまして、合計1億9,568万円を加え、歳入の総額を55億771万2千円とするものでございます。

隣のページ、3ページ、歳出でございます。

3款1項の老人保健拠出金1億9,056万8千円を加えまして、歳出の総額を55億771万2千円とするものでございます。

次でございますが、老人保健特別会計補正予算（第1号）をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

このたびの補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,093万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ55億1,108万5千円とするものでございます。

おめくりをいただきます。

まず歳入でございます。1款1項の支払い基金交付金349万6千円。2款1項の国庫負担金4,724万1千円。5款1項繰越金19万8千円をそれぞれ加えまして、歳入総額を55億1,108万5千円とするものでございます。

歳出でございます。1款1項の総務管理費19万8千円。2款1項の医療諸費・・・すみません、ここのところは財源更正でございました。

次に3款の1項でございます。償還金77万8千円。2項の繰出金に4,995万9千円をそれぞれ加えまして、合計金額を55億1,108万5千円とするものでございます。

次をお願いいたします。

介護保険特別会計になります。補正予算第1号です。1ページをお願いいたします。

このたびの補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億1,030万8千円を追加し、歳入

歳出予算の総額をそれぞれ31億8,922万2千円とするものでございます。

おめくりをいただきます。

まず、歳入でございます。

3款2項の国庫補助金でございます、1千万円でございます。8款1項の繰越金です。1億30万8千円。加えまして、1億1,030万8千円の増額でございます、合計金額を31億8,922万2千円とするものでございます。

次に歳出でございます。

1款6項の地域介護福祉空間整備費等補助金でございます。1千万円。それから6款1項の基金積立金5,294万7千円。8款の1項償還金及び還付加算金4,732万円。3項の繰出金4万1千円。それぞれを加えますと、1億1,030万8千円の増加となりまして、歳出予算を31億8,922万2千円とするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小澤寛君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第86号から議案第88号までの3案件につきましては、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第86号から議案第88号までの3案件につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議案第86号から議案第88号までの3案件を一括で質疑を行いたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第86号から議案第88号までの3案件に対する一括質疑を行います。

ただいまから質疑を許します。

質疑ございませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（なし）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

これから、議案第86号から議案第88号までの3案件に対する採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第86号から議案第88号までの3案件につきましては、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。

昼食後、1時半から再開したいと思います。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時30分

○議長（小澤寛君）

再開いたします。

○議長（小澤寛君）

日程第30 議案第89号 平成19年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第31 議案第90号 平成19年度北杜市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第32 議案第91号 平成19年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

以上3案件を一括議題といたしたいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第89号から議案第91号までの3案件を一括議題といたします。

説明を求めます。

柴井生活環境部長。

○生活環境部長（柴井英記君）

それでは議案第89号 平成19年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

1ページをおめくりください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,060万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億3,504万6千円とするものでございます。

地方債の補正につきましては、第2表地方債補正によるものでございます。

2ページ、3ページをお開き願いたいと思います。

最初に歳入でございます。

1款1項使用料、補正額4万3千円でございます。3款1項国庫補助金255万9千円。5款1項繰入金9,431万2千円。7款3項雑入298万9千円。8款1項市債2,070万円でございます。歳入合計、補正額1億2,060万3千円。歳入の合計が31億3,504万6千円でございます。

次に3ページ、歳出でございますが、1款1項総務管理費8,616万2千円の増額補正でございます。

2款1項水道施設建設費3,444万1千円でございます。

歳出合計、補正額合計1億2,060万3千円。計31億3,504万6千円とするものでございます。

4ページでございますが、第2表 地方債補正でございますが、補正後5億7,350万円

ということで、2,070万円の増額をお願いするものでございます。それから利率の欄でございすが、ただし書きを加えるものでございます。

次に議案第90号 平成19年度北杜市下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、ご説明いたします。

1ページをお開き願いたいと思います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,090万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億9,543万9千円とするものでございます。

地方債の補正につきましては、第2表によるものでございます。

2ページ、3ページをお開き願いたいと思います。

最初に歳入でございます。

1款1項分担金1,020万円でございます。3款1項国庫補助金1,200万円でございます。6款1項繰入金350万円の減額でございます。8款1項雑入800万円。9款1項市債2,420万円の増額でございます。

歳入合計、補正額合計5,090万円。計34億9,543万9千円でございます。

歳出につきましては、2款1項事業費5,090万円でございます。合計34億9,543万9千円でございます。

次に4ページをお開き願いたいと思います。

地方債の補正でございますが、補正が12億660万円ということで、2,420万円の増額をお願いするものでございます。それから利率の欄のただし書きを加えるものでございます。

次に議案第91号 平成19年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について、ご説明いたします。

1ページをお開き願いたいと思います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ450万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億3,841万4千円とするものでございます。

地方債の補正につきましては、第2表によるものでございます。

2ページ、3ページをお開き願いたいと思います。

最初に歳入でございますが、7款1項繰越金、補正額450万円。合計10億3,841万4千円でございます。

歳出でございますが、1款1項総務管理費450万円の補正でございます。合計10億3,841万4千円でございます。

4ページをお開き願いたいと思います。

起債の額の変更はございませんが、利率の欄のただし書きを加えるものでございます。

以上、3案件の内容について説明いたしました。ご審議の上、ご議決いただけますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長(小澤寛君)

説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第89号から議案第91号までの3案件につきましては、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第89号から議案第91号までの3案件につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議案第89号から議案第91号までの3案件を一括で質疑を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第89号から議案第91号までの3案件に対する一括質疑を行います。

ただいまから質疑を許します。

(なし)

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありますか。

(なし)

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

お諮りいたします。

これから、議案第89号から議案第91号までの3案件に対する採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第89号から議案第91号までの3案件につきましては、原案のとおり可決することに決定いたしました。

#### ○議長(小澤寛君)

日程第33 議案第92号 平成19年度北杜市白州診療所特別会計補正予算(第1号)

日程第34 議案第93号 平成19年度北杜市ケーブルテレビ特別会計補正予算(第1号)

日程第35 議案第94号 平成19年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計補正予算(第1号)

日程第36 議案第95号 平成19年度北杜市浅尾原財産区特別会計補正予算(第1号)

以上4案件を一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第92号から議案第95号までの4案件を一括議題といたします。

説明を求めます。

保健福祉部長。

#### ○保健福祉部長(藤原良一君)

議案第92号 北杜市白州診療所特別会計補正予算(第1号)について、ご説明を申し上げます。

ます。

1ページをお願いいたします。

このたびの補正は、歳入歳出予算の増額からそれぞれ3,510万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億880万4千円とするものでございます。

おめくりをいただきます。まず、歳入でございます。

1款1項の外来収入3,710万円の減額でございます。

5款1項繰越金につきましては、199万5千円の増額でございます。差し引き3,510万5千円の減額となりまして、歳入総額が1億880万4千円となるものでございます。歳出でございます。

1款1項の総務管理費でございます。199万5千円の増額でございます。

2款1項の医業費でございますが、減額の3,710万円。差し引きしまして、3,510万5千円の減額となります。歳出合計を1億880万4千円とするものでございます。

以上です。

○議長（小澤寛君）

企画部長。

○企画部長（福井俊克君）

それでは、次に議案第93号 平成19年度北杜市ケーブルテレビ特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明申し上げます。

1ページをお開きください。

平成19年度北杜市のケーブルテレビ特別会計補正予算（第1号）は、次の定めるところによるということで、歳入歳出それぞれ97万6千円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ2億5,293万4千円とする内容であります。

次のページをお開きください。

歳入につきましては、繰越金を充てております。5款繰越金97万6千円であります。

歳入合計、補正額97万6千円で、歳入総額を2億5,293万4千円とする内容であります。

続きまして歳出でございますが、1款総務費、1項の総務費であります。指定管理者導入に伴います通知書の交付のための送料として、97万6千円追加補正する内容であります。

歳出合計につきまして、97万6千円。歳出総額につきましては、2億5,293万4千円とする内容であります。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（小澤寛君）

教育次長。

○教育次長（小沢孝文君）

それでは、議案第94号の平成19年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計補正予算の第1号の説明をしたいと思います。

1ページをおめくり願いたいと思います。

平成19年度北杜市の甲陵中・高等学校特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるという内容でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,028万3千円とするものでござい

す。

2ページ、3ページをおめくり願いたいと思います。

歳入でございますけども、1款使用料及び手数料、1項使用料でございます。補正額が31万6千円でございます。歳入合計、補正額が31万6千円。歳入合計が4億6,028万3千円とするものでございます。

歳出につきましては1款総務費、1項の総務管理費、補正額が31万6千円でございます。

歳出合計が31万6千円。合計が4億6,028万3千円とするものでございます。

よろしく願います。

○議長（小澤寛君）

八代明野総合支所長。

○明野総合支所長（八代忠夫君）

議案第95号 平成19年度北杜市浅尾原財産区特別会計補正予算(第1号)につきまして、ご説明いたします。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ106万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,190万4千円とするものでございます。

2ページ、3ページをお願いいたします。

歳入でございますけれども、3款1項基金繰入金、530万1千円の減額補正でございます。

4款1項繰越金489万6千円でございます。5款2項雑入52万円でございます。6款1項給付金94万9千円でございます。補正額が106万4千円。合計で3,190万4千円でございます。

3ページの歳出でございます。

2款1項総務管理費11万5千円。3款1項計画調査費94万9千円。歳出合計106万4千円。歳出合計が、補正額が106万4千円。歳出合計が3,190万4千円でございます。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第92号から議案第95号までの4案件につきましては、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第92号から議案第95号までの4案件につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議案第92号から議案第95号までの4案件を一括で質疑を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第92号から議案第95号までの4案件に対する一括質疑を行います。  
ただいまから質疑を許します。

( な し )

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありますか。

( な し )

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

お諮りいたします。

これから、議案第92号から議案第95号までの4案件に対する採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

よって、議案第92号から議案第95号までの4案件につきましては、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（小澤寛君）

日程第37 議案第96号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

企画部長。

○企画部長（福井俊克君）

それでは議案第96号 工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

朗読をもちまして、説明に代えさせていただきます。

次のとおり、請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号、ならびに北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分範囲を定める条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

- 1．契約の目的 公営住宅整備事業  
武川上団地建設工事（建築主体建設工事）
- 2．契約の方法 一般競争入札
- 3．契約金額 2億4,045万円
- 4．契約の相手方 山梨県韮崎市円野町上円井3139番地  
株式会社内藤ハウス 代表取締役 内藤篤

平成19年9月19日 提出

北杜市長 白倉政司

以上であります。

○議長（小澤寛君）

説明が終わりました。

ただいまから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありますか。

( な し )

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これから、議案第96号に対する採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

よって、議案第96号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(小澤寛君)

日程第38 同意第2号 大泉恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について、議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長(白倉政司君)

同意第2号の提案理由をご説明申し上げます。

同意第2号 大泉恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について、議会の同意を求める件につきまして、ご説明申し上げます。

新たに管理委員会委員を選任する必要があるため、北杜市財産区管理条例第3条第1項の規定により、北杜市大泉町谷戸890番地、藤森虎郎、昭和13年10月27日生まれ。同じく谷戸3844番地、浅川宏、昭和10年11月1日生まれ。以上2名につきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどお願い申し上げます。

○議長(小澤寛君)

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

よって、同意第2号 大泉恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について、議会の同意を求める件については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（小澤寛君）

日程第39 同意第3号 内山の内十二山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について、議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

同意第3号の提案理由です。

同意第3号 内山の内十二山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について、議会の同意を求める件につきまして、ご説明申し上げます。

新たに管理会委員を選任する必要があるため、北杜市財産区管理会条例第3条第1項の規定により、北杜市大泉町谷戸890番地、藤森虎郎、昭和13年10月27日生まれ。同じく谷戸3844番地、浅川宏、昭和10年11月1日生まれ。以上2名につきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長（小澤寛君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、同意第3号 内山の内十二山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について、議会の同意を求める件については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（小澤寛君）

日程第40 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

諮問第2号の提案理由です。

諮問第2号の人権擁護委員の候補者の推薦につきまして、ご説明申し上げます。

法務大臣が委嘱する人権擁護委員の任期が満了となるため、新たにその後任候補者を推薦する必要があるため、北杜市白州町白須107番地、山本彦仁、昭和8年8月31日生まれにつきまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定のほどをお願い申し上げます。

○議長（小澤寛君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦については、原案のとおり推薦することに決定いたしました。

（「議長、動議。」の声）

五味良一君。

○5番議員（五味良一君）

細田哲郎氏と内田俊彦氏の議会運営委員会委員の辞職勧告決議を動議として、提案いたします。

○議長（小澤寛君）

五味良一君のただいまの動議に賛成者はありますか。

（「賛成。」の声）

ただいま、五味良一君から議会運営委員 細田哲郎君、ならびに内田俊彦君の辞職勧告の動議が提出されました。

所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。

ただいま、動議が出されました細田哲郎君、内田俊彦君の辞職勧告に関する動議を日程に追加し、細田哲郎君ならびに内田俊彦君の辞職勧告決議案の件を追加日程第1とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、細田哲郎君ならびに内田俊彦君の議会運営委員辞職勧告決議案の動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議会運営委員である細田哲郎君、それから内田俊彦君の一身上に関する問題でありますので、地方自治法第117条の規定により、細田哲郎君、内田俊彦君の除斥を求めます。

はい。

○35番議員（清水壽昌君）

ただいま細田哲郎議員と、それから内田俊彦議員の除斥が言われたわけですけども、1人ずつ除斥というふうなことになるのかと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（小澤寛君）

それでは、訂正をいたします。

最初に細田哲郎君の議会運営委員辞職勧告決議案を追加日程第1とし、次に内田俊彦君の議

会運営委員辞職勧告決議案を追加日程第2とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすること  
といたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議がないので、追加日程第1 細田哲郎君の議会運営委員辞職勧告の件の動議を日程に追  
加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

細田哲郎君の一身上に関する問題でありますので、地方自治法第117条の規定により、細  
田哲郎君の除斥を求めます。

( 除 斥 )

○議長(小澤寛君)

追加日程第1 細田哲郎議会運営委員の辞職勧告決議案の件を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

五味良一君。

○5番議員(五味良一君)

細田哲郎氏の議会運営委員会委員辞職勧告決議動議の提案理由を申し上げます。

細田哲郎氏は、本議会運営委員会を構成する時点において、市民クラブの選出の委員であり  
ました。今回、市民クラブから解散届が提出され、それに伴い新たな会派が結成され、議会運  
営委員会の委員交代も、全員協議会の申し合わせに従い、会派の所属議員数に基づいた案分  
で割り当てが決まりました。したがって、市民クラブ選出の委員は申し合わせを尊重し、速やか  
に辞任をし、新会派から改めて委員を選出するのが適切な取り扱いであると思います。

ところが細田哲郎氏は、本定例会最終日に至っても辞表を提出していません。議会の申し  
合わせに照らして、すでに議会運営委員の資格を失った委員の在籍を認めることは、本議会の  
運営に甚だ影響をきたすものであり、みずから委員辞職をしない細田哲郎氏に議会の決議を  
もって、議会運営委員会委員の辞職を勧告すべきものと考え、動議いたします。

○議長(小澤寛君)

提案理由の説明が終わりました。

本案に対する質疑を省略し、これから討論に入ります。

討論はありませんか。

内田俊彦君。

○24番議員(内田俊彦君)

ただいまの動議に対しまして、反対の討論をさせていただきます。

細田哲郎議員は議会運営委員長でもございますが、議会運営委員会の席上でも、私と細田議  
員の処分に関しては、本議会終了後に協議をし、速やかにその結論を出すということで報告を  
してありますので、先ほど、五味議員のほうから出された動議に対しましては、本議会の終了  
ということで、了解を得ているというふうに、私は理解をしております。

よって、私はなんら、今の時点で、そういった旨を伝えてございますので、先ほどの動議に  
関しては反対いたします。

以上です。

○議長（小澤寛君）

ほかに討論はありますか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

議会運営委員 細田哲郎君の辞職勧告決議案の採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

小澤宜夫君。

○3番議員（小澤宜夫君）

採決につきましては、無記名投票でお願いしたいと思います。

○議長（小澤寛君）

ただいまの、小澤宜夫君の発議に賛成の方はございますか。

（「賛成。」の声）

4名以上の賛成が必要でございますが、4名以上の賛成がございましたので、それでは単記無記名投票によって、採決を行います。

準備ができるまで、しばらくお待ちいただきたいと思ひます。

暫時休憩いたします。

時間は、準備ができるまででございますので、時間を申し上げることができません。

それでは、準備がどのくらいかかるか分かりませんが、一応、10分間休憩をとります。

2時15分とします。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時15分

○議長（小澤寛君）

再開いたします。

議場を閉鎖いたします。

（ 議 場 閉 鎖 ）

投票による表決としたことから、議長は投票に加われないことにより、ただいまの出席議員は39人であります。

お諮りいたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に6番 小野喜一郎君、7番 鈴木今朝和君を指名いたします。

これから、投票用紙を配布します。

（投票用紙・配布）

念のため、申し上げます。

投票は、単記無記名であります。

細田哲郎君の信任を可とするものは賛成と、否とするものは反対と記載願ひます。

（「議長。」の声）

はい。

○35番議員（清水壽昌君）

今の動議は細田哲郎氏の辞職勧告決議案ですので、それに賛成か反対かということではないでしょうか。

○議長（小澤寛君）

すみませんでした。

訂正いたします。

細田哲郎君の辞職勧告決議案を可とするものは賛成、否とするものは反対と記載願います。投票用紙の配布漏れはありませんか。

（ な し ）

配布漏れがないようですので、投票箱をあらためさせます。

（ 投票箱・点検 ）

異常なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

事務局長から点呼をさせますので、点呼に応じて順次、投票を願います。

（ 投 票 ）

投票漏れはありませんか。

（ な し ）

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（ 議 場 開 放 ）

開票を行います。

会議規則第31条第1項の規定により、小野喜一郎君、鈴木今朝和君の立会いを願います。

（ 開 票 ）

投票の結果を報告いたします。

投票総数39票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち有効投票39票。

有効投票中、賛成22票。反対17票。

以上のとおり、賛成が多数であります。

したがって、議会運営委員会委員 細田哲郎君、辞職勧告決議案の動議は可決されました。

細田哲郎君の入場を許可します。

（ 入 場 ）

○議長（小澤寛君）

追加日程第2 議会運営委員 内田俊彦君の辞職勧告決議案の動議を議題といたします。

議会運営委員 内田俊彦君の一身上に関する問題でありますので、地方自治法第117条の規定により、内田俊彦君の除斥を求めます。

（ 除 斥 ）

提出者の説明を求めます。

五味良一君。

○5番議員（五味良一君）

内田俊彦氏の議会運営委員会委員辞職勧告決議動議の提案理由を申し上げます。

内田俊彦氏は、本議会運営委員会を構成する時点においては、市民クラブ選出の委員でありました。今回、市民クラブから解散届が出され、それに伴い新たな会派が結成され、議会運営委員会の委員交代も、全員協議会の申し合わせに従い、会派の所属議員数に基づいた案分で割り当てが決まりました。したがって、市民クラブ選出の委員は申し合わせを尊重し、速やかに辞任をし、新会派から改めて委員を選出するのが妥当な取り組みであると思います。

ところが内田俊彦氏は、本定例会最終日に至っても辞表を提出しておりません。議会の申し合わせに照らし、すでに議会運営委員の資格を失った委員の在籍を認めることは、本議会の運営に甚だ影響をきたすものであり、みずから委員辞職をしない内田俊彦氏に議会の決議をもって、議会運営委員の辞職を勧告すべきものと考え、動議といたします。

○議長（小澤寛君）

提案理由の説明が終わりました。

本案に対する質疑を省略し、これから討論に入ります。

討論はありませんか。

細田哲郎君。

○37番議員（細田哲郎君）

今回の議会運営委員の編成について、事実を、ここでしっかり申し上げないと、誤解が生ずるといけませんので、申し上げさせていただきます。

去る議会運営委員会で、委員さんの協議の中で、会派のことであるから、旧市民クラブとして、しっかり話し合って、いい方向で結論を出していただきたいということで、私がたまたま委員長でありますから、私も委員長として責任ある対応をさせていただきますということで、すぐ翌日、旧市民クラブの11名が寄りまして、話し合いをさせていただきました。

その際に、市民フォーラムが2名、公明クラブが1名ということで合意をなされて、辞職の件について、また、その人選については、おのおのの会派で選出するという申し合わせ事項の中で、結論として申し上げますと、今、会期中でありますので、私ども3人、話し合いの結果、定例会終了後、直ちに所定の手続きをとるということで、私がおの後の議会運営委員会の席上でも、私から申し上げました。

いずれにしても、今回の一連の問題について、ここで申し上げることは控えますが、事実関係としては今言われたとおりで、当然、終了後、直ちに、私たちは辞職手続きをとるということを、小林忠雄議員にも事前にお伝えしてあります。そういうことでありますから、一切、私たちに對して、その非があるとは思っておりませんので、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（小澤寛君）

ほかに討論はありますか。

（なし）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

議会運営委員 内田俊彦君の辞職勧告決議案の採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

(異議あり。の声)

異議の理由を申してください。

○3番議員(小澤宜夫君)

採決につきましては、無記名投票でお願いいたします。

○議長(小澤寛君)

賛成者がございますか。

(はい。の声)

所定の賛成者ございましたので、本異議は成立いたしました。

よって、本採決は投票で行うことに決定をいたしました。

ここで、4人以上の賛成者がありますので、この採決は投票により行います。

この投票は、無記名投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

投票による表決としたことから、議長は投票に加われません。

ただいまの出席議員は39人であります。

お諮りいたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に6番 小野喜一郎君、7番 鈴木今朝和君を指名いたします。

これから、投票用紙を配布いたします。

(投票用紙・配布)

念のため、申し上げます。

投票は、単記無記名であります。

内田俊彦君の議会運営委員辞職勧告決議案を可とするものは賛成と、否とするものは反対と記載願います。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(なし)

配布漏れがないようですので、投票箱をあらためさせます。

(投票箱・点検)

異常なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

事務局長から点呼をさせますので、点呼に応じて順次、投票を願います。

それでは、点呼いたします。

(投票)

投票漏れはありませんか。

(なし)

投票漏れがないようですので、議場の閉鎖を解きます。

(議場開放)

開票を行います。

会議規則第31条第1項の規定により、6番 小野喜一郎君、7番 鈴木今朝和君の立会いを願います。

( 開 票 )

投票の結果を報告いたします。

投票総数 39 票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち有効投票 39 票。

有効投票中、賛成 22 票。反対 17 票。

以上のとおり、賛成が多数であります。

したがって、議会運営委員会委員 内田俊彦君、辞職勧告決議案の動議は可決されました。

内田俊彦君の入場を許可します。

( 入 場 )

ここで、暫時休憩いたします。

再開は 3 時といたします。

休憩 午後 2 時 48 分

再開 午後 2 時 58 分

○議長(小澤寛君)

再開いたします。

○議長(小澤寛君)

追加日程第 3 選挙第 6 号 牛ヶ馬場恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

本件につきましては、牛ヶ馬場恩賜県有財産保護組合議会議員の旧明野村の議員が欠員となったため、同組合長から議長宛てに選任依頼通知を受けましたので、同組合同規約第 6 条の規定に基づき、選挙を行います。

選挙を要する議員数は 1 人でございます。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

続いて、お諮りいたします。

指名の方法は、議長が指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

牛ヶ馬場恩賜県有財産保護組合議会議員に柴田修君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長が指名いたしました柴田修君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました柴田修君を牛ヶ馬場恩賜県有財産保護組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました柴田修君につきましては、会議規則第32条第2項の規定により文書による当選告知をいたします。

○議長(小澤寛君)

追加日程第4 選挙第7号 大内窪外壱字恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

本件につきましては、大内窪外壱字恩賜県有財産保護組合議会議員の旧明野村の議員が欠員となったため、同組合長から議長宛てに選任依頼通知を受けましたので、同組合規約第6条の規定に基づき、選挙を行います。

選挙を要する議員数は1人でございます。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

続いて、お諮りいたします。

指名の方法は、議長が指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

大内窪外壱字恩賜県有財産保護組合議会議員に柴田修君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長が指名いたしました柴田修君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました柴田修君を大内窪外壱字恩賜県有財産保護組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました柴田修君につきましては、会議規則第32条第2項の規定により文書による当選告知をいたします。

○議長(小澤寛君)

追加日程第5 選挙第8号 奥野山恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

本件につきましては、奥野山恩賜県有財産保護組合議会議員の江草地区議員が、平成19年10月22日に任期満了となるため、同組合長から議長宛てに選任依頼通知を受けましたので、同組合同規約第6条の規定に基づき、選挙を行います。

選挙を要する議員数は4人でございます。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

続いて、お諮りいたします。

指名の方法は、議長が指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

奥野山恩賜県有財産保護組合議会議員に篠原睦人君、渡邊富幸君、清水文一君、八巻近仁君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長が指名いたしました篠原睦人君、渡邊富幸君、清水文一君、八巻近仁君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました篠原睦人君、渡邊富幸君、清水文一君、八巻近仁君を奥野山恩賜県有財産保護組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました篠原睦人君、渡邊富幸君、清水文一君、八巻近仁君につきましては、会議規則第32条第2項の規定により文書による当選告知をいたします。

○議長(小澤寛君)

追加日程第6 発議第4号 日豪EPA交渉に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提案者であります、坂本治年君から提案理由の説明を求めます。

28番、坂本治年君。

○28番議員(坂本治年君)

発議第4号

平成19年10月3日

北杜市議会議長 小澤寛殿

提出者

北杜市議会議員 坂本治年

賛成者

” 小林保壽  
” 宮坂 清  
” 古屋富藏

日豪EPA交渉に関する意見書の提出について

上記意見書を地方自治法第112条および北杜市議会会議規則第14条の規定により、別案のとおり提出する。

日豪EPA交渉に関する意見書（案）

わが国の豪州からの輸入状況を見ると、農林水産物の占める割合が高く、しかもわが国にとって、極めて重要な米、麦、牛肉、乳製品、砂糖などの品目が含まれているのが実態である。このため、豪州との交渉では、農産物の取り扱いが焦点となるのは必至であり、その取り扱い如何によっては、わが国農業、農村に壊滅的な打撃を与えるだけでなく、関連産業に対しても影響を及ぼし、地域経済をも崩壊させる懸念がある。

また、これまでわが国はWTO、農業交渉において、農業の多面的機能の発揮と多様な農業の共存等の観点から重要品目については、関税について特別な扱いを行うなど、各国それぞれの事情に配慮した取り扱いを主張してきている。

よって、国におかれては、豪州との交渉にあたり、次の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

- 1．米、麦、牛肉、乳製品、砂糖などの重要品目を除外、または再協議の対象とすること。
- 2．農業の多面的機能の発揮と多様な農業の共存等の観点から、十分な数の重要品目の確保および、その柔軟な取り扱い等を求めてきた、従来のWTO農業交渉におけるわが国の主張に基づいた対応を確保すること。
- 3．交渉にあたっては、期限を定めず、粘り強く交渉するとともに、豪州がわが国の主張について、十分な考慮をしない場合は、交渉の継続について中断を含め、厳しい判断を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年10月3日

北杜市議会議長 小澤寛

提出先

衆議院議長 河野洋平殿  
参議院議長 江田五月殿  
内閣総理大臣 福田康夫殿  
外務大臣 高村正彦殿  
財務大臣 額賀福志郎殿  
農林水産大臣 若林正俊殿  
経済産業大臣 甘利 明殿  
以上であります。

○議長（小澤寛君）

説明が終わりました。  
お諮りいたします。

本案については質疑・討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、発議第4号 日豪EPA交渉に関する意見書の提出については、可決することに決定いたしました。

○議長(小澤寛君)

追加日程第7 請願第4号 請願の件「悪質商法被害を助長するクレジットの被害を防止するための割賦販売法の抜本的改正に関する請願」についてを議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

19番、千野秀一君。

○19番議員(千野秀一君)

請願第4号

北杜市議会議長 小澤寛殿

悪質商法被害を助長するクレジットの被害を防止するための割賦販売法の抜本的改正に関する請願書

請願者

山梨県司法書士会	会 長	宮澤伯夫
日本司法書士会政治連盟山梨県会	会 長	望月計士
社団法人青年後見人センター		
リーガルサポート山梨	支 部 長	小林 恵
山梨県青年司法書士会協議会	幹 事 長	篠田貴子
	紹介議員	千野秀一
		秋山九一
		内藤 昭
		小澤宜夫
		中嶋 新

請願の趣旨

高齢者に対する寝具、リフォーム工事等の次々販売被害、呉服等の展示会商法等、クレジット悪質商法被害が全国で多発し、ついには多額のクレジット債務に負われた消費者らが、みずからの命を絶つ深刻なケースすら発生している。こうした被害が発生する要因としては、クレジットは代金回収と商品の引き渡しを分化したシステムであり、販売業者が消費者の資力等を無視した勧誘を行うことなどの構造的危険性を有しているにもかかわらず、現行割賦販売法が被害者防止に向けた法改正を行ってこなかったこと等が挙げられる。

そこで、こうしたクレジット悪質商法被害の防止と消費者の被害回復、さらには消費者にとって安心・安全なクレジット社会を築くため、割賦販売法の改正を求めるものである。

つきましては、貴議会におかれまして、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を政府関係機関に提出していただきますよう、お願いを申し上げます。

#### 請願事項

1. クレジット事業者の既払い金返金責任（無過失共同責任）。

被害の集中する契約書型クレジットについては、クレジットが違法な取引に利用された場合、クレジット事業者は既払い金返金を含む無過失共同責任を負うものとする。

2. クレジット事業者の不適正予審防止義務。

契約書型およびカード式も含め、クレジット事業者は違法な取引にクレジットが利用され、顧客に被害が発生することを防ぐための調査等、不適正な予審を防止する義務を負うものとする。

3. 過剰予審防止義務。

クレジット事業者に過剰予審を防止するための調査義務等を明記し、さらに過剰予審防止義務違反については、民事法を認める等、同義務が実効性のあるものとする。

4. 契約型クレジットに関する規制強化。

契約書型クレジットについて、カード式同様登録制度を導入し、かつ契約書面交付義務を明記すること。

5. 指定商品（権利役務）性および割賦要件の廃止。

原則としては、指定商品（権利役務）性および割賦要件を廃止し、支障ある取引については、ネガティブリストにより対応するものとする。

以上、よろしくお願いをいたします。

#### ○議長（小澤寛君）

請願の趣旨説明が終わりました。

お諮りいたします。

請願第4号については、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、請願第4号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本案については質疑・討論を省略し、採決をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は、採択することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、請願第4号 請願の件「悪質商法被害を助長するクレジットの被害を防止するための割賦販売法の抜本的改正に関する請願」については、採択することに決定いたしました。

#### ○議長（小澤寛君）

追加日程第8 請願第5号 請願の件「身体障害者に対する駐車禁止除外指定の基準から従前の対象者を除外しないよう求める意見書の提出を求める請願」についてを議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

22番議員、小林元久君。

小林元久君。

○22番議員（小林元久君）

請願第5号

北杜市議会議長 小澤寛殿

請願者

山梨県甲府市北口1-4-1

山梨県身体障害者運転者会

会 長 川手薫

北杜支部長 神部昇

身体障害者に対する駐車禁止除外指定の基準から従前の対象者を除外しないよう求める意見書の提出を求める請願

紹介議員 小林元久

鈴木今朝和

小野喜一郎

平成19年9月1日から改正となった、山梨県道路交通法施行細則の駐車禁止除外指定の取り扱いで、これまで歩行困難で本人運転の下肢不自由者に対する適用の一部が外されることになった。下肢不自由者の交付基準が、今までの障害1級から4級が、1級から3級の1までとなった。これまで補助者を必要とせず1人で運転し、移動して経済活動や生産活動を継続している下肢不自由者にとって、車両は体の一部になっています。目的地の近くに短時間でも駐車できることは、障害者が生きていく上で大事な問題です。

また、今回の改正で下肢不自由者と同様に交付基準範囲が変更となった体感不自由、心臓機能障害、腎臓機能障害、呼吸器機能障害、人免疫不全ウイルスによる免疫機能障害等の障害者にとっても、下肢不自由者と同様に、長距離・長時間の歩行が厳しく、障害・疾病のある人の社会参加を可能な限り促進しようとする自立支援策にも反しています。

山梨県道路交通法施行細則の駐車禁止除外の制度において、すでに交付された障害者に対しては、3年間の除外対象となる経過措置がとられていますが、障害者は3年経過しても健常者になるわけではありません。今のままでは駐車禁止除外指定を受けている山梨県在住者1,373人、これは3月現在であります。そのうち約500人が3年後に資格を失い、生活のための足を奪われてしまいます。

駐車禁止除外指定の取り扱いにおいては、全国一律でなく、従来のまま、適応の範囲を維持する府県、大阪府、兵庫県、青森県、秋田県、山形県、宮城県、福島県、香川県もあります。東京など首都圏とは違い、公共交通機関が不十分な山梨県内において、障害者が交通機関を利用して移動することは極めて困難な状態であり、危険と不便を強いられることとなります。また、駐車禁止除外指定を必要としている障害者から自立した生活を奪うことにもなります。

このため、山梨県公安委員会に対し、これまで除外指定者標章の交付を受けてきた対象者を今回の改正後も除外しないよう、再三要請してきましたが、山梨県公安委員会は警察庁決定事項であり、山梨県の段階では見直しは不可との回答でした。山梨県道路交通法施行細則の駐車禁止除外指定の取り扱いにおいて、これまで除外指定者標章の交付を受けてきた障害者が不利

にならないように、改正前の対象者を除外しないようにしていただきますよう、関係機関への意見書の提出をお願いいたします。

以上です。

○議長（小澤寛君）

請願の趣旨説明が終わりました。

お諮りいたします。

本件につきましては総務常任委員会へ付託し、審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、請願第5号 請願の件「身体障害者に対する駐車禁止除外指定の基準から従前の対象者を排除しないよう求める意見書の提出を求める請願」については、総務常任委員会へ付託し、審査することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

その間に、総務常任委員会を開催したいと思いますので、よろしく願いをいたします。

再開は3時45分という予定でございますので、あらかじめご承知おきいただきたいと思います。

休憩 午後 3時22分

再開 午後 4時09分

○議長（小澤寛君）

大変、お待たせをいたしました。再開いたします。

お諮りいたします。

お手元に配布いたしました議事日程のとおり、日程の変更および追加をいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、お手元に配布いたしました議事日程のとおり、日程の変更および追加をすることに決定いたしました。

○議長（小澤寛君）

追加日程第9 発議第5号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者であります、篠原珍彦君から提案理由の説明を求めます。

篠原珍彦君。

○25番議員（篠原珍彦君）

発議第5号

平成19年10月3日

北杜市議会 小澤寛殿

提案者

北杜市議会議員 篠原珍彦

賛成者

北杜市議会議員 田中勝海

” 清水壽昌

” 渡邊陽一

割賦販売法の抜本的改正に関する意見書の提出について

上記意見書を地方自治法第112条および北杜市議会議員規則第14条の規定により、別案のとおり提出する。

提案理由

悪質商法被害者を助長するクレジット被害を防止し、消費者社会の安全で消費者にやさしい信頼あるクレジット社会の実現を目指し、割賦販売法の抜本的改正をすることを求める、この案を提出する。

割賦販売法抜本的改正に関する意見書（案）

高齢者に対する寝具、リフォーム工事等の次々販売被害、呉服等の展示会商法等、クレジットの悪質商法被害が全国的に多発し、ついには多額のクレジット債務に負われて、消費者がみずから命を絶つ深刻なケースが発生している。

こうした被害が発生する要因としては、クレジットは代金回収の商品の引き換えを分割したシステムであり、販売業者が消費者の資力等を無視し、したがって勧誘を行う構築的危険性を有しているのにもかかわらず、現行の割賦販売法が被害者防止法に向けて法改正を行ってこなかったことが挙げられる。

そこで、こうしたクレジット悪質商法の被害に防止を、消費者の被害回復、さらに消費者にとっての安心・安全クレジット社会を築くためには、北杜市議会は国会および政府に対して、割賦販売法の改正にあたっては、次の事項を実現するよう強く要望する。

1．クレジット事業者の既払い金額返還責任（無過失共同責任）

被害の集中する契約書型クレジットについては、クレジットが違法な取引に利用された場合、クレジット事業者は既払い金返金を含む無過失共同責任を負うものとする。

2．クレジット事業者の不適正予審防止義務。

契約書型およびカード式も含め、クレジット事業者は違法な取引にクレジットが利用され、顧客に被害が発生することを防ぐための調査等、不適正な予審を防止する義務を負うものとする。

3．過剰予審防止義務。

クレジット事業者に過剰予審を防止するための調査義務等を明記し、さらに過剰予審防止義務違反については、民事法を認める等、同義務が実効性のあるものとする。

4．契約書類型クレジットに関する規制強化。

契約書型クレジットについて、カード式同様登録制度を導入し、かつ契約書面交付義務を明記すること。

5．指定商品（権利役務）性および割賦要件の廃止。

原則として、指定商品（権利役務）性および割賦要件を廃止し、支障のある取引については、ネガティブリストにより対応するものとする。

以上、地方自治法99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年10月3日

北杜市議会議長 小澤寛

提出者

衆議院議長 河野洋平殿

参議院議長 江田五月殿

内閣総理大臣 福田康夫殿

経済産業大臣 甘利 明殿

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案については質疑・討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、発議第5号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書の提出については、可決することに決定いたしました。

次に、先ほど総務常任委員会を開催いたしました。

その結果について、総務常任委員長 篠原珍彦君から報告をお願いいたします。

篠原珍彦君。

○総務常任委員長（篠原珍彦君）

平成19年10月3日

北杜市議会議長 小澤寛様

北杜市議会総務常任委員会委員長 篠原珍彦

北杜市議会総務常任委員会委員長報告

総務常任委員会は、10月3日の本会議において付託された請願第5号 身体障害者に対する駐車禁止除外指定の基準から従前の対象者を除外しないよう求める意見書の提出を求める請願について、10月3日、議員協議会室において慎重に審査をした結果、継続審査すべきものと決定いたしました。

○議長（小澤寛君）

以上、委員長報告が終わりました。

○議長（小澤寛君）

日程第41 議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配布しております議員派遣の件のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件につきましては、別紙のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま、議決しました議員派遣の件について、やむを得ず変更が生ずる場合は、議長に一任をお願いしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、やむを得ず変更が生ずる場合は、議長に一任することに決定いたしました。

#### ○議長(小澤寛君)

日程第42 建設経済常任委員会行政視察研修報告を行います。

建設経済常任委員長、坂本治年君。

坂本治年君。

#### ○建設経済常任委員長(坂本治年君)

建設経済常任委員会行政視察報告

8月29日、30日に行われました建設経済常任委員会の行政視察報告をいたします。

まず研修目的。鳥獣被害対策の取り組みについて(モンキードック事業)、景観を育むまちづくりについて。

研修地 長野県大町市、滋賀県近江八幡市。

研修参加者 常任委員14人、建設部長、議会事務局長、計16人でありました。

まず、長野県大町市から報告します。

長野県大町市は県の北西部、松本平の北に位置し、北アルプス一番街といわれ、北の五竜岳から南の槍ヶ岳をおさめ、総面積564.99平方キロメートル。人口は3万1,859人。一般会計は158億5,700万円。特別会計は147億1,400万円。計305億7,100万円余りとなる規模の市であります。

大町市周辺に生息しているサルについては、北アルプス個体群と呼ばれており、平成14年度の調査では群れ数が120から180群あり、個体数では6,501万頭が生息しているといわれ、大町市での農作物に被害を与えるサル群は9群あり、個体数は500頭が生息しており、この9群にテレメトリー、発信機を設置して、サルの被害対策、追い払いに犬を使うことを発案し、モンキードックの育成を全国で初めて手掛けた先駆市であります。

ここで、大町市におけるサルの被害対策の取り組みについて、紹介します。

被害防止柵設置事業について。

電気柵設置補助として、1世帯につき20万円を限度として、材料費の2分の1を補助し、電気柵以外の防護柵を1世帯につき5万円を限度とし、材料費の3分の1以内で補助しています。

テレメトリーを利用したサルの追い払いについて。

サルを捕獲し、発信機を取り付け、群れの中の1頭に設置します。発信機電波を受信するための受信機、小型受信機を被害の多い自治体に貸し出し、サルの行動を監視し、追い払いを実

施する。

捕獲による被害防止について。

猟友会による檻および銃器による捕獲は平成16年度は141頭、17年度は214頭、18年度は125頭。ちなみに、北杜市は18年度126頭です。

新たな取り組みとして、自治会、子どもの育成会が主体となり、サル生態等学習会、放置した柿取り、植樹等で広葉樹林帯の拡大、モンキードック事業について、平成17年度より実施した事業で、農家等で使用されている犬を訓練し、犬の能力を活用することで、圃場へ出沒するサルの追い払いおよび出沒抑制を図るものであります。

対象となる犬は中型犬以上であれば、犬の種類、性別は関係なく採用しています。ただし、年齢の若い犬のほうが訓練の取得が早く、効果も長期間に及ぶので有効であります。

モンキードックの選定基準は、市内の農家等が使用、また、これから使用しようとする中型犬以上の犬であります。訓練内容は、人に危害を加えない。サルを見たら追い払う。追い払い終了後、または呼ぶと戻ってくる。訓練期間は、11月ごろから3月ごろ実施。基準訓練は4カ月プラス、現地訓練が1カ月、計5カ月行います。費用負担は1匹当たり、単価として5万円掛ける1カ月掛ける4月で20万円。これは市の負担で行っています。1匹当たり単価5万円で、1カ月を5万円、これは飼い主の負担であります。犬が訓練場に慣れたら、1回程度、飼い主が訓練場へ行き、訓練をする。

モンキードックの課題については、被害地区の飼い主を利用するため、犬の選定が難しい。サルの追い払いで、犬が山へ入るので、ダニ等の対策。犬が嫌いな人がいるので、普通の飼い主との区別が必要。飼い主が犬の近くにいないと、係留を解くことができない。犬のいる近くへサルの出沒は減少するが、離れた場所では効果が期待できない。サルが木の上に登ってしまうと、犬のみでは対応できない。以上であります。

北杜市でも、サルの被害が非常に拡大している現在、電気柵および電気柵以外の柵、テレメトリーを利用した追い払い、捕獲による被害防止等を同時に進めると共に、このモンキードック事業を被害の多い地区に導入することを研究することを、委員会として提案します。市民の負担も多く、理解と協力が必要と考えます。

次に近江八幡市は、琵琶湖の東岸に位置し、中山道や朝鮮人街道、八幡堀等を通じ、陸上と湖上の交通の要所として、重要な位置を占めるとともに、国の重要文化的景観として、全国初の選定を受けた水郷地帯を要しています。

人口6万9,251人。面積は76.97平方キロメートル。一般会計193億5千万円。特別会計、企業会計合わせて52.5億3千万円の規模の市であります。

近江八幡市の景観を育むまちづくりは、35年前に始まりました。近江八幡商人の経済を支える大動脈であった八幡堀は、戦後、陸上交通の発展に伴い、その機能を失い、多くの生活排水が流れ、富栄養化の中でヘドロが堆積し、やがて雑草が繁茂し、格好のゴミ捨て場と化しました。

昭和40年代になると、衛生的な見地やモータリゼーションの華やかな社会背景から埋め立て計画が出てきました。しかし、地元青年会議所のメンバーが昭和47年、「堀は埋めた瞬間から倒壊が始まる」というスローガンによって、周辺住民の賛同を得る中で、保存修景運動として、当時、全国に例のないまちづくり運動として、景観運動が始まったとのことであります。

そして、近江八幡市は水郷風景、湖岸風景、沖島を含む田園風景、伝統的風景、八幡商人の

まちなみ・回廊風景、中仙道・新市街地風景の6つの風景ゾーンを設け、この6つのゾーンにおのずと違ってくる広域性基準を持った風景計画（景観法）に基づく、景観計画を策定したものであります。

主な広域性としまして、水郷近隣地区としましては、真壁づくり、またはそれに準ずる和風建築の様式を継承した意匠とする。建物は2階以下、高さは10メートル以下とする。4寸、5寸勾配屋根を設け、適度な軒の出を有すること。屋根はいぶし、瓦葺き、または葦葺きとすること。自然素材を持つ色を基調とすること。

以上であります。

さて、北杜市のまちづくりを考えると、人と自然と文化が躍動する環境創造都市を生かしながら、8つの杜からできている北杜市を例えると、豊かな水と街道の杜ゾーン、おいしい米の杜ゾーン、豊かな太陽の杜ゾーン、信玄と温泉の杜ゾーン、緑と清里の杜ゾーン、国蝶オオムラサキの杜ゾーン、躍動するホースの杜ゾーンと設定することができると思います。

このまちづくりを提案し、研修報告といたします。

○議長（小澤寛君）

建設経済常任委員長の研修報告が終わりました。

大変ご苦労さまでございました。

○議長（小澤寛君）

追加日程第10 継続審査の件を議題といたします。

議会運営委員会、総務常任委員会、文教厚生常任委員会、建設経済常任委員会および議会改革等調査特別委員会の各委員長から会議規則第101条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、所管事項の審査につき、継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、継続審査とすることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、追加日程第10 継続審査の件は各委員長の申し入れのとおり、継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました議案審査は、すべて終了いたしました。

9月19日から開会されました平成19年第3回定例会も、議員各位のご協力をいただき、本日を最終日として、15日間の全日程を無事終了することができました。心から感謝申し上げます。

平成19年第3回北杜市議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 4時29分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 年 月 日

北杜市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

議会事務局長	小 松 正 壽
議 会 書 記	岩 波 信 司